明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○民法等の一部を改正する法律（二三）　一七
○道路交通法の一部を改正する法律（三四）　三三
○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（三五）　四四
○放送法の一部を改正する法律（二八）　三五
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（三七）　三九
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律（三八）　三九
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（三九）　六三

〔政　令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八八）　六四
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八九）　六七
○住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（一九〇）　六九

〔デジタル庁令〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁五）　七三

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務七）　七六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（同八）　一〇五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（同九）　一〇六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（同一〇）　一八三

〔省　令〕

○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（総務四八）　二一三
○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（同四九）　二一七
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同五〇）　二三〇
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（同五一）　二三三
○総務省組織規則の一部を改正する省令（同五二）　二三七
○住民基本台帳法第九条第三項及び第十九条第四項の規定による戸籍に関する事項に係る通知の方法を定める命令（総務・法務一）　二三六
○個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令（総務・外務一）　二三六
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令（同二）　二三六
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（財務四一）　二五九
○公認心理師法施行規則及び公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働二）　二六〇
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働八五）　二六六
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同八六）　二六四
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八七）　二九九
○労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八八）　三一〇
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八九）　三一四
○公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六一）　三一六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔告　示〕

○平成二十七年総務省告示第四百二号
等の一部を改正する告示
（**デジタル庁**一二）　三二七

○平成十五年総務省告示第七百六号
（認証業務及びこれに附帯する業務
の実施に関する技術的基準）の一部
を改正する件
（**デジタル庁・総務**二一）　三二八

○平成二十七年総務省告示第三百十四
号（個人番号カード等に関する技術
的基準）の一部を改正する件
（**同**二二）　三三三

○電気通信回線を通じた送信又は電磁
的記録媒体の送付の方法及び情報提
供ネットワークシステムを使用した
送信の方法に関する技術的基準等の
一部を改正する告示（**同**二三）　三三五

○電気通信回線を通じた送信又は磁気
ディスクの送付の方法並びに磁気
ディスクへの記録及びその保存の方
法に関する技術的基準の一部を改正
する告示（**総務**一七三）　三三二

○住民票記載事項通知、戸籍照合通知
及び本籍転属通知に係る電気通信回
線を通じた送信の方法に関する技術
的基準（**総務・法務**一）　三四八

○経済上の連携に関する日本国とイン
ドネシア共和国との間の協定の適用
を受けるインドネシア人看護師等の
出入国管理上の取扱いに関する指針
の特例を定める件の一部を改正する
件（**法務**一三四）　三四九

○経済上の連携に関する日本国とフィ
リピン共和国との間の協定の適用を
受けるフィリピン人看護師等の出入
国管理上の取扱いに関する指針の特
例を定める件の一部を改正する件
（**同**一三五）　三五二

○平成二十四年四月十八日にベトナム
社会主義共和国政府との間で交換が
完了した看護師及び介護福祉士の入
国及び一時的な滞在に関する書簡の
適用を受けるベトナム人看護師等の
出入国管理上の取扱いに関する指針
の特例を定める件の一部を改正する
件（**同**一三六）　三五六

○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律施行規則に基づく国税関係手続に
係る個人番号利用事務実施者が適当
と認める書類等を定める件の一部を
改正する件（**国税庁**一一）　三五九

本号で公布された法令のあらまし

◇民法等の一部を改正する法律（法律第三三号）

（法務省）

一　民法の一部改正関係

1　親の責務等

婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子を養育するに当たって負う責務に関する規定を設けることとした。（第八一七条の一二関係）

2　親権等

㈠　親権

親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならないこととした。（第八一八条第一項関係）

㈡　親権の行使方法

父母双方が親権者であるときであっても、子の利益のため急迫の事情があるときや、監護及び教育に関する日常の行為については、父母の一方が単独で親権を行使することができることとするとともに、特定の事項に係る親権の行使について父母間に協議が調わない場合には、家庭裁判所が当該事項に係る親権行使者を定めることができることとした。（第八二四条の二関係）

㈢　離婚の場合の親権者の定め

(1)　父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定めることとした。（第八一九条第一項関係）

(2)　裁判上の離婚の場合には、裁判所が、父母の双方又は一方を親権者と定めることとした。（第八一九条第二項関係）

(3)　裁判所は、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないこととし、この場合において、父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならないこととした。（第八一九条第七項関係）

㈣　離婚後の子の監護に関する事項の定め等

父母が協議上の離婚をする際に協議で定める事項に、監護の分掌を追加することとした。（第七六六条第一項関係）

3　子の監護の費用

㈠　子の監護の費用の先取特権

子の監護の費用によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有することとした。（第三〇六条第三号関係）

㈡　子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例

父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合には、父母の一方であって離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うものは、他の一方に対し、一定の要件の下で、法務省令で定める一定額の養育費を請求することができることとした。（第七六六条の三関係）

4　親子の交流等

㈠　審判による父母以外の親族と子との交流の定め

家庭裁判所の審判により父母以外の親族と子との交流の定めをする場合に関する規定を設けることとした。（第七六六条の二関係）

㈡　父母の婚姻中の親子の交流等

父母が婚姻中に子と別居している場合における親子の交流等に関する規定を設けることとした。（第八一七条の一三関係）

5　養子

子が養子であるときの親権者に関する規定を設けるとともに、一五歳未満の者を養子とする縁組の代諾について親権者や監護者等の間に協議が調わないとき等の調整に関する規定を設けることとした。（第七九七条及び第八一八条関係）

6　財産分与

財産分与の請求期間を五年に伸長するとともに、家庭裁判所が財産分与の額及び方法を定める際の考慮要素等を定めることとした。（第七六八条関係）

二　民事執行法の一部改正関係
扶養義務等に係る債権に基づき財産開示手続等の申立てをした場合には、当該申立てと同時に、当該申立てに係る手続において債務者が開示した債権に対する差押命令の申立て等をしたものとみなすこととした。（第一六七条の一七関係）

三　人事訴訟法の一部改正関係
1　情報開示命令
離婚訴訟において子の監護に要する費用の分担に関する附帯処分又は財産の分与に関する附帯処分の申立てがされている場合には、裁判所が、当事者に対し、その収入、資産等の状況に関する情報の開示を命ずることができることとした。（第三四条の三関係）
2　判決前の親子交流の試行的実施
離婚訴訟において子の監護に関する附帯処分の申立てがされている場合には、裁判所が、当事者に対して、子との交流の試行的実施を促すことができることとした。（第三四条の四関係）

四　家事事件手続法の一部改正関係
1　情報開示命令
子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件、財産の分与に関する処分の審判事件及び調停事件等について、三の1と同様の規定を設けることとした。（第一五二条の二及び第一八四条の二関係）
2　審判又は調停前の親子交流の試行的実施
子の監護に関する処分の審判事件及び調停事件において、三の2と同様の規定を設けることとした。（第一五二条の三関係）

五　その他
この法律の制定に伴い、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備等をすることとした。（附則第二条～第一九条関係）

六　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律（法律第三四号）（警察庁）

1　自転車等の交通事故防止のための規定の整備
㈠　車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等（歩道又は自転車道を通行しているものを除く。）の右側を通過する場合（当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。）において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないことをとした。（第一八条関係）
㈡　自転車を運転する場合においては、当該自転車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自転車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととした。（第七一条関係）
㈢　自転車の酒気帯び運転及びこれを幇助する行為をした者に対する罰則を創設することとした。（第一一七条の二の二及び第一一七条の三の二関係）
㈣　第八章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであって、重被牽引車以外の軽車両の運転者（一六歳未満の者を除く。）がしたものを、反則行為とすることとした。（第一二五条及び別表第二関係）
㈤　その他所要の規定を整備することとした。

2　その他
㈠　運転の定義に関する規定を整備することとした。（第二条関係）
㈡　準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の欠格事由を一七歳六か月に満たない者に引き下げるとともに、準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢を一七歳六か月に引き下げることとした。（第八八条及び第九六条関係）
㈢　その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日等
㈠　所要の経過措置を設けることとした。
㈡　施行期日
(1)　(2)を除き、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
(2)　1の㈡及び㈢並びに2の㈠については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三五号）（警察庁）

1　自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止することとした。（第六条関係）
2　その他所要の規定を整備することとした。
3　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇放送法の一部を改正する法律（法律第三六号）（総務省）

1　放送番組の配信に係る業務の必須業務化
㈠　日本放送協会（以下「協会」という。）の目的に放送番組及び番組関連情報（協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。以下同じ。）の配信（放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであって、放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行うことを加え、協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四五年法律第四八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかったものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。）について、放送と同時に及び放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、配信を行うことを、協会の必須業務とすることとした。（第二条第三一号及び第三二号、第一五条並びに第二〇条第一項第三号及び第四号関係）
㈡　協会は、必須業務として行われる配信（以下「必要的配信」という。）の業務（以下「必要的配信業務」という。）を行うに当たっては、必要的配信業務に用いられる設備及びその運用のための業務管理体制（以下「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないこととし、配信用設備等の概要を総務大臣に届け出なければならないこととした。（第二〇条の三第一項及び第三項関係）
㈢　協会は、公衆によって日常的に使用されている通信端末機器を用いて必要的配信を受信することができるようにするためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を作成し、公衆に対し無償で提供しなければならないこととし、必要的配信業務を行うに当たっては、公衆が、当該プログラム及び公衆によって一般的に使用されているブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラムをいう。）のいずれを用いる方法によっても必要的配信を受信することができるようにしなければならないこととした。（第二〇条の三第七項及び第八項関係）
㈣　協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、特定必要的配信（必要的配信のうち、ラジオ放送、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除くものをいう。以下同じ。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならないこととした。（第二〇条の三第九項関係）
㈤　必要的配信の休止に際しては、原則として経営委員会の議決及び総務大臣の認可を要することとした。（第二九条第一項第一号リ及び第八六条第一項関係）
㈥　総務大臣から協会に対し放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して行う要請の対象に、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組の配信を加え、当該配信に要する費用について国の負担とすることとした。（第五五条第一項及び第六七条第一項関係）

2

(一)　番組関連情報の配信に係る業務の必須業務化

協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、業務規程（番組関連情報の配信の業務（以下「番組関連情報配信業務」という。）の実施に関する規程をいう。以下同じ。）に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うことを、協会の必須業務とすることとした。（第二〇条第一項第五号関係）

(二)　協会は、番組関連情報配信業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、業務規程を定め、これを総務大臣に届け出るとともに公表し、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従わなければならないこととした。（第二〇条の四第一項及び第三項関係）

(1)　業務規程の内容は、次のイからハまでのいずれにも適合するものでなければならないこととした。（第二〇条の四第二項関係）

イ　当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。

ロ　当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。

ハ　当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

(2)　協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について(1)イからハまでに掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならないこととした。（第二〇条の四第四項関係）

(3)　総務大臣は、業務規程の届出又は(2)の報告があったときは、業務規程の内容が(1)ハに適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならないこととし、当該届出のあった業務規程が(1)イからハまでのいずれかに適合しないことが明らかであるとき又は(2)の報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が(1)イからハまでのいずれかに適合しなくなったことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができることとするとともに、当該勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて業務規程を変更しない場合において、(1)イからハまでに掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができることとした。（第二〇条の四第五項、第六項及び第七項関係）

3

(一)　受信料の公平負担の確保

特定必要的配信の受信を開始した者は、協会と受信契約を締結しなければならないこととした。（第六四条第一項第二号関係）

(二)　協会は、特定受信設備を設置した者と特定必要的配信の受信を開始した者が互いに同等の受信環境にある者として協会との受信契約を締結することを踏まえ、これらの者が締結する受信契約の内容を公平に定めなければならないこととした。（第六四条第三項関係）

4

(一)　民間放送事業者が講ずる難視聴解消措置への協力に係る義務の強化

協会が他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者が第九二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならないこととした。（第二〇条第六項関係）

(二)　協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、(一)の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならないこととした。（第二〇条第七項関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（法律第三七号）（経済産業省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本方針の策定、低炭素水素等供給等事業に関する計画の認定等の措置を講ずることにより、エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ、脱炭素成長型経済構造（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三二号）第二条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造をいう。以下同じ。）への円滑な移行を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「低炭素水素等」とは、水素等（水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であって、その製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定の値以下であること、二酸化炭素の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものをいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「低炭素水素等供給事業」とは、低炭素水素等の供給（国内で製造し、又は輸入して供給することをいう。以下同じ。）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業をいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　この法律において「低炭素水素等利用事業」とは、エネルギー又は原材料としての低炭素水素等の利用（道路運送車両法（昭和二六年法律第一八五号）第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車に充塡することを含む。以下同じ。）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業をいうこととした。（第二条第三項関係）

(4)　この法律において「低炭素水素等供給等事業」とは、低炭素水素等供給事業又は低炭素水素等利用事業をいうこととした。（第二条第四項関係）

2　基本方針等

(一)　基本方針

主務大臣は、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第三条関係）

(二)　国の責務

(1)　国は、基本方針に即して、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有することとした。（第四条第一項関係）

(2)　国は、事業者による低炭素水素等の供給及び利用の促進のための取組が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を講ずるよう努めることとした。（第四条第二項関係）

(三)　関係地方公共団体の責務

低炭素水素等の供給又は利用に関係する地方公共団体は、(二)の(1)の国の施策に協力して、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策を推進するよう努めることとした。（第五条関係）

(四)　事業者の責務

(1)　水素等の供給又は利用を行う事業者は、基本方針の定めるところに留意して、低炭素水素等の供給又は利用に伴う安全を確保しつつ、低炭素水素等の供給又は利用の促進に資する投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めることとした。（第六条第一項関係）

(2)　事業者は、国又は関係地方公共団体が実施する低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めることとした。（第六条第二項関係）

3　低炭素水素等供給等事業計画の認定

(一)　計画の認定

(1)　低炭素水素等供給事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等供給事業者」という。）又は低炭素水素等利用事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等利用事業者」という。）は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する計画（以下「低炭素水素等供給等事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。（第七条第一項関係）

(2)　低炭素水素等供給等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。

イ　低炭素水素等供給等事業の目標

ロ　低炭素水素等供給等事業の内容及び実施期間

ハ　低炭素水素等供給等事業の実施体制

ニ　低炭素水素等供給等事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法

ホ　４の(一)の(1)の助成金の交付を受けようとする場合にあっては、その旨

ヘ　低炭素水素等供給等事業の用に供する施設の規模及び場所に関する事項その他の主務省令で定める事項

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、低炭素水素等供給等事業に関し必要な事項（第七条第二項関係）

(3)　低炭素水素等供給等事業計画には、(1)の認定を受けようとする低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者以外の者が行い、又は行おうとする低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売（以下「貯蔵等」という。）に関する次に掲げる事項を含めることができることとした。

イ　低炭素水素等の貯蔵等の内容及び実施期間

ロ　低炭素水素等の貯蔵等の実施体制

ハ　低炭素水素等の貯蔵等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

ニ　当該者が行う低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する行為に関する事項その他の主務省令で定める事項

(4)　港湾法（昭和二五年法律第二一八号）第三七条第一項の許可を要する行為に関する事項

ロ　港湾法第三八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項（第七条第四項関係）

(5)　主務大臣は、(1)の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素水素等供給等事業計画が次のイからヘまでのいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることができることとした。

イ　当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が基本方針等に照らして適切なものであること。

ロ　当該低炭素水素等供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

ハ　当該低炭素水素等供給等事業計画に(3)の事項が含まれている場合にあっては、(3)の者が行う低炭素水素等の貯蔵等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

ニ　当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が経済的かつ合理的であり、かつ、我が国全体における低炭素水素等の供給又は利用の促進に資するものその他の我が国における低炭素水素等の供給又は利用に関係する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

ホ　当該低炭素水素等供給等事業計画に(2)のホに掲げる事項が記載されている場合にあっては、次のいずれにも適合するものであること。

(イ)　当該低炭素水素等供給等事業計画が低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同して作成したものであること。

(ロ)　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って行う低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給が、低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度までに開始され、かつ、経済産業省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。

(ハ)　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の利用を行うための新たな設備投資その他の事業活動が低炭素水素等利用事業者により行われると見込まれるものであること。

ヘ　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給等施設（(2)のヘの施設及び(3)のニの施設をいう。以下同じ。）を整備しようとする場合にあっては、当該供給等施設を整備する港湾（港湾法の規定による港湾をいう。）、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）その他の場所が港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画、道路の事情その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。（第七条第五項関係）

(6)　主務大臣は、(1)の認定の申請に係る低炭素水素等供給等事業計画に(2)のホに掲げる事項が記載されている場合において、(1)の認定をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第七条第六項関係）

(7)　主務大臣は、(1)の認定の申請に係る低炭素水素等供給等事業計画に(4)のイ又はロに掲げる事項が記載されている場合において、(1)の認定をするときは、あらかじめ、当該事項について港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に協議し、その同意を得なければならないものとする等、低炭素水素等供給等事業計画の認定について所要の規定を設けることとした。（第七条第七項～第一〇項関係）

(二)　計画の変更等

(1)　(一)の(1)の認定を受けた者は、当該認定に係る低炭素水素等供給等事業計画を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならないものとする等、低炭素水素等供給等事業計画の変更について所要の規定を設けることとした。（第八条第一項、第二項及び第七項関係）

(2)　主務大臣は、(一)の(1)の認定を受けた者が当該認定に係る低炭素水素等供給等事業計画(1)の変更の認定等があったときは、その変更後のもの。以下「認定供給等事業計画」という。）に従って低炭素水素等供給等事業を実施していないと認めるとき、又は認定供給等事業計画に(一)の(3)の事項が含まれている場合において(一)の(3)の者が当該認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の貯蔵等を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとする等、低炭素水素等供給等事業計画の認定の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第八条第三項～第六項関係）

(三)　地位の承継

認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業者又は低炭素水素等利用事業者の地位の承継について所要の規定を設けることとした。（第九条関係）

4　認定供給等事業計画に係る支援措置

(一)　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、低炭素水素等の供給及び利用を促進するため、次の業務を行うこととした。

(1)　次に掲げる資金に充てるための助成金を交付すること。

イ　３の(一)の(1)の認定を受けた低炭素水素等供給等事業者が認定供給等事業計画に従って継続的に低炭素水素等の供給を行うために必要な資金

ロ　認定供給等事業者（認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者又は3の㈠の(3)の者をいう。以下同じ。）が共同して使用する供給等施設であって、認定供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の貯蔵又は輸送の用に供する施設その他の認定供給等事業計画の実施に必要な施設の整備に必要な資金

(2)　(1)の業務に附帯する業務を行うこと。（第一〇条関係）

㈡　港湾法の特例

(1)　3の㈠の(4)のイに掲げる事項が記載された低炭素水素等供給等事業計画が3の㈠の(1)又は㈡の(1)の認定を受けたときは、当該認定の日に当該事項に係る認定供給等事業者に対する港湾法第三七条第一項の許可があったものとみなすこととした。（第一一条第一項関係）

(2)　港湾法第三八条の二第一項及び第四項の規定は、認定供給等事業者が3の㈠の(4)のロに掲げる事項が記載された認定供給等事業計画に従って3の㈠の(4)のロの行為をする場合については、適用しないこととした。（第一一条第二項関係）

㈢　高圧ガス保安法の特例

(1)　認定供給等事業計画に従って高圧低炭素水素等ガス（低炭素水素等である高圧ガス保安法（昭和二六年法律第二〇四号）第二条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。）の製造（容器に充塡することを含む。以下同じ。）をしようとする認定供給等事業者であって同法第五条第一項第一号に該当するものは、事業所ごとに、経済産業大臣の承認を受けることができるものとする等、当該承認を受けた者（以下「承認製造者」という。）について所要の規定を設けることとした。（第一二条～第一六条関係）

(2)　認定供給等事業計画に従って高圧ガス保安法第一六条第一項（同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する容積以上の高圧低炭素水素等ガスを貯蔵するため貯蔵所を設置しようとする認定供給等事業者は、当該貯蔵所につき、経済産業大臣の承認を受けることができるものとする等、当該承認を受けて設置する貯蔵所（以下「承認貯蔵所」という。）について所要の規定を設けることとした。（第一七条～第二一条関係）

(3)　認定供給等事業計画に従って高圧低炭素水素等ガスの輸入をした認定供給等事業者は、輸入をした高圧低炭素水素等ガス及びその容器について、経済産業大臣が行う輸入検査を受け、これらが高圧ガス保安法第二二条第一項に規定する輸入検査技術基準に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができるものとする等、輸入検査の認定等について所要の規定を設けることとした。（第二二条関係）

(4)　承認製造者又は承認貯蔵所の所有者若しくは占有者に係る承認の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第二三条関係）

(5)　経済産業大臣は、(1)若しくは(2)の承認又は(3)の認定をした場合等においては、遅滞なく、関係都道府県知事にその旨その他経済産業省令で定める事項を通知するものとする等、通知等について所要の規定を設けることとした。（第二四条関係）

(6)　承認製造者は、高圧ガス保安法第五条第一項の規定にかかわらず、その特定製造期間（(1)の承認の日から当該承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を開始した日以後三年を経過した日の前日までの期間をいう。以下同じ。）において、同項の許可を受けないで、(1)の承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を行うことができるものとする等、承認製造者等に係る同法の特例について所要の規定を設けることとした。（第二五条関係）

(7)　高圧ガス保安協会の業務等について所要の規定を設けることとした。（第二六条～第三〇条関係）

㈣　道路の占用の特例

(1)　国土交通大臣は、3の㈠の(1)又は㈡の(1)の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素水素等供給事業者若しくは低炭素水素等利用事業者が行う低炭素水素等供給等事業又は3の㈠の(3)の者が行う低炭素水素等の貯蔵等の用に供する導管（ガス事業法（昭和二九年法律第五一号）第二条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものに限る。以下単に「導管」という。）がこれらの者により道路に設置されるものであるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第一八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならないこととした。（第三一条第一項関係）

(2)　道路管理者は、認定供給等事業計画に従って認定供給等事業者が設置する導管について、道路法第三二条第一項又は第三項の規定による道路の占用の許可の申請があった場合において、当該申請に係る道路の占用が同法第三三条第一項の政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えなければならないこととした。（第三一条第二項関係）

5

水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項等

㈠　水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項

経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等の供給を行う事業を行う者（以下「水素等供給事業者」という。）が低炭素水素等の供給を促進するために取り組むべき措置に関し、当該水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第三二条第一項関係）

㈡　指導及び助言

経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し、㈠の判断の基準となるべき事項を勘案して、低炭素水素等の供給の促進について必要な指導及び助言をすることができることとした。（第三三条関係）

㈢　勧告及び命令

(1)　経済産業大臣は、水素等供給事業者であって、その事業において供給を行う水素等の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定水素等供給事業者」という。）の低炭素水素等の供給の状況が㈠の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定水素等供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、低炭素水素等の供給の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができることとした。（第三四条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の勧告を受けた特定水素等供給事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第三四条第二項関係）

(3)　経済産業大臣は、(1)の勧告を受けた特定水素等供給事業者が、(2)によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、低炭素水素等の供給の促進を著しく害すると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定水素等供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第三四条第三項関係）

6

㈠　雑則

資金の確保

国は、3の㈠の(1)の認定を受けた者が認定供給等事業計画に従って低炭素水素等供給等事業を行い、又は3の㈠の(3)の者が認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の貯蔵等を行うために必要な資金の確保に努めることとした。（第三五条関係）

㈡　承認の条件

4の㈢の(1)及び(2)の承認には、条件を付し、及びこれを変更することができるものとする等、承認の条件について所要の規定を設けることとした。（第三六条関係）

㈢　報告の徴収

主務大臣は、認定供給等事業者に対し、認定供給等事業計画の実施状況に関し報告を求めることができるものとする等、報告の徴収について所要の規定を設けることとした。（第三七条関係）

㈣　立入検査

経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、承認製造者等についてその特定製造期間等において、これらの者の事務所等に立ち入り、これらの者の帳簿等を検査

させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧低炭素水素等ガスを収去させることができるものとする等、立入検査について所要の規定を設けることとした。（第三八条関係）

(五)　手数料

4の(三)の(1)若しくは(2)の承認又は4の(三)の(3)の認定を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこととした。（第三九条関係）

(六)　大都市の特例

4の(三)の(5)等により都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項に規定する指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする等、大都市の特例について所要の規定を設けることとした。（第四〇条関係）

(七)　協議、主務大臣等、環境大臣との関係、権限の委任、省令への委任及び経過措置について所要の規定を設けることとした。（第四一条～第四六条関係）

7　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第四七条～第五二条関係）

8　附則

(一)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

(二)　政府は、(一)の検討とともに、低炭素水素等の供給及び利用を促進し、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第六項に規定する化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度との整合性の確保、低炭素水素等の利用に係る技術水準及び経済性等に留意しつつ、電気事業及びガス事業並びに石油精製業、製造業、運輸業等の産業における低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第二項関係）

(三)　この法律の施行に伴う所要の調整規定等を定めることとした。（附則第三条、第四条、第六条及び第一四条関係）

(四)　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第五条及び第七条～第一三条関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律（法律第三八号）（経済産業省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、エネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度を低減させることが重要となっていることに鑑み、二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保するための措置その他の貯留事業及び導管輸送事業の適正な運営を確保するための措置、これらの事業の用に供する工作物等についての保安に関する規制の措置等を講ずることにより、これらの事業の健全な発達及び海洋環境の保全を図り、並びに公共の安全を確保し、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「貯留層」とは、その内部及び周辺の地層の温度、圧力その他の性質が二酸化炭素（二酸化炭素がその大部分を占める流体を含む。以下同じ。）の安定的な貯蔵に適している地下の地層をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「貯留事業」とは、二酸化炭素を貯留層に貯蔵する事業をいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　この法律において「貯留区域」とは、貯留層の全部又は一部をその区域に含む地下の一定の範囲における立体的な区域であって、貯留事業の用に供するものをいうこととした。（第二条第三項関係）

(4)　この法律において「試掘」とは、地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するため、当該地層を掘削すること（当該地層を構成する砂岩その他の岩石を採取することを含み、当該地層における二酸化炭素の貯蔵を伴わないものに限る。）をいうこととした。（第二条第四項関係）

(5)　この法律において「試掘区域」とは、地下の一定の範囲における立体的な区域であって、試掘の用に供するものをいうこととした。（第二条第五項関係）

(6)　この法律において「貯留等工作物」とは、坑井、掘削用機械、圧送機、配管その他の工作物及びこれらの附属設備であって、貯留事業又は試掘の用に供するものをいうこととした。（第二条第六項関係）

(7)　この法律において「貯留権」とは、貯留区域内の貯留層における貯留事業の用に供する貯留等工作物を当該貯留区域に設置し、及び運用し、並びに当該貯留層に二酸化炭素を貯蔵する権利をいうこととした。（第二条第七項関係）

(8)　この法律において「試掘権」とは、試掘区域における試掘の用に供する貯留等工作物を当該試掘区域に設置し、及び運用し、並びに当該試掘区域において試掘を行う権利をいうこととした。（第二条第八項関係）

(9)　この法律において「導管輸送事業」とは、二酸化炭素を貯留層（外国における貯留層に相当するものを含む。）に貯蔵することを目的として、導管により当該二酸化炭素を輸送する事業をいうこととした。（第二条第九項関係）

(10)　この法律において「導管輸送工作物」とは、導管その他の工作物及びこれらの附属設備であって、導管輸送事業の用に供するものをいうこととした。（第二条第一〇項関係）

2　貯留事業及び試掘の許可

(一)　特定区域の指定

(1)　経済産業大臣は、貯留層が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵により公共の利益の増進を図るためには、当該区域内の当該貯留層における貯留事業又は当該地層における試掘を最も適切に行うことができる者（以下「特定事業者」という。）を選定し、その特定事業者に当該区域における貯留事業又は試掘（以下「貯留事業等」という。）を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができることとした。（第三条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)による指定（海域に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第三条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、(1)の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定事業者の募集に係る実施要項（以下単に「実施要項」という。）を定めなければならないこととした。（第三条第四項関係）

(4)　実施要項は、特定事業者を選定するための評価の基準等の事項を定めることとした。（第三条第五項関係）

(二)　貯留事業等の許可の申請

(一)の(1)により指定された特定区域（特定区域の変更があったときは、その変更後のもの。(九)を除き、以下同じ。）において貯留事業等を行おうとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従って、経済産業大臣に申請して、貯留事業については貯留区域ごとに、試掘については試掘区域ごとに、それぞれその許可を受けなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(三)　特定事業者の選定等

(1)　経済産業大臣は、(二)の申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならないこととした。

イ　申請者が、当該申請に係る貯留区域又は試掘区域（以下この(三)及び(五)において「申請貯留区域等」という。）における貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

ロ　申請者が、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者等の欠格事由に該当しないこと。

ハ　貯留事業に係る申請にあっては、その申請に係る貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。

ニ　申請貯留区域等が他人の許可貯留区域等（貯留事業等の許可（(二)、(八)の(1)又は(ロ)の(1)の許可をいう。以下同じ。）に係る貯留区域又は試掘区域をいう。以下同じ。）と隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

ホ　申請貯留区域等の直上の区域が、他人の鉱区（鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第五条に規定する鉱区をいう。以下同じ。）と重複し、又は隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の鉱区における鉱業（同法第四条に規定する鉱業をいう。以下同じ。）の実施を著しく妨害するものでないこと。

ヘ　申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。（第五条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)により審査した結果、その申請が(1)のイからトまでに掲げる基準に適合していると認められるときは、実施要項の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うこととした。（第五条第二項関係）

(3)　経済産業大臣は、(二)の申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について(2)の評価を行おうとするときは、その申請が(1)のイ（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及びハに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第五条第三項関係）

(4)　経済産業大臣は、(2)の評価に従い、特定区域における貯留事業等を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、(二)の許可をすることとした。（第五条第四項関係）

(四)　関係都道府県知事への協議等

経済産業大臣は、(二)の許可をしようとするときは、その申請に係る貯留事業等について関係のある都道府県知事に協議しなければならないこと等とした。（第六条関係）

(五)　公告及び縦覧

経済産業大臣は、(二)の許可をしようとするときは、申請貯留区域等を表示する図面等を公告し、公告の日から一月間これらの事項を公衆の縦覧に供しなければならないこととした。（第七条関係）

(六)　利害関係人の意見書の提出

(五)の公告があったときは、(二)の許可について利害関係を有する者は、(五)の縦覧期間内に、経済産業大臣に意見書を提出することができることとした。（第八条関係）

(七)　試掘の許可の有効期間及び更新

(1)　(二)の許可（試掘に係るものに限る。）の有効期間は、当該許可の日から起算して四年とすることとした。（第九条第一項関係）

(2)　(1)の許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る試掘を行おうとする者は、有効期間の満了前に、経済産業省令で定めるところにより、当該許可の更新を受けなければならないこととした。（第九条第二項関係）

(八)　試掘の許可を受けた者による貯留事業の許可の申請

(1)　(二)の許可（試掘に係るものに限る。）を受けた者は、その試掘区域における試掘の状況を踏まえ、当該試掘区域内の貯留層において貯留事業を行おうとするときは、経済産業大臣に申請して、貯留区域ごとに、その許可を受けなければならないこととした。（第一〇条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の申請が次に掲げる基準等に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないこととした。

イ　申請者が、当該申請に係る貯留区域（以下この(2)において「申請貯留区域」という。）内の貯留層における貯留事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

ロ　申請貯留区域がなお試掘を要するものでないこと。

ハ　申請貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。（第一〇条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、(1)の申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について(1)の許可をしようとするときは、その申請が(2)のイ（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及びハに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第一〇条第四項関係）

(九)　特定区域の指定及び変更の提案

特定区域以外の区域において貯留事業等を行おうとする者は、当該区域に貯留層が存在し、又は存在する可能性があると思料するときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に対し、当該区域を特定区域として指定し、又は特定区域を変更することを提案することができることとした。（第一一条第一項関係）

(ロ)　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可

(1)　鉱物（鉱業法第三条第一項に規定する鉱物をいう。以下同じ。）のうち石油、可燃性天然ガスその他の政令で定めるものについて同法第二一条第一項、第四〇条第三項若しくは第七項又は第四一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた者は、その鉱区であって特定区域以外の区域に存するものにおいて貯留事業等を行おうとするときは、経済産業大臣に申請して、貯留区域ごとに、試掘については貯留区域ごとに、試掘区域ごとに、それぞれその許可を受けることができることとした。（第一二条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の申請が次に掲げる基準等に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないこととした。

イ　当該申請に係る貯留区域又は試掘区域（以下この(2)において「申請貯留区域等」という。）において貯留層が存在し、又は存在する可能性があり、かつ、公共の利益の増進を図るためには、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行わせる必要があると認められること。

ロ　申請者が、申請貯留区域等における貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

ハ　貯留事業に係る申請にあっては、その申請に係る貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。（第一二条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、(1)の申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について(1)の許可をしようとするときは、その申請が(2)のロ（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及びハに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第一二条第四項関係）

(二)　禁止規定

(1)　貯留事業の許可（(二)若しくは(ロ)の(1)の許可（貯留事業に係るものに限る。）又は(八)の(1)の許可をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「貯留事業者」という。）でなければ、貯留層における二酸化炭素の貯蔵を行ってはならないこととした。ただし、鉱物の掘採に伴うものその他の経済産業省令で定める二酸化炭素の貯蔵については、この限りでないこととした。（第一三条第一項関係）

(2)　試掘の許可（(二)又は(ロ)の(1)の許可（試掘に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「試掘者」という。）でなければ、試掘を行ってはならないこととした。（第一三条第二項関係）

(三)　許可貯留区域等の増減の許可の申請

貯留事業等の許可を受けた者（以下「貯留事業者等」という。）は、その許可貯留区域等の増減をしようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第一四条第一項関係）

(三)　許可貯留区域の増減命令

経済産業大臣は、二酸化炭素の貯蔵の状況その他の事情を勘案して、貯留事業者の許可貯留区域（貯留事業の許可に係る貯留区域をいう。以下同じ。）を変更しなければ当該許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の安定的な貯蔵ができないと認めるときその他貯留事業の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貯留事業者に対し、(三)による許可貯留区域の増減の申請をすべきことを命ずることができることとした。（第一五条関係）

(四)　許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請

貯留事業者は、その許可貯留区域の分割又は合併をしようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第一六条第一項関係）

(五)　貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等

貯留事業者等が一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認可を受けたときは、譲受人は、貯留事業者等の地位を承継すること等とした。（第一七条関係）

(六)　貯留事業者等の相続

貯留事業者等について相続があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該貯留事業者等が行っていた貯留事業等を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、貯留事業者等の地位を承継すること等とした。（第一八条関係）

(七)　貯留事業等の許可の取消し等

経済産業大臣は、貯留事業者等が行う貯留事業等が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、当該貯留事業等に係る許可貯留区域等のその部分について減少の処分をし、又は貯留事業等の許可を取り消さなければならないこととする等、貯留事業等の許可の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第一九条関係）

(六)　損失の補償

国は、許可貯留区域等の減少の処分又は貯留事業等の許可の取消しによって損失を受けた貯留事業者等又は貯留事業者等であった者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

(九)　貯留開始貯留事業の許可の取消し等に伴う措置

(1)　貯留事業者であって、その許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始している貯留事業（以下「貯留開始貯留事業」という。）を行っているもの（以下「貯留開始貯留事業者」という。）が貯留開始貯留事業の許可の取消し（(七)による貯留事業の許可（貯留開始貯留事業に係るものに限る。）の取消しをいう。以下同じ。）を受けたとき等は、旧貯留開始貯留事業者（貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であった者等をいう。以下同じ。）は、その貯留開始貯留事業に対するこの法律の規定（4の(三)の(1)及び(2)等（これらに係る罰則を含む。）を除く。）の適用については、4の(三)の(4)の許可を受けるまでの間は、なお貯留開始貯留事業者とみなすこととした。（第二二条第一項関係）

(2)　貯留開始貯留事業の許可の取消しがあったとき等は、旧貯留開始貯留事業者は、直ちに、その取り消された許可等に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を停止しなければならないこととした。（第二二条第二項関係）

(3)　旧貯留開始貯留事業者は、(2)の許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を停止したときは、当該許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業の用に供する貯留等工作物を設置する場所についての坑口の閉塞その他の主務省令で定める措置（以下「特定閉鎖措置」という。）に関する計画（以下「特定閉鎖措置計画」という。）を定め、貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた日等から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならないこととした。（第二二条第三項関係）

(4)　旧貯留開始貯留事業者は、(3)の認可を受けた特定閉鎖措置計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って特定閉鎖措置を講じなければならないこととした。（第二二条第八項関係）

(ロ)　貯留開始貯留事業以外の貯留事業等に係る許可の取消し等に伴う措置

(七)による貯留事業等の許可の取消し（貯留開始貯留事業に係るものを除く。）があったとき、又は試掘の許可の有効期間が満了したとき等は、その許可の取消しを受けた貯留事業者等であった者又はその有効期間が満了した試掘の許可等に係る試掘者であった者等は、遅滞なく、その取り消された許可又はその有効期間が満了した試掘の許可等に係る許可貯留区域等及び当該許可貯留区域等に係る貯留事業等の用に供する貯留等工作物を設置する場所についての坑口の閉塞その他の経済産業省令で定める措置を講じなければならないこととした。（第二三条第一項関係）

3

(一)　貯留権及び試掘権

貯留事業等の許可の告示

経済産業大臣は、貯留事業等の許可をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該許可に係る貯留事業者等の氏名又は名称、許可貯留区域等、貯留事業等の概要等を当該貯留事業者等に通知するとともに、告示しなければならないこととした。（第二四条関係）

(二)　貯留権等の設定とその効果

(1)　(一)の告示があったときは、当該告示に係る許可貯留区域等に係る貯留権等（貯留権又は試掘権をいう。以下同じ。）が設定され、当該許可貯留区域等に係る土地に関するその他の権利は、当該貯留権等に係る貯留事業者等が当該許可貯留区域等において行う二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘を妨げ、又は当該貯蔵若しくは試掘に支障を及ぼす限度においてその行使を制限されることとした。（第二五条第一項関係）

(2)　(1)により試掘権が設定された場合における土地に関するその他の権利がその行使を制限される期間は、(一)の告示の日から当該試掘権に係る試掘の許可の有効期間が満了する日までの期間に限ることとした。（第二五条第二項関係）

(三)　損失の補償

(二)の(1)による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、(一)の告示の日から一年以内に限り、貯留事業者等に対し、その損失の補償を請求することができることとした。（第二六条第一項関係）

(四)　図面の縦覧

経済産業大臣は、(一)の告示をしたときは、直ちに、経済産業省令で定めるところにより、許可貯留区域等を表示する図面を公衆の縦覧に供しなければならないこととした。（第二七条関係）

(五)　試掘権の消滅

試掘権は、試掘の許可の有効期間が満了した時に消滅することとした。（第二八条関係）

(六)　試掘の許可の更新の告示及び試掘権の変更等

経済産業大臣は、2の(七)の(2)等による試掘の許可の更新をしたときは、遅滞なく、その旨及び試掘の許可の更新を受けた者の氏名又は名称、許可試掘区域（試掘の許可に係る試掘区域をいう。以下同じ。）、試掘の概要等を当該更新を受けた者に通知するとともに、告示しなければならないこと等とした。（第二九条関係）

(七)　許可貯留区域等の増減の許可等の告示及び貯留権等の変更等

経済産業大臣は、2の㈢若しくは2の㈣の許可をしたとき、又は2の㈥による許可貯留区域等の減少の処分をしたときは、遅滞なく、その旨及び貯留事業者等の氏名又は名称、当該許可又は処分により変更された許可貯留区域等、貯留事業等の概要等を当該許可又は処分を受けた者に通知するとともに、告示しなければならないこと等とした。(第三〇条関係)

(八)　貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等の告示並びに貯留権等の移転等

経済産業大臣は、2の㈤等の認可をしたとき等は、遅滞なく、その旨及び貯留事業者等の地位を承継した者の氏名又は名称、承継された許可貯留区域等、承継された貯留事業等の概要等を告示しなければならないこと等とした。(第三一条関係)

(九)　貯留事業等の許可の取消しの告示及び貯留権等の消滅

経済産業大臣は、2の㈥により貯留事業等の許可(貯留開始貯留事業に係るものを除く。)を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び当該許可を取り消された者の氏名又は名称、当該許可の取消しに係る許可貯留区域等、当該許可の取消しに係る貯留事業等に係る貯留権等が消滅する旨等を当該許可を取り消された者に通知するとともに、告示しなければならないこととした。(第三二条第一項関係)

(一〇)　貯留権及び試掘権の性質等

(1)　貯留権等は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用することとした。(第三三条関係)

(2)　貯留権等は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分の目的となるほか、権利の目的となることができないこととした。ただし、貯留権にあっては、抵当権の目的となることができることとした。(第三四条関係)

(3)　貯留権等は、2の㈤等の認可を受けなければ、移転(相続によるものを除く。)をすることができないこととした。(第三五条第一項関係)

(4)　貯留開始貯留事業者は、貯留開始貯留事業に係る貯留権を放棄することができないこととした。(第三五条第二項関係)

(5)　貯留権等及び貯留権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限は、貯留権等登録簿に登録することとし、当該登録は、登記に代わることとした。(第三六条第一項及び第二項関係)

4　貯留事業及び試掘の実施

(一)　事業着手の義務等

貯留事業者は、貯留事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内に、貯留事業に着手しなければならないこと等とした。(第三七条関係)

(二)　貯留事業実施計画

(1)　貯留事業者は、許可貯留区域ごとに、主務省令で定めるところにより、二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項等を記載した貯留事業実施計画を定め、貯留事業を開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第三八条第一項関係)

(2)　主務大臣は、(1)の認可の申請に係る貯留事業実施計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、(1)の認可をしなければならないこととした。

イ　二酸化炭素の貯蔵の方法がその安定的な貯蔵を確保する観点から適切であること。

ロ　貯留事業場(許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業の用に供する貯留等工作物を設置する場所をいう。以下同じ。)における保安を確保するための措置が、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切であること。

ハ　貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

ニ　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視が適切に行われることが見込まれること。

ホ　二酸化炭素の貯蔵が海域の貯留層において行われる場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ)　貯蔵する二酸化炭素が政令で定める基準に適合するものであること。

(ロ)　海域の貯留層における二酸化炭素の貯蔵以外に適切な処分の方法がないこと。

ヘ　その他貯留事業が安定的に遂行されることが見込まれること。(第三八条第二項関係)

(三)　貯留事業実施計画の遵守

貯留事業者は、㈡の(1)の認可を受けた貯留事業実施計画(変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可貯留事業実施計画」という。)によらなければ、貯留事業を行ってはならないこととした。(第四〇条関係)

(四)　貯留事業停止命令

主務大臣は、貯留事業者が㈢に違反して、認可貯留事業実施計画によらないで貯留事業を行ったとき等は、当該貯留事業者に対し、期間を定めて当該貯留事業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。(第四二条関係)

(五)　二酸化炭素の貯蔵の状況の監視

(1)　貯留開始貯留事業者は、認可貯留事業実施計画に従い、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層の温度、圧力その他の当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を確認するために必要な事項として主務省令で定めるものを監視しなければならないこととした。(第四三条第一項関係)

(2)　貯留開始貯留事業者は、(1)の監視の結果を主務大臣に報告しなければならないこととした。(第四三条第二項関係)

(3)　主務大臣は、貯留開始貯留事業者が認可貯留事業実施計画に従い、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を適切に監視していないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第四三条第三項関係)

(六)　貯留事業の実施に必要な費用に充てるための資金の確保

(1)　貯留開始貯留事業者は、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了したときから㈢の(4)の許可を受けるまでの間における㈤の(1)の監視に要する費用その他の当該貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるため、引当金の積立てその他の当該費用に充てるための資金を確保するための措置として経済産業省令で定めるものを講じなければならないこととした。(第四四条第一項関係)

(2)　経済産業大臣は、貯留開始貯留事業者が(1)の経済産業省令で定める措置を講じていないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、当該措置を講ずべきことを命ずることができることとした。(第四四条第二項関係)

(七)　拠出金

(1)　貯留開始貯留事業者は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)が行う㈣の(1)の通知貯留区域管理業務に必要な費用に充てるため、各年度(毎年四月一日から翌年三月三一日までをいう。)、貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域ごとに、機構に対し、拠出金を納付しなければならないこととした。(第四五条第一項関係)

(2)　(1)の拠出金の額は、許可貯留区域ごとの㈣の(1)の通知貯留区域管理業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために十分なものとするために経済産業省令で定める基準に従い、機構が定めることとした。(第四五条第二項関係)

(3)　機構は、拠出金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。(第四五条第四項関係)

(八)　漏えい時の措置

(1)　貯留開始貯留事業者は、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その漏えいの状況及び講じた措置の概要を主務大臣に報告しなければならないこととした。(第四八条第一項関係)

(2)　主務大臣は、貯留開始貯留事業者が(1)の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、(1)の応急の措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第四八条第二項関係）

(九)　定期の報告

貯留事業者は、認可貯留事業実施計画の実施状況（(五)の(1)の監視の結果を除く。）を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第四九条関係）

(一〇)　特定貯留事業約款

(1)　特定貯留事業者（他の者の委託を受けて行う貯留事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの（以下「特定貯留事業」という。）を行う貯留事業者をいう。以下同じ。）は、特定貯留事業に係る料金その他の条件について、特定貯留事業約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。これを変更しようとするときも、同様とすることとした。（第五〇条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、特定貯留事業約款が次のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定貯留事業者に対し、相当の期限を定め、その特定貯留事業約款を変更すべきことを命ずることができることとした。

イ　(1)の届出に係る特定貯留事業約款により二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

ロ　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

ハ　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。（第五〇条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、特定貯留事業者が正当な理由なく特定貯留事業約款による二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を拒んだときは、当該特定貯留事業者に対し、当該役務の提供を行うべきことを命ずることができることとした。（第五〇条第五項関係）

(二)　禁止行為等

特定貯留事業者は、その特定貯留事業の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならないこと等とした。（第五一条関係）

(三)　業務改善命令

経済産業大臣は、貯留事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、貯留事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第五二条関係）

(三)　貯留開始貯留事業の廃止の許可等

(1)　貯留開始貯留事業者は、一の許可貯留区域における貯留開始貯留事業を廃止しようとするときは、閉鎖措置（当該許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞その他の主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）を講じなければならないこととした。（第五三条第一項関係）

(2)　貯留開始貯留事業者は、閉鎖措置を講じようとするときは、あらかじめ、閉鎖措置に関する計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第五三条第二項関係）

(3)　貯留開始貯留事業者は、閉鎖措置が終了したときは、その結果が主務省令で定める基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならないこととした。（第五三条第四項関係）

(4)　(3)の確認を受けた貯留開始貯留事業者は、当該閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を最後に行った日から起算して当該貯留層に貯蔵された二酸化炭素の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間として主務省令で定める期間を経過する日以後、当該閉鎖措置に係る貯留開始貯留事業の廃止について、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第五三条第五項関係）

(5)　経済産業大臣は、(4)の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、(4)の許可をしてはならないこととした。

イ　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

ロ　機構に(七)の(1)の拠出金が納付されていること。

ハ　貯留開始貯留事業の廃止後、機構が(四)の(1)の通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために必要な事務の引継ぎその他の経済産業省令で定める措置が適切に実施されていると認められること。（第五三条第八項関係）

(6)　経済産業大臣は、(4)の許可（海域の貯留層における貯留開始貯留事業に係るものに限る。）をしようとするときは、その申請が(5)のイに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第五三条第九項関係）

(7)　経済産業大臣は、(4)の許可をしようとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならないこととした。（第五三条第一〇項関係）

(8)　経済産業大臣は、(4)の許可をしたときは、直ちに、その旨、当該許可に係る許可貯留区域その他経済産業省令で定める事項を機構に通知しなければならないこととした。（第五三条第一一項関係）

(9)　経済産業大臣は、(4)の許可をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示しなければならないこととした。

イ　(4)の許可を受けた貯留開始貯留事業に係る貯留権が機構に移転する旨

ロ　通知貯留区域（(8)の通知に係る許可貯留区域をいう。以下同じ。）（第五三条第一二項関係）

(四)　機構が行う通知貯留区域の管理の業務

(1)　機構は、通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項として主務省令で定めるものの監視その他通知貯留区域の管理の業務（以下「通知貯留区域管理業務」という。）を行うこととした。（第五四条第一項関係）

(2)　機構は、(1)の監視の結果を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第五四条第二項関係）

(3)　2の(二)の(1)は、機構が行う通知貯留区域管理業務については、適用しないこととした。（第五四条第三項関係）

(五)　貯留権の移転等

(1)　(三)の(9)の告示があったときは、3の(一)の(3)にかかわらず、当該告示に係る貯留権は機構に移転し、当該告示に係る通知貯留区域に係る土地に関するその他の権利は、機構が当該通知貯留区域において行う通知貯留区域管理業務を妨げ、又は通知貯留区域管理業務に支障を及ぼす限度においてその行使を制限されることとした。（第五五条第一項関係）

(2)　機構は、(1)により移転した貯留権を放棄することができないこととした。（第五五条第二項関係）

(六)　漏えい時の措置

機構は、通知貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その漏えいの状況及び講じた措置の概要を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第五六条関係）

(七)　貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出等

(1)　貯留事業者は、一の許可貯留区域における貯留開始貯留事業以外の貯留事業を廃止したときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第五七条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の届出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該届出をした貯留事業者の氏名又は名称、当該届出に係る貯留事業に係る貯留権が消滅する旨、当該届出に係る貯留事業に係る許可貯留区域等を告示しなければならないこととした。（第五七条第二項関係）

(3)　(2)の告示があったときは、当該告示に係る貯留権は、消滅することとした。（第五七条第三項関係）

(六)　事業着手の義務等

試掘者は、試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内に、試掘の事業に着手しなければならないこと等とした。（第五八条関係）

(七)　試掘実施計画

(1)　試掘者は、許可試掘区域ごとに、試掘の方法に関する事項等を記載した試掘実施計画を定め、試掘の事業を開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。（第五九条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の認可の申請に係る試掘実施計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、(1)の認可をしなければならないこととした。

イ　試掘の方法が適切であること。

ロ　試掘場（許可試掘区域及び当該許可試掘区域に係る試掘の用に供する貯留等工作物を設置する場所をいう。以下同じ。）における保安を確保するための措置が、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切であること。

ハ　その他試掘が適切に実施されることが見込まれること。（第五九条第二項関係）

(八)　試掘実施計画の遵守

試掘者は、(七)の(1)の認可を受けた試掘実施計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可試掘実施計画」という。）によらなければ、試掘を行ってはならないこととした。（第六一条関係）

(九)　試掘停止命令

経済産業大臣は、試掘者が(八)に違反して、認可試掘実施計画によらないで試掘を行ったとき等は、当該試掘者に対し、期間を定めて当該試掘の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。（第六三条関係）

(十)　定期の報告等に係る規定の準用

(九)は、試掘者の認可試掘実施計画の実施状況について準用する等、試掘者に係る所要の準用規定を設けることとした。（第六四条関係）

(十一)　機構の協力業務

機構は、貯留事業者等の依頼に応じて、その貯留事業等の適切な実施に資するよう、二酸化炭素の貯蔵の方法又は試掘の方法に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うこととした。（第六五条関係）

5　貯留事業及び試掘の保安

(一)　貯留事業者等の義務

(1)　貯留事業者は、貯留事業のための土地の掘削等について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六六条第一項関係）

(2)　試掘者は、試掘のための土地の掘削等について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六六条第二項関係）

(二)　貯留等工作物の維持等

貯留事業者等は、その貯留等工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないこと等とした。（第六七条関係）

(三)　災害時の報告

貯留事業者等は、貯留事業等に係る災害として経済産業省令で定めるものが発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならないこととした。（第六八条第一項関係）

(四)　保安規程

(1)　貯留事業者等は、その貯留事業場又は試掘場（以下「貯留事業場等」という。）における保安を確保するため、当該貯留事業場等の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、保安規程を定め、貯留事業等(九)の自主検査を伴う貯留等工作物の設置又は変更の工事をする場合にあっては、当該工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第六九条第一項関係）

(2)　貯留事業者等及びその従業者は、保安規程を守らなければならないこととした。（第六九条第五項関係）

(五)　保安教育

貯留事業者等は、その従業者に保安教育を施さなければならないこととした。（第七〇条第一項関係）

(六)　作業監督者

貯留事業者等は、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、作業監督者を選任し、その貯留事業場等における保安の監督をさせなければならないこととした。（第七一条第一項関係）

(七)　貯留事業者等による現況調査等

貯留事業者等は、貯留事業等を開始しようとするとき等は、その貯留事業場等の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこと等とした。（第七四条関係）

(八)　工事計画

(1)　貯留事業者等は、その貯留等工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。ただし、その貯留等工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでないこととした。（第七五条第一項関係）

(2)　(1)等の届出をした者は、その届出が受理された日から三〇日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始してはならないこととした。（第七五条第三項関係）

(九)　使用前自主検査

貯留事業者等は、(八)の(1)等の届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物（その工事の計画について命令があった場合において(八)の(1)等の届出をしていないものを除く。）であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、その使用の開始前に、当該貯留等工作物について自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第七六条第一項関係）

(十)　定期自主検査

貯留事業者等は、その貯留等工作物であって経済産業省令で定めるものについては、定期に、自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第七七条関係）

6　導管輸送事業の届出等

(一)　導管輸送事業の届出

導管輸送事業を行おうとする者は、氏名又は名称、導管の設置の場所等を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第七八条第一項関係）

(二)　承継

導管輸送事業の全部の譲渡しがあり、又は導管輸送事業者（(一)の届出をした者をいう。以下同じ。）について相続、合併若しくは分割（当該導管輸送事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、導管輸送事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該導管輸送事業者が行っていた導管輸送事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該導管輸送事業の全部を承継した法人は、導管輸送事業者の地位を承継することとした。（第七九条第一項関係）

(三)　事業の休止及び廃止並びに法人の解散

導管輸送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第八〇条第一項関係）

(四)　流量等の測定義務

導管輸送事業者は、その輸送する二酸化炭素の流量、圧力その他経済産業省令で定める事項を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこととした。（第八一条関係）

(五)　特定導管輸送事業約款

(1)　特定導管輸送事業者（他の者の委託を受けて行う導管輸送事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの（以下「特定導管輸送事業」という。）を行う導管輸送事業者をいう。以下同じ。）は、特定導管輸送事業に係る料金その他の

条件について、特定導管輸送事業約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。これを変更しようとするときも、同様とすることとした。（第八二条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、特定導管輸送事業約款が次のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定導管輸送事業者に対し、相当の期限を定め、その特定導管輸送事業約款を変更すべきことを命ずることができることとした。

イ　(1)の届出に係る特定導管輸送事業約款により導管による二酸化炭素の輸送の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

ロ　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

ハ　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。（第八二条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、特定導管輸送事業者が正当な理由なく特定導管輸送事業約款による導管による二酸化炭素の輸送の役務の提供を拒んだときは、当該特定導管輸送事業者に対し、当該役務の提供を行うべきことを命ずることができることとした。（第八二条第五項関係）

(六)　禁止行為等

特定導管輸送事業者は、その特定導管輸送事業の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならないこと等とした。（第八三条関係）

(七)　業務改善命令

経済産業大臣は、導管輸送事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、導管輸送事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第八四条関係）

7　導管輸送事業の保安

(一)　導管輸送事業者の義務

導管輸送事業者は、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第八五条関係）

(二)　導管輸送工作物の維持等

導管輸送事業者は、その導管輸送工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないこと等とした。（第八六条関係）

(三)　災害時の報告に係る規定の準用

5の(三)等は、導管輸送事業者及び導管輸送事業について準用することとした。（第八七条関係）

(四)　保安規程

(1)　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、導管輸送事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第(七)の(1)の自主検査を伴う導管輸送工作物の設置又は変更の工事をする場合にあっては、当該工事）

(2)　導管輸送事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならないこととした。（第八八条第一項関係）

(五)　保安教育等に係る規定の準用

5の(五)及び(六)等は、導管輸送事業者について準用することとした。（第八九条関係）

(六)　工事計画

(1)　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。ただし、その導管輸送工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでないこととした。（第九〇条第一項関係）

(2)　(1)等の届出をした者は、その届出が受理された日から三〇日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始してはならないこととした。（第九〇条第三項関係）

(七)　使用前検査

(1)　導管輸送事業者は、(六)の(1)等の届出をして設置又は変更の工事をする導管輸送工作物（その工事の計画について命令があった場合において(六)の(1)等の届出をしていないものを除く。）であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、その使用の開始前に、当該導管輸送工作物について自主検査を行い、その結果が(2)に掲げる基準に適合していることについて経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録導管輸送工作物検査機関」という。）が行う検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならないこととした。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでないこととした。（第九一条第一項関係）

(2)　登録導管輸送工作物検査機関が行う検査においては、導管輸送工作物が次に掲げる基準に適合しているときは、合格とすることとした。

イ　その工事が(六)の(1)等の届出をした工事の計画（経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

ロ　(二)の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。（第九一条第二項関係）

(3)　導管輸送事業者は、(1)の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第九一条第三項関係）

(八)　定期自主検査に係る規定の準用

5の(三)は、導管輸送事業者及び導管輸送工作物について準用することとした。（第九二条関係）

(九)　登録導管輸送工作物検査機関

(1)　(七)の(1)の登録は、(七)の(1)の検査を行おうとする者の申請により行うこととした。（第九三条関係）

(2)　登録導管輸送工作物検査機関について所要の規定を設けることとした。（第九四条～第一〇六条関係）

8　貯留層の探査

(一)　貯留層の探査の許可

貯留層の探査（地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために行う地質構造の調査であって、貯留層の掘削を伴わず、かつ、地震探査法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第一〇七条第一項関係）

(二)　探査の許可の基準

経済産業大臣は、(一)の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないこととした。

(1)　その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(2)　申請者が、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者等の欠格事由に該当しないこと。

(3)　その申請に係る探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われる場合においては、当該探査を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

(4)　その申請に係る探査が他人の鉱区で行われる場合においては、当該探査を行うことが当該他人の鉱区における鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

(5)　その申請に係る探査を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、その申請に係る探査を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。（第一〇八条関係）

(三)　探査の許可の取消し

経済産業大臣は、(一)の許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき等は、当該許可を取り消すことができることとした。（第一一〇条関係）

(四)　違反行為に対する措置

経済産業大臣は、(一)に違反して探査を行った者等に対し、当該違反行為に係る作業の中止、当該違反行為に係る探査に使用した装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命ずることができることとした。（第一一一条関係）

(五)　探査の結果の報告

経済産業大臣は、貯留層の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、(一)の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができることとした。（第一一五条関係）

土地の使用及び収用

(一)　土地の立入り

貯留事業等を行おうとする者、貯留事業等の許可の申請をした者若しくは貯留事業者等又は導管輸送事業を行おうとする者若しくは導管輸送事業者は、その貯留等工作物又は導管輸送工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができることとした。（第一一六条第一項関係）

(二)　損失の補償

(一)の許可を受けた者は、(一)による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととした。（第一一七条第一項関係）

(三)　土地の使用

(1)　貯留事業者等は、許可貯留区域等又はその付近において他人の土地をその貯留事業等に係る坑井の開設その他貯留等工作物の設置等の目的のために利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、これを使用することができることとした。（第一一八条第一項関係）

(2)　導管輸送事業者は、その導管輸送事業の用に供するため、他人の土地に導管輸送工作物を設置することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができることとした。（第一一九条第一項関係）

(四)

土地の収用

(1)　貯留事業者は、許可貯留区域又はその付近において他人の土地をその貯留事業に係る(三)の(1)の目的に供した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となった場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができることとした。（第一一九条第一項関係）

(2)　導管輸送事業者は、その導管輸送事業の用に供するため、他人の土地に導管輸送工作物を設置した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となった場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができることとした。（第一一九条第二項関係）

(五)

許可及び公告

(1)　貯留事業者等又は導管輸送事業者は、(三)又は(四)により他人の土地を使用し、又は収用しようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第一二〇条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の申請があったときは、その申請に係る貯留事業等又は導管輸送事業について関係のある都道府県知事に協議するとともに、貯留事業者等又は導管輸送事業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならないこととした。（第一二〇条第二項関係）

(3)　経済産業大臣は、(1)の許可をしたときは、土地を使用し、又は収用しようとする者の氏名又は名称、使用又は収用の目的等を公告しなければならないこととした。（第一二〇条第五項関係）

(六)

土地収用法の適用

(三)又は(四)による土地の使用又は収用に関しては、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、土地収用法（昭和二六年法律第二一九号）の規定を適用することとした。（第一二二条第一項関係）

損害の賠償

(一)　賠償義務

貯留層における二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘のための土地の掘削、坑水の放流又は貯留層に貯蔵した二酸化炭素の漏えいによって他人に損害を与えたときは、当該損害の発生の時における当該許可貯留区域等の貯留事業者等が、当該損害の発生の時既に４の(五)の(1)により機構に貯留権が移転しているときは当該移転の時に当該貯留権を有していた貯留事業者が、当該損害の発生の時既に貯留権等（貯留権にあっては、貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係るものに限る。）が消滅しているときは当該貯留権等の消滅の時における当該許可貯留区域等の貯留事業者等が、当該損害を賠償する責任を負うこととした。（第一二四条第一項関係）

(二)　消滅時効

(1)　損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅することとした。

イ　被害者が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。

ロ　損害の発生の時から二〇年間行使しないとき。（第一二八条第一項関係）

(2)　人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての(1)のイの適用については、(1)のイ中「三年間」とあるのは、「五年間」とすることとした。（第一二八条第二項関係）

11

雑則

(一)　許可等の条件

この法律の規定による許可、認可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができることとした。（第一三〇条第一項関係）

(二)　手数料

２の(二)の許可の申請をする者等は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないこととした。（第一三一条関係）

(三)　報告徴収及び立入検査

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、貯留事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、貯留事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとする等、報告徴収及び立入検査について所要の規定を設けることとした。（第一三二条関係）

(四)　公害等調整委員会の裁定

２の(二)等による経済産業大臣の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができることとし、この場合には、審査請求をすることができないこととした。（第一三三条第一項関係）

(五)　火薬類取締法等の適用除外

(1)　貯留事業者等が行う貯留事業等の用に供する火薬類については、火薬類取締法（昭和二五年法律第一四九号）の一部の規定は、適用しないこととした。（第一三四条第一項関係）

(2)　貯留事業者等が行う貯留事業等及びその用に供する貯留等工作物並びに導管輸送事業者が行う導管輸送事業及びその用に供する導管輸送工作物については、高圧ガス保安法（昭和二六年法律第二〇四号）の一部の規定は、適用しないこととした。（第一三四条第二項関係）

(六)　主務大臣等

(1)　この法律における主務大臣は、次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める大臣とすることとした。

イ　海域の貯留層における貯留事業に関する事項（貯留事業場における保安に関する事項を除く。）　経済産業大臣及び環境大臣

ロ　イに掲げる事項以外の事項　経済産業大臣（第一三六条第一項関係）

(2)　この法律における主務省令は、(1)のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該(1)のイ又はロに定める主務大臣の発する命令とすることとした。（第一三六条第二項関係）

(七)　権限の委任

(1)　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができることとした。（第一三七条第一項関係）

(2)　この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができることとした。（第一三七条第二項関係）

12　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第一四〇条～第一四八条関係）

13　その他

その他所要の規定を設けることとした。

14　附則

(一)　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、我が国における貯留事業の実施状況、諸外国における貯留事業に相当する事業の実施状況及び当該事業に係る制度等を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

(二)　経過措置

(1)　この法律の施行の際現に貯留事業を行っている者（以下「既存貯留事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間は、２の(二)の(1)にかかわらず、引き続き貯留事業を行うことができることとした。（附則第三条第一項関係）

(2)　既存貯留事業者は、施行日から起算して六月を経過する日後も引き続きその貯留事業を行っている区域内の貯留層における貯留事業を行おうとするときは、同日までに経済産業大臣に申請して、その許可を受けることができることとした。（附則第三条第二項関係）

(3)　(2)の許可を受けた既存貯留事業者（以下「許可既存貯留事業者」という。）については、当該許可を受けた日において貯留事業の許可を受けた貯留事業者（同日において既に(2)の申請に係る貯留区域内の貯留層に二酸化炭素を貯蔵している場合にあっては、貯留開始貯留事業者）とみなして、この法律の規定（一部の規定を除く。）を適用することとした。（附則第三条第六項関係）

(4)　５の(八)の(1)は、許可既存貯留事業者が(2)の許可を受けた時点において既に開始している貯留等工作物の設置又は変更の工事については、適用しないこととした。（附則第四条関係）

(5)　８の施行の際現に８の(一)の探査を行っている者は、８の施行の日から起算して一月間（当該期間内に８の(一)の許可の申請をした場合には、当該申請について処分がある日まで）は、８の(一)にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができることとした。（附則第五条関係）

(三)　過措置等について定めることとした。（附則第六条、第八条、第一一条、第一五条及び第二〇条～第二二条関係）

(四)　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条、第九条、第一〇条、第一二条～第一四条及び第一六条～第一九条関係）

15　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（法律第三九号）（防衛省）

1　総則

この法律は、風力発電設備の設置等により自衛隊等の使用する電波の伝搬障害が生ずるおそれを回避するため、電波障害防止区域の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設することにより、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　電波障害防止区域の指定

防衛大臣は、次に掲げる自衛隊等の活動について、風力発電設備の設置等が行われた場合に著しい障害を生ずるおそれがあり、これを防止して電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保を図るために必要があるときは、その必要な限度において、それぞれの区分に応じ、それぞれに定める区域を電波障害防止区域として指定することができることとした。

(一)　弾道ミサイル等に対する破壊措置、領空侵犯に対する措置等のために必要なレーダーを用いてする監視　当該監視のために設置された電波を発射し及び受信する機材と水平線とを結んだ平面のうち、想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

(二)　自衛隊等の航空機による着陸又は飛行の安全確保のために必要なレーダーを用いてする誘導又は監視　(1)又は(2)の区域

(1)　自衛隊等が管制業務を行う飛行場の進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該外側底辺に平行な直線で当該外側底辺からの水平距離が一二キロメートルであるものにより囲まれる部分を地上に投影した区域のうち、滑走路の短辺を起点とした水平面から勾配が一・四度で伸びる平面のうち、その高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域でもある区域

(2)　自衛隊等の防衛施設であって面積が九〇〇ヘクタール以下であるもののうち防衛省令で定めるものの周囲五キロメートル以内の区域及び自衛隊等の防衛施設であって航空機による射撃又は爆撃を行うものに接続する陸上部分のうち長辺が二〇キロメートル以内、短辺が五キロメートル以内からなる長方形の区域並びにこれらの区域と当該監視のために設置された電波を発射し及び受信する機材とを結んだ平面のうちその高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

(三)　人工衛星との間で行われる無線通信　当該無線局を起点とした水平面から仰角三度で伸びる平面のうち、その高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

自衛隊の使用する人工衛星の無線局と当該人工衛星との間で行われる無線通信　当該無線局を起点とした水平面から仰角三度で伸びる平面のうち、その高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

3　電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る手続

(一)　風力発電設備の設置者は、電波障害防止区域内において風力発電設備の設置等に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）に着手させる前に、当該風力発電設備に係る位置、風車高、形状、その者が風力発電設備の設置等に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を防衛大臣に届け出なければならないこととした。（第四条関係）

(二)　防衛大臣は、風力発電設備の設置者が、(一)の届出をしなければならない場合において、その届出をしないで、風力発電設備の設置等に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知ったときは、直ちに、当該風力発電設備の設置者に対し、期限を定めて、(一)により届け出るべきものとされている事項を防衛大臣に届け出るべきことを命ずることとした。（第五条関係）

(三)　防衛大臣は、(一)の届出又は(二)の命令に基づく届出があった場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の原因（以下「自衛隊等使用電波障害原因」という。）となると認められるときにあっては、その風力発電設備のうち当該自衛隊等使用電波障害原因となる部分（以下「障害原因部分」という。）及びその理由を示して、当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因とならないと認められるときにあっては、その検討の結果を示して、その旨を当該届出をした風力発電設備の設置者に通知しなければならないこととした。（第六条関係）

(四)　(三)により、風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となると認められる旨の通知を受けた風力発電設備の設置者は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間は、当該風力発電設備の設置等に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行い、又はその請負人に行わせてはならないこととした。

(1)　風力発電設備の設置等に係る工事の計画を変更してその変更につき届出をし、これにつき、(三)により当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

(2)　防衛大臣との間に(五)の協議が調ったとき。（第七条関係）

(五)　(四)の風力発電設備の設置者及び防衛大臣は、相互に、相手方に対し、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と当該風力発電設備に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置について協議を求めることができることとした。（第八条関係）

(六)　防衛大臣は、(一)に違反して風力発電設備の設置者から届出がなかった場合において、当該風力発電設備の設置者が、現に当該風力発電設備の設置等に係る工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせているとき、又は近く当該工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせる見込みが確実であるときは、必要の範囲内において、風力発電設備の設置者に対し、現に自ら行い若しくはその請負人に行わせている工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせてはならない旨を命ずることができることとした。（第九条関係）

(七)　防衛大臣及び経済産業大臣は、３の施行に関し相互に協力することとした。（第一一条関係）

4　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第一四条～第一七条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（デジタル庁）

1　準法定事務の基準

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることとした。（第八条関係）

2　機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者の範囲

機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者に、住民基本台帳法第三〇条の一五の二第一項、第三〇条の四四の三第一項第二号、第三〇条の四四の四第一項第二号、第三〇条の四四の五第一項第二号又は第三〇条の四四の七第一項に規定する場合においてこれらの規定に規定する求めをした者を追加することとした。（第一一条関係）

3　国外転出者に係る個人番号カードの交付手続等

(一)　個人番号カードの交付等

(1)　法第一六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付は、領事官又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して行うこととした。（第一三条第三項関係）

(2)　交付市町村長以外の市町村長は、法第一七条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを交付する場合には、その者）に対し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めることとした。（第一三条第六項関係）

(3)　領事官又は市町村長は、法第一六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを引き渡すこととした。（第一三条第七項関係）

(4)　領事官又は市町村長は、法第一七条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを引き渡す場合には、その者）に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めることとした。（第一三条第九項関係）

(二)　個人番号カードが失効する場合

個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者を除く。）が国外に転出をしたときであって、その者が戸籍の附票に記録されている者であり、かつ、当該個人番号カードの提出を受けた市町村長が法第一七条第六項の規定により同項に規定する措置を講じたときは、個人番号カードが失効する場合から除くこととするとともに、個人番号カードの交付を受けている国外転出者に係る個人番号カードが失効する場合に関する規定を整備することとした。（第一四条関係）

(三)　個人番号カードの返納

住所地市町村長又は附票管理市町村長は、個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知することとした。（第一六条第二項関係）

4　この政令は、令和六年五月二七日から施行することとした。

◇電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（総務省）

1　電子証明書の発行の申請において、住所地市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長以外の市町村長並びに領事官がとる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置は、申請者が当該申請者から提示又は提出を受けた書類に係る者であることを確認することとすることとした。（第一条の二等関係）

2　その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

3　この政令は、令和六年五月二七日から施行するものとすることとした。

◇住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（総務省）

一　住民基本台帳法施行令の一部改正関係

1　住民基本台帳法（以下「法」という。）第三〇条の一五の二第一項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる同項に規定する別表事務と同一であるものとした。（第三〇条の一二の二第一項関係）

2　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から準法定事務処理者又は都道府県知事から都道府県準法定事務処理者への本人確認情報の提供は、次のいずれかの方法により行うものとした。（第三〇条の一二の二第二項及び第三項関係）

(一)　総務省令で定めるところにより、電気通信回線を通じて本人確認情報を送信する方法

(二)　総務省令で定めるところにより、本人確認情報を記録した磁気ディスクを送付する方法

3　法第三〇条の四一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項とした。（第三〇条の一二の三関係）

㈠　戸籍の附票の記載を行った場合　戸籍の附票の記載を行った旨及びその年月日

㈡　戸籍の附票の消除を行った場合　戸籍の附票の消除を行った旨及びその年月日

㈢　法第一七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行った場合　戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日

㈣　法第一七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行った場合　戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

4　機構又は都道府県における附票本人確認情報の保存期間は、次に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とした。（第三〇条の一二の四及び第三〇条の一二の五関係）

㈠　戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して一五〇年を経過する日

㈡　戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して一五〇年を経過する日

5　機構から国の機関等、都道府県知事等、市町村等若しくは準法定事務処理者又は都道府県知事から都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関若しくは都道府県準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供は、戸籍の附票に関する事務の処理に関するもの等を除き、次のいずれかの方法により行うものとした。（第三〇条の一二の六～第三〇条の一二の一三関係）

㈠　総務省令で定めるところにより、電気通信回線を通じて附票本人確認情報を送信する方法

㈡　総務省令で定めるところにより、附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを送付する方法

6　市町村における附票本人確認情報の保存期間は、次に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とした。（第三四条第三項関係）

㈠　戸籍の附票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知をした日から起算して一五〇年を経過する日

㈡　戸籍の附票の消除を行ったことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して一五〇年を経過する日

二　その他

その他所要の規定の整備を行うものとした。

三　施行期日

この政令は、令和六年五月二七日から施行するものとした。

法律

民法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十三号

民法等の一部を改正する法律

（民法の一部改正）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第五款　特別養子（第八百十七条の二―第八百十七条の十一）」を「第三節　親の責務　第五款　特別養子（第八百十七条の二―第八百十七条の十一）」に改める。

第三百六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　子の監護の費用

第三百八条の次に次の一条を加える。

（子の監護費用の先取特権）

第三百八条の二　子の監護の費用の先取特権は、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額）について存在する。

一　第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二　第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三　第七百六十六条及び第七百六十六条の三（これらの規定を第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

四　第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第七百四十九条中「、第五項及び第六項」を「及び第五項から第七項まで」に改める。

第七百五十三条及び第七百五十四条を次のように改める。

第七百五十三条及び第七百五十四条　削除

第七百六十五条第一項中「及び第八百十九条第一項の規定」を削り、「違反しないこと」の下に「及び夫婦間に成年に達しない子がある場合には次の各号のいずれかに該当すること」を加え、同項に次の各号を加える。

一　親権者の定めがされていること。

二　親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていること。

第七百六十六条第一項中「者」の下に「又は子の監護の分掌」を加え、「面会及びその他の」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（審判による父母以外の親族と子との交流の定め）

第七百六十六条の二　家庭裁判所は、前条第二項又は第三項の場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、同条第一項に規定する子の監護について必要な事項として父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

2　前項の定めについての前条第二項又は第三項の規定による審判の請求は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあっては、その者と子との交流についての定めをするため他に適当な方法がないときに限る。）がすることができる。

一　父母

二　父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあっては、過去に当該子を監護していた者に限る。）

（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例）

第七百六十六条の三　父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合には、父母の一方であって離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うものは、他の一方に対し、離婚の日から、次に掲げる日のいずれか早い日までの間、毎月末に、その子の監護に要する費用の分担として、父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額の支払を請求することができる。ただし、当該他の一方は、支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと又はその支払をすることによってその生活が著しく窮迫することを証明したときは、その全部又は一部の支払を拒むことができる。

一　父母がその協議により子の監護に要する費用の分担についての定めをした日

二　子の監護に要する費用の分担についての審判が確定した日

三　子が成年に達した日

2　離婚の日の属する月又は前項各号に掲げる日のいずれか早い日の属する月における同項の額は、法務省令で定めるところにより日割りで計算する。

3　家庭裁判所は、第七百六十六条第二項又は第三項の規定により子の監護に要する費用の分担についての定めをし又はその定めを変更する場合には、第一項の規定による債務を負う他の一方の支払能力を考慮して、当該債務の全部若しくは一部の免除又は支払の猶予その他相当な処分を命ずることができる。

第七百六十八条第二項ただし書中「二年」を「五年」に改め、同条第三項中「家庭裁判所は」の下に「、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため」を加え、「協力によって得た財産の額」を「婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、婚姻中の財産の取得又は維持についての各当事者の寄与の程度は、その程度が異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

第七百七十条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第七百八十八条中「第七百六十六条」の下に「から第七百六十六条の三まで」を加える。

第七百九十七条に次の二項を加える。

3　第一項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが縁組の同意をしないときは、家庭裁判所は、養子となる者の法定代理人の請求により、その同意に代わる許可を与えることができる。同項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の父母で親権を停止されているものが縁組の同意をしないときも、同様とする。

4　第一項の承諾に係る親権の行使について第八百二十四条の二第三項に規定する請求を受けた家庭裁判所は、第一項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であると認めるときに限り、同条第三項の規定による審判をすることができる。

第八百十一条第三項中「一方」を「双方又は一方」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第八百十九条第七項の規定を準用する。

第四編第三章に次の一節を加える。

第三節　親の責務等

（親の責務等）

第八百十七条の十二　父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

2　父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

（親子の交流等）

第八百十七条の十三　第七百六十六条（第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の場合のほか、子と別居する父又は母その他の親族と当該子との交流について必要な事項は、父母の協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2　前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、同項の事項を定める。

3　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、父又は母の請求により、前二項の規定による定めを変更することができる。

4　前二項の請求を受けた家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときに限り、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

5　前項の定めについての第二項又は第三項の規定による審判の請求は、父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあっては、過去に当該子を監護していた者に限る。）もすることができる。ただし、当該親族と子との交流についての定めをするため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

第八百十八条を次のように改める。

（親権）

第八百十八条　親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

2　父母の婚姻中はその双方を親権者とする。

3　子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

一　養親（当該子を養子とする縁組が二以上あるときは、直近の縁組により養親となった者に限る。）

二　子の父母であって、前号に掲げる養親の配偶者であるもの

第八百十九条第一項中「一方」を「双方又は一方」に、「定めなければならない」を「定める」に改め、同条第二項中「父母の」の下に「双方又は」を加え、同条第三項ただし書中「協議で、」の下に「父母の双方又は」を加え、同条第四項中「父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父」を「母」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。

第八百十九条第六項中「子の親族」を「子又はその親族」に改め、「他の一方に」を削り、同条に次の二項を加える。

7　裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

一　父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二　父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

８　第六項の場合において、家庭裁判所は、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において、当該協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の一方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。

第八百二十四条の次に次の二条を加える。

（親権の行使方法等）

第八百二十四条の二　親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。

一　その一方のみが親権者であるとき。

二　他の一方が親権を行うことができないとき。

三　子の利益のため急迫の事情があるとき。

２　父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

３　特定の事項に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

（監護者の権利義務）

第八百二十四条の三　第七百六十六条（第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定により定められた子の監護をすべき者は、第八百二十条から第八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。この場合において、子の監護をすべき者は、単独で、子の監護及び教育、居所の指定及び変更並びに営業の許可、その許可の取消し及びその制限をすることができる。

２　前項の場合には、親権を行う者（子の監護をすべき者を除く。）は、子の監護をすべき者が同項後段の規定による行為をすることを妨げてはならない。

第八百三十三条中「親権を行う者は、その親権に服する」を「父又は母が成年に達しない子であるときは、当該子について親権を行う者が当該」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第二条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百六十七条の十六」を「―第百六十七条の十七」に改める。

第百五十一条の二第一項第三号中「第七百六十六条（」を「第七百六十六条及び第七百六十六条の三（これらの規定を」に改める。

第二章第二節第五款に次の一条を加える。

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立ての特例）

第百六十七条の十七　第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者が次の各号に掲げる申立てをした場合には、当該申立てと同時に、当該各号に定める申立てをしたものとみなす。ただし、当該債権者が当該各号に掲げる申立ての際に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

一　第百九十七条第一項の申立て　当該申立てに係る手続において債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人）が開示した債権（第二百六条第一項各号に規定する債権に限る。）又は次項の規定によりその情報が提供された債権に対する差押命令の申立て

二　第二百六条第一項の申立て　当該申立てに係る手続において同項各号に掲げる者がその情報を提供した同項各号に規定する債権に対する差押命令の申立て

２　前項に規定する場合（同項第一号に掲げる申立てをした場合に限る。）において、執行裁判所の呼出しを受けた債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人）がその財産を開示しなかつたときは、債権者が別段の意思を表示した場合を除き、執行裁判所は、債務者の住所のある市町村（特別区を含む。第二百六条第一項第一号において同じ。）に対し、同号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

３　第二百五条第三項から第五項までの規定は前項の規定による裁判について、第二百八条の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について、それぞれ準用する。

４　財産開示事件の記録中前項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一　申立人

二　債務者に対する第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三　債務者の財産について一般の先取特権（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者

四　債務者

五　当該情報の提供をした者

５　第二百十条第二項の規定は、前項第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の第三項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものについて準用する。

６　第一項の規定により債権に対する差押命令の申立てがされたものとみなされた場合において、執行裁判所が第百九十七条第三項に規定する財産開示期日における手続の実施又は第二項若しくは第二百六条第一項の規定による裁判をしてもなお差し押さえるべき債権を特定することができないときは、執行裁判所は、債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出をすべきことを命ずることができる。この場合において、債権者がその期間内に差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出をしないときは、差押命令の申立ては、取り下げたものとみなす。

第百九十三条第二項中「先取特権の実行及び行使について」の下に「、第百六十七条の十七の規定は債務者の財産について一般の先取特権（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者が第百九十七条第二項の申立て又は第二百六条第二項の申立てをした場合について、それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

３　前項において準用する第百四十五条第二項の規定にかかわらず、債権者が民法第七百六十六条の三（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務に係る金銭債権を請求する場合には、執行裁判所は、一般の先取特権（同法第三百六条第三号に係るものに限る。）の実行としての差押命令を発するに際し、必要があると認めるときは、債務者を審尋することができる。

第二百六条第一項第一号中「（特別区を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　執行裁判所は、第百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

第二百八条第一項中「第二百六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二百九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　債務者の財産について一般の先取特権（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者

第二百十条第二項中「第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第二百十四条第二項中「第二百十条」を「第二百十条第一項の規定又は同条第二項（第百六十七条の十七第五項（第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

（人事訴訟法の一部改正）

第三条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項中「及び」を「、同項の親権行使者の指定についての裁判及び」に改める。

第三十二条第一項中「分与に関する処分」の下に「、親権行使者（民法第八百二十四条の二第三項の規定により単独で親権を行使する者をいう。第四項において同じ。）の指定（婚姻の取消し又は離婚に伴って親権を行う必要がある事項に係るものに限る。同項において同じ。）」を加え、同条第四項中「処分についての裁判」の下に「若しくは親権行使者の指定についての裁判」を加える。

第三十四条の二の次に次の二条を加える。

（情報開示命令）

第三十四条の三　裁判所は、第三十二条第一項の子の監護に関する処分（子の監護に要する費用の分担に関する処分に限る。）の申立てがされている場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その収入及び資産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

2　裁判所は、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分の申立てがされている場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その財産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

3　前二項の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示したときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

（判決前の親子交流の試行的実施）

第三十四条の四　裁判所は、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分（子の監護に要する費用の分担に関する処分を除く。）の申立てがされている場合において、子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、かつ、事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、子との交流の試行的実施を促すことができる。

2　裁判所は、前項の試行的実施を促すに当たっては、交流の方法、交流をする日時及び場所並びに家庭裁判所調査官その他の者の立会いその他の関与の有無を定めるとともに、当事者に対して子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することその他適当と認める条件を付することができる。

3　裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告（当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明）を求めることができる。

（家事事件手続法の一部改正）

第四条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　死後離縁をするについての許可の審判事件（第百六十二条）
第五款　離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百六十三条）
第六款　特別養子縁組に関する審判事件（第百六十四条―第百六十六条）」を「第四款　養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件（第百六十一条の二）
第五款　死後離縁をするについての許可の審判事件（第百六十二条）
第六款　離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百六十三条）
第七款　特別養子縁組に関する審判事件（第百六十四条―第百六十六条）」に改める。

第三条の五中「第二項において同じ。）」の下に「、養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件（同表の六十一の二の項の事項についての審判事件をいう。第百六十一条の二において同じ。）」を加える。

第三条の八中「並びに」を「及び」に、「及び八の項」を「から八の二の項まで」に、「第百五十条第四号及び第百五十一条第二号において」を「以下」に改める。

第三条の十二中「第百五十条第五号」の下に「及び第百五十二条の二第二項」を加える。

第百五十条第一号中「次条第一号」の下に「及び第百五十二条の二第一項第一号」を加え、同条第三号中「いう」の下に「。第百五十二条の二第一項第二号において同じ」を加える。

第百五十二条の次に次の二条を加える。

（情報開示命令）

第百五十二条の二　家庭裁判所は、次に掲げる審判事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その収入及び資産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

一　夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件

二　婚姻費用の分担に関する処分の審判事件

三　子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。）

2　家庭裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その財産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

3　前二項の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示したときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

（審判前の親子交流の試行的実施）

第百五十二条の三　家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）において、子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、かつ、事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、子との交流の試行的実施を促すことができる。

2　家庭裁判所は、前項の試行的実施を促すに当たっては、交流の方法、交流をする日時及び場所並びに家庭裁判所調査官その他の者の立会いその他の関与の有無を定めるとともに、当事者に対して子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することその他適当と認める条件を付することができる。

3　家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告（当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明）を求めることができる。

第百五十四条第三項中「変更」の下に「、子の監護の分掌」を加え、「面会及びその他の」を削る。

第百五十六条に次の一項を加える。

2　子の監護に関する処分の審判（父母以外の親族と子との交流に関する処分の審判に限る。）及びその申立てを却下する審判に対する即時抗告は、民法第七百六十六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による請求をすることができる者及び同法第八百十七条の十三第五項の規定による請求をすることができる者もすることができる。

第二編第二章第七節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款　養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件

第百六十一条の二　養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件は、養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　第百十八条の規定は、養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件における養子となるべき者の法定代理人、養子となるべき者の父母でその監護をすべき者であるもの及び養子となるべき者の父母で親権を停止されているものについて準用する。

3　家庭裁判所は、養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判をする場合には、養子となるべき者の父母でその監護をすべき者であるもの及び養子となるべき者の父母で親権を停止されているものの陳述を聴かなければならない。

4　養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、養子となるべき者の父母でその監護をすべき者であるもの及び養子となるべき者の父母で親権を停止されているものに告知しなければならない。

5　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判　養子となるべき者の父母でその監護をすべき者であるもの及び養子となるべき者の父母で親権を停止されているもの

二　養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の申立てを却下する審判　申立人

第百六十七条中「変更」の下に「、親権行使者の指定」を加える。

第百六十八条中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、同条に次の一号を加える。

八　親権行使者の指定の審判事件（別表第二の八の二の項の事項についての審判事件をいう。）　子及びその父母

第百六十九条第二項中「又は変更」を「若しくは変更又は親権行使者の指定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（申立ての取下げの制限）

第百六十九条の二　親権者の指定の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

（離婚が成立しない場合の申立ての却下）

第百六十九条の三　家庭裁判所は、親権者の指定の審判の手続において、申立人に対し、相当の期間を定め、父母が離婚したことを証する文書をその期間内に提出すべきことを命ずることができる。

2　前項の場合において、申立人がその期間内に同項に規定する文書を提出しないときは、家庭裁判所は、親権者の指定の審判の申立てを却下することができる。

第百七十一条中「又は変更」を「若しくは変更又は親権行使者の指定」に改める。

第百七十二条第一項に次の一号を加える。

十一　親権行使者の指定の審判及びその申立てを却下する審判　子の父母

第百七十五条の見出し中「審判事件」を「審判事件等」に改め、同条第一項中「又は変更」を「若しくは変更又は親権行使者の指定」に改める。

第百八十二条第三項中「」は」を「第百八十四条の二第一項において同じ。）は」に改める。

第百八十四条の次に次の一条を加える。

（情報開示命令）

第百八十四条の二　家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その収入及び資産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

2　前項の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示したときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

第二百四十二条第三項中「第百五十六条」を「第百五十六条第一項」に改める。

第二百五十二条第一項第一号及び第二号中「いう」の下に「。第二百五十八条第三項において同じ」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　親権行使者の指定の調停事件（別表第二の八の二の項の事項についての調停事件をいう。）　子及びその父母

第二百五十八条に次の一項を加える。

3　第百五十二条の二の規定は夫婦間の協力扶助に関する処分の調停事件、婚姻費用の分担に関する処分の調停事件（別表第二の二の項の事項についての調停事件をいう。）、子の監護に関する処分の調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の調停事件に限る。）、財産の分与に関する処分の調停事件（同表の四の項の事項についての調停事件をいう。）及び離婚についての調停事件について、第百五十二条の三の規定は子の監護に関する処分の調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の調停事件を除く。）及び離婚についての調停事件について、第百八十四条の二の規定は扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの調停事件（同表の十の項の事項についての調停事件をいう。）について、それぞれ準用する。

第二百七十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、親権者の指定の調停の申立ては、家事調停事件が終了する前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

別表第一の六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二	養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可	民法第七百九十七条第三項

別表第二中「第二百五十二条」の下に「、第二百五十八条」を加える。

別表第二の三の項中「第三項」の下に「並びに第七百六十六条の三第三項」を、「含む。）」の下に「並びに第八百十七条の十三第二項及び第三項」を加える。

別表第二の八の項の次に次のように加える。

八の二	親権行使者の指定	民法第八百二十四条の二第三項

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（民法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の民法（附則第六条において「旧民法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

（子の監護費用に関する経過措置）

第三条　新民法第三百六条第三号及び第三百八条の二の規定は、同条に規定する定期金債権のうちこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた各期の定期金について適用する。

2　新民法第七百六十六条の三（新民法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に離婚し、婚姻が取り消され、又は認知した場合については、適用しない。

（財産分与に関する経過措置）

第四条　施行日前に離婚し、又は婚姻が取り消された場合における財産の分与に関する処分を家庭裁判所に請求することができる期間の制限については、なお従前の例による。

（離婚原因に関する経過措置）

第五条　離婚の訴えに係る事件であって、施行日前に、控訴審の口頭弁論が終結したもの又は第一審の判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたものについての離婚の訴えを提起することができる事由については、なお従前の例による。

（親権者の変更の請求に関する経過措置）

第六条　施行日前に旧民法第八百十九条第六項（旧民法第七百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によりされた親権者の変更の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は、新民法第八百十九条第六項（新民法第七百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によりされた親権者の変更の請求とみなす。

（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第二条の規定による改正後の民事執行法第百六十七条の十七（同法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に申し立てられる民事執行の事件について適用し、施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、なお従前の例による。

（戸籍法の一部改正）

第八条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「当事者の氏名」の下に「（親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている場合にあつては、その旨）」を加え、「親権に服する」を「者が親権を行う」に改める。

第七十七条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「親権に服する」を「者が親権を行う」に改める。

第七十八条中「第八百十九条第三項但書又は第四項」を「第八百十九条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改める。

第七十九条中「第四項」を「第四項ただし書」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の二の項中「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に、「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「次条」の下に「及び第三条の二」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続実施等の申立ての手数料の特例）

第三条の二　民事執行法第百六十七条の十七第一項本文（同法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第百九十七条第一項若しくは第二項の申立て又は同法第二百六条第一項若しくは第二項の申立て（以下この条において「財産開示手続実施等の申立て」という。）と同時に債権の差押命令の申立てをしたものとみなされる場合には、当該財産開示手続実施等の申立てをする者は、財産開示手続実施等の申立てをする時に当該財産開示手続実施等の申立ての手数料を納めなければならない。この場合において、当該差押命令により差し押さえるべき債権を特定することができたときは、更に債権の差押命令の申立ての手数料を納めなければならない。

別表第一の一六の項イ中「第二百六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（民事再生法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「第七百六十六条（）」を「第七百六十六条及び第七百六十六条の三（これらの規定を」に改める。

一　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百二十九条第三項第三号ハ

二　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項第四号ハ

三　法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）第十条第四項第三号

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正）

第十二条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「子との面会その他の」を「子との」に、「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に、「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に、「面会その他の交流について」を「子との交流について」に改める。

第二章の章名、第五条第四項第一号及び第二号、第六条第二項第三号、第九条並びに同章第三節の節名中「面会その他の」を削る。

第二章第三節第一款の款名を次のように改める。

第一款　日本国交流援助

第十六条の見出しを「（日本国交流援助申請）」に改め、同条第一項中「面会その他の」を削り、「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に改め、同条第二項中「日本国面会交流援助の」を「日本国交流援助の」に、「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に、「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同項第一号中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同項第二号中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同条第四項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改める。

第十七条の見出し中「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に改め、同条第一項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に、「日本国面会交流援助の」を「日本国交流援助の」に、「日本国面会交流援助決定」を「日本国交流援助決定」に改め、同条第二項中「日本国面会交流援助決定」を「日本国交流援助決定」に改め、同項第三号中「面会その他の」を削る。

第十八条の見出し及び同条第一項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、同項第六号及び第七号中「面会その他の」を削り、同条第二項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改める。

第十九条の見出し及び同条第一項中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改める。

第二十条の見出し中「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に改め、同条中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に改め、「面会その他の」を削る。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款　外国交流援助

第二十一条の見出しを「（外国交流援助申請）」に改め、同条第一項中「面会その他の」を削り、「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改め、同条第二項中「外国面会交流援助の」を「外国交流援助の」に、「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改める。

第二十二条の見出し中「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改め、同条第一項中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に、「外国面会交流援助の」を「外国交流援助の」に、「外国面会交流援助決定」を「外国交流援助決定」に改め、同条第二項及び第三項中「外国面会交流援助決定」を「外国交流援助決定」に改める。

第二十三条の見出し中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、同条第一項中「外国面会交流援助申請が」を「外国交流援助申請が」に、「外国面会交流援助申請を」を「外国交流援助申請を」に改め、同項第一号中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、「面会その他の」を削り、同項第六号及び第七号中「面会その他の」を削り、同条第二項中「外国交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改める。

第二十四条の見出し中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、同条第一項中「外国面会交流援助決定」を「外国交流援助決定」に改める。

第二十五条の見出し中「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改め、同条中「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、「面会その他の」を削る。

第五章第二節の節名中「面会その他の」を「子との」に改める。

第百四十八条第一項中「日本国面会交流援助決定」を「日本国交流援助決定」に改め、「面会その他の」を削る。

第百四十九条及び第百五十三条中「面会その他の」を削る。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち家事事件手続法第二百七十三条第三項の改正規定中「第二百七十三条第三項」を「第二百七十三条第四項」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十四条　民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十五条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中民事執行法第百六十七条の十三の改正規定の次に次のように加える。

第百六十七条の十七第四項中「第十七条」を「第十七条第一項の規定、同条第二項において準用する民事訴訟法第九十一条第四項の規定並びに第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三」に改め、同項第三号中「文書」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第一条のうち、民事執行法第百九十三条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項中「文書」の下に「又は電磁的記録」を加える」に改め、同法第二百七条第二項の改正規定中「第二百七条第二項」を「第二百六条第二項及び第二百七条第二項」に改め、同法第二百九条の改正規定中「改める」を「改め、同項第三号中「文書」の下に「又は電磁的記録」を加える」に改める。

第八十八条のうち民事訴訟費用等に関する法律別表第一の改正規定のうち、同表の一六の項の上欄中「第二百六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同表の三三の項の上欄中「五十九の項」の下に「、六十一の二の項」を加える。

第三百二十六条中家事事件手続法第百十四条の改正規定の次に次のように加える。

第百六十九条の三中「文書」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第三百二十六条のうち家事事件手続法第二百七十三条第三項の改正規定中「第二百七十三条第三項」を「第二百七十三条第四項」に改める。

第三百三十九条第二項中「第二百七十三条第三項」を「第二百七十三条第四項」に改める。

第三百四十四条中「面会その他の」を削る。

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十七条　政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律（次条及び附則第十九条第二項において「改正後の各法律」という。）の円滑な施行のため、新民法第七百六十六条第一項又は第二項（これらの規定を新民法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定により子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（啓発活動）

第十八条　政府は、改正後の各法律の円滑な施行のため、新民法第八百十九条各項の規定による親権者の定め方、新民法第八百二十四条の二第一項第三号の急迫の事情の意義、同条第二項の監護及び教育に関する日常の行為の意義その他の改正後の各法律の規定の趣旨及び内容について、国民に周知を図るものとする。

（周知）

第十九条　政府は、施行日までに、父母が協議上の離婚をする場合における新民法第八百十九条第一項の規定による親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
外務大臣　上川　陽子

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十四号

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「運転し、」を「運転する車」に改め、同項第十七号中「こと（」の下に「原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあつては当該装置を用いて走行させる場合を含み、」を加える。

第十八条に次の二項を加える。

3　車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等（歩道又は自転車道を通行しているものを除く。）の右側を通過する場合（当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。）において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない。

4　前項に規定する場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならない。

第十八条の付記中「第百十九条第一項第六号」を「第百十九条第一項第六号　第三項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ロ、第百十九条第一項第六号　第四項については第百二十条第一項第二号」に改める。

第二十条第三項中「第二十五条第一項」を「第十八条第四項、第二十五条第一項」に改める。

第二十四条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ロ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ハ」に改める。

第二十六条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ハ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ニ」に改める。

第二十六条の二の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ニ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ホ」に改める。

第二十八条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ホ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ヘ」に改める。

第四十一条第一項中「第十八条」を「第十八条第一項から第三項まで」に改める。

第五十二条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ヘ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ト」に改める。

第五十四条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ト」を「第百十七条の二の二第一項第八号チ」に改める。

第七十条の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号チ」を「第百十七条の二の二第一項第八号リ」に改める。

第七十一条第五号の五中「又は原動機付自転車」を「、原動機付自転車又は自転車」に改める。

第七十五条の四の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号リ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ヌ」に改める。

第七十五条の八の付記中「第百十七条の二の二第一項第八号ヌ」を「第百十七条の二の二第一項第八号ル」に改める。

第八十八条第二項中「十八歳」を「十七歳六か月」に改める。

第九十条第一項中「限る」を「限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る」に改める。

第九十五条の六第一項の表の備考一のホ中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同表の備考一のホ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　十八歳に達するまでの間に準中型免許又は普通免許に係る運転免許試験に合格した者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録及び第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録　その者の十八歳の誕生日

第九十六条第一項中「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項に規定する者は仮免許」を「、第一種免許」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、準中型免許及び普通免許の運転免許試験にあつては、十七歳六か月以上の者（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。）も受けることができる。

第九十六条に次の一項を加える。

7　第八十八条第二項に規定する者は、仮免許の運転免許試験を受けることができない。

第百十七条の二の二第一項第三号中「車両等（」の下に「自転車以外の」を加え、同項第八号ヌを同号ルとし、同号ロからリまでを同号ハからヌまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第十八条（左側寄り通行等）第三項の規定の違反となるような行為

第百十七条の三の二第二号中「車両等（」の下に「自転車以外の」を加え、同条第三号中「車両（」の下に「自転車以外の」を加える。

第百十八条第一項第四号中「若しくは原動機付自転車」を「、原動機付自転車若しくは自転車」に改める。

第百十九条第一項第六号中「第二項、」を「第二項若しくは第三項、」に改める。

第百二十条第一項第二号中「第二十五条」を「第十八条（左側寄り通行等）第四項、第二十五条」に改める。

第百二十五条第一項中「（重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「（特定小型原動機付自転車」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、「、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を削り、同項第二号中「状態」を「状態若しくは」に改め、「規定する状態」の下に「で車両等を運転していた者」を、「車両等」の下に「（自転車以外の軽車両を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　十六歳未満の者

別表第一第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているものの項中「原動機付自転車（以下」の下に「この表において」を加える。

別表第二第百十八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車、原動機付自転車及び重被牽引車以外の軽車両（以下この表において「小型特殊自動車等」という。）」に改め、同表第百十八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車及び原動機付自転車」に改め、同表第百二十条第一項第二号から第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為の項中「第六号まで」を「第七号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三項の規定　公布の日

二　第二条第一項の改正規定、第七十一条第五号の五の改正規定、第百十七条の二の二第一項第三号の改正規定、第百十七条の三の二の改正規定及び第百十八条第一項第四号の改正規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十五号

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第七条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第八条中「、保管場所標章が表示されていないことその他の理由により」を削る。

第十三条第一項中「から第七条まで」を「、第五条、第七条」に、「第十二条」を「前条」に改め、同条第四項中「第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は」を「第七条の規定は、」に改める。

第十七条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第二項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「第七条第一項」を「第七条」に、「者」を「とき。」に改め、同項第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改める。

附則第二項中「から」を「、第五条、」に改め、「まで」を削る。

附則第五項を削る。

附則第六項中「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

附則第八項中「第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は」を「第七条の規定は、」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第六項」に、「第七条第一項」を「第七条」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同項を附則第八項とする。

附則に次の一項を加える。

9　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

放送法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十六号

放送法の一部を改正する法律

第一条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第六項中「又は第二号」及び「他の放送事業者が第四条第二項の責務にのつとり講ずる措置並びに」を削り、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「するよう努めなければ」を「しなければ」に改め、同条中第二十項を第二十二項とし、第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、同条第十七項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第一号中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項各号」を「第十三項各号」に改め、同項第二号中「第十二項」を「第十四項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十一項を第十三項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7　協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

8　協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改める。

第二十九条第一項第一号カ中「第二十条第十項」を「第二十条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同号ヲ中「第二十条第九項」を「第二十条第十一項」に改め、同号ム中「第二十条第十九項」を「第二十条第二十一項」に改める。

第六十五条第五項中「第二十条第九項」を「第二十条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第百七十七条第一項第二号中「第二十条第九項」を「第二十条第十一項」に、「第二十条第十項」を「第二十条第十二項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項第四号中「第二十条第十七項」を「第二十条第十九項」に改める。

第百八十五条第二号中「第二十条第九項」を「第二十条第十一項」に、「第二十条第十項若しくは第十九項」を「第二十条第十二項若しくは第二十一項」に改める。

第百九十一条第一項第二号中「第二十条第十四項」を「第二十条第十六項」に改め、同項第三号中「第二十条第十三項若しくは第十四項」を「第二十条第十五項若しくは第十六項」に改める。

第二条　放送法の一部を次のように改正する。

第二条中第三十二号を第三十四号とし、第三十一号を第三十三号とし、第三十号の次に次の二号を加える。

三十一　「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

三十二　「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

第十五条中「ともに、」の下に「放送番組及び番組関連情報の配信並びに」を加える。

第二十条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四　協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五　協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

第二十条第二項第一号中「前項第四号」を「前項第七号」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三　協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）を、配信の事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。

第二十条第九項中「第一項第三号」を「第一項第六号」に改め、同条中第十二項から第二十項までを削り、第二十一項を第十二項とし、第二十二項を第十三項とする。

第二十条の二の次に次の二条を加える。

（必要的配信業務の方法）

第二十条の三　協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務（以下この条において「必要的配信業務」という。）を行うに当たつては、必要的配信業務に用いられる設備（当該設備に記録された放送番組その他の情報を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備その他の総務省令で定める設備に限る。次項第一号及び第三項において「配信用設備」という。）及びその運用のための業務管理体制（以下この条において「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2　前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
一　配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
二　配信用設備等を用いて行われる配信の品質が総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。
3　協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、総務省令で定めるところにより、配信用設備等の概要（配信用設備の全部又は一部に協会以外の者が設置する設備を用いるときは、その者の氏名又は名称を含む。）を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
4　協会は、配信用設備等に起因する配信の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。
5　総務大臣は、配信用設備等が第一項の総務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、協会に対し、当該基準に適合するように当該配信用設備等を改善すべきことを命ずることができる。
6　総務大臣は、前各項（第二項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、配信用設備等の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。
7　協会は、公衆によつて日常的に使用されている通信端末機器を用いて協会の配信（必要的配信業務として行われるものに限る。以下「必要的配信」という。）を受信することができるようにするためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項各号において同じ。）を作成し、公衆に対し無償で提供しなければならない。
8　協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、公衆が、次の各号に掲げるいずれの方法によつても必要的配信を受信することができるようにしなければならない。
一　前項のプログラムを用いる方法
二　公衆によつて一般的に使用されているブラウザ（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラムをいう。）を用いる方法
9　協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、必要的配信（ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第六十四条第八項第三号ロ及び第百二十六条第一項ただし書において同じ。）、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除く。以下この条及び第六十四条において「特定必要的配信」という。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤つてその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない。
10　協会は、特定必要的配信の普及を図るため、必要的配信業務に附帯する業務として、特定必要的配信の対象となる放送番組及び番組関連情報の全部又は一部について、第六十四条第八項第一号に規定する受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずることができる。この場合においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして不適切なものとならないよう、配信の品質の制限その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。
11　協会は、必要的配信業務を行うに当たつては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。この場合においては、これらの事業者が地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮しなければならない。

（番組関連情報配信業務の方法）
第二十条の四　協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
一　当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。
二　当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
三　当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。
3　協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たつては、業務規程に定めるところに従わなければならない。
4　協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。
5　総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。
6　総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。
一　第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。
二　第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき。
7　総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

（任意的配信業務の方法）
第二十一条の二　協会は、第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において「任意的配信業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一　任意的配信業務の種類、内容及び実施方法
二　任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項
三　第二十条第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項
四　その他総務省令で定める事項
2　総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。
一　第十五条の目的の達成に資するものであること。
二　任意的配信業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。
三　任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに第二十条第二項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、第六十四条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四　任意的配信業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。
五　第二十条第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
六　第二十条第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する配信について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。
3　協会は、任意的配信業務を行うに当たつては、第一項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。
4　協会は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。
5　協会は、任意的配信業務を行うに当たつては、第一項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
6　総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。
一　第一項の認可を受けた実施基準が第二項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合　その実施基準を変更すべき旨の勧告
二　協会が第三項の規定に違反している場合　第一項の認可を受けた実施基準に従い任意的配信業務を行うべき旨の勧告
7　総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第一項の認可を取り消すことができる。
第二十二条中「前条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。
第二十二条の三第一項中「第二十九条第一項第一号ヰ」を「第二十九条第一項第一号オ」に改める。
第二十九条第一項第一号ク中「オ」を「ヤ」に改め、同号クを同号マとし、同号中オをヤとし、ウからノまでをノからクまでとし、同号ム中「第二十条第二十一項」を「第二十条第二十二項」に改め、同号ムを同号ヰとし、同号中ラをウとし、ヨからナまでをレからムまでとし、同号カ中「第二十条第十二項」を「第二十一条の二第一項」に、「同条第十六項」を「同条第五項」に改め、同号カを同号タとし、同号中ワをカとし、カの次に次のように加える。
ヨ　第二十条の四第一項に規定する業務規程
第二十九条第一項第一号ヲを同号ワとし、同号ル中「第六十四条第一項」を「第六十四条第八項第一号」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号中ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。
リ　必要的配信の休止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）
第六十四条第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する者は、認可契約条項で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。
一　特定受信設備を設置した者
二　特定必要的配信の受信を開始した者
第六十四条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項第一号中「事項」の下に「（一の契約者識別情報を用いて協会の配信を同時に受信することのできる通信端末機器の数の上限その他の契約者識別情報の適切な利用を確保するために必要な事項を含む。）」を加え、同項第二号中「設置の日」の下に「又は特定必要的配信の受信開始の日」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、協会との受信契約の締結を要しない。
一　住居内設置等を行つた者のうち、次のいずれかに該当するもの
イ　他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者
ロ　当該者と住居等及び生計を共にする者が他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者
二　その他前項の規定による受信契約の締結をする必要がない者として認可契約条項で定める者
3　協会は、第一項各号に掲げる者が互いに同等の受信環境にある者として同項の規定により協会との受信契約を締結することを踏まえ、これらの者が締結する受信契約の内容を公平に定めなければならない。
第六十四条に次の一項を加える。
8　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　受信契約　協会の放送又は配信の受信についての契約
二　認可契約条項　第五項の認可を受けた受信契約の条項
三　特定受信設備　協会の放送を受信することのできる受信設備であつて次に掲げるもの以外のもの
イ　放送の受信を目的としない受信設備
ロ　ラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備
四　住居等　住居（人の生活の本拠に限る。）及びこれに準ずる場所として認可契約条項で定める場所
五　住居内設置等　次のいずれかに該当する行為
イ　特定受信設備を住居等に設置すること。
ロ　特定必要的配信の受信を開始すること（認可契約条項で定める基準に照らし、他の者（自己と住居等及び生計を共にする者を除く。）に視聴させ、又は閲覧させることを目的としていることが明らかであると協会が認める場合を除く。）。
六　契約者識別情報　第一項各号に掲げる者が受信契約を締結していることを確認するために用いられる符号その他の情報であつて当該者を識別することができるもの
第六十五条第一項中「行うこと」の下に「及びこれらの放送の放送番組の配信を行うこと」を加える。
第六十七条第一項中「協会国際衛星放送に要する費用」の下に「（これらの放送の放送番組の配信に要する費用を含む。）」を加える。
第七十条第四項中「により」の下に「同条第八項第一号に規定する」を加える。
第八十六条の見出し中「放送」を「放送等」に改め、同条第一項中「又はその放送」の下に「若しくは必要的配信」を加え、同条第三項中「その放送」の下に「又は必要的配信」を、「又は」の下に「第二十条の三第四項若しくは」を加える。
第百七十七条第一項第二号中「（実施基準の認可）、同条第二十一項」を削り、「基幹放送局提供子会社への出資の認可）」の下に「、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）」を加え、「第六十四条第二項及び第三項」を「第六十四条第四項及び第五項」に改め、「第八十六条第一項（放送）の下に「等」を加え、同項第四号中「第二十条第十九項」を「第二十一条の二第七項」に改め、同項第五号中「同条第三十一号」を「同条第三十三号」に、「同条第三十二号」を「同条第三十四号」に、「第六十四条第四項第四号（放送番組の配信を行う期間）、第二十条の三第一項（配信用設備等の基準）、同条第四項（報告を要する重大事故の基準）、同条第十項（配信の品質の制限その他の措置）、第六十四条第六項」に改める。
第百八十五条第二号中「若しくは第二十一項」を削り、「第二十条の二第一項」の下に「、第二十一条の二第一項」を加え、「第六十四条第二項若しくは第三項」を「第六十四条第四項若しくは第五項」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。
三　第二十条の三第五項又は第二十条の四第七項の規定による命令に違反したとき。

第百九十一条第一項第二号中「第二十条第十六項、第二十一条第三項」を「第二十条の三第三項、第二十条の四第一項、第二十一条第三項、第二十一条の二第五項」に、「規定に違反して届出をしない」を「規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十条第十五項若しくは第十六項」を「第二十条の四第一項、第二十一条の二第四項若しくは第五項」に、「規定に違反して」を「規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十条の三第四項若しくは第六項又は第二十条の四第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則に次の見出し及び五項を加える。

（協会の業務の特例）

18　第二十条第一項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「やむを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるもの及び配信の実施のためなお準備又は検討を要するものとして総務大臣が指定するもの」とする。

19　協会は、第二十条第一項第三号又は第四号の規定に基づき配信を行う放送番組の範囲の拡大について継続的に検討を行い、少なくとも毎年一回、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

20　総務大臣は、前項の規定による報告の内容その他の事情を踏まえ、必要があると認めるときは、附則第十八項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項第三号の規定により指定する放送番組の範囲の変更その他必要な措置を講ずるものとする。

21　総務大臣は、附則第十八項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項第三号の規定による指定をしようとするときは、電波監理審議会に諮問しなければならない。

（罰則）

22　附則第十九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第四条、第五条及び第八条の規定　公布の日

二　第一条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の放送法（以下「新法」という。）第二十条第一項第四号又は第二十条の三第一項、第四項若しくは第十項の規定による総務省令の制定のために、新法第百七十七条第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

2　総務大臣は、施行日前においても、新法第六十五条第一項の規定による要請のために、新法第百七十七条第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

3　総務大臣は、施行日前においても、新法附則第十八項の規定により読み替えて適用する新法第二十条第一項第三号の規定による指定のために、新法附則第二十一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

4　日本放送協会（以下「協会」という。）は、施行日前においても、新法第二十一条の二第一項の認可の申請をすることができる。

5　総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百七十七条第一項及び第二十一条の二第二項の規定の例により、電波監理審議会に諮問し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可を受けた実施基準は、施行日に同条第一項の認可を受けたものとみなす。

6　協会は、施行日前においても、新法第六十四条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の認可の申請をすることができる。

7　総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百七十七条第一項及び第六十四条第五項の規定の例により、電波監理審議会に諮問し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可を受けた受信契約の条項は、施行日に同項の認可を受けたものとみなす。

（放送番組の配信に係る経過措置）

第三条　新法第二十条第一項第三号及び第四号の規定は、施行日の午前零時以後に協会が放送を開始する放送番組の配信（新法第二条第三十一号に規定する配信をいう。以下この条及び附則第五条第一項において同じ。）から適用し、施行日前に協会が放送を開始した放送番組の配信については、なお従前の例による。

（業務規程の届出に係る経過措置）

第四条　協会は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新法第二十条の四及び第二十九条の規定の例により、新法第二十条の四第一項に規定する業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2　総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該業務規程の内容が新法第二十条の四第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

3　総務大臣は、第一項の規定により届出のあった業務規程が新法第二十条の四第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

4　総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて当該業務規程を変更しない場合において、新法第二十条の四第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

5　総務大臣は、第三項の勧告及び前項の規定による命令については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

6　電波監理審議会は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十九条の二に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合において、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十条中「電波法及び放送法」とあるのは、「電波法、放送法及び放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）」とする。

7　第四項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員を百万円以下の罰金に処する。

8　第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をしたときは、その違反行為をした協会の役員を二十万円以下の過料に処する。

9　第一項の規定によりされた届出及び公表は、施行日において新法第二十条の四第一項の規定によりされた届出及び公表とみなす。この場合において、当該届出については、同条第五項の規定は適用しない。

10　第三項の勧告又は第四項の規定による命令（それぞれその期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、施行日以後は、それぞれ新法第二十条の四第六項の勧告又は同条第七項の規定による命令とみなす。

（放送番組の配信に係る努力義務等）

第五条　協会は、新法第二十条第一項第三号又は第四号の規定に基づきできる限り多くの放送番組の配信が行われることに対する公衆の要望を満たすため、施行日前においても、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者との間で、配信に係る対価の額その他の必要な事項に係る協議を行うよう努めなければならない。

2　総務大臣は、前項の協議の状況について把握するとともに、当該協議が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（処分等の効力）

第六条　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の放送法の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であって、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に係る経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（電波法の一部改正）

第十条　電波法の一部を次のように改正する。

第五条第四項第二号中「第二条第三十一号」を「第二条第三十三号」に改める。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十七号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第六条）
第三章　低炭素水素等供給等事業計画の認定（第七条―第九条）
第四章　認定供給等事業計画に係る支援措置
第一節　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務（第十条）
第二節　港湾法の特例（第十一条）
第三節　高圧ガス保安法の特例（第十二条―第三十条）
第四節　道路の占用の特例（第三十一条）
第五章　水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項等（第三十二条―第三十四条）
第六章　雑則（第三十五条―第四十六条）
第七章　罰則（第四十七条―第五十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本方針の策定、低炭素水素等供給等事業に関する計画の認定等の措置を講ずることにより、エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ、脱炭素成長型経済構造（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造をいう。第三条第二項第二号ロ及びハ並びに附則第二条第二項において同じ。）への円滑な移行を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「低炭素水素等」とは、水素等（水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であって、その製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定の値以下であること、二酸化炭素の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

2　この法律において「低炭素水素等供給事業」とは、低炭素水素等の供給（国内で製造し、又は輸入して供給することをいう。以下同じ。）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業をいう。

3　この法律において「低炭素水素等利用事業」とは、エネルギー又は原材料としての低炭素水素等の利用（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車に充塡することを含む。以下同じ。）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業をいう。

4　この法律において「低炭素水素等供給等事業」とは、低炭素水素等供給事業又は低炭素水素等利用事業をいう。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　主務大臣は、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　低炭素水素等の供給及び利用の促進の意義及び目標に関する事項

二　低炭素水素等の利用を特に促進すべき事業分野に関する事項

イ　低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する次に掲げる事項

ロ　エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項

ハ　低炭素水素等供給等事業により得た知見を活用して行う脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項

ニ　低炭素水素等の供給及び利用の促進のための方策に関する事項

三　低炭素水素等供給等事業の用に供する施設の適正な整備その他の低炭素水素等の供給及び利用の促進に際し配慮すべき重要事項

3　主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、環境大臣その他関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第七条第八項において同じ。）に協議するものとする。

5　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（国の責務）

第四条　国は、基本方針に即して、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

２　国は、事業者による低炭素水素等の供給及び利用の促進のための取組が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を講ずるよう努めるものとする。

（関係地方公共団体の責務）

第五条　低炭素水素等の供給又は利用に関係する地方公共団体は、前条第一項に規定する国の施策に協力して、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条　水素等の供給又は利用を行う事業者は、基本方針の定めるところに留意して、低炭素水素等の供給又は利用に伴う安全を確保しつつ、低炭素水素等の供給又は利用の促進に資する投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めるものとする。

２　事業者は、国又は関係地方公共団体が実施する低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第三章　低炭素水素等供給等事業計画の認定

（計画の認定）

第七条　低炭素水素等供給事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等供給事業者」という。）又は低炭素水素等利用事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等利用事業者」という。）は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する計画（以下「低炭素水素等供給等事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　低炭素水素等供給等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　低炭素水素等供給等事業の目標

二　低炭素水素等供給等事業の内容及び実施期間

三　低炭素水素等供給等事業の実施体制

四　低炭素水素等供給等事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五　第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による助成金の交付を受けようとする場合にあっては、その旨

六　低炭素水素等供給等事業の用に供する施設の規模及び場所に関する事項その他の主務省令で定める事項

七　前各号に掲げるもののほか、低炭素水素等供給等事業に関し必要な事項

３　低炭素水素等供給等事業計画には、第一項の認定を受けようとする低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者以外の者が行い、又は行おうとする低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売（以下「貯蔵等」という。）に関する次に掲げる事項を含めることができる。

一　低炭素水素等の貯蔵等の内容及び実施期間

二　低炭素水素等の貯蔵等の実施体制

三　低炭素水素等の貯蔵等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

四　当該者が行う低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する事項その他の主務省令で定める事項

五　前各号に掲げるもののほか、当該者が行う低炭素水素等の貯蔵等に関し必要な事項

４　第二項第二号若しくは第六号又は前項第一号若しくは第四号に掲げる事項には、低炭素水素等供給事業者若しくは低炭素水素等利用事業者が行う低炭素水素等供給等事業又は同項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項

二　港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

５　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素水素等供給等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることができる。

一　当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が基本方針及び第三十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして適切なものであること。

二　当該低炭素水素等供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該低炭素水素等供給等事業計画に第三項に規定する事項が含まれている場合にあっては、同項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四　当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が経済的かつ合理的であり、かつ、我が国全体における低炭素水素等の供給又は利用の促進に資するものその他の我が国における低炭素水素等の供給又は利用に関係する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

五　当該低炭素水素等供給等事業計画に第二項第五号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、次のいずれにも適合するものであること。

イ　当該低炭素水素等供給等事業計画が低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同して作成したものであること。

ロ　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って行う低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給が、低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度までに開始され、かつ、経済産業省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。

ハ　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の利用を行うための新たな設備投資その他の事業活動が低炭素水素等利用事業者により行われると見込まれるものであること。

六　当該低炭素水素等供給等事業計画に従って供給等施設（第二項第六号に規定する施設及び第三項第四号に規定する施設をいう。以下同じ。）を整備しようとする場合にあっては、当該供給等施設を整備する港湾（港湾法の規定による港湾をいう。第四十二条第二項において同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）その他の場所が港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画、道路の事情その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。

６　主務大臣は、第一項の認定の申請に係る低炭素水素等供給等事業計画に第二項第五号に掲げる事項が記載されている場合において、第一項の認定をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

７　主務大臣は、第一項の認定の申請に係る低炭素水素等供給等事業計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第一項の認定をするときは、あらかじめ、当該事項について港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に協議し、その同意を得なければならない。

８　主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

９　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る低炭素水素等供給等事業計画の概要を公表するものとする。

10　主務大臣は、第二項第五号に掲げる事項が記載された低炭素水素等供給等事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該低炭素水素等供給等事業計画に記載された事項を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（次条第六項及び第十条において「機構」という。）に通知するものとする。

（計画の変更等）

第八条　前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る低炭素水素等供給等事業計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前条第一項の認定を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る低炭素水素等供給等事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定供給等事業計画」という。）に従って低炭素水素等供給等事業を実施していないと認めるとき、又は認定供給等事業計画に同条第三項に規定する事項が含まれている場合において同項に規定する者が当該認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の貯蔵等を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、認定供給等事業計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、同条第一項の認定を受けた者に対して、当該認定供給等事業計画の変更を指示し、又は当該認定を取り消すことができる。

5　主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

6　主務大臣は、前条第十項の規定による通知に係る低炭素水素等供給等事業計画の認定を第三項又は第四項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を機構に通知するものとする。

7　前条第五項から第十項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（地位の承継）

第九条　次に掲げる者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者の地位を承継することができる。

一　当該低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者の一般承継人

二　当該低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者から、認定供給等事業計画に従って設置及び維持管理が行われ、又は行われた供給等施設の所有権その他認定供給等事業計画に従って行う事業の実施に必要な権原を取得した者

第四章　認定供給等事業計画に係る支援措置

第一節　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務

第十条　機構は、低炭素水素等の供給及び利用を促進するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる資金に充てるための助成金を交付すること。

イ　第七条第一項の認定を受けた低炭素水素等供給事業者が認定供給等事業計画に従って継続的に低炭素水素等の供給を行うために必要な資金

ロ　認定供給等事業者（認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者又は第七条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）が共同して使用する供給等施設であって、認定供給等事業計画に従って供給が行われる低炭素水素等の貯蔵又は輸送の用に供する施設その他の認定供給等事業計画の実施に必要な施設の整備に必要な資金

二　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二節　港湾法の特例

第十一条　第七条第四項第一号に掲げる事項が記載された低炭素水素等供給等事業計画が同条第一項又は第八条第一項の認定を受けたときは、当該認定の日に当該事項に係る認定供給等事業者に対する港湾法第三十七条第一項の許可があったものとみなす。

2　港湾法第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、認定供給等事業者が第七条第四項第二号に掲げる事項が記載された認定供給等事業計画に従って同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第三節　高圧ガス保安法の特例

（製造の承認）

第十二条　認定供給等事業計画に従って高圧低炭素水素等ガス（低炭素水素等である高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガスをいう。以下同じ。）の製造（容器に充塡することを含む。以下この節及び第七章において同じ。）をしようとする認定供給等事業者であって同法第五条第一項第一号に該当するものは、事業所ごとに、経済産業大臣の承認を受けることができる。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の承認を受けることができない。

一　第二十三条第二項の規定により前項又は第十七条第一項の承認を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

二　この法律（この節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。以下この号において同じ。）又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　心身の故障により高圧低炭素水素等ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

四　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五　高圧ガス保安法第七条第一号、第二号又は第六号（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）に該当する者

3　経済産業大臣は、第一項の承認に係る製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。第二十五条第一項及び第四十九条第二号を除き、以下この節及び第七章において同じ。）の申請が高圧ガス保安法第八条各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該承認をするものとする。

（製造の承認の地位の承継）

第十三条　前条第一項の承認を受けた者（以下「承認製造者」という。）について、その特定製造期間（当該承認の日から当該承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を開始した日以後三年を経過した日の前日までの期間をいう。以下同じ。）において、相続、合併又は分割（当該承認製造者のその承認に係る事業所を承継させるものに限る。）があった場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業所を承継した法人であって、認定供給等事業者であるものは、承認製造者の地位を承継する。

2　前項の規定により承認製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（製造の変更の承認）

第十四条　承認製造者は、その特定製造期間において、認定供給等事業計画に従って、当該承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第十四条第一項ただし書の軽微な変更の工事を除く。）をし、又は製造をする高圧低炭素水素等ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　承認製造者は、その特定製造期間において、高圧ガス保安法第十四条第一項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　第十二条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（製造の開始等の届出）

第十五条　承認製造者は、当該承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を開始し、又はその特定製造期間において当該製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承認製造者等に関する高圧ガス保安法の準用）

第十六条　高圧ガス保安法第十一条、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで及び第五項、第二十七条の二第一項（第二号を除く。）、第二項及び第三項から第七項まで（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二十七条の三、第三十二条第九項及び第十項、第三十三条第一項（同号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第三十四条（同号に係る部分に限る。）、第三十五条並びに第六十条第一項の規定は特定製造期間における承認製造者について、同法第二十条第一項、第二項並びに第四項及び第五項（同条第一項に係る部分に限る。）、第三十五条の二並びに第三十九条（第二号及び第三号を除く。）の規定は特定製造期間における承認製造者及び製造のための施設について、同法第二十条第三項並びに第四項及び第五項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定は特定製造期間における変更承認製造者（第十四条第一項の承認を受けた者をいう。以下この項において同じ。）及び製造のための施設について、同法第二十条の二及び第二十条の三の規定は承認製造者又は変更承認製造者について、同法第三十七条の規定は特定製造期間における承認製造者及び第十二条第一項の承認に係る事業所について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十条第一項ただし書	経済産業大臣が指定する者（以下	高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検査機関（以下単に
第二十条第二項	第五条第一項の許可	水素等供給等促進法第十二条第一項の承認
第二十七条の二第三項	高圧ガス製造保安責任者免状（以下	高圧ガス保安法第二十七条の二第三項に規定する製造保安責任者免状（以下単に
第三十二条第九項	、保安企画推進員若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者	又は保安企画推進員
第三十二条第十項	製造若しくは販売又は特定高圧ガスの消費に従事する者	製造に従事する者
	、保安主任者若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者	又は保安主任者
	この法律若しくはこの法律	水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。以下この項、次条第二項及び第三十四条において同じ。）若しくは水素等供給等促進法
第三十三条第一項	若しくは保安企画推進員又は冷凍保安責任者	又は保安企画推進員
	、保安主任者又は冷凍保安責任者	又は保安主任者
第三十三条第二項	この法律	水素等供給等促進法
第三十三条第三項	保安統括者又は冷凍保安責任者	保安統括者
第三十四条	、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律	が水素等供給等促進法若しくは水素等供給等促進法
	若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者	又はその代理者
第三十五条第一項ただし書	経済産業大臣の指定する者（以下	高圧ガス保安法第三十五条第一項ただし書に規定する指定保安検査機関（以下単に
第六十条第一項	高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査	高圧ガスの製造

2　前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（貯蔵所の承認）

第十七条　認定供給等事業計画に従って高圧ガス保安法第十六条第一項（同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する容積以上の高圧低炭素水素等ガスを貯蔵するため貯蔵所を設置しようとする認定供給等事業者は、当該貯蔵所につき、経済産業大臣の承認を受けることができる。

2　経済産業大臣は、前項の承認の申請に係る貯蔵所の位置、構造及び設備が高圧ガス保安法第十六条第二項の技術上の基準に適合すると認めるときは、当該承認をするものとする。

（貯蔵所の承認の地位の承継）

第十八条　前条第一項の承認を受けて設置する貯蔵所（以下「承認貯蔵所」という。）について、当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間（当該承認の日から当該承認貯蔵所において貯蔵を開始した日以後三年を経過した日の前日までの期間をいう。以下同じ。）において、譲渡又は引渡しがあったときは、譲渡又は引渡しを受けた者（認定供給等事業者であるものに限る。）は、当該承認貯蔵所に係る同項の承認を受けた者（以下「承認貯蔵者」という。）の地位を承継する。

2　前項の規定により承認貯蔵所に係る承認貯蔵者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（貯蔵所の変更の承認）

第十九条　承認貯蔵所の所有者又は占有者は、当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、認定供給等事業計画に従って、承認貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事（高圧ガス保安法第十九条第一項ただし書の軽微な変更の工事を除く。）をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　承認貯蔵所の所有者又は占有者は、当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、高圧ガス保安法第十九条第一項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　第十七条第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

（貯蔵の開始等の届出）

第二十条　承認貯蔵所の所有者又は占有者は、当該承認貯蔵所における高圧低炭素水素等ガスの貯蔵を開始し、又は当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において承認貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承認貯蔵所の所有者又は占有者等に関する高圧ガス保安法の準用）

第二十一条　高圧ガス保安法第十五条第二項、第十八条第一項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第三十七条、第三十九条（第二号及び第三号を除く。）並びに第六十条第一項の規定は特定貯蔵期間における承認貯蔵所及びその所有者又は占有者について、同法第二十条第一項並びに第四項及び第五項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定は承認貯蔵者及び特定貯蔵期間における承認貯蔵所について、同条第三項並びに第四項及び第五項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定は第十九条第一項の承認を受けた者及び特定貯蔵期間における承認貯蔵所について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第二十条第一項ただし書中「経済産業大臣が指定する者（以下」とあるのは「高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検査機関（以下単に」と、同法第六十条第一項中「高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査」とあるのは「高圧ガスの出納」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（輸入検査の認定等）

第二十二条　認定供給等事業計画に従って高圧低炭素水素等ガスの輸入をした認定供給等事業者は、輸入をした高圧低炭素水素等ガス及びその容器について、その特定輸入期間（第七条第一項の認定の日から認定供給等事業計画に従って高圧低炭素水素等ガスの輸入を開始した日以後三年を経過した日の前日までの期間をいう。第三十七条第二項及び第三十八条第一項において同じ。）において、経済産業大臣が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準（高圧ガス保安法第二十二条第一項に規定する輸入検査技術基準をいう。第三項において同じ。）に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

2　前項の経済産業大臣が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

3　経済産業大臣は、第一項の輸入検査に係る高圧低炭素水素等ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧低炭素水素等ガスの輸入をした認定供給等事業者に対し、当該高圧低炭素水素等ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（承認の取消し等）

第二十三条　経済産業大臣は、承認製造者が、正当な事由がなく、当該承認の日から一年以内に当該承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を開始せず、又は一年以上引き続きその製造を休止したときは、当該承認を取り消すことができる。

2　経済産業大臣は、特定製造期間における承認製造者又は特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号（承認貯蔵所の所有者又は占有者にあっては、第六号を除く。）のいずれかに該当するときは、第十二条第一項若しくは第十七条第一項の承認を取り消し、又は期間を定めてその高圧低炭素水素等ガスの製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。

一　第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により承認を受けなければならない事項を承認を受けないでしたとき。

二　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第十一条第三項、第二十六条第二項若しくは第四項、第二十七条第二項、第三十四条若しくは第三十九条第一号又は第二十一条において準用する同法第十五条第二項、第十八条第三項若しくは第三十九条第一号の規定による命令に違反したとき。

三　第十六条第一項又は第二十一条において準用する高圧ガス保安法（以下「準用高圧ガス保安法」という。）第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けないで、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設又は承認貯蔵所を使用したとき。

四　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項、第三項、第四項若しくは第七項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

五　第三十六条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

六　第十二条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当するに至ったとき。

（通知等）

第二十四条　経済産業大臣は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、関係都道府県知事にその旨その他経済産業省令で定める事項を通知するものとする。

一　第十二条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項又は第十九条第一項の承認をしたとき。

二　第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条、準用高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書若しくは第三項ただし書、第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（第十六条第一項において準用する同法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十五条第一項ただし書、第十八条第二項、第十九条第二項又は第二十条の規定による届出を受理したとき。

三　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第十一条第三項、第二十六条第二項若しくは第四項、第二十七条第二項若しくは第五項、第三十四条若しくは第三十九条第一号、第二十一条において準用する同法第十五条第二項、第十八条第三項、第二十七条第五項若しくは第三十九条第一号、第二十二条第三項又は前条第二項の規定による命令又は勧告をしたとき。

四　準用高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の完成検査をして高圧ガス保安法第八条第一号若しくは第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認めたとき、第十六条第一項において準用する同法第三十五条第一項の保安検査をしたとき、又は第二十二条第一項の輸入検査をして同項の認定をしたとき。

五　前条の規定により第十二条第一項又は第十七条第一項の承認の取消しをしたとき。

2　都道府県知事は、前項（第一号（第十二条第一項及び第十七条第一項に係る部分に限る。）、第二号（第十五条及び第二十条に係る部分に限る。）及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会、消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）又は管区海上保安本部長に通報しなければならない。

（高圧ガス保安法の特例）

第二十五条　承認製造者は、高圧ガス保安法第五条第一項の規定にかかわらず、その特定製造期間において、同項の許可を受けないで、第十二条第一項の承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を行うことができる。

2　特定製造期間における承認製造者についての高圧ガス保安法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条の二第一項、第二十条の四（第二号を除く。）、第二十条の五第一項及び第二十三条第三項の規定の適用については、当該承認製造者は、第一種製造者（同法第九条に規定する第一種製造者をいう。次項において同じ。）とみなす。この場合において、同法第十五条第一項ただし書、第十六条第一項ただし書、第十七条の二第一項ただし書及び第二十三条第三項ただし書中「第五条第一項の許可」とあるのは、「水素等供給等促進法第十二条第一項の承認」とする。

3　第十二条第一項の承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を開始した日から二年を経過した日以後特定製造期間を経過した日の前日までの間における承認製造者についての高圧ガス保安法第三十九条の二及び第三十九条の四第二項の規定の適用については、当該承認製造者は、第一種製造者とみなす。この場合において、同法第三十九条の二中「第五条第一項の許可」とあるのは「水素等供給等促進法第十二条第一項の承認」と、同項中「第十条第一項」とあるのは「水素等供給等促進法第十三条第一項」と、「第二十一条第一項」とあるのは「水素等供給等促進法第十五条」とする。

4　承認製造者は、その特定製造期間を経過した日において、高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該承認製造者が第十四条第一項の承認を受けていたときは、同日において同法第十四条第一項の許可を受けたものと、第十四条第二項又は第十五条の規定による届出をしていたときは、同日において同法第十四条第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をしたものと、第十六条第一項において準用する同法第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けて同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められていたときは、同日において同法第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けて当該基準に適合していると認められたものと、第十六条第一項において準用する同法第二十条第一項ただし書若しくは第三項ただし書、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（第十六条第一項において準用する同法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第一項ただし書の規定による届出をしたものとみなす。

5　前項の場合における高圧ガス保安法第三十四条、第三十八条第一項第一号及び第七十六条第二項の規定の適用については、同法第三十四条中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「この法律若しくは水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。）若しくはこれらの法律」と、同号及び同項中「第三十四条」とあるのは「第三十四条（水素等供給等促進法第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

6　承認製造者は、その特定製造期間において、第三項の規定により読み替えて適用する高圧ガス保安法第三十九条の二の規定により認定を受けたときは、当該承認製造者は、当該認定を受けた日において、その特定製造期間を経過したものとみなして、第四項の規定を適用する。

7　承認貯蔵所の所有者又は占有者は、高圧ガス保安法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、同項の許可を受けないで、承認貯蔵所において第十七条第一項の承認に係る高圧低炭素水素等ガスの貯蔵を行うことができる。

8　承認貯蔵所は、当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間を経過した日以後においては、高圧ガス保安法第十六条第一項に規定する第一種貯蔵所と、承認貯蔵者は、同日において、同項の許可を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該承認貯蔵所の所有者又は占有者が第十九条第一項の承認を受けていたときは、同日において同法第十九条第一項の許可を受けたものと、第十九条第二項又は第二十条（承認貯蔵所の用途を廃止したときに係る部分に限る。）の規定による届出をしていたときは、同日において同法第十九条第二項又は第二十一条第四項の規定による届出をしたものと、第二十一条において準用する同法第二十条第三項の完成検査を受けて同法第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められていたときは、同日において同法第二十条第三項の完成検査を受けて当該基準に適合していると認められたものと、第二十一条において準用する同法第二十条第三項ただし書の規定による届出をしていたときは、同日において同法第二十条第三項ただし書の規定による届出をしたものとみなす。

9　第二十二条第一項の認定を受けた者は、高圧ガス保安法第二十二条第一項の規定にかかわらず、輸入をした高圧低炭素水素等ガス及びその容器を移動することができる。

（完成検査等に関する高圧ガス保安法の適用）

第二十六条　指定完成検査機関（高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書に規定する指定完成検査機関をいう。次項において同じ。）は、同条第一項ただし書の完成検査のほか、準用高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項ただし書の完成検査を行うことができる。

2　前項の規定により指定完成検査機関が準用高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項ただし書の完成検査を行う場合には、次の表の上欄に掲げる高圧ガス保安法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条の二十一第一項	完成検査を行うべき	完成検査（水素等供給等促進法第十六条第一項又は第二十一条において準用する第二十条第一項ただし書又は第三項ただし書の完成検査を含む。以下この節、第六十条第二項及び第七十四条の二第一項第五号において同じ。）を行うべき
第五十八条の二十七	若しくはこの法律	若しくは水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。）若しくはこれらの法律
第五十八条の三十第一号	この節	この節（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十条第四項	第二十条第四項（水素等供給等促進法第十六条第一項又は第二十一条において準用する場合を含む。）	

第五十八条の三十	第五十八条の二十七（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第七十四条の二第一項第五号及び第七十六条第一項	場合	場合並びに水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合
第七十六条第二項	第五十九条において準用する場合	第五十九条において準用する場合並びに水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合
第八十条の二	場合を	場合並びに水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を

3　指定保安検査機関（高圧ガス保安法第三十五条第一項ただし書に規定する指定保安検査機関をいう。次項において同じ。）は、同条第一項ただし書の保安検査のほか、第十六条第一項において準用する同法第三十五条第一項ただし書の保安検査を行うことができる。

4　前項の規定により指定保安検査機関が第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項ただし書の保安検査を行う場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条の三十の三第二項において読み替えて準用する第五十八条の二十一第一項	保安検査を行うべき	保安検査（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する第三十五条第一項ただし書の保安検査を含む。以下この節、第六十条第二項及び第七十四条の二第一項第五号において同じ。）を行うべき
第五十八条の三十の三第二項において準用する第五十八条の二十七	若しくはこの法律	若しくは水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。）若しくはこれらの法律
第五十八条の三十の三第二項において読み替えて準用する第五十八条の三十第一号	この節	この節（水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第三十五条第三項	第三十五条第三項（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する場合を含む。）
第五十八条の三十の三第二項において準用する第五十八条の二十七	第五十八条の二十七	第五十八条の二十七（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十四条の二第一項第五号及び第七十六条第一項	場合	場合並びに水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合
第七十六条第二項	第五十九条において準用する場合	第五十九条において準用する場合並びに水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合
第八十条の二	場合を	場合並びに水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合を

（高圧ガス保安協会の業務等）

第二十七条　高圧ガス保安協会は、高圧ガス保安法第五十九条の二十八第一項及び第三項に規定する業務のほか、準用高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項ただし書の完成検査及び第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項ただし書の保安検査並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

２　前項の規定により高圧ガス保安協会が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる高圧ガス保安法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十九条の十七第二項	、この法律に基づく命令		
第五十九条の二十九第三項	が保安検査等	が保安検査等（水素等供給等促進法第十六条第一項又は第二十一条において準用する第二十条第一項ただし書又は第三項ただし書の完成検査及び水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する第三十五条第一項ただし書の保安検査を含む。以下この項及び次条において同じ。）	
第五十九条の三十第四項	若しくは液化石油ガス法	若しくは水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。）、第五十九条の三十第四項、第五十九条の三十四第二項及び第五十九条の三十五第一項において同じ。）若しくはこれらの法律に基づく命令	若しくは水素等供給等促進法第十六条第一項又は第二十一条において準用する第二十条第一項ただし書又は第三項ただし書の完成検査及び水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する第三十五条第一項ただし書の保安検査を含む。以下この項及び次条において同じ。）、液化石油ガス法若しくは水素等供給等促進法
第五十九条の三十四第二項及び第五十九条の三十五第一項	この法律	この法律又は水素等供給等促進法	
第八十三条の三	第五十九条の三十五第一項	第五十九条の三十五第一項（水素等供給等促進法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第八十五条第三号	に規定する	並びに水素等供給等促進法第二十七条第一項に規定する	
第八十五条第四号	又は第五十九条の三十四第二項	若しくは第五十九条の三十四第二項又は水素等供給等促進法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条の二十九第三項、第五十九条の三十四第二項若しくは第五十九条の三十五第二項	

（聴聞の特例）

第二十八条　高圧ガス保安法第七十六条第一項の規定は第二十三条第二項の規定による命令について、同法第七十六条第二項及び第三項の規定は第十六条第一項において準用する同法第三十四条又は第二十三条の規定による処分について、それぞれ準用する。

（審査請求の手続における意見の聴取）

第二十九条　高圧ガス保安法第七十八条の規定は、この節、第三十七条第二項若しくは第三十八条第一項の規定又はこれらの規定に基づく命令の規定による処分又はその不作為について準用する。

（審査請求の制限）

第三十条　高圧ガス保安法第七十八条の二の規定は、準用高圧ガス保安法第三十九条第一号の規定による処分について準用する。

第四節　道路の占用の特例

第三十一条　国土交通大臣は、第七条第一項又は第八条第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素水素等供給事業者若しくは低炭素水素等利用事業者が行う低炭素水素等供給事業又は第七条第三項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等の用に供する導管（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものに限る。次項及び第四十二条第二項において単に「導管」という。）がこれらの者により道路に設置されるものであるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。次項及び第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

２　道路管理者は、認定供給等事業計画に従って認定供給等事業者が設置する導管について、道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による道路の占用の許可の申請があった場合において、当該申請に係る道路の占用が同法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えなければならない。

３　認定供給等事業者は、前項の許可を受けようとするときは、その工事をしようとする日の一月前までに、当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

第五章　水素等供給事業の判断の基準となるべき事項等

（水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項）

第三十二条　経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等の供給を行う事業を行う者（以下「水素等供給事業者」という。）が低炭素水素等の供給を促進するために取り組むべき措置に関し、当該水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

２　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、水素等供給事業者による低炭素水素等の供給の状況、低炭素水素等の供給、貯蔵、輸送及び利用に関する技術水準、低炭素水素等の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

３　経済産業大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導及び助言）

第三十三条　経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、低炭素水素等の供給の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十四条　経済産業大臣は、水素等供給事業者であって、その事業において供給を行う水素等の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定水素等供給事業者」という。）の低炭素水素等の供給の状況が第三十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定水素等供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、低炭素水素等の供給の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

２　経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定水素等供給事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　経済産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定水素等供給事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、低炭素水素等の供給の促進を著しく害すると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定水素等供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章　雑則

（資金の確保）

第三十五条　国は、第七条第一項の認定を受けた者が認定供給等事業計画に従って低炭素水素等供給等事業を行い、又は同条第三項に規定する者が認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の貯蔵等を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

（承認の条件）

第三十六条　第十二条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項及び第十九条第一項の承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

２　前項の条件は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当の義務を課することとならないものでなければならない。

（報告の徴収）

第三十七条　主務大臣は、認定供給等事業者に対し、認定供給等事業計画の実施状況に関し報告を求めることができる。

２　経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、承認製造者に対しその特定製造期間において、承認貯蔵者若しくは承認貯蔵所の所有者若しくは占有者に対しその承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、又は第二十二条第一項の認定を受けた者に対しその特定輸入期間において、その業務に関し報告を求めることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定水素等供給事業者に対し、低炭素水素等の供給の状況に関し報告を求めることができる。

（立入検査）

第三十八条　経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、承認製造者についてその特定製造期間において、承認貯蔵者若しくは承認貯蔵所の所有者若しくは占有者についてその承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、又は第二十二条第一項の認定を受けた者についてその特定輸入期間において、これらの者の事務所、営業所、工場、事業場又は高圧低炭素水素等ガス若しくは容器の保管場所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧低炭素水素等ガスを収去させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定水素等供給事業者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第三十九条　次に掲げる者（経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一　第十二条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項又は第十九条第一項の承認を受けようとする者

二　準用高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けようとする者

三　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項の保安検査を受けようとする者

四　第二十二条第一項の認定を受けようとする者

（大都市の特例）

第四十条　準用高圧ガス保安法第三十九条（第二号及び第三号を除く。）又は第二十四条、第三十七条第二項若しくは第三十八条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（協議）

第四十一条　経済産業大臣は、第二条第一項の要件を定める経済産業省令を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、環境大臣に協議するものとする。

（主務大臣等）

第四十二条　第三条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第三号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣及び国土交通大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

２　第七条第一項並びに第五項、第八項及び第九項（これらの規定を第八条第七項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第五項まで、第九条並びに第二十七条第一項における主務大臣は、経済産業大臣とする。ただし、供給等施設（導管を除く。）を港湾に整備する場合及び導管を設置する場合における低炭素水素等供給等事業計画に関する事項については、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

３　第七条第六項及び第十項（これらの規定を第八条第七項において準用する場合を含む。）並びに第八条第六項における主務大臣は、経済産業大臣とする。

４　第七条第七項（第八条第七項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣とする。

５　第三章における主務省令は、政令で定めるところにより、経済産業大臣又は国土交通大臣の発する命令とする。

（環境大臣との関係）

第四十三条　経済産業大臣は、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

（権限の委任）

第四十四条　この法律に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び主務大臣の権限は、経済産業大臣の権限にあっては経済産業省令で定めるところにより、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

（省令への委任）

第四十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、経済産業省令、国土交通省令又は主務省令で定める。

（経過措置）

第四十六条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章　罰則

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十九条第一号の規定による製造のための施設の使用の停止の命令に違反したとき。

二　第二十三条第二項の規定による製造の停止の命令に違反したとき。

第四十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　承認製造者が、その特定製造期間において、第十四条第一項の承認を受けないで高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧低炭素水素等ガスの種類若しくは製造の方法を変更したとき。

二　準用高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項又は第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項（第二号を除く。）若しくは第三項若しくは第四項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の二第一項第一号に係る部分に限る。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項若しくは第三十三条第一項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の二第一項第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三　承認貯蔵所の所有者又は占有者が、当該承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、第十九条第一項の承認を受けないで承認貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしたとき。

四　第二十一条において準用する高圧ガス保安法第三十九条第一号の規定による承認貯蔵所の使用の停止の命令に違反したとき。

五　第二十二条第三項の規定による命令に違反したとき。

六　第二十三条第二項の規定による貯蔵の停止の命令に違反したとき。

七　第三十六条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

第四十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第十一条第一項若しくは第二項、準用高圧ガス保安法第三十七条又は第二十一条において準用する高圧ガス保安法第十八条第一項の規定に違反したとき。

二　承認製造者が、その特定製造期間において、第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項に規定する危害予防規程を定めないで高圧低炭素水素等ガスの製造をしたとき。

三　第三十四条第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　特定製造期間における承認製造者又は特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者若しくは占有者が、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条、第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項若しくは第二十七条の二第五項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の二第一項第一号に係る部分に限り、第十六条第一項において準用する同法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の二第一項第一号に係る部分に限り、第十六条第一項において準用する同法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項、第十九条第二項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三　第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかったとき。

四　準用高圧ガス保安法第六十条第一項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

五　第三十七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第三十八条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第三十七条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第三十八条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項の規定による検討とともに、低炭素水素等の供給及び利用を促進し、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第六項に規定する化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度との整合性の確保、低炭素水素等の利用に係る技術水準及び経済性等に留意しつつ、電気事業及びガス事業並びに石油精製業、製造業、運輸業等の産業における低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第三条　高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（附則第六条において「高圧ガス保安法等改正法施行日」という。）の前日までの間における第十六条第一項、第二十四条第一項第二号、第二十五条第三項、第四項、第六項及び第八項、第二十六条並びに第二十七条の規定の適用については、第十六条第一項、同号、第二十五条第四項、第二十六条第三項及び第四項並びに第二十七条中「第三十五条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、同号、第二十五条第四項、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十七条中「第三項ただし書」とあるのは「第三項第一号」と、第二十五条第三項及び第六項中「第三十九条の二」とあるのは「第三十九条の十三」と、同条第三項中「第三十九条の四第二項」とあるのは「第三十九条の十五第二項」と、同条第八項中「第二十条第三項ただし書」とあるのは「第二十条第三項第一号」と、第二十六条第三項中「同条第一項ただし書」とあるのは「同条第一項第一号」とする。

第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第四十七条及び第四十八条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第五条　高圧ガス保安法の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「水素等供給等促進法」という。）第二十三条第二項の規定により水素等供給等促進法第十二条第一項又は第十七条第一項の承認を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

五　水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。以下この号、第二十九条第四項第二号、第三十条、第三十九条の四第一項第三号及び第五十八条の十九第一号において同じ。）又は水素等供給等促進法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

第二十九条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「法律若しくは」を「法律、」に改め、「液化石油ガス法」の下に「若しくは水素等供給等促進法」を加え、「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改める。

第三十条中「法律若しくは」を「法律、」に改め、「液化石油ガス法」の下に「若しくは水素等供給等促進法」を加える。

第三十八条第一項第六号中「第四号」を「第六号」に改める。

第三十九条の十五第一項第三号中「又はこの」を「若しくは水素等供給等促進法又はこれらの」に改める。

第五十八条の十九各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又はこの」を「若しくは水素等供給等促進法又はこれらの」に改め、同条第二号中「第五十八条の三十」の下に「（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十八条の三十の三第二項中「第三十五条第一項第一号」と」の下に「、第五十八条の十九第二号中「第二十六条第二項」とあるのは「第二十六条第四項」と」を加える。

（高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　高圧ガス保安法等改正法施行日の前日までの間における高圧ガス保安法第七条第五号の規定の適用については、同号中「第三十九条の四第一項第三号」とあるのは、「第三十九条の十五第一項第三号」とする。

（ガス事業法の一部改正）

第七条　ガス事業法の一部を次のように改正する。

第百五条中「昭和三十九年法律第百七十号）又は」を「昭和三十九年法律第百七十号）、」に、「）の適用」を「）又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。第百七十五条において「水素等供給等促進法」という。）第四章第三節の適用」に、「同条第四項」を「第三十二条第四項」に改める。

第百七十五条の見出し中「高圧ガス保安法」を「高圧ガス保安法等」に改め、同条中「中高圧ガス」の下に「（同法第二条に規定する高圧ガスをいう。）」を「規定」の下に「並びに水素等供給等促進法第四章第三節中高圧炭素水素等ガス（水素等供給等促進法第十二条第一項に規定する高圧低炭素水素等ガスをいう。）の製造の事業及び製造のための施設に関する規定」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「法律若しくは」を「法律、」に改め、「昭和二十六年法律第二百四号）」の下に「若しくは脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。第三十条第一号において「水素等供給等促進法」という。）」を加える。

第三十条第一号中「法律若しくは」を「法律、」に改め、「高圧ガス保安法」の下に「若しくは水素等供給等促進法」を加える。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第九条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「に係る事業所」を「又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「水素等供給等促進法」という。）第十二条第一項の規定による承認に係る事業所」に、「同項第一号」を「高圧ガス保安法第五条第一項第一号」に、「すべて」を「全て」に、「を受けている」を「若しくは水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認を受けている」に改める。

第五条第一項中「許可」の下に「又は水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認」を加える。

第九条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第一項中「許可又は」を「許可、」に、「許可（」を「許可又は水素等供給等促進法第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定による承認（」に、「消防法等の許可」を「消防法等の許可等」に改め、「総務大臣」の下に「、経済産業大臣」を加え、「許可権者」を「許可等権者」に改め、同条第二項中「許可権者」を「許可等権者」に、「消防法等の許可」を「消防法等の許可等」に改め、同条第三項中「消防法等の許可等」を「消防法等の許可等（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条中「施設及び」を「施設、」に改め、「の施設」の下に「及び水素等供給等促進法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による承認に係る同項に規定する施設」を加え、「許可等施設」に改める。

第十二条第一号及び第二号中「許可等施設」を「許可等施設」に改める。

第四十一条第一項中「第七十九条の三」の下に「又は水素等供給等促進法第四十条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条第二項中「規定により、」を「規定により」に改め、「とき」の下に「、又は水素等供給等促進法の規定により第一種事業所に係る通知の受理その他の政令で定める行為をしたとき」を加える。

（大規模地震対策特別措置法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「第二十六条第一項」の下に「（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

一　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第八条第一項第三号

二　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第八条第一項第四号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第七条第一項第三号

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

二十六　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十条に規定する業務を行うこと。

第十二条に次の一号を加える。

七　第十一条第一項第二十六号に掲げる業務

第十二条の二中「及び第二十五号」を「、第二十五号及び第二十六号」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第一号ホ中「限る。）」の下に「及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十条第一号の規定に基づき行う事業」を加える。

（経済産業省設置法の一部改正）

第十三条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号中「鉱業法」を「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）、鉱業法」に改める。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

二酸化炭素の貯留事業に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十八号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　貯留事業及び試掘
　第一節　貯留事業及び試掘の許可
　　第一款　特定区域の指定並びに特定区域における貯留事業及び試掘の許可（第三条―第十一条）
　　第二款　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可（第十二条）
　　第三款　禁止規定（第十三条）
　　第四款　許可貯留区域等の増減等（第十四条―第二十三条）
　第二節　貯留権及び試掘権
　　第一款　貯留権及び試掘権の設定等（第二十四条―第三十二条）
　　第二款　貯留権及び試掘権の性質等（第三十三条―第三十六条）
　第三節　貯留事業及び試掘の実施
　　第一款　貯留事業の実施（第三十七条―第五十二条）
　　第二款　貯留事業の廃止等（第五十三条―第五十七条）
　　第三款　試掘の実施等（第五十八条―第六十四条）
　　第四款　機構の協力業務（第六十五条）
　第四節　保安
　　第一款　貯留事業者等の義務等（第六十六条―第六十八条）
　　第二款　自主的な保安（第六十九条―第七十四条）
　　第三款　工事計画及び検査（第七十五条―第七十七条）
第三章　導管輸送事業
　第一節　導管輸送事業の届出等（第七十八条―第八十四条）
　第二節　保安
　　第一款　導管輸送事業者の義務等（第八十五条―第八十七条）
　　第二款　自主的な保安（第八十八条・第八十九条）
　　第三款　工事計画及び検査（第九十条―第九十二条）
　第三節　登録導管輸送工作物検査機関（第九十三条―第百六条）
第四章　貯留層の探査（第百七条―第百十五条）
第五章　土地の使用及び収用（第百十六条―第百二十三条）
第六章　損害の賠償（第百二十四条―第百二十九条）
第七章　雑則（第百三十条―第百三十九条）
第八章　罰則（第百四十条―第百四十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、エネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度を低減させることが重要となっていることに鑑み、二酸化炭素の貯留層における安定的な貯蔵を確保するための措置その他の貯留事業及び導管輸送事業の適正な運営を確保するための措置、これらの事業の用に供する工作物等についての保安に関する規制の措置等を講ずることにより、これらの事業の健全な発達及び海洋環境の保全を図り、並びに公共の安全を確保し、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「貯留層」とは、その内部及び周辺の地層の温度、圧力その他の性質が二酸化炭素（二酸化炭素がその大部分を占める流体を含む。以下同じ。）の安定的な貯蔵に適している地下の地層をいう。

2　この法律において「貯留事業」とは、二酸化炭素を貯留層に貯蔵する事業をいう。

3　この法律において「貯留区域」とは、貯留層の全部又は一部をその区域に含む地下の一定の範囲における立体的な区域であって、貯留事業の用に供するものをいう。

4　この法律において「試掘」とは、地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するため、当該地層を掘削すること（当該地層を構成する砂岩その他の岩石を採取することを含み、当該地層における二酸化炭素の貯蔵を伴わないものに限る。）をいう。

5　この法律において「試掘区域」とは、地下の一定の範囲における立体的な区域であって、試掘の用に供するものをいう。

6　この法律において「貯留等工作物」とは、坑井、掘削用機械、圧送機、配管その他の工作物及びこれらの附属設備であって、貯留事業又は試掘の用に供するものをいう。

7　この法律において「貯留権」とは、貯留区域内の貯留層における貯留事業の用に供する貯留等工作物を当該貯留区域に設置し、及び運用し、並びに当該貯留層に二酸化炭素を貯蔵する権利をいう。

8　この法律において「試掘権」とは、試掘区域における試掘の用に供する貯留等工作物を当該試掘区域に設置し、及び運用し、並びに当該試掘区域において試掘を行う権利をいう。

9　この法律において「導管輸送事業」とは、二酸化炭素を貯留層（外国における貯留層に相当するものを含む。）に貯蔵することを目的として、導管により当該二酸化炭素を輸送する事業をいう。

10　この法律において「導管輸送工作物」とは、導管その他の工作物及びこれらの附属設備であって、導管輸送事業の用に供するものをいう。

第二章　貯留事業及び試掘

第一節　貯留事業及び試掘の許可

第一款　特定区域の指定並びに特定区域における貯留事業及び試掘の許可

（特定区域の指定）

第三条　経済産業大臣は、貯留層が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該貯留層における二酸化炭素の貯蔵により公共の利益の増進を図るためには、当該区域内の当該貯留層における貯留事業又は当該区域における試掘を最も適切に行うことができる者（以下「特定事業者」という。）を選定し、その特定事業者に当該区域における貯留事業又は試掘（以下「貯留事業等」という。）を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、その指定の際現にある他の特定区域又は第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等（特定区域以外の区域に存するものに限る。）の直上の区域と重複していない区域に限ってするものとする。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による指定（海域に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4　経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定事業者の募集に係る実施要項（以下単に「実施要項」という。）を定めなければならない。

5　実施要項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　特定区域の所在地
二　特定区域の面積
三　特定区域において行わせる貯留事業又は試掘の別
四　特定事業者の募集を開始する日及び募集の期間
五　特定事業者を選定するための評価の基準
六　その他経済産業省令で定める事項
6　前項第四号に規定する期間は、三月を下らない期間を定めるものとする。ただし、経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
7　第五項第五号に規定する評価の基準は、募集に係る特定区域における貯留事業等の適切な実施の確保その他の公共の利益の増進を図る見地から定めるものとする。
8　経済産業大臣は、第一項の規定により特定区域を指定し、又は第四項の規定により実施要項を定めたときは、遅滞なく、特定区域を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。これらを変更し、特定区域の指定を解除し、又は実施要項を廃止したときも、同様とする。
9　第二項及び第三項の規定は、特定区域の変更について準用する。
（貯留事業等の許可の申請）
第四条　前条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があったときは、その変更後のもの。第十一条を除き、以下同じ。）において貯留事業等を行おうとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従って、経済産業大臣に申請して、貯留事業については貯留区域ごとに、試掘については試掘区域ごとに、それぞれその許可を受けなければならない。
2　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　当該申請に係る貯留区域又は試掘区域（以下この条、次条第一項及び第七条第二号において「申請貯留区域等」という。）
三　貯留事業等の開始の予定年月日
四　貯留事業等の概要
3　前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　事業計画書
二　申請貯留区域等を表示する図面
三　申請貯留区域等の全部又は一部が、この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書
四　申請貯留区域等の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の長の意見書
五　その他経済産業省令で定める書類
4　前項第二号の規定による申請貯留区域等の表示は、当該申請貯留区域等に係る土地又はこれに定着する物件に関して所有権その他の権利を有する者が、自己の権利に係る土地の地下が当該申請貯留区域等に含まれ、又は自己の権利に係る物件が当該申請貯留区域等若しくはその直上の区域にあることを容易に判断できるものでなければならない。
5　第三項第三号及び第四号に掲げる意見書は、貯留事業等を行おうとする者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付しなければならない。
（特定事業者の選定等）
第五条　経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。
一　申請者が、申請貯留区域等における貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ　この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ　第十九条第三項の規定により貯留事業等の許可（前条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の許可をいう。以下同じ。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
ハ　貯留事業等の許可を受けた者（以下「貯留事業者等」という。）で法人であるものが第十九条第三項の規定により貯留事業等の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該貯留事業者等の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの
ニ　貯留事業者等で法人であるものが第十九条第三項の規定により貯留事業等の許可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該貯留事業者等の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。チ並びに第百八条第二号ニ及びチにおいて同じ。）であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの
ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ト並びに第百八条第二号ホ及びトにおいて「暴力団員等」という。）
ヘ　法人であって、その業務を行う役員のうちにイからハまで又はホのいずれかに該当する者があるもの
ト　暴力団員等がその事業活動を支配する者
チ　法人であって、その者の親会社等がイ、ロ、ニ、ヘ又はトのいずれかに該当するもの
三　貯留事業に係る申請にあっては、その申請に係る貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。
四　申請貯留区域等が他人の許可貯留区域等（貯留事業等の許可に係る貯留区域又は試掘区域をいう。以下同じ。）と隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。
五　申請貯留区域等の直上の区域が、他人の鉱区（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱区をいう。以下同じ。）と重複し、又は隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の鉱区における鉱業（同法第四条に規定する鉱業をいう。以下同じ。）の実施を著しく妨害するものでないこと。
六　申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。
七　前各号に掲げるもののほか、申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。
2　経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三条第五項第五号に規定する評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うものとする。
3　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について前項の評価を行おうとするときは、その申請が第一項第一号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
4　経済産業大臣は、第二項の評価に従い、特定区域における貯留事業等を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、前条第一項の許可をするものとする。
5　経済産業大臣は、前条第一項の許可をしたときは、当該許可を受けた者以外の者がした申請については、同項の許可を与えないこととし、遅滞なく、その旨及びその理由を、その者に通知するものとする。

（関係都道府県知事への協議等）

第六条　経済産業大臣は、第四条第一項の許可をしようとするときは、その申請に係る貯留事業等について関係のある都道府県知事に協議しなければならない。

2　経済産業大臣は、第四条第一項の許可をしようとする場合において、同条第五項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、同条第三項第三号の事業の用に供する者又はその申請に係る貯留事業等について関係のある行政機関の長（前項に規定する都道府県知事を除く。）の意見を求めなければならない。ただし、同号の事業の用に供する者については、その者を確知することができないときその他その意見を求めることができないときは、この限りでない。

3　第一項に規定する都道府県知事又は前項に規定する行政機関の長は、第四条第一項の許可について、経済産業大臣に対して意見を述べることができる。

（公告及び縦覧）

第七条　経済産業大臣は、第四条第一項の許可をしようとするときは、その申請に係る次に掲げる事項を公告し、公告の日から一月間これらの事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請貯留区域等を表示する図面

三　貯留事業等の概要

四　その他経済産業省令で定める事項

（利害関係人の意見書の提出）

第八条　前条の規定による公告があったときは、第四条第一項の許可について利害関係を有する者は、前条の縦覧期間内に、経済産業大臣に意見書を提出することができる。

（試掘の許可の有効期間及び更新）

第九条　第四条第一項の許可（試掘に係るものに限る。）の有効期間は、当該許可の日から起算して四年とする。

2　前項に規定する許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る試掘を行おうとする者は、有効期間の満了前に、経済産業省令で定めるところにより、当該許可の更新を受けなければならない。

3　前項の更新の申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第一項に規定する許可に係る試掘区域

三　試掘を開始した年月日

四　試掘の概要

4　経済産業大臣は、第二項の更新の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その更新をしてはならない。

一　誠実に試掘をした事実又はやむを得ない理由により試掘の事業に着手していない場合には当該事業の準備をした事実が明らかであると認めるとき。

二　試掘区域内の地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するため更に試掘を継続する必要があると認めるとき。

5　第四条第三項から第五項までの規定は第三項の申請書並びに当該申請書に係る試掘及び試掘区域について、第六条から前条までの規定は第二項の更新並びに当該更新に係る試掘及び試掘区域について、それぞれ準用する。

6　第二項の規定によりその更新を受けた場合における第一項に規定する許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して二年を経過する日までの期間とする。

（試掘の許可を受けた者による貯留事業の許可の申請）

第十条　第四条第一項の許可（試掘に係るものに限る。）を受けた者は、その試掘区域における試掘の状況を踏まえ、当該試掘区域内の貯留層における貯留事業を行おうとするときは、経済産業大臣に申請して、貯留区域ごとに、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該申請に係る貯留区域（次項及び第五項において「申請貯留区域」という。）

三　貯留事業の開始の予定年月日

四　貯留事業の概要

3　経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一　申請者が、申請貯留区域内の貯留層における貯留事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

二　申請者が第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

三　申請貯留区域がなお試掘を要するものでないこと。

四　申請貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。

五　申請貯留区域が他人の許可貯留区域等と隣接する場合においては、当該申請貯留区域内の貯留層における貯留事業を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

六　申請貯留区域の直上の区域が、他人の鉱区と重複し、又は隣接する場合においては、当該申請貯留区域内の貯留層における貯留事業を行うことが当該他人の鉱区における鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

七　申請貯留区域内の貯留層における貯留事業を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

八　前各号に掲げるもののほか、申請貯留区域内の貯留層における貯留事業を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4　経済産業大臣は、第一項の規定による申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について同項の許可をしようとするときは、その申請が前項第一号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5　第四条第三項から第五項までの規定は第二項の申請書並びに当該申請書に係る貯留事業及び申請貯留区域について、第六条から第八条までの規定は第一項の許可並びに当該許可に係る貯留事業及び申請貯留区域について、それぞれ準用する。

（特定区域の指定及び変更の提案）

第十一条　特定区域以外の区域において貯留事業等を行おうとする者は、当該区域に貯留層が存在し、又は存在する可能性があると思料するときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に対し、当該区域を特定区域として指定し、又は特定区域を変更することを提案することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る区域について特定区域として指定をしないこととしたとき、又は当該提案に係る特定区域の変更をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するものとする。

第二款　特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可

第十二条　鉱物（鉱業法第三条第一項に規定する鉱物をいう。次条第一項において同じ。）のうち石油、可燃性天然ガスその他の政令で定めるものについて同法第二十一条第一項、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた者は、その鉱区であって特定区域以外の区域に存するものにおいて貯留事業等を行おうとするときは、経済産業大臣に申請して、貯留事業については貯留区域ごとに、試掘については試掘区域ごとに、それぞれその許可を受けることができる。

2　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該申請に係る貯留区域又は試掘区域（以下この条において「申請貯留区域等」という。）

三　申請貯留区域等において行おうとする貯留事業又は試掘の別

四　貯留事業等の開始の予定年月日

五　貯留事業等の概要

3　経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一　申請貯留区域等において貯留層が存在し、又は存在する可能性があり、かつ、公共の利益の増進を図るためには、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行わせる必要があると認められること。

二　申請者が、申請貯留区域等における貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三　申請者が第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

四　貯留事業に係る申請にあっては、その申請に係る貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。

五　申請貯留区域等が他人の許可貯留区域等と隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

六　申請貯留区域等の直上の区域が、他人の鉱区と重複し、又は隣接する場合においては、当該申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが当該他人の鉱区における鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

七　申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

八　前各号に掲げるもののほか、申請貯留区域等における貯留事業等を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4　経済産業大臣は、第一項の規定による申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について同項の許可をしようとするときは、その申請が前項第二号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5　第四条第三項から第五項までの規定は第二項の申請書及び当該申請書に係る申請貯留区域等について、第六条から第八条までの規定は第一項の許可及び当該許可に係る申請貯留区域等について、それぞれ準用する。

6　第九条（第五項を除く。）の規定は第一項の許可（試掘に係るものに限る。）について、第四条第三項から第五項までの規定はこの項において準用する第九条第三項の申請書並びに当該申請書に係る試掘及び試掘区域について、第六条から第八条までの規定はこの項において準用する第九条第二項の更新並びに当該更新に係る試掘及び試掘区域について、それぞれ準用する。

第三款　禁止規定

第十三条　貯留事業の許可（第四条第一項若しくは前条第一項の許可（貯留事業に係るものに限る。）又は第十条第一項の許可をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「貯留事業者」という。）でなければ、貯留層における二酸化炭素の貯蔵を行ってはならない。ただし、鉱物の掘採に伴うものその他の経済産業省令で定める二酸化炭素の貯蔵については、この限りでない。

2　試掘の許可（第四条第一項又は前条第一項の許可（試掘に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「試掘者」という。）でなければ、試掘を行ってはならない。

第四款　許可貯留区域等の増減等

（許可貯留区域等の増減の許可の申請）

第十四条　貯留事業者等は、その許可貯留区域等の増減をしようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による申請をしようとする貯留事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該申請に係る増減をしようとする許可貯留区域（貯留事業の許可に係る貯留区域をいう。以下同じ。）又は許可試掘区域（試掘の許可に係る試掘区域をいう。以下同じ。）

三　当該申請に係る増減後の貯留区域又は試掘区域（次項において「申請貯留区域等」という。）

四　貯留事業等の概要

3　第四条第三項から第五項まで（許可貯留区域等の減少に係る申請にあっては、第三項第三号及び第四号並びに第五項を除く。）の規定は前項の申請書並びに当該申請書に係る許可貯留区域等の増減及び申請貯留区域等について、第六条から第八条までの規定は第一項の許可（許可貯留区域等の増加に係るものに限る。）及び当該許可に係る申請貯留区域等について、第十二条第三項（第一号及び第三号を除き、許可貯留区域等の減少に係る申請にあっては、第二号及び第四号に限る。）の規定は第一項の規定による申請及び当該申請に係る申請貯留区域等について、それぞれ準用する。

4　経済産業大臣は、第一項の規定による申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について同項の許可をしようとするときは、その申請が前項において準用する第十二条第三項第二号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5　第一項の規定による申請（抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域の減少に係るものに限る。）は、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければすることができない。

（許可貯留区域の増減命令）

第十五条　経済産業大臣は、二酸化炭素の貯蔵の状況その他の事情を勘案して、貯留事業者の許可貯留区域を変更しなければ当該許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の安定的な貯蔵ができないと認めるときその他貯留事業の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貯留事業者に対し、前条第一項の規定による許可貯留区域の増減の申請をすべきことを命ずることができる。

（許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請）

第十六条　貯留事業者は、その許可貯留区域の分割又は合併をしようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による申請をしようとする貯留事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該申請に係る分割又は合併をしようとする許可貯留区域

三　当該申請に係る分割後又は合併後の貯留区域

四　貯留事業の概要

3　前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業計画書

二　前項第三号に掲げる貯留区域を表示する図面

三　その他経済産業省令で定める書類

4　経済産業大臣は、第一項の規定による申請に係る分割後又は合併後の貯留区域内の貯留層における貯留事業が安定的に遂行されると見込まれるときでなければ、その申請を許可してはならない。

5　第一項の規定による申請（抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域に係るものに限る。）は、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければすることができない。

（貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等）

第十七条　貯留事業者等が一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認可を受けたときは、譲受人は、貯留事業者等の地位を承継する。

2　貯留事業者等である法人の合併の場合（貯留事業者等である法人と貯留事業者等でない法人が合併する場合において、貯留事業者等である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継させる場合に限る。）において、あらかじめ当該合併又は分割について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継した法人は、貯留事業者等の地位を承継する。

3　経済産業大臣は、前二項の認可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。

一　当該一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を譲り受ける者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部を承継する法人（以下この条において「譲受人等」という。）が、当該一の許可貯留区域等における貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

二　譲受人等が第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

三　貯留事業の譲渡又は貯留事業者である法人の合併若しくは分割に係る申請にあっては、当該一の許可貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。

四　前三号に掲げるもののほか、譲受人等が当該一の許可貯留区域等における貯留事業等を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4　経済産業大臣は、第一項又は第二項の認可（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）をしようとするときは、その申請が前項第一号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（貯留事業者等の相続）

第十八条　貯留事業者等について相続があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該貯留事業者等が行っていた貯留事業等を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）は、貯留事業者等の地位を承継する。

2　前項の規定により貯留事業者等の地位を承継した相続人は、経済産業省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三月以内にその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定による届出が、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、いずれかに適合しないと認めるときは、貯留事業者等である相続人が行う全ての許可貯留区域等における貯留事業等（第一号及び第四号並びに次条第三項第五号において「相続貯留事業等」という。）を、その譲渡をするために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一　相続人が、相続貯留事業等を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

二　相続人が第五条第一項第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないこと。

三　相続人が貯留事業者の地位を承継した場合にあっては、その許可貯留区域内の貯留層において、二酸化炭素の安定的な貯蔵が行われることが見込まれること。

四　前三号に掲げるもののほか、相続人が相続貯留事業等を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4　経済産業大臣は、前項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）をしようとするときは、第二項の規定による届出が前項第一号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（貯留事業等の許可の取消し等）

第十九条　経済産業大臣は、貯留事業者等が行う貯留事業等が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、当該貯留事業等に係る許可貯留区域等のその部分について減少の処分をし、又は貯留事業等の許可を取り消さなければならない。

2　経済産業大臣は、貯留事業者等が行う貯留事業等が、他人が行う貯留事業等又は鉱業を著しく妨害するに至った場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、当該貯留事業者等が行う貯留事業等に係る許可貯留区域等のその部分について減少の処分をし、又は貯留事業等の許可を取り消すことができる。

3　経済産業大臣は、貯留事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、貯留事業等の許可を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により貯留事業等の許可又は試掘の許可の更新を受けたとき。

二　第五条第一項第一号、第十条第三項第一号又は第十二条第三項第二号（第十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）のいずれかに適合しなくなったとき。

三　第五条第一項第二号イからチまでのいずれかに該当するに至ったとき。

四　前条第二項の規定による届出をしなかったとき。

五　前条第三項の経済産業省令で定める期間内に相続貯留事業等の譲渡がされないとき。

六　第三十七条第一項、同条第二項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第一項の規定に違反して貯留事業等の事業に着手しないとき、又は第三十七条第五項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

七　第四十二条又は第六十三条の規定による命令に違反したとき。

八　第百三十条第一項の規定により貯留事業等の許可に付された条件に違反したとき。

4　環境大臣は、海域の貯留層における貯留事業を行う貯留事業者が第五条第一項第一号、第十条第三項第一号若しくは第十二条第三項第二号（第十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は第四十二条の規定による命令に違反したと認めるときは、経済産業大臣に対し、前項の規定による貯留事業の許可の取消しを求めることができる。

（損失の補償）

第二十条　国は、前条第一項の規定による許可貯留区域等の減少の処分又は貯留事業等の許可の取消しによって損失を受けた貯留事業者等又は貯留事業者等であった者（以下この条において「損失を受けた者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。

４　前項の補償金額に不服がある損失を受けた者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。

５　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

６　前条第一項の規定による許可貯留区域の減少の処分又は貯留事業の許可の取消しに係る貯留権の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

７　前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

８　国は、第一項の規定による補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

（許可貯留区域の減少の処分等と抵当権）

第二十一条　経済産業大臣は、第十九条第一項若しくは第二項の規定により抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域の減少の処分をしようとするとき、又は同条第一項から第三項までの規定により抵当権の設定が登録されている貯留権に係る貯留事業の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

（貯留開始貯留事業の許可の取消し等に伴う措置）

第二十二条　貯留事業者であって、その許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始している貯留事業（以下「貯留開始貯留事業」という。）を行っているもの（以下「貯留開始貯留事業者」という。）が貯留開始貯留事業の許可の取消し（第十九条第一項から第三項までの規定による貯留事業の許可（貯留開始貯留事業に係るものに限る。）の取消しをいう。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は貯留開始貯留事業者が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかったときは、旧貯留開始貯留事業者（貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であった者又は貯留開始貯留事業者が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかったときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者をいう。以下この条において同じ。）は、その貯留開始貯留事業に対するこの法律の規定（第五十三条第一項から第三項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を除く。）の適用については、第五十三条第五項の許可を受けるまでの間は、なお貯留開始貯留事業者とみなす。この場合において、同条第四項中「閉鎖措置」とあるのは「特定閉鎖措置（第二十二条第三項に規定する特定閉鎖措置をいう。次項において同じ。）」と、同条第五項中「閉鎖措置」とあるのは「特定閉鎖措置」と、「以後」とあるのは「以後、遅滞なく」とする。

２　貯留開始貯留事業の許可の取消しがあったとき、又は貯留開始貯留事業者が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかったときは、旧貯留開始貯留事業者は、直ちに、その取り消された許可又はその解散し、若しくは死亡した貯留開始貯留事業者が行っていた貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を停止しなければならない。

３　旧貯留開始貯留事業者は、前項の規定により同項に規定する許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を停止したときは、主務省令で定めるところにより、当該許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業の用に供する貯留等工作物を設置する場所についての坑口の閉塞その他の主務省令で定める措置（以下この条において「特定閉鎖措置」という。）に関する計画（以下この条において「特定閉鎖措置計画」という。）を定め、貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた日又は貯留開始貯留事業者の解散若しくは死亡の日から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならない。

４　旧貯留開始貯留事業者は、前項の認可を受けるまでの間は、特定閉鎖措置を講じてはならない。

５　旧貯留開始貯留事業者は、第三項の認可を受けた特定閉鎖措置計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

６　主務大臣は、第三項又は前項の認可の申請に係る特定閉鎖措置計画が主務省令で定める基準に適合していると認めるときは、第三項又は前項の認可をしなければならない。

７　旧貯留開始貯留事業者は、第三項の認可を受けた特定閉鎖措置計画について第五項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

８　旧貯留開始貯留事業者は、第三項の認可を受けた特定閉鎖措置計画（第五項又は前項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って特定閉鎖措置を講じなければならない。

９　主務大臣は、前項の規定に違反して特定閉鎖措置を講じた旧貯留開始貯留事業者に対し、当該特定閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の安定的な貯蔵の確保又は公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業等に係る許可の取消し等に伴う措置）

第二十三条　第十九条第一項から第三項までの規定による貯留事業等の許可の取消し（貯留開始貯留事業に係るものを除く。）があったとき、貯留事業者等（貯留開始貯留事業以外の貯留事業又は試掘を行っている者に限る。以下この項において同じ。）が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかったとき、又は試掘の許可の有効期間が満了したときは、その許可の取消しを受けた貯留事業者等であった者、貯留事業者等が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかったときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又はその有効期間が満了した試掘の許可に係る試掘者であった者は、遅滞なく、その取り消された許可、その解散し、若しくは死亡した貯留事業者等が行っていた貯留開始貯留事業以外の貯留事業若しくは試掘又はその有効期間が満了した試掘の許可に係る許可貯留区域等及び当該許可貯留区域等に係る貯留事業等の用に供する貯留等工作物を設置する場所についての坑口の閉塞その他の経済産業省令で定める措置を講じなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の規定に違反した者に対し、同項に規定する措置の円滑かつ着実な実施又は公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節　貯留権及び試掘権

第一款　貯留権及び試掘権の設定等

（貯留事業等の許可の告示）

第二十四条　経済産業大臣は、貯留事業等の許可をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を当該許可に係る貯留事業者等に通知するとともに、告示しなければならない。

一　当該貯留事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　許可貯留区域等

三　当該許可に係る貯留事業又は試掘の別

四　貯留事業等の概要

五　試掘の許可にあっては、当該許可の有効期間が満了する日

（貯留権等の設定とその効果）

第二十五条　前条の規定による告示があったときは、当該告示に係る許可貯留区域等に係る貯留権等（貯留権又は試掘権をいう。以下同じ。）が設定され、当該許可貯留区域等に係る土地に関するその他の権利は、当該貯留権等に係る貯留事業者等が当該許可貯留区域等において行う二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘を妨げ、又は当該貯蔵若しくは試掘に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。

２　前項の規定により試掘権が設定された場合における同項の規定により土地に関するその他の権利がその行使を制限される期間は、前条の規定による告示の日から当該試掘権に係る試掘の許可の有効期間が満了する日までの期間に限るものとする。

（損失の補償）

第二十六条　前条第一項の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第二十四条の規定による告示の日から一年以内に限り、貯留事業者等に対し、その損失の補償を請求することができる。

２　前項の規定による損失の補償は、貯留事業者等と損失を受けた者とが協議して定めなければならない。

３　前項の規定による協議が成立しないときは、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「起業者」とあるのは「貯留事業者等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。第六項において同じ。）」と、同条第六項中「起業者である者」とあるのは「貯留事業者等である者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」と読み替えるものとする。

４　前項において準用する土地収用法第九十四条第二項又は第九項の規定による裁決の申請又は訴えの提起は、貯留事業者等が行う許可貯留区域等における貯留事業等を停止しない。

（図面の縦覧）

第二十七条　経済産業大臣は、第二十四条の規定による告示をしたときは、直ちに、経済産業省令で定めるところにより、許可貯留区域等を表示する図面を公衆の縦覧に供しなければならない。

（試掘権の消滅）

第二十八条　試掘権は、試掘の許可の有効期間が満了した時に消滅する。

（試掘の許可の更新の告示及び試掘権の変更等）

第二十九条　経済産業大臣は、第九条第二項（第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による試掘の許可の更新をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を当該更新を受けた者に通知するとともに、告示しなければならない。

一　試掘の許可の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　許可試掘区域

三　試掘の概要

四　試掘の許可の有効期間が満了する日

２　前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る許可試掘区域に係る試掘権が変更され、当該許可試掘区域に係る土地に関するその他の権利は、当該試掘権に係る試掘の許可の更新を受けた者が当該許可試掘区域において行う試掘を妨げ、又は当該試掘に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。

３　前項の規定により試掘権が変更された場合における同項の規定により土地に関するその他の権利がその行使を制限される期間は、第一項の規定による告示の日から当該試掘権に係る試掘の許可の有効期間が満了する日までの期間に限るものとする。

４　第二十六条及び第二十七条の規定は、第一項の規定による告示及び当該告示に係る試掘の許可の更新を受けた者について準用する。この場合において、第二十六条第四項中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」と、「貯留事業等」とあるのは「試掘」と、第二十七条中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」と読み替えるものとする。

（許可貯留区域等の増減の許可等の告示及び貯留権等の変更等）

第三十条　経済産業大臣は、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の許可をしたとき、又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による許可貯留区域等の減少の処分をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を当該許可又は処分を受けた者に通知するとともに、告示しなければならない。

一　貯留事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該許可又は処分により変更された許可貯留区域等

三　貯留事業等の概要

四　当該許可又は処分を受けた者が試掘者である場合にあっては、当該試掘者に係る試掘の許可の有効期間が満了する日

２　前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る許可貯留区域等に係る貯留権等が変更され、当該許可貯留区域等に係る土地に関するその他の権利は、当該貯留権等に係る貯留事業者等が当該許可貯留区域等において行う二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘を妨げ、又は当該貯蔵若しくは試掘に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。

３　前項の規定により試掘権が変更された場合における同項の規定により土地に関するその他の権利がその行使を制限される期間は、第一項の規定による告示の日から当該試掘権に係る試掘の許可の有効期間が満了する日までの期間に限るものとする。

４　第二十六条の規定は第一項の規定による告示（許可貯留区域等の増加に係るものに限る。）について、第二十七条の規定は同項の規定による告示について、それぞれ準用する。この場合において、第二十六条第一項中「具体的な損失」とあるのは、「具体的な損失（許可貯留区域等の増加によるものに限る。）」と読み替えるものとする。

（貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等の告示並びに貯留権等の移転等）

第三十一条　経済産業大臣は、第十七条第一項若しくは第二項の認可をしたとき、又は第十八条第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知をしたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を告示しなければならない。

一　貯留事業者等の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　承継された許可貯留区域等

三　承継された貯留事業等の概要

四　貯留事業者等の地位を承継した者に移転した貯留権等の種類

五　試掘権が移転した場合にあっては、当該試掘権に係る試掘の許可の有効期間が満了する日

２　第二十七条の規定は、前項の規定による告示について準用する。

（貯留事業等の許可の取消しの告示及び貯留権等の消滅）

第三十二条　経済産業大臣は、第十九条第一項から第三項までの規定により貯留事業等の許可（貯留開始貯留事業に係るものを除く。）を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を当該許可を取り消された者に通知するとともに、告示しなければならない。

一　当該許可を取り消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該許可の取消しに係る許可貯留区域等

三　当該許可の取消しに係る貯留事業等に係る貯留権等が消滅する旨

２　前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る貯留権等は、消滅する。

第二款　貯留権及び試掘権の性質等

（性質）

第三十三条　貯留権等は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

（権利の目的）

第三十四条　貯留権等は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分の目的となるほか、権利の目的となることができない。ただし、貯留権にあっては、抵当権の目的となることができる。

（処分の制限等）

第三十五条　貯留権等は、第十七条第一項又は第二項の認可を受けなければ、移転（相続によるものを除く。）をすることができない。

２　貯留開始貯留事業者は、貯留開始貯留事業に係る貯留権を放棄することができない。

３　貯留事業者等は、その貯留権等（貯留権にあっては、貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係るものに限る。）を放棄したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

４　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を告示しなければならない。

一　当該届出をした貯留事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該届出に係る貯留権等が消滅する旨

三　当該届出に係る貯留権等に係る許可貯留区域等

５　前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る貯留権等は、消滅する。

６　貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係る貯留権であって、抵当権の設定が登録されているものについては、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

７　第十七条第一項若しくは第二項の認可を受けないでした貯留権等の移転又は前項の同意を得ないでした貯留権の放棄は、その効力を生じない。

８　第三項の規定による届出があった場合において、当該届出が貯留権に係るものであるときは当該貯留権に係る許可貯留区域における貯留事業について第五十七条第一項の規定による届出があったものと、当該届出が試掘権に係るものであるときは当該試掘権に係る許可試掘区域における試掘について第六十四条第二項において準用する第五十七条第一項の規定による届出があったものとみなす。

（貯留権等の登録）

第三十六条　貯留権等及び貯留権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限は、貯留権等登録簿に登録する。

２　前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

３　第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

４　貯留権等登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

５　貯留権等登録簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

６　前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　貯留事業及び試掘の実施

第一款　貯留事業の実施

（事業着手の義務等）

第三十七条　貯留事業者は、貯留事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内に、貯留事業に着手しなければならない。

２　貯留事業者は、やむを得ない理由により前項の経済産業省令で定める期間内に貯留事業に着手することができないときは、期間を定め、理由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

３　貯留事業者は、貯留事業に着手したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始したときも、同様とする。

４　経済産業大臣は、前項後段の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る貯留事業者の氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に通知するものとする。

５　貯留事業者は、引き続き一年以上その貯留事業を休止しようとするときは、期間を定め、理由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

６　貯留事業者は、前項の認可を受けて休止した貯留事業を再開したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（貯留事業実施計画）

第三十八条　貯留事業者は、許可貯留区域ごとに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した貯留事業実施計画を定め、貯留事業を開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

一　許可貯留区域

二　二酸化炭素の貯蔵の方法に関する事項

三　貯留事業場（許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業の用に供する貯留等工作物を設置する場所をいう。以下同じ。）における保安を確保するための措置に関する事項

四　貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置に関する事項

五　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視に関する事項

六　貯蔵する二酸化炭素の特性に関する事項

七　貯留事業の安定的な遂行を確保するための措置に関する事項その他の主務省令で定める事項

２　主務大臣は、前項の認可の申請に係る貯留事業実施計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　二酸化炭素の貯蔵の方法がその安定的な貯蔵を確保する観点から適切であること。

二　貯留事業場における保安を確保するための措置が、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切であること。

三　貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置が適切であること。

四　貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視が適切に行われることが見込まれること。

五　二酸化炭素の貯蔵が海域の貯留層において行われる場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　貯蔵する二酸化炭素が政令で定める基準に適合するものであること。

ロ　海域の貯留層における二酸化炭素の貯蔵以外に適切な処分の方法がないこと。

六　その他貯留事業が安定的に遂行されることが見込まれること。

（貯留事業実施計画の変更の認可等）

第三十九条　貯留事業者は、前条第一項の認可を受けた貯留事業実施計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　貯留事業者は、前条第一項の認可を受けた貯留事業実施計画について前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

３　前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認可について準用する。

（貯留事業実施計画の遵守）

第四十条　貯留事業者は、第三十八条第一項の認可を受けた貯留事業実施計画（前条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可貯留事業実施計画」という。）によらなければ、貯留事業を行ってはならない。

（認可貯留事業実施計画の変更勧告等）

第四十一条　主務大臣は、貯留事業者の認可貯留事業実施計画を変更しなければその許可貯留区域における貯留事業の安定的な遂行又は貯留事業場における保安を確保することができないと認めるときは、当該貯留事業者に対し、認可貯留事業実施計画を変更すべきことを勧告することができる。

２　主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた貯留事業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、当該貯留事業者に対し、認可貯留事業実施計画を変更すべきことを命ずることができる。

（貯留事業停止命令）

第四十二条　主務大臣は、貯留事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貯留事業者に対し、期間を定めて当該貯留事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第十五条、前条第二項、次条第三項、第四十四条第二項、第四十八条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第二項若しくは第三項、第六十八条第二項、第六十九条第四項、第七十三条、第七十四条第三項若しくは第七十五条第五項の規定による命令又は第六十七条第二項若しくは第三項の規定による制限に違反したとき。

二　第四十条の規定に違反して、認可貯留事業実施計画によらないで貯留事業を行ったとき。

三　第百三十条第一項の規定により貯留事業の許可又は第三十八条第一項の認可若しくは第三十九条第一項の規定による変更の認可に付された条件に違反したとき。

（二酸化炭素の貯蔵の状況の監視）

第四十三条　貯留開始貯留事業者は、主務省令で定めるところにより、認可貯留事業実施計画に従い、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を確認するために必要な事項として主務省令で定めるものを監視しなければならない。

２　貯留開始貯留事業者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定による監視の結果を主務大臣に報告しなければならない。

３　主務大臣は、貯留開始貯留事業者が認可貯留事業実施計画に従い、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を適切に監視していないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（二酸化炭素の注入を終了した後の貯留開始貯留事業の実施に必要な費用の確保）

第四十四条　貯留開始貯留事業者は、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了したときから第五十三条第五項の許可を受けるまでの間における前条第一項の規定による監視に要する費用その他の当該貯留開始貯留事業の実施に必要な費用に充てるため、経済産業省令で定めるところにより、引当金の積立てその他の当該費用に充てるための資金を確保するための措置として経済産業省令で定めるものを講じなければならない。

２　経済産業大臣は、貯留開始貯留事業者が前項の経済産業省令で定める措置を講じていないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

（拠出金）

第四十五条　貯留開始貯留事業者は、機構が行う第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務に必要な費用に充てるため、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。次条第一項において同じ。）、貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域ごとに、機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

２　前項の拠出金の額は、許可貯留区域ごとの第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために十分なものとするために経済産業省令で定める基準に従い、機構が定める。

３　貯留開始貯留事業者は、経済産業省令で定めるところにより、認可貯留事業実施計画、第四十三条第一項の規定による監視の結果その他経済産業省令で定める事項を機構に届け出なければならない。

４　機構は、拠出金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

５　機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る拠出金の額を貯留開始貯留事業者に通知しなければならない。

６　経済産業大臣は、第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務に要する費用に充てるための資金の確保の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、拠出金の額の変更をすべきことを命ずることができる。

（拠出金の納付の期限等）

第四十六条　前条第一項の規定による拠出金の納付は、各年度の三月一日（その年度に貯留層への二酸化炭素の注入を新たに開始した許可貯留区域に係る拠出金にあっては、その注入を新たに開始した日の属する年度の翌年度の三月一日）までにしなければならない。

２　機構は、拠出金を前項の納期限までに納付しない貯留開始貯留事業者があるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

３　経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。

４　拠出金の延納その他拠出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。

（督促及び滞納処分）

第四十七条　機構は、貯留開始貯留事業者が前条第一項の納期限までに拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

２　機構は、前項の規定による督促をするときは、貯留開始貯留事業者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

３　機構は、第一項の規定による督促を受けた貯留開始貯留事業者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、経済産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

４　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

５　機構は、第一項の規定による督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

（漏えい時の措置）

第四十八条　貯留開始貯留事業者は、その貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その漏えいの状況及び講じた措置の概要を主務大臣に報告しなければならない。

２　主務大臣は、貯留開始貯留事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（定期の報告）

第四十九条　貯留事業者は、主務省令で定めるところにより、認可貯留事業実施計画の実施状況（第四十三条第一項の規定による監視の結果を除く。）を主務大臣に報告しなければならない。

（特定貯留事業約款）

第五十条　特定貯留事業者（他の者の委託を受けて行う貯留事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの（以下「特定貯留事業」という。）を行う貯留事業者をいう。以下同じ。）は、特定貯留事業に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定貯留事業約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　特定貯留事業者は、前項の規定による届出をした特定貯留事業約款以外の条件により特定貯留事業を行ってはならない。ただし、その特定貯留事業約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の条件により特定貯留事業を行うときは、この限りでない。

３　経済産業大臣は、特定貯留事業約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定貯留事業者に対し、相当の期限を定め、その特定貯留事業約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項の規定による届出に係る特定貯留事業約款により二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4　特定貯留事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その特定貯留事業約款を公表しなければならない。

5　経済産業大臣は、特定貯留事業者が正当な理由なく特定貯留事業約款による二酸化炭素の貯蔵役務の提供を拒んだときは、当該特定貯留事業者に対し、当該役務の提供を行うべきことを命ずることができる。

（禁止行為等）

第五十一条　特定貯留事業者は、その特定貯留事業の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該特定貯留事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（業務改善命令）

第五十二条　経済産業大臣は、貯留事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、貯留事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二款　貯留事業の廃止等

（貯留開始貯留事業の廃止の許可等）

第五十三条　貯留開始貯留事業者は、一の許可貯留区域における貯留開始貯留事業を廃止しようとするときは、閉鎖措置（当該許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞その他の主務省令で定める措置をいう。以下この条において同じ。）を講じなければならない。

2　貯留開始貯留事業者は、閉鎖措置を講じようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、閉鎖措置に関する計画（次項において「閉鎖措置計画」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3　第二十二条第五項から第九項までの規定は、貯留開始貯留事業者並びにその閉鎖措置計画及び閉鎖措置について準用する。この場合において、同条第五項から第八項までの規定中「第三項」とあるのは、「第五十三条第二項」と読み替えるものとする。

4　貯留開始貯留事業者は、閉鎖措置が終了したときは、主務省令で定めるところにより、その結果が主務省令で定める基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

5　前項の確認を受けた貯留開始貯留事業者は、当該閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を最後に行った日から起算して当該貯留層に貯蔵された二酸化炭素の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間として主務省令で定める期間を経過する日以後、当該閉鎖措置に係る貯留開始貯留事業の廃止について、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

6　前項の規定による申請をしようとする貯留開始貯留事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域

三　前号に掲げる許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を終了した年月日

四　貯留開始貯留事業を廃止する予定年月日

五　その他経済産業省令で定める事項

7　前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況を説明する書類

二　貯留開始貯留事業の廃止後、機構が次条第一項に規定する通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために必要な事務の引継ぎその他の経済産業省令で定める措置の実施状況を説明する書類

三　その他経済産業省令で定める書類

8　経済産業大臣は、第五項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

二　機構に第四十五条第一項の拠出金が納付されていること。

三　前項第二号の経済産業省令で定める措置が適切に実施されていると認められること。

9　経済産業大臣は、第五項の許可（海域の貯留層における貯留開始貯留事業に係るものに限る。）をしようとするときは、その申請が前項第一号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

10　経済産業大臣は、第五項の許可をしようとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

11　経済産業大臣は、第五項の許可をしたときは、直ちに、その旨、当該許可に係る許可貯留区域その他経済産業省令で定める事項を機構に通知しなければならない。

12　経済産業大臣は、第五項の許可をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示しなければならない。

一　当該許可を受けた貯留開始貯留事業に係る貯留権が機構に移転する旨

二　通知貯留区域（前項の規定による通知に係る許可貯留区域をいう。以下同じ。）

13　第二十七条の規定は、前項の規定による告示をしたときについて準用する。この場合において、同条中「許可貯留区域等」とあるのは、「第五十三条第十二項第二号に規定する通知貯留区域」と読み替えるものとする。

14　第五項の規定による申請（抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域に係るものに限る。）は、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければすることができない。

（機構が行う通知貯留区域の管理の業務）

第五十四条　機構は、通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項として主務省令で定めるものの監視その他通知貯留区域の管理の業務（第三項及び次条第一項において「通知貯留区域管理業務」という。）を行うものとする。

2　機構は、主務省令で定めるところにより、前項の監視の結果を主務大臣に報告しなければならない。

3　第十三条第一項の規定は、機構が行う通知貯留区域管理業務については、適用しない。

（貯留権の移転等）

第五十五条　第五十三条第十二項の規定による告示があったときは、第三十五条第一項の規定にかかわらず、当該告示に係る貯留権は機構に移転し、当該告示に係る通知貯留区域に係る土地に関するその他の権利は、機構が当該通知貯留区域において行う通知貯留区域管理業務を妨げ、又は通知貯留区域管理業務に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。

2　機構は、前項の規定により移転した貯留権を放棄することができない。

（漏えい時の措置）

第五十六条　機構は、通知貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その漏えいの状況及び講じた措置の概要を主務大臣に報告しなければならない。

（貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出等）

第五十七条　貯留事業者は、一の許可貯留区域における貯留開始貯留事業以外の貯留事業を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を告示しなければならない。

一　当該届出をした貯留事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該届出に係る貯留事業に係る貯留権が消滅する旨

三　当該届出に係る貯留事業に係る許可貯留区域

3　前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る貯留権は、消滅する。
4　第一項の規定により貯留事業者が抵当権の設定が登録されている貯留権に係る許可貯留区域における貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出をしようとするときは、あらかじめ、抵当権者の承諾を得なければならない。
5　第二十三条の規定は、貯留事業者が第一項の規定による届出をしたときについて準用する。この場合において、同条第一項中「その取り消された許可、その解散し、若しくは死亡した貯留事業者等が行っていた貯留開始貯留事業以外の貯留事業若しくは試掘又はその有効期間が満了した試掘の許可」とあるのは「第五十七条第一項の規定による届出」と、「許可貯留区域等」とあるのは「許可貯留区域」と、「貯留事業等の用」とあるのは「貯留事業の用」と読み替えるものとする。

第三款　試掘の実施等

（事業着手の義務等）

第五十八条　試掘者は、試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内に、試掘の事業に着手しなければならない。
2　試掘者は、試掘の事業に着手したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3　第三十七条第二項、第五項及び第六項の規定は、試掘者による試掘の事業について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。

（試掘実施計画）

第五十九条　試掘者は、許可試掘区域ごとに、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した試掘実施計画を定め、試掘の事業を開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
一　許可試掘区域
二　試掘の方法に関する事項
三　試掘場（許可試掘区域及び当該許可試掘区域に係る試掘の用に供する貯留等工作物を設置する場所をいう。以下同じ。）における保安を確保するための措置に関する事項
四　試掘の適切な実施を確保するための措置に関する事項その他の経済産業省令で定める事項
2　経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る試掘実施計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一　試掘の方法が適切であること。
二　試掘場における保安を確保するための措置が、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切であること。
三　その他試掘が適切に実施されることが見込まれること。

（試掘実施計画の変更の認可等）

第六十条　試掘者は、前条第一項の認可を受けた試掘実施計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
2　試掘者は、前条第一項の認可を受けた試掘実施計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3　前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認可について準用する。

（試掘実施計画の遵守）

第六十一条　試掘者は、第五十九条第一項の認可を受けた試掘実施計画（前条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可試掘実施計画」という。）によらなければ、試掘を行ってはならない。

（認可試掘実施計画の変更勧告等）

第六十二条　経済産業大臣は、試掘者の認可試掘実施計画を変更しなければその許可試掘区域における試掘の適切な実施又は試掘場における保安を確保することができないと認めるときは、当該試掘者に対し、認可試掘実施計画を変更すべきことを勧告することができる。
2　経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた試掘者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、当該試掘者に対し、認可試掘実施計画を変更すべきことを命ずることができる。

（試掘停止命令）

第六十三条　経済産業大臣は、試掘者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試掘者に対し、期間を定めて当該試掘の全部又は一部の停止を命ずることができる。
一　第六十一条の規定に違反して、認可試掘実施計画によらないで試掘を行ったとき。
二　前条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第二項若しくは第三項、第六十八条第二項、第六十九条第四項、第七十三条、第七十四条第三項若しくは第七十五条第五項の規定による命令又は第六十七条第二項若しくは第三項の規定による制限に違反したとき。
三　第百三十条第一項の規定により試掘の許可又は第五十九条第一項の認可若しくは第六十条第一項の規定による変更の認可に付された条件に違反したとき。

（定期の報告等に係る規定の準用）

第六十四条　第四十九条の規定は、試掘者の認可試掘実施計画の実施状況について準用する。この場合において、同条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。
2　第五十七条第一項から第三項までの規定は、試掘者の許可試掘区域における試掘について準用する。この場合において、同条第二項第二号及び第三項中「貯留権」とあるのは、「試掘権」と読み替えるものとする。
3　第二十三条の規定は、試掘者が前項において準用する第五十七条第一項の規定による届出をしたときについて準用する。この場合において、第二十三条第一項中「その取り消された許可、その解散し、若しくは死亡した貯留事業者等が行っていた貯留開始貯留事業以外の貯留事業若しくは試掘又はその有効期間が満了した試掘の許可」とあるのは「第六十四条第二項において準用する第五十七条第一項の規定による届出」と、「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」と、「貯留事業等の用」とあるのは「試掘の用」と読み替えるものとする。

第四款　機構の協力業務

第六十五条　機構は、貯留事業者等の依頼に応じて、その貯留事業等の適切な実施に資するよう、二酸化炭素の貯蔵の方法又は試掘の方法に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

第四節　保安

第一款　貯留事業者等の義務等

（貯留事業者等の義務）

第六十六条　貯留事業者は、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。
一　貯留事業のための土地の掘削
二　貯留層における二酸化炭素の貯蔵
三　貯留等工作物の工事、維持及び運用並びに火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類をいう。以下同じ。）及び火気の取扱い
2　試掘者は、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。
一　試掘のための土地の掘削
二　貯留等工作物の工事、維持及び運用並びに火薬類及び火気の取扱い

３　経済産業大臣は、貯留事業者等が前二項の規定に違反していると認めるときその他貯留事業場又は試掘場（以下「貯留事業場等」という。）における保安を確保するため必要があると認めるときは、当該貯留事業者等に対し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（貯留等工作物の維持等）

第六十七条　貯留事業者等は、その貯留等工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

２　経済産業大臣は、貯留等工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯留事業者等に対し、当該技術上の基準に適合するようにその貯留等工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

３　経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、貯留事業者等に対し、その貯留等工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はその貯留等工作物内における二酸化炭素の廃棄その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（災害時の報告）

第六十八条　貯留事業者等は、貯留事業等に係る災害として経済産業省令で定めるものが発生した場合には、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の規定による報告があったときは、貯留事業者等に対し、災害発生の日時、場所及び原因、被害の程度その他必要な事項を報告すべきことを命ずることができる。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第六十九条　貯留事業者等は、その貯留事業場等における保安を確保するため、当該貯留事業場等の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、貯留事業等（第七十六条第一項の自主検査を伴う貯留等工作物の設置又は変更の工事をする場合にあっては、当該工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

２　貯留事業者等は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

３　貯留事業者等は、保安規程を定め、又は変更するに当たっては、第七十四条の規定による調査の結果を踏まえて行わなければならない。

４　経済産業大臣は、第七十四条の規定による調査の結果に照らして保安規程の内容が貯留事業場等における保安を確保するため適当でないと認めるときその他貯留事業場等における保安を確保するため必要があると認めるときは、貯留事業者等に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

５　貯留事業者等及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（保安教育）

第七十条　貯留事業者等は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

２　経済産業大臣は、貯留事業者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、当該貯留事業者等に対し、その従業者に保安教育を施し、又はその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

（作業監督者）

第七十一条　貯留事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、作業監督者を選任し、その貯留事業場等における保安の監督をさせなければならない。

２　貯留事業者等は、前項の規定により作業監督者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（作業監督者の義務等）

第七十二条　作業監督者は、誠実にその職務を行わなければならない。

２　貯留事業等に従事する者は、作業監督者が貯留事業場等における保安を確保するためにする指示に従わなければならない。

（作業監督者の解任命令）

第七十三条　経済産業大臣は、作業監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが貯留事業場等における保安に支障を及ぼすと認めるときは、貯留事業者等に対し、当該作業監督者を解任すべきことを命ずることができる。

（貯留事業者等による現況調査等）

第七十四条　貯留事業者等は、貯留事業等を開始しようとするときその他経済産業省令で定めるときは、その貯留事業場等の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令で定めるところにより、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

２　貯留事業者等は、第六十八条第一項の規定による報告をしたときは、当該報告に係る災害の原因その他の経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令で定めるところにより、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

３　経済産業大臣は、貯留事業場等における保安を確保するため必要があると認めるときは、貯留事業者等に対し、当該貯留事業場等における保安に関する事項を調査し、経済産業省令で定めるところにより、その結果を記録し、これを保存すべきことを命ずることができる。

４　前三項に定めるもののほか、貯留事業者等は、貯留事業等の実施に際し、必要に応じ、その貯留事業場等における保安に関する事項を調査するよう努めなければならない。

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第七十五条　貯留事業者等は、その貯留等工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その貯留等工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

２　貯留事業者等は、前項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

３　前二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始してはならない。

４　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあった工事の計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一　その貯留等工作物が第六十七条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二　その貯留等工作物の設置又は変更の工事が公共の安全の維持及び災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

５　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあった工事の計画が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合していないと認めるときは、貯留事業者等に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあっては、その延長後の期間）以内に限り、当該工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

６　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあった工事の計画が第四項各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、その審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、その延長後の期間及びその延長の理由を通知しなければならない。

7　貯留事業者等は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、当該工事の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8　貯留事業者等は、第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

（使用前自主検査）

第七十六条　貯留事業者等は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物（その工事の計画について同条第五項の規定による命令があった場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該貯留等工作物について自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

2　前項の自主検査においては、その貯留等工作物が次に掲げる基準に適合していることを確認しなければならない。

一　その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

二　第六十七条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（定期自主検査）

第七十七条　貯留事業者等は、その貯留等工作物であって経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三章　導管輸送事業

第一節　導管輸送事業の届出等

（導管輸送事業の届出）

第七十八条　導管輸送事業を行おうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　輸送しようとする二酸化炭素が許可貯留区域内の貯留層に貯蔵される場合にあっては、当該許可貯留区域に係る貯留事業者に関する次に掲げる事項

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　許可貯留区域

三　輸送しようとする二酸化炭素が外国における貯留層に相当するものに貯蔵される場合にあっては、当該外国における貯留事業者に相当する者に関する次に掲げる事項

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　当該外国における許可貯留区域に相当する区域

四　導管の設置の場所及び内径その他の導管輸送工作物に関する事項として経済産業省令で定めるもの

五　事業開始の予定年月日

六　その他経済産業省令で定める事項

2　前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3　導管輸送事業者（第一項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（承継）

第七十九条　導管輸送事業の全部の譲渡しがあり、又は導管輸送事業者について相続、合併若しくは分割（当該導管輸送事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、導管輸送事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該導管輸送事業者が行っていた導管輸送事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該導管輸送事業の全部を承継した法人は、導管輸送事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により導管輸送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第八十条　導管輸送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　導管輸送事業者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（流量等の測定義務）

第八十一条　導管輸送事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その輸送する二酸化炭素の流量、圧力その他経済産業省令で定める事項を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（特定導管輸送事業約款）

第八十二条　特定導管輸送事業者（他の者の委託を受けて行う導管輸送事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの（以下「特定導管輸送事業」という。）を行う導管輸送事業者をいう。以下同じ。）は、特定導管輸送事業に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定導管輸送事業約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　特定導管輸送事業者は、前項の規定による届出をした特定導管輸送事業約款以外の条件により特定導管輸送事業を行ってはならない。ただし、その特定導管輸送事業約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の条件により特定導管輸送事業を行うときは、この限りでない。

3　経済産業大臣は、特定導管輸送事業約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定導管輸送事業者に対し、相当の期限を定め、その特定導管輸送事業約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項の規定による届出に係る特定導管輸送事業約款により導管による二酸化炭素の輸送の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4　特定導管輸送事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その特定導管輸送事業約款を公表しなければならない。

5　経済産業大臣は、特定導管輸送事業者が正当な理由なく特定導管輸送事業約款による導管による二酸化炭素の輸送の役務の提供を拒んだときは、当該特定導管輸送事業者に対し、当該役務の提供を行うべきことを命ずることができる。

（禁止行為等）

第八十三条　特定導管輸送事業者は、その特定導管輸送事業の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該特定導管輸送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（業務改善命令）

第八十四条　経済産業大臣は、導管輸送事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、導管輸送事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節　保安

第一款　導管輸送事業者の義務等

（導管輸送事業者の義務）

第八十五条　導管輸送事業者は、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（導管輸送工作物の維持等）

第八十六条　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　経済産業大臣は、導管輸送工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、導管輸送事業者に対し、当該技術上の基準に適合するようにその導管輸送工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3　経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、導管輸送事業者に対し、その導管輸送工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はその導管輸送工作物内における二酸化炭素の廃棄その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（災害時の報告に係る規定の準用）

第八十七条　第六十八条の規定は、導管輸送事業者及び導管輸送事業について準用する。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第八十八条　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、導管輸送事業（第九十一条第一項の自主検査を伴う導管輸送工作物の設置又は変更の工事をする場合にあっては、当該工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　導管輸送事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、導管輸送事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　導管輸送事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（保安教育等に係る規定の準用）

第八十九条　第七十条から第七十三条までの規定は、導管輸送事業者について準用する。この場合において、第七十一条第一項、第七十二条第二項及び第七十三条中「貯留事業場等における保安」とあるのは「導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安」と、同項中「貯留事業等に従事する者」とあるのは「導管輸送工作物の工事、維持又は運用に従事する者」と読み替えるものとする。

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第九十条　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その導管輸送工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2　導管輸送事業者は、前項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3　前二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始してはならない。

4　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあった工事の計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一　その導管輸送工作物が第八十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二　その導管輸送工作物の設置又は変更の工事が公共の安全の維持及び災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

5　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあった工事の計画が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合していないと認めるときは、導管輸送事業者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあっては、その延長後の期間）以内に限り、当該工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

6　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあった工事の計画が第四項各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、その審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、その延長後の期間及びその延長の理由を通知しなければならない。

7　導管輸送事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、当該工事の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8　導管輸送事業者は、第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

（使用前検査）

第九十一条　導管輸送事業者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする導管輸送工作物（その工事の計画について同条第五項の規定による命令があった場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、経済産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該導管輸送工作物について自主検査を行い、その結果が次項各号に掲げる基準に適合していることについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録導管輸送工作物検査機関」という。）が行う検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　登録導管輸送工作物検査機関が行う検査においては、導管輸送工作物が次に掲げる基準に適合しているときは、合格とする。

一　その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

二　第八十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3　導管輸送事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

（定期自主検査に係る規定の準用）

第九十二条　第七十七条の規定は、導管輸送事業者及び導管輸送工作物について準用する。

第三節　登録導管輸送工作物検査機関

（登録）

第九十三条　第九十一条第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、同項の検査（以下この節、第百三十一条第五号及び第百四十二条第四号において単に「検査」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（登録の基準）

第九十四条　経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者（第二号及び第三号において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一　経済産業省令で定める資格を有する者が検査を実施するものであること。

二　登録申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　第百四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法人であって、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

三　登録申請者が、導管輸送事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、導管輸送事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者の役員（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める導管輸送事業者の役員又は職員（過去二年間に当該導管輸送事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、導管輸送事業者の役員又は職員（過去二年間に当該導管輸送事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2　登録は、導管輸送工作物検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録導管輸送工作物検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録導管輸送工作物検査機関が検査を行う事業所の名称及び所在地

3　経済産業大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を告示しなければならない。

（登録の更新）

第九十五条　登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前二条（前条第三項を除く。）の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、第一項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　経済産業大臣は、第一項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（検査の義務）

第九十六条　登録導管輸送工作物検査機関は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2　登録導管輸送工作物検査機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める基準に適合する方法により検査を行わなければならない。

（変更の届出）

第九十七条　登録導管輸送工作物検査機関は、その氏名若しくは名称、住所又は検査を行う事業所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　第九十四条第三項の規定による届出があったときについて準用する。

（業務規程）

第九十八条　登録導管輸送工作物検査機関は、検査の業務に関する規程（次項及び第三項において「業務規程」という。）を定め、検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程には、検査の実施方法、検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあった業務規程が検査の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止の届出）

第九十九条　登録導管輸送工作物検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　第九十五条第五項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第百条　登録導管輸送工作物検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項第三号及び第四号において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項第一号及び第三号並びに第百四十七条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2　導管輸送事業者その他の利害関係人は、登録導管輸送工作物検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録導管輸送工作物検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第百一条　経済産業大臣は、登録導管輸送工作物検査機関が第九十四条第一項第一号又は第三号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録導管輸送工作物検査機関に対し、これらの基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第百二条　経済産業大臣は、登録導管輸送工作物検査機関が第九十六条の規定に違反していると認めるときは、当該登録導管輸送工作物検査機関に対し、検査を行うべきこと又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（検査についての申請及び経済産業大臣の命令）

第百三条　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物について、登録導管輸送工作物検査機関が検査を行わない場合又は登録導管輸送工作物検査機関の検査の結果に異議のある場合は、経済産業大臣に対し、当該登録導管輸送工作物検査機関が検査を行うこと又は改めて検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る登録導管輸送工作物検査機関が第九十六条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る登録導管輸送工作物検査機関に対し、前条の規定による命令をしなければならない。

３　経済産業大臣は、前項の場合において、前条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした導管輸送事業者に通知しなければならない。

（登録の取消し等）

第百四条　経済産業大臣は、登録導管輸送工作物検査機関が第九十四条第一項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

２　経済産業大臣は、登録導管輸送工作物検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

一　偽りその他不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。

二　第九十六条、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第百条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　第九十八条第三項、第百一条又は第百二条の規定による命令に違反したとき。

四　正当な理由がないのに第百条第二項の規定による請求を拒んだとき。

３　第九十五条第五項の規定は、前二項の規定による処分をしたときについて準用する。

（帳簿の記載）

第百五条　登録導管輸送工作物検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（経済産業大臣による検査業務実施）

第百六条　経済産業大臣は、登録を受ける者がいないとき、第九十九条第一項の規定による検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第百四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消し、又は登録導管輸送工作物検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録導管輸送工作物検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったときその他必要があると認めるときは、当該検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定により検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を告示しなければならない。

３　経済産業大臣が第一項の規定により検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第四章　貯留層の探査

（貯留層の探査の許可）

第百七条　貯留層の探査（地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために行う地質構造の調査であって、貯留層の掘削を伴わず、かつ、地震探査法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

２　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請の区域の所在地

三　探査の期間

四　探査の方法

五　その他経済産業省令で定める事項

３　経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

４　前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る探査を行うときは、当該許可証を携帯していなければならない。

５　第三項の許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

（探査の許可の基準）

第百八条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一　その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　第百十条（第四号を除く。ハ及びニにおいて同じ。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ　前条第一項の許可を受けた者で法人であるものが第百十条の規定によりその許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ニ　前条第一項の許可を受けた者で法人であるものが第百十条の規定によりその許可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該法人の親会社等であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ　暴力団員等

ヘ　法人であって、その業務を行う役員のうちにイからハまで又はホのいずれかに該当する者があるもの

ト　暴力団員等がその事業活動を支配する者

チ　法人であって、その者の親会社等がイ、ロ、ニ、ヘ又はトのいずれかに該当するもの

三　その申請に係る探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われる場合においては、当該探査を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

四　その申請に係る探査が他人の鉱区で行われる場合においては、当該探査を行うことが当該他人の鉱区における鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

五　その申請に係る探査を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、その申請に係る探査を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

（変更の許可等）

第百九条　第百七条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前条の規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。

３　第百七条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（探査の許可の取消し）

第百十条　経済産業大臣は、第百七条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により第百七条第一項の許可又は前条第一項の規定による変更の許可を受けたとき。

二　その者が行う探査の方法が第百八条第一号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三　第百八条第二号イからチまでのいずれかに該当するに至ったとき。

四　その者が行う探査が第百八条第三号から第五号までに掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

五　第百三十条第一項の規定により第百七条第一項の許可又は前条第一項の規定による変更の許可に付された条件に違反したとき。

（違反行為に対する措置）

第百十一条　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る作業の中止、当該違反行為に係る探査に使用した装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命ずることができる。

一　第百七条第一項又は第百九条第一項の規定に違反して探査を行った者

二　第百三十条第一項の規定により第百七条第一項の許可又は第百九条第一項の規定による変更の許可に付された条件に違反した者

（探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第百十二条　第百七条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る探査の事業の全部を承継させる場合に限る。）において、あらかじめ当該合併又は分割について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2　第百八条（第二号（ハ及びホを除く。）及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二号中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

（探査の許可を受けた者の相続）

第百十三条　第百七条第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る探査の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る探査の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に経済産業大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

2　相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第百七条第一項又は第百九条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3　第百八条（第二号イからハまで及びホ並びに第六号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4　第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第百七条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（国に関する特例）

第百十四条　国の機関が行う探査（国の機関が他の者に委託して行う場合を含む。）については、第百七条第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その探査を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

（探査の結果の報告）

第百十五条　経済産業大臣は、貯留層の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、第百七条第一項の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第五章　土地の使用及び収用

（土地の立入り）

第百十六条　貯留事業等を行おうとする者、貯留事業等の許可の申請をした者若しくは貯留事業者等又は導管輸送事業を行おうとする者若しくは導管輸送事業者は、その貯留等工作物又は導管輸送工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2　経済産業大臣は、前項の許可の申請があったときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3　第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4　第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、経済産業大臣の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（損失の補償）

第百十七条　前条第一項の許可を受けた者は、同項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（土地の使用）

第百十八条　貯留事業者等は、許可貯留区域等又はその付近において他人の土地をその貯留事業等に係る次に掲げる目的のために利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

一　坑井の開設その他貯留等工作物の設置

二　火薬類、燃料その他の重要資材又は土石の置場の設置

三　道路の開設又は電気工作物の設置

四　貯留事業等のための事務所又は貯留事業等に従事する者の宿舎の設置

2　導管輸送事業者は、その導管輸送事業の用に供するため、他人の土地に導管輸送工作物を設置することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

（土地の収用）

第百十九条　貯留事業者は、許可貯留区域又はその付近において他人の土地をその貯留事業に係る前条第一項各号に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となった場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができる。

2　導管輸送事業者は、その導管輸送事業の用に供するため、他人の土地に導管輸送工作物を設置した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となった場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができる。

（許可及び公告）

第百二十条　貯留事業者等又は導管輸送事業者は、前二条の規定により他人の土地を使用し、又は収用しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による申請があったときは、その申請に係る貯留事業等又は導管輸送事業について関係のある都道府県知事に協議するとともに、貯留事業者等又は導管輸送事業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

4　第二項の意見の聴取に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

5　経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　土地を使用し、又は収用しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用又は収用の目的

三　使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び区域

四　使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

6　経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、直ちに、第二項に規定する都道府県知事を経由して、使用し、又は収用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

（使用又は収用の手続の保留）

第百二十一条　貯留事業者等又は導管輸送事業者は、第百十八条又は第百十九条の規定により使用し、又は収用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用又は収用の手続を保留することができる。

2　貯留事業者等又は導管輸送事業者は、前項の規定によって使用又は収用の手続を保留しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定による申立てがあったときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、併せて同条第一項の許可後の使用又は収用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

（土地収用法の適用）

第百二十二条　第百十八条又は第百十九条の規定による土地の使用又は収用に関しては、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、第百二十条第一項又は第五項の規定による許可又は公告があったときは、土地収用法第二十条の規定による事業の認定又は同法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があったものとみなし、第百二十条第六項の規定による通知は同法第二十六条の二第一項の規定による通知と、第百二十条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定による公告は同法第三十三条の規定による告示とみなして、同法の規定を適用する。

2　前項の規定による土地収用法の適用については、同法第百二十九条及び第百三十一条第一項中「国土交通大臣」とあり、同条第二項中「国土交通大臣又は都道府県知事」とあり、並びに同法第百三十一条の二中「国土交通大臣若しくは都道府県知事」とあるのは、「経済産業大臣」とする。

3　経済産業大臣は、第百二十条第五項の規定による公告をしたときは、土地収用法第二十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、収用委員会の要求があった場合においては、土地の使用又は収用の許可に関する書類の写しを、収用委員会に送付しなければならない。

（水の使用）

第百二十三条　土地の使用及び収用に関する規定は、貯留事業者等の水の使用に関する権利について準用する。

第六章　損害の賠償

（賠償義務）

第百二十四条　貯留層における二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘のための土地の掘削、坑水の放流又は貯留層に貯蔵した二酸化炭素の漏えいによって他人に損害を与えたときは、当該損害の発生の時における当該許可貯留区域等の貯留事業者等が、当該損害の発生の時既に第五十五条第一項の規定により機構に貯留権が移転しているときは当該移転の時に当該貯留権を有していた貯留事業者が、当該損害の発生の時既に貯留権等（貯留権にあっては、貯留開始貯留事業以外の貯留事業に係るものに限る。）が消滅しているときは当該貯留権等の消滅の時における当該許可貯留区域等の貯留事業者等が、当該損害を賠償する責任を負う。

2　前項の場合において、損害が二以上の許可貯留区域等の貯留事業者等の行為によって生じたときは、各貯留事業者等は、連帯して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の許可貯留区域等の貯留事業者等の行為のいずれによって生じたかを知ることができないときも、同様とする。

3　前二項の場合において、損害の発生の後に貯留権等の譲渡があったときは、損害の発生の時の貯留事業者等及びその後の貯留事業者等が、連帯して損害を賠償する義務を負う。

4　前三項の規定による賠償については、貯留権等を共有する者の義務は、連帯とする。

（負担部分と償還請求）

第百二十五条　前条第二項に規定する連帯債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

2　前条第三項の場合において、貯留権等を譲り受けた者が賠償の義務を履行したときは、同条第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。

（賠償）

第百二十六条　損害は、公正かつ適切に賠償されなければならない。

2　損害の賠償は、金銭をもってする。ただし、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。

3　賠償義務者の申立てがあった場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもってする賠償に代えて原状の回復を命ずることができる。

（賠償についてのしん酌）

第百二十七条　損害の発生又は拡大に関して被害者の責めに帰すべき事由があったときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるについて、これをしん酌することができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

（消滅時効）

第百二十八条　損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　被害者が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。

二　損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

2　人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

3　前二項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。

（適用除外）

第百二十九条　この章の規定は、貯留事業等に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

第七章　雑則

（許可等の条件）

第百三十条　この法律の規定による許可、認可又は承認（次項において「許可等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、許可等の趣旨に照らして、又は許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（手数料）

第百三十一条　次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一　第四条第一項、第十条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第五十三条第五項（第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第百二十条第一項の許可を申請する者

二　第九条第二項（第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新を申請する者

三　第二十二条第三項、同条第五項（第五十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十三条第二項の認可を申請する者

四　第五十三条第四項（第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認を受けようとする者

五　第百六条第一項の規定により経済産業大臣の行う検査を受けようとする者

（報告徴収及び立入検査）

第百三十二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、貯留事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、貯留事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、試掘者又は導管輸送事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、試掘者又は導管輸送事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車等若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録導管輸送工作物検査機関に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、登録導管輸送工作物検査機関の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公害等調整委員会の裁定）

第百三十三条　第四条第一項、第十条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第百七条第一項、第百九条第一項又は第百十条の規定による経済産業大臣の処分（第十四条第一項の規定による処分にあっては、許可貯留区域等の増加に係るものに限る。）に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

２　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合について準用する。

（火薬類取締法等の適用除外）

第百三十四条　貯留事業者等が行う貯留事業等の用に供する火薬類については、火薬類取締法第十七条第一項及び第五項並びに第二十一条（経済産業省令で定める数量以下の火薬類の譲渡又は譲受けの場合に限る。）、第二十五条第一項、第二十六条、第二十九条第四項及び第六項（消費者に係る部分に限る。）、第四十一条及び第四十二条（消費者に係る部分に限る。）、第四十三条第一項（消費者又は火薬類を保管する者の消費場所又は保管場所に係る部分に限る。）並びに第四十五条第二号（消費者その他火薬類を取り扱う者に係る部分に限る。）及び第三号の規定は、適用しない。

２　貯留事業者等が行う貯留事業等及びその用に供する貯留等工作物並びに導管輸送事業者が行う導管輸送事業及びその用に供する導管輸送工作物については、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項及び第三項、第十七条の二、第二十三条第三項、第二十五条、第三十九条第二号及び第三号、第六十二条第一項並びに第六十三条の規定は、適用しない。

（海上保安庁長官との関係）

第百三十五条　主務大臣は、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の認可（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

（主務大臣等）

第百三十六条　この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一　海域の貯留層における貯留事業に関する事項（貯留事業場における保安に関する事項を除く。）　経済産業大臣及び環境大臣

二　前号に掲げる事項以外の事項　経済産業大臣

２　この法律における主務省令は、前項各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第百三十七条　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

２　この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

（経済産業省令等への委任）

第百三十八条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、経済産業省令、環境省令又は主務省令で定める。

（経過措置）

第百三十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

第百四十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十三条第一項の規定に違反して、貯留事業の許可を受けないで貯留層における二酸化炭素の貯蔵を行ったとき。

二　第十三条第二項の規定に違反して、試掘の許可を受けないで試掘を行ったとき。

第百四十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第九条第二項（第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による試掘の許可の更新を受けないで当該試掘の許可の有効期間の満了後に試掘を行ったとき。

二　第二十二条第二項の規定に違反したとき。

三　第五十三条第五項（第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けないで貯留開始貯留事業を廃止したとき。

四　第百七条第一項の許可又は第百九条第一項の規定による変更の許可を受けないで探査を行ったとき。

五　第百十一条の規定による命令に違反したとき。

第百四十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十二条第三項若しくは第四項又は第五十三条第二項の規定に違反したとき。

二　第二十二条第九項（第五十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十三条第二項（第五十七条第五項及び第六十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三　第七十八条第一項の規定による届出をしないで導管輸送事業を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第百四条第二項の規定による検査の業務の停止の命令に違反したとき。

第百四十三条　第五十二条、第六十六条第三項若しくは第八十四条の規定による命令又は第六十七条第二項若しくは第三項若しくは第八十六条第二項若しくは第三項の規定による命令若しくは制限に違反したときは、当該違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

第百四十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十五条、第四十一条第二項、第四十三条第三項、第四十八条第二項、第五十条第三項若しくは第五項、第五十一条第二項、第六十二条第二項、第六十八条第二項（第八十七条において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項、第七十三条（第八十九条において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項、第八十二条第三項若しくは第五項、第八十三条第二項又は第八十八条第三項の規定による命令に違反したとき。

二　第五十条第二項、第六十七条第一項、第八十二条第二項又は第八十六条第一項の規定に違反したとき。

三　第六十六条第一項又は第二項の規定による措置を講じなかったとき。

四　第七十一条第一項（第八十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して作業監督者を選任しなかったとき。

五　第七十五条第一項から第三項まで又は第九十条第一項から第三項までの規定に違反して貯留等工作物又は導管輸送工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

六　第七十五条第五項又は第九十条第五項の規定による命令に違反して貯留等工作物又は導管輸送工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

七　第九十一条第一項の規定に違反して導管輸送工作物を使用したとき。

第百四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十五条第三項、第三十七条第三項、同条第六項（第五十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項、第五十条第一項、第五十七条第一項（第六十四条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第二項、第六十九条第一項若しくは第二項、第七十一条第二項（第八十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条第七項若しくは第八項、第七十九条第二項、第八十条第一項、第八十二条第一項、第八十八条第一項若しくは第二項、第九十条第七項若しくは第八項又は第九十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第四十三条第二項、第四十八条第一項、第四十九条（第六十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第一項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第五十条第四項又は第八十二条第四項の規定に違反したとき。

四　第七十四条第一項若しくは第二項、第七十六条第一項、第七十七条（第九十二条において準用する場合を含む。）、第八十一条又は第九十一条第三項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかったとき。

五　第百五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

六　第百七条第四項の規定に違反して許可証を携帯しないで探査を行ったとき。

七　第百十五条の規定による命令に違反したとき。

八　第百十六条第四項の規定に違反して、同項の書面を携帯せず、又はこれを提示しないで他人の土地に立ち入ったとき。

九　第百三十条第一項の規定により付された条件（貯留事業等の許可又は第百七条第一項の許可若しくは第百九条第一項の規定による変更の許可に係るものに限る。）に違反したとき。

十　第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百四十七条　第百条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第百四十八条　第二十二条第七項（第五十三条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項、第六十条第二項、第七十八条第三項、第八十条第二項又は第百九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十二条の規定　公布の日

二　第一章、第四章、第百三十条、第百三十二条第三項、第五項及び第六項、第百三十三条（第百七条第一項、第百九条第一項及び第百十条に係る部分に限る。）、第百三十七条第一項、第百三十八条並びに第百三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二章第一節（試掘に係る部分に限る。）、同章第二節（試掘及び試掘権に係る部分に限る。）、同章第三節第三款、第六十五条（試掘に係る部分に限る。）、同章第四節（試掘に係る部分に限る。）、第五章及び第六章（試掘に係る部分に限る。）、第百三十一条（第一号（第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第百二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第百三十二条第二項（試掘者に係る部分に限る。）、第百三十三条（前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。）、第百三十四条（試掘に係る部分に限る。）並びに第百三十七条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、我が国における貯留事業の実施状況、諸外国における貯留事業に相当する事業の実施状況及び当該事業に係る制度等を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（貯留事業に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に貯留事業を行っている者（以下「既存貯留事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間は、第十三条第一項の規定にかかわらず、引き続き貯留事業を行うことができる。既存貯留事業者がその期間内に次項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2　既存貯留事業者は、施行日から起算して六月を経過する日後も引き続きその貯留事業を行っている区域内の貯留層における貯留事業を行おうとするときは、同日までに経済産業大臣に申請して、その許可を受けることができる。

3　前項の規定による申請をしようとする既存貯留事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該申請に係る貯留区域（次項及び第六項において「申請貯留区域」という。）

三　貯留事業を開始した年月日

四　貯留事業の概要

4　第四条第三項から第五項までの規定は前項の申請書並びに当該申請書に係る貯留事業及び申請貯留区域について、第六条から第八条までの規定は第二項の許可並びに当該許可に係る貯留事業及び申請貯留区域について、第十条第三項（第三号を除く。）の規定は第二項の規定による申請及び当該申請に係る申請貯留区域について、第三十七条第四項の規定は第二項の許可（当該許可の日において既に申請貯留区域内の貯留層に二酸化炭素を貯蔵している既存貯留事業者に係るものに限る。）をしたときについて、第百三十三条の規定は同項の規定による経済産業大臣の処分について、それぞれ準用する。

5　経済産業大臣は、第二項の規定による申請（海域の貯留層における貯留事業に係るものに限る。）について同項の許可をしようとするときは、その申請が前項において準用する第十条第三項第一号（経理的基礎及び技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6　第二項の許可を受けた既存貯留事業者（以下「許可既存貯留事業者」という。）については、当該許可を受けた日において貯留事業の許可を受けた貯留事業者（同日において既に申請貯留区域内の貯留層に二酸化炭素を貯蔵している場合にあっては、貯留開始貯留事業者）とみなして、この法律の規定（第三十七条第三項前段（貯留開始貯留事業者とみなされる許可既存貯留事業者にあっては、同項）を除く。）を適用する。この場合において、第十九条第三項第二号及び第四項中「第十条第三項第一号」とあるのは「第十条第三項第一号（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）」と、第三十八条第一項中「貯留事業を開始する前に」とあるのは「附則第三条第二項の許可後遅滞なく」と、第六十九条第一項中「貯留事業等（第七十六条第一項の自主検査を伴う貯留等工作物の設置又は変更の工事をする場合にあっては、当該工事）の開始前に」とあるのは「附則第三条第二項の許可後遅滞なく」とする。

7　第二項の許可を申請する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（工事計画に関する経過措置）

第四条　第七十五条第一項の規定は、許可既存貯留事業者が前条第二項の許可を受けた時点において既に開始している貯留等工作物の設置又は変更の工事については、適用しない。

（探査に関する経過措置）

第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第百七条第一項に規定する探査を行っている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一月間（当該期間内に同項の許可の申請をした場合には、当該申請について処分がある日まで）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。

（調整規定）

第六条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第百四十条から第百四十二条までの規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（鉱業法の一部改正）

第七条　鉱業法の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　その出願に係る鉱業出願地が、他人の許可貯留区域等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）の直上の区域と重複し、又は隣接する場合においては、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等（同法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。以下同じ。）の実施を著しく妨害するものでないこと。

第四十条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直上の区域と重複し、又は隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

第四十一条第三項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直上の区域と重複し、又は隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

第四十五条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直上の区域と重複し、又は隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

第百条の三中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　その申請に係る探査が、他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものであつて、当該許可貯留区域等における他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

第百条の五第三号中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。

第百条の八第二項及び第百条の九第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第百三十三条第一号中「第二十九条第一項第八号」の下に「及び第九号」を加え、同条第三号中「同項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第五号中「同項第七号」の下に「及び第八号」を加え、同条第七号中「同項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「第百条の三第四号」の下に「又は第五号」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「第百条の三第四号」の下に「及び第五号」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第五十四条（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租鉱権の取消しに不服のある者（鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するに至つたことを理由とする場合に限る。）

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の鉱業法（以下この項及び第三項において「新鉱業法」という。）第二十九条第一項第八号、第四十条第一項第五号、第四十一条第三項第七号、第四十五条第二項第四号、第五十四条、第百条の三第四号及び第百三十三条第十号の規定の適用については、これらの規定中「貯留事業等」

とあるのは「試掘」と、新鉱業法第二十九条第一項第八号中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」と、「第五条第一項第四号」とあるのは「第十四条第二項第二号」と、「第三条第一項」とあるのは「第二条第四項」と、新鉱業法第四十条第一項第五号、第四十一条第三項第七号、第四十五条第二項第四号及び第百条の三第四号中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」とする。

2　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項及び次項において同じ。）の施行前にされた鉱業法第二十一条第一項、第三十条第一項、第三十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第百条の二第一項又は第百条の四第一項の規定による許可の出願又は申請であって、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

3　新鉱業法第五十四条（鉱業法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区及び租鉱区（同法第七十三条に規定する租鉱区をいう。）の減少の処分並びに鉱業権（同法第五条に規定する鉱業権をいう。）及び租鉱権（同法第六条に規定する租鉱権をいう。）の取消し並びに新鉱業法第百条の五の規定による鉱業法第百条の二第一項の許可の取消しに関しては、この法律の施行の日前に生じた事由については、なお従前の例による。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第九条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号に次のように加える。

レ　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百三十三条第一項

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1中「鉱業権」の下に「、貯留権、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権」を加える。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の印紙税法別表第一第一号の規定の適用については、同号中「鉱業権、貯留権」とあるのは、「鉱業権」とする。

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「著作権」を「試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権をいう。別表第一第二十二号の二において同じ。）、著作権」に改める。

別表第一第二十二号の次に次のように加える。

二十二の二　試掘権の登録（試掘権の信託の登録を含む。）		
(一)　試掘権の設定の登録	試掘区域の数	一個につき九万円
(二)　試掘区域の増減による試掘権の変更の登録 イ　試掘区域の増加又は試掘区域の増加及び減少による変更の登録	試掘区域の数	一個につき四万五千円
ロ　試掘区域の減少による変更の登録	試掘区域の数	一個につき六千円
(三)　試掘権の移転の登録 イ　相続又は法人の合併による移転の登録	試掘区域の数	一個につき九千円
ロ　その他の原因による移転の登録	試掘区域の数	一個につき四万五千円
(四)　試掘権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(五)　試掘権の信託の登録	試掘区域の数	一個につき九千円
(六)　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）	試掘区域の数	一個につき千円
(七)　登録の抹消	試掘区域の数	一個につき千円

第十三条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「著作権」を「貯留権、著作権」に改める。

別表第一第二十二号の二中「の登録（試掘権」を「又は貯留権の登録（試掘権又は貯留権」に改め、同号(四)及び(五)を次のように改める。

(四)　貯留権の設定の登録	貯留区域の数	一個につき十八万円
(五)　貯留区域の増減、合併又は分割による貯留権の変更の登録 イ　貯留区域の増加又は貯留区域の増加及び減少による変更の登録	貯留区域の数	一個につき九万円
ロ　貯留区域の減少による変更の登録	貯留区域の数	一個につき一万二千円
ハ　貯留区域の合併による変更の登録	合併後の貯留区域の数	一個につき四万五千円
ニ　貯留区域の分割による変更の登録	分割後の貯留区域の数	一個につき四万五千円
(六)　貯留権の移転の登録 イ　相続又は法人の合併による移転の登録	貯留区域の数	一個につき一万八千円
ロ　その他の原因による移転の登録	貯留区域の数	一個につき九万千分の四
(七)　抵当権の設定又は試掘権、貯留権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(八)　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第十六条第五項（許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	貯留区域の数	一個につき三千円
(九)　順位の変更による抵当権の変更の登録（(八)に掲げる登録を除く。）	貯留区域の数	一個につき六千円
(十)　抵当権の移転の登録 イ　相続又は法人の合併による移転の登録	貯留区域の数	一個につき四千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	貯留区域の数	一個につき九千円
(十一)　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
(十二)　信託の登録 イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	試掘区域又は貯留区域の数	一個につき九千円

別表第一第二十二号の二(七)中「の数」を「又は貯留区域の数」に改め、同号(七)を同号(十)とし、同号(六)中「(五)まで」を「(十)まで」に、「の数」を「又は貯留区域の数」に改め、同号(六)を同号(十一)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六)　貯留権の移転の登録

イ　相続又は法人の合併による移転の登録

ロ　その他の原因による移転の登録

別表第一第百八号の次に次のように加える。

百八の二　二酸化炭素を輸送する事業に係る登録導管輸送工作物検査機関の登録		
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第九十一条第一項（登録導管輸送工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第十四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第二号を次のように改める。

二　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第十三条第一項に規定する貯留事業者が同法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画に基づいて行う二酸化炭素（同法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。以下この号及び第五十一条において同じ。）の海底下廃棄及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が同法第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務として行う二酸化炭素の海底下廃棄

第十八条の八から第十八条の十五までを削る。

第十九条及び第十九条の二を次のように改める。

第十九条及び第十九条の二　削除

第四十八条第三項中「、第十八条の八第一項」及び「、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」を削り、同条第八項中「、第十八条の八第一項」を削る。

第五十一条中「特定二酸化炭素ガス」を「二酸化炭素」に改める。

第五十五条第一項第五号中「、第十八条の十二」及び「、第十八条の八第一項」を削り、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七条第七号中「、第十八条の十二」を削り、同条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六十一条中「、第十八条の十二」を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　既存貯留事業者であって、前条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この項において「旧海防法」という。）第十八条の八第一項の許可を受けているもの（以下この項において「旧許可廃棄者」という。）が行う特定二酸化炭素ガス（旧海防法第十八条の七第二号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。）の海底下廃棄（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第七号の二に規定する海底下廃棄をいう。）については、旧許可廃棄者が附則第三条第二項の許可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

2　許可既存貯留事業者が行う附則第三条第二項の許可に係る貯留事業については、前条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の七の規定は、適用しない。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第十六条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第九項中「租鉱区」の下に「若しくは許可貯留区域等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「貯留事業法」という。）第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）」を、「租鉱権」の下に「若しくは貯留事業等の許可（同項第二号ロに規定する貯留事業等の許可をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中「に不服がある者は」を「（許可貯留区域等の減少の処分及び貯留事業等の許可の取消しを除く。）に不服がある者は」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（貯留事業法の準用）

第二十七条の二　貯留事業法第二十一条及び第三十条第一項の規定は、第二十一条第九項の規定による許可貯留区域等の減少の処分について準用する。

2　貯留事業法第二十七条並びに第三十条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による告示について準用する。

3　貯留事業法第二十一条から第二十三条まで及び第三十二条の規定は、第二十一条第九項の規定による貯留事業等の許可の取消しについて準用する。この場合において、貯留事業法第二十二条第一項中「貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であった者又は貯留開始貯留事業者が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかったときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十一条第九項の規定による貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であった者」と、同条第三項中「貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた日又は貯留開始貯留事業者の解散若しくは死亡の日」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十一条第九項の規定による貯留事業の許可の取消しを受けた日」と読み替えるものとする。

第三十一条に次の二項を加える。

3　機構は、第二十一条第九項の規定による許可貯留区域等の減少の処分又は貯留事業等の許可の取消しによって損失を受けた貯留事業者等（貯留事業法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。以下この項において同じ。）又は貯留事業者等であった者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　貯留事業法第二十条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第五項中「国」とあるのは「原子力発電環境整備機構」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十一条第九項」と、「国」とあるのは「原子力発電環境整備機構」と読み替えるものとする。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第十七条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第六十五条の規定による協力を行うこと。

第十二条第一号中「同項第二十三号」の下に「及び第二十三号の二」を加える。

第十八条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十六号とし、同項第二十三号の二中「（令和六年法律第三十八号）」を削り、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第四十五条第一項の拠出金の徴収及び同法第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務を行うこと。

第十二条第一号中「第二十三号の二」を「第二十五号」に改め、同条第三号中「同項第二十五号」を「同項第二十七号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同条第七号中「第十一条第一項第二十六号」を「第十一条第一項第二十八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第十一条第一項第二十五号」を「第十一条第一項第二十七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第十一条第一項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十二条の二中「第二十五号及び第二十六号」を「第二十七号及び第二十八号」に改める。

第十三条第三項中「及び同条第五号」を「、同条第五号」に、「について」を「及び同条第六号に掲げる業務に係る勘定（第六項において「第六号勘定」という。）について」に改め、同条第六項中「及び第五号勘定」を「、第五号勘定及び第六号勘定」に改める。

（破産法の一部改正）

第十九条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「漁港水面施設運営権」の下に「、貯留権、試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項に規定する試掘権をいう。）」を加える。

（破産法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の破産法第七十八条第二項第二号の規定の適用については、同号中「貯留権、試掘権」とあるのは、「試掘権」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十一条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十九号

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　電波障害防止区域の指定（第三条）
第三章　電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る手続（第四条―第十一条）
第四章　雑則（第十二条・第十三条）
第五章　罰則（第十四条―第十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、風力発電設備の設置等により自衛隊等の使用する電波の伝搬障害が生ずるおそれを回避するため、電波障害防止区域の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設することにより、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　風力発電設備　陸上において羽根の回転により風力を電気に変換する発電設備であって、羽根の長さが五メートル以上のもの又は風車高（羽根の先端が最も高い位置にあるときの羽根の先端と地表との垂直距離をいう。次条第一項第一号及び第四条第一項において同じ。）が二十メートル以上のものをいう。

二　自衛隊等　自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

三　風力発電設備の設置者　風力発電設備の設置又は変更（以下「設置等」という。）に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行う者をいう。

第二章　電波障害防止区域の指定

第三条　防衛大臣は、次の各号に掲げる自衛隊等の活動について、風力発電設備の設置等が行われた場合に著しい障害を生ずるおそれがあり、これを防止して電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保を図るために必要があるときは、その必要な限度において、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める区域を電波障害防止区域として指定することができる。

一　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置等のために必要なレーダーを用いてする監視　当該監視のために設置された電波を発射し及び受信する機材と水平線とを結んだ平面のうち、その高さを我が国において想定される最も高い風車高として防衛省令で定めるもの（以下この項において「想定最高風車高」という。）と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

二　自衛隊等の航空機による着陸又は飛行の安全確保のために必要なレーダーを用いてする誘導又は監視　次のイ又はロに定める区域

イ　自衛隊等が管制業務を行う飛行場の進入表面（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第八項に規定する進入表面をいう。以下このイにおいて同じ。）を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該外側底辺に平行な直線で当該外側底辺からの水平距離が十二キロメートルであるものにより囲まれる部分を地上に投影した区域のうち、滑走路の短辺を起点とした水平面から勾配が一・四度で伸びる平面のうち、その高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域でもある区域

ロ　自衛隊等の防衛施設（自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。以下このロにおいて同じ。）であって面積が九百ヘクタール以下であるもののうち防衛省令で定めるものの周囲五キロメートル以内の区域及び自衛隊等の防衛施設であって航空機による射撃又は爆撃を行うものに接続する陸上部分のうち長辺が二十キロメートル以内、短辺が五キロメートル以内からなる長方形の区域並びにこれらの区域と当該監視のために設置された電波を発射し及び受信する機材とを結んだ平面のうちその高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

三　自衛隊の使用する人工衛星の無線局と当該人工衛星との間で行われる無線通信　当該無線局を起点とした水平面から仰角三度で伸びる平面のうち、その高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

2　防衛大臣は、前項の規定により電波障害防止区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で告示しなければならない。

3　第一項の規定による電波障害防止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4　防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、電波障害防止区域を表示した図面を、公衆の縦覧に供するとともに、防衛省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

5　防衛大臣は、電波障害防止区域について、第一項の規定による指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

6　第二項から第四項までの規定は、電波障害防止区域の変更について準用する。

第三章　電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る手続

（電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る防衛大臣への届出）

第四条　風力発電設備の設置者は、電波障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。第四項において同じ。）において風力発電設備の設置等に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）に着手させる前に、防衛省令で定めるところにより、当該風力発電設備に係る位置、風車高、形状、その者が風力発電設備の設置等に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所（第五項において「風力発電設備設置関連事項」という。）その他必要な事項として防衛省令で定める事項を防衛大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をした風力発電設備の設置者は、その届出をした事項を変更しようとするときは、防衛省令で定めるところにより、その変更に係る事項を防衛大臣に届け出なければならない。

3　防衛大臣は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項をもってしては、当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の原因（以下「自衛隊等使用電波障害原因」という。）となるかどうかを判定することができないと認めるときは、その判定に必要な範囲内において、その届出をした風力発電設備の設置者に対し、期限を定めて、更に必要と認められる事項の報告を求めることができる。

4　電波障害防止区域の指定又は変更があった際現に当該電波障害防止区域内において施工中の風力発電設備の設置等に係る工事（防衛省令で定める程度にその施工の準備が完了したものを含む。）については、第一項の規定は、適用しない。

5　前項に規定する風力発電設備の設置等に係る風力発電設備の設置者は、当該電波障害防止区域の指定又は変更後遅滞なく、防衛省令で定めるところにより、当該風力発電設備の設置等に係る風力発電設備設置関連事項その他必要な事項として防衛省令で定める事項を防衛大臣に届け出なければならない。

6　第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する風力発電設備の設置等に係る風力発電設備の設置者が前項の規定により届け出た事項（この項において準用する第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）を変更しようとする場合について準用する。

（届出をしない者に対する防衛大臣の命令）

第五条　防衛大臣は、風力発電設備の設置者が、前条第一項若しくは第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは次項において準用する同条第二項の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしないで、風力発電設備の設置等に係る工事若しくは当該変更に係る事項に係る部分の工事（防衛省令で定めるものを除く。）に自ら着手し若しくはその工事の請負人に着手させたことを知ったとき、又は同条第五項の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしていないことを知ったときは、直ちに、当該風力発電設備の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項若しくは第二項（次項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により届け出るべきものとされている事項を防衛大臣に届け出るべきことを命ずるものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の規定に基づき同条第一項又は第五項の規定により届け出るべきものとされている事項の届出を命ぜられてその届出をした者について準用する。

3　前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。次条第二項及び第九条第一項第二号において同じ。）の規定は、第一項の規定による命令に基づく届出（前条第五項の規定により届け出るべきものとされている事項に係る届出を除く。次条第一項において同じ。）又は前項において準用する前条第二項の規定による届出があった場合について準用する。

（自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の有無等の通知）

第六条　防衛大臣は、第四条第一項若しくは第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は前条第一項の規定による命令に基づく届出があった場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る風力発電設備（変更の届出に係る場合にあっては、その変更後の風力発電設備。以下同じ。）が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となると認められるときにあっては、その風力発電設備のうち当該自衛隊等使用電波障害原因となる部分（第三項、次条及び第十四条第一号において「障害原因部分」という。）及びその理由を示して、当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となるないと認められるときにあっては、その検討の結果を示して、その旨を当該届出をした風力発電設備の設置者に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、当該届出があった日（第四条第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求めた場合には、その報告があった日）から三週間以内にしなければならない。

3　防衛大臣は、第一項の規定により、風力発電設備の設置者に対して風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となると認められる旨の通知を発した場合において、その者が風力発電設備の設置等に係る工事の請負契約の注文者であるときは、その後直ちに、当該風力発電設備の設置者からの届出に係る当該工事の請負人に対して、当該障害原因部分その他必要な事項を通知しなければならない。

（自衛隊等使用電波障害原因となる風力発電設備の設置等に係る工事の制限）

第七条　前条第一項の規定により、風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となると認められる旨の通知を受けた風力発電設備の設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間は、当該風力発電設備の設置等に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行い、又はその請負人に行わせてはならない。

一　風力発電設備の設置等に係る工事の計画を変更してその変更につき第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をし、これにつき、前条第一項の規定により当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

二　防衛大臣との間に次条第一項の規定による協議が調ったとき。

三　第三条第五項の規定により当該電波障害防止区域の指定を解除したときその他防衛省令で定める場合

（電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保のための協議）

第八条　前条に規定する風力発電設備の設置者及び防衛大臣は、相互に、相手方に対し、レーダーの機能を補完するための措置及び風力発電設備の設置等に係る工事の計画の変更その他電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と当該風力発電設備に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置について協議を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた防衛大臣又は前条に規定する風力発電設備の設置者は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（違反の場合の措置）

第九条　防衛大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、当該各号の風力発電設備の設置者に対し、当該風力発電設備の設置者が現に自ら行い若しくはその請負人に行わせている当該各号の工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は当該各号の工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせてはならない旨を命ずることができる。

一　第四条第一項又は第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して風力発電設備の設置者からこれらの規定による届出がなかった場合（第五条第一項の規定による命令に基づく届出があり、これにつき第六条第一項の規定による通知をした場合を除く。）において、当該風力発電設備の設置者が、現に当該風力発電設備の設置等に係る工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせているとき、又は近く当該工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせる見込みが確実であるとき。

二　防衛大臣が第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告を求めたが当該風力発電設備の設置者から期限までにその報告がない場合において、当該風力発電設備の設置者が、現に当該風力発電設備の設置等に係る工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせているとき、又は近く当該工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせる見込みが確実であるとき。

2　前項の相当の期間は、第七条に規定する期間を限度として、当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となる程度、レーダーの機能を補完するための措置を行うとすればその措置に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3　防衛大臣は、第一項の規定により風力発電設備の設置者に対し期間を定めて風力発電設備の設置等に係る工事を自ら行い又はその請負人に行わせてはならない旨を命じた場合において、その期間中に、当該風力発電設備の設置者と防衛大臣との間に協議が調ったとき、第七条第一号又は第三号に該当するに至ったときその他その必要が消滅するに至ったときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

（報告の徴収）

第十条　防衛大臣は、この章の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、風力発電設備の設置者に対し、風力発電設備の設置等に係る工事の計画又は実施に関する事項に関し報告をさせることができる。

（防衛大臣及び経済産業大臣の協力）

第十一条　防衛大臣及び経済産業大臣は、この章の規定の施行に関し相互に協力するものとする。

第四章　雑則

（防衛省令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、防衛省令で定める。

（経過措置）

第十三条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行わせたとき。

二　第九条第一項の規定に基づく命令に違反して、風力発電設備の設置等に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させないとき、又は当該工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせたとき。

第十五条　第五条第一項の規定による命令に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項又は第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

2　この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第十四条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（検討）

3　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第一項及び第三項、第十四条第二項、第十六条の二第一項及び第五項、第十七条第一項から第三項まで、第九項及び第十項、第二十一条の二第二項、第四十三条第二項並びに第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「よる特定個人情報」を「よる利用特定個人情報」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十一条―」を「第三十二条・」に改める。

第一条中「第二条第七項」を「第二条第七項第六号」に改める。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条中「第七条」を「第五条」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（準法定事務の基準）

第八条　法第九条第一項の政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることとする。

（電子計算機処理に伴う措置）

第九条　法第九条第三項の政令で定める措置は、情報の入力のための準備作業又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十七条第二項第二号において同じ。）の保管とする。

第十条中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第十一条の見出し中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条中「又は第三十条の十二第一項第二号に掲げる」を「、第三十条の十二第一項第二号、第三十条の十五の二第一項、第三十条の四十四の三第一項第二号、第三十条の四十四の四第一項第二号、第三十条の四十四の五第一項第二号又は第三十条の四十四の七第一項に規定する」に、「これらの号」を「これらの規定」に改める。

第十二条第二項中「個人番号利用事務等実施者」の下に「（法第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）」を加える。

第十三条の見出し中「発行及び交付」を「交付等」に改め、同条第一項中「次条」を「次条第二項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の場合において、交付申請者は、法第十六条の二第二項の規定により同条第一項の申請を市町村長を経由して行うときは、当該市町村長を経由して、交付申請書を提出しなければならない。

3　法第十六条の二第五項の規定による個人番号カードの送付は、同条第三項の申出に係る同項に規定する領事官（以下「領事官」という。）又は市町村長に対し、直接に又は交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して行うものとする。

第十三条第四項中「住所地市町村長は、前項」を「交付市町村長（法第十七条第一項に規定する交付市町村長をいう。次項において同じ。）は、法第十六条の二第四項」に改め、同項ただし書中「、交付申請者」の下に「（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）である者を除く。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条第五項中「住所地市町村長」を「交付市町村長」に改め、同項第一号中「個人識別事項が」を「個人識別事項（国外転出者にあっては、氏名及び出生の年月日。以下この項及び次条において同じ。）が」に改め、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　法第十七条第二項に規定する交付市町村長以外の市町村長は、同項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（前項の規定により当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを交付する場合には、その者）に対し、当該市町村長が指定する場所への出頭を求めるものとする。

7　法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、同条第五項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを引き渡すものとする。

8　第五項の規定は、前項の規定による個人番号カードの引渡しについて準用する。この場合において、第五項中「交付市町村長は、病気」とあるのは「法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、病気」と、「前項本文」とあるのは「第七項」と、「交付することができる」とあるのは「引き渡すことができる」と、「、交付市町村長」とあるのは「、当該領事官又は市町村長」と、同項第一号中「交付を」とあるのは「引渡しを」と読み替えるものとする。

9　法第十六条の二第三項の申出に係る領事官又は市町村長は、法第十七条第三項の規定により同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、交付申請者（前項において準用する第五項の規定により当該交付申請者の指定した者に対して個人番号カードを引き渡す場合には、その者）に対し、当該領事官が指定する場所又は当該市町村の事務所への出頭を求めるものとする。

（法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であって政令で定めるもの等）

第十三条の二　法第十七条第一項第一号の個人を識別するための事項であって政令で定めるものは、個人識別事項とする。

2　法第十七条第一項第二号の個人を識別するための事項が記載された書類であって政令で定めるものは、交付申請者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものとする。

第十四条中「第十七条第六項」を「第十七条第九項」に改め、同条第一号中「者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を、「とき」の下に「（その者が戸籍の附票に記録されている者であり、かつ、法第十七条第五項（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をする場合に係る部分に限る。）の規定により当該個人番号カードの提出を受けた市町村長が法第十七条第六項の規定により同項に規定する措置を講じたときを除く。）」を加え、同条第二号及び第三号中「受けている者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を加え、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を、「とき（」の下に「国外に転出をしたことにより当該住民票が消除されたとき」を加え、「第一号又は前二号」を「第十一号又は第十二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「者」の下に「（国外転出者である者を除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が当該転入をした日以後最初に行う住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出（次号において「国内転入後転入届」という。）を行うことなく、当該転入をした日から十四日を経過したとき。

八　個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が国外から転入をした場合において、その者が国内転入後転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、当該国内転入後転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

第十四条第十号を同条第十四号とし、同条第九号中「返納された個人番号カードにあっては、当該」を削り、同号を同条第十三号とし、同号の前に次の四号を加える。

九　個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票が消除されたとき（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二十三条の規定により失踪の宣告を受けて従前の戸籍から除籍されたことにより当該戸籍の附票が消除されたときに限る。）。

十　個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が法第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項の規定により当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合その他総務省令で定める場合において、その者が総務省令で定める期間内に当該個人番号カードの返還を受けないとき（当該期間内に返還を受けなかったことにつき、災害その他やむを得ない事情があると当該附票管理市町村長が認めるときを除く。）。

十一　個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。

十二　個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。

第十五条第一項中「第十七条第七項」を「第十七条第十項」に改め、同項第一号中「又は第七号」を「、第五号、第七号又は第八号」に改め、同条第二項中「住所地市町村長に」の下に「（国外転出者にあっては、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は同項第一号（前条第七号に係る部分に限る。）若しくは第三号に該当する場合に限り、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）」を加え、同条第三項中「第五号又は第六号」を「第四号、第九号又は第十二号」に改め、「市町村長に」の下に「（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して、直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長に）」を加え、同条第四項中「住所地市町村長に」の下に「（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）」を加える。

第十六条第一項中「住所地市町村長」の下に「（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。次項において同じ。）」を加え、「同条第三項（同条第四項」を「同条第六項（同条第七項」に改め、同条第二項中「書面」の下に「その他総務省令で定める方法」を加える。

第二十条（見出しを含む。）中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十二条第一号及び第二十四条第一号中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第四章第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第一項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報ファイルについて同項に規定する事実があったと認める場合（次項及び第四項において「法第二十八条違反の場合」という。）」に改め、同条第二項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「法第二十一条第二項各号に掲げる場合」を「法第二十八条違反の場合」に改め、同条第三項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第四項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「法第二十一条第二項各号のいずれか」を「法第二十八条違反の場合」に改める。

第二十七条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第二号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十一条において同じ。）」を削り、同条第三項中「住民票コード」の下に「（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあっては、戸籍の附票に記載された住民票コード）」を加える。

第二十七条の二第一項中「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削り、同条第三項ただし書中「非居住者（」を「特定非居住者（平成二十七年十月五日以後」に、「記録されていない」を「記録されたことがない」に改める。

第二十七条の三第二項中「非居住者」を「特定非居住者」に改める。

第三十一条を削る。

第三十条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「、第二項及び第四項」を削り、「第二十一条第二項各号」を「第二十一条第二項」に、「第二十七条の五」を「第二十八条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、第四章第二節中同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条（見出しを含む。）中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の五を第二十八条とする。

第四十三条第二項の表第八条第一項の項中「次項及び第十七条第二項において」を「以下」に改め、同表第八条第二項の項の次に次のように加える。

第十六条の二第二項	備える市町村の長（当該市町村以外の市町村	作成した区長及び当該区の属する市の市長（当該市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）
市町村又は		
市町村の長又は		

	備える市町村の長）	
第十六条の二第五項	備える市町村の長	作成した区長及び当該区の属する市の市長） 備える市の市長を経由して当該戸籍の附票を作成した区長

第四十三条第二項の表第十七条第一項の項を次のように改める。

第十七条第一項	市町村長は	市長は
	市町村が	市が
	直接に又は同条第三項	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下この条において「住所地区長」という。）若しくはその者（国外転出者であった者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は前条第三項
	当該交付を行う市町村長（次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）	住所地区長又は附票管理区長

第四十三条第二項の表第十七条第一項の項の次に次のように加える。

第十七条第二項	交付市町村長以外	交付市長（前項の規定により個人番号カードの交付を行う市長をいう。）以外
	交付市町村長に	住所地区長又は附票管理区長に
第十七条第三項	交付市町村長	附票管理区長
第十七条第四項	交付市町村長	住所地区長又は附票管理区長

第四十三条第二項の表第十七条第二項の項中「第十七条第二項」を「第十七条第五項」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同表第十七条第三項の項中「第十七条第三項」を「第十七条第六項」に、「前項」を「同項」に改め、同表第十七条第四項の項中「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を「第十項」に、「第七項に」を「第十項に」に改め、同表第十七条第五項及び第七項の項中「第十七条第五項及び第七項」を「第十七条第八項及び第十項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項	直接に	附票管理区長
	市町村の長	市の市長
	附票管理市町村長	附票管理市長
第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第八項及び第十項	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長

第四十三条第二項の表第十八条第一号の項を削る。

第四十四条第一項中「第七条、第九条」を「第五条、第七条」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「総合区長を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同表第十三条第二項の項から第十三条第四項の項までを次のように改める。

第十三条第二項	を市町村長	を住所地区長（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下「附票管理区長」という。）。以下この条及び第十六条において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、その者が記録されている戸籍の附票を備える市の市長（以下「附票管理市長」という。）。以下この項及び第十六条において同じ。）又は住所地市長以外の市町村長
第十三条第三項	当該市町村長	当該住所地区長及び住所地市長又は住所地市長以外の市町村長
	交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）	附票管理市長及び附票管理区長
第十三条第四項	交付市町村長	交付市長
	法第十七条第一項	第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項
	当該市町村の	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。以下同じ。）の
	国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）	国外転出者
	住所地市町村長	住所地市長

第四十四条第二項の表第十三条第五項の項中「住所地市町村長」を「交付市町村長」に、「住所地市長」を「交付市長」に改め、同項の次に次のように加える。

第十三条第六項	法第十七条第二項	第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項
	交付市町村長	交付市長
第十三条第七項	当該市町村	当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

第四十四条第二項の表第十四条第三項の項から第十五条第三項の項までを次のように改める。

第十四条第三号及び第八号	市町村長に	区長を経由して当該区の属する市の市長に
	市町村長の	市長の
	市町村から	市から
	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
第十五条第二項及び第四項	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
第十五条第三項	市町村長に（	区長を経由して当該区の属する市の市長に（
	直接に	直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした区長
	直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長	当該区の属する市の市長

第四十四条第二項の表第十六条の項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。次項において同じ。）」を加え、同項の次に次のように加える。

第十六条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	対し、	対し、住所地区長を経由して

附則第二条第二項中「第七条」を「第五条」に、「第八条及び第九条」を「第六条及び第七条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

2　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二及び第三十条の八の二第一項中「第三十条に」を「第三十一条に」に改める。

（個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正）

3　個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十九号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報シ

ステム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第十項において準用する同条第三項、同法第三条の二第四項において準用する同条第二項において準用する同法第三条第三項、同法第二十二条第十項において準用する同条第三項、同法第二十二条の二第四項において準用する同条第二項において準用する同法第二十二条第三項、同法第二十二条の二第六項において準用する同条第二項において準用する同法第二十二条第三項並びに同法第五十八条第一項、第六十一条第一項、第七十一条第二項及び第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の三条を加える。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第一条の二　法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第一条の三　法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第一条の四　法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

第十五条の三第一項ただし書中「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に改める。

第十七条の次に次の三条を加える。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の二　法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の三　法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置は、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二十二条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の四　法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置は、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第十七条の四　法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置は、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

第二十六条第二項中「住所地市町村長（法第三条第二項に規定する住所地市町村長をいう。次項及び第二十九条第二項において同じ。）」を「市町村長」に改め、同条第三項中「住所地市町村長」を「市町村長」に改める。

第二十九条第二項中「住所地市町村長」を「市町村長」に改める。

第三十一条の表第三条第七項の項の次に次のように加える。

第三条の二第二項において準用する第三条第二項	その者	その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長（総合区長を含む。以下「附票管理区長」という。）を経由して、その者
第三条の二第二項において準用する第三条第三項	これを	附票管理区長を経由して、これを
第三条の二第二項において準用する第三条第七項	記録して	記録し、附票管理区長を経由して、

第三十一条の表第二十二条第七項の項の次に次のように加える。

第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項	）は、	）は、附票管理区長を経由して、
第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第三項	これを	附票管理区長を経由して、これを
第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第七項	記録して	記録し、附票管理区長を経由して、

第三十一条の表第四十六条の項中「及び市町村長」を「市町村長及び」に改め、「並びに」を削り、「。」の下に「並びに」を加え、同表第六十二条の項中「及び市町村長」を「市町村長及び」に改め、「並びに」を削り、「区長」の下に「並びに」を加え、「及び市町村が」を「市町村及び」に、「）が」を「）並びに」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用）

第三十二条　指定都市における第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「市町村長」とあるのは「区長（総合区長を含む。次項及び第二十九条第二項において同じ。）及び当該区（総合区を含む。次項及び第二十九条第二項において同じ。）の属する市町村の市町村長」と、同条第三項及び第二十九条第二項中「市町村長を」とあるのは「区長及び当該区の属する市町村の市町村長を」とする。

第三十三条中「、第七条」を「、第七条第一項」に、「第十六条の六」を「第十六条の六第一項」に、「に掲げる事項及び」を「及び第一号の二に掲げる事項並びに」に、「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十六条の六第三号」を「第十六条の六第一項第三号」に改める。

第三十四条中「、第七条」を「、第七条第一項」に、「第十六条の六」を「第十六条の六第一項」に、「から第三号まで」を「、第二号」に改め、「、第三号」を削り、「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十六条の六第三号」を「第十六条の六第一項第三号」に改める。

附　則

この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定（「に掲げる事項及び」を「及び第一号の二に掲げる事項並びに」に改める部分に限る。）及び第三十四条の改正規定（「から第三号まで」を「、第二号」に改める部分及び「、第三号」を削る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「情報通信技術利用法改正法」という。）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに情報通信技術利用法改正法附則第八条並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項、第三十条の十二第一項、第三十条の十五の二第一項及び第三項、第三十条の四十一第一項及び第三項、第三十条の四十二第三項、第三十条の四十四、第三十条の四十四の二、第三十条の四十四の三第一項、第三十条の四十四の四第一項、第三十条の四十四の五第一項、第三十条の四十四の六第二項及び第四項、第三十条の四十四の七第一項、第三十八条第二項並びに第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二の二）
附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の十二の三―第三十条の十二の十三）」を「第五章　本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十二の二）
第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第十一条中「第四章の三」を「第四章の四」に、「記載等」を「住民票の記載等」に改める。

第十二条第一項中「第四章の三」を「第四章の四」に、「当該記載等」を「当該住民票の記載等」に改め、同条第四項中「当該記載等」を「当該住民票の記載等」に改める。

第二十条の二中「及び第三十条の八の二」を「、第三十条の八の二及び第三十条の十二の七」に改める。

第二十六条中「第四章の三」を「第四章の四」に改める。

第三十条の六中「第三十四条第二項」に改める。

第三十条の八中「同条」を「法第三十四条第二項」に改め、「この条」の下に「及び第三十条の十二の六」を加える。

第三十条の八の二第一項中「及び第三項」の下に「並びに第三十条の十二の七」を加える。

第三十条の九及び第三十条の十一中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第三十条の十二中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改め、「もの（以下この条」の下に「及び次条第三項」を、「執行機関（以下この条」の下に「及び第三十条の十二の十一」を加え、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（準法定事務の基準等）

第三十条の十二の二　法第三十条の十五の二第一項に規定する政令で定める基準は、当該事務の目的が当該事務が準ずるものとされる同項に規定する別表事務と同一であることとする。

2　機構が行う法第三十条の十五の二第一項の規定による特定機構保存本人確認情報の同項に規定する準法定事務処理者（以下この項及び第三十条の十二の十三第一項において「準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを準法定事務処理者に送付する方法

3　都道府県知事が行う法第三十条の十五の二第三項の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報の同項に規定する総務省令で定める者（以下この項及び第三十条の十二の十三第二項において「都道府県準法定事務処理者」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

第三十一条第二項の表第十三条の項中「区の区長」を「住民基本台帳を作成した区長」に改め、同表第二十条第二項から第四項までの項の次に次のように加える。

第二十条の三	市町村の市町村長	戸籍の附票を作成した区長
第二十条の四第一項	市町村長は	市町村長（指定都市にあつては、市長及び区長）は
	市町村長への	市町村長（指定都市にあつては、区長）への
第二十条の四第二項	戸籍の附票を備える市町村の市町村長	戸籍の附票を作成した区長

第三十一条第二項の表第三十条の三十八第一項の項の次に次のように加える。

第三十条の四十一第一項	市町村長	区長、当該区の属する市の市長を経由して、
	都道府県知事に	都道府県知事に

第三十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村長は、法第三十条の四十一第一項の規定により通知した附票本人確認情報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

一　戸籍の附票の記載又は記載の修正を行つたことにより通知した附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日

二　戸籍の附票の消除を行つたことにより通知した附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　附票本人確認情報の処理及び利用等

（都道府県知事に通知する戸籍の附票の記載等に関する事項）

第三十条の十二の三　法第三十条の四十一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　戸籍の附票の記載を行つた場合　戸籍の附票の記載を行つた旨及びその年月日

二　戸籍の附票の消除を行つた場合　戸籍の附票の消除を行つた旨及びその年月日

三　法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合　戸籍の附票の記載の修正を行つた旨及びその年月日

四　法第十七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合　戸籍の附票の記載の修正を行つた旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかつた場合を除く。）

（都道府県における附票本人確認情報の保存期間）

第三十条の十二の四　法第三十条の四十一第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する附票本人確認情報（以下この条、次条及び第三十四条第三項において「附票本人確認情報」という。）の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一　戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二　戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（機構における附票本人確認情報の保存期間）

第三十条の十二の五　法第三十条の四十二第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一　戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二　戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（国の機関等への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の六　機構が行う法第三十条の四十四の規定による法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十条の十二において「機構保存附票本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの（以下この章において「特定機構保存附票本人確認情報」という。）の国の機関等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法

（デジタル庁への住民票コードの提供方法）

第三十条の十二の七　機構が行う法第三十条の四十四の二の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七条第三項及び第四項に定めるところによる。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の八　機構が行う法第三十条の四十四の三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県（同項に規定する附票通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十二の十において同じ。）の区域内の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の九　機構が行う法第三十条の四十四の四第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の執行機関に送付する方法

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十　機構が行う法第三十条の四十四の五第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存附票本人確認情報の附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の都道府県の区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に送付する方法

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十一　都道府県知事が行う法第三十条の四十四の六第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条及び第三十条の十二の十三第二項において「特定都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

（都道府県知事への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十二　機構が行う法第三十条の四十四の六第四項の規定による機構保存附票本人確認情報の都道府県知事への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事に送付する方法

（準法定事務処理者等への附票本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二の十三　機構が行う法第三十条の四十四の七第一項の規定による特定機構保存附票本人確認情報の準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定機構保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から特定機構保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを準法定事務処理者に送付する方法

2　都道府県知事が行う法第三十条の四十四の七第三項の規定による特定都道府県知事保存附票本人確認情報の都道府県準法定事務処理者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県準法定事務処理者の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県準法定事務処理者に送付する方法

（公職選挙法施行令及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三十四条の三第三項

二　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）第一条第三項

（児童手当法施行令の一部改正）

第三条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「別表第一の七十一の三の項」を「別表第一の七十一の五の項」に、「別表第二の五の六の項」を「別表第二の五の八の項」に、「別表第三の七の五の項」を「別表第三の七の六の項」に、「別表第四の四の六の項」を「別表第四の四の八の項」に、「別表第六の五の項」を「別表第六の六の項」に改め、同条第二項の表第三十条の九（別表第一の七十一の五の項」に改め、同表第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）の項中「別表第二の五の六の項」を「別表第二の五の八の項」に改め、同表第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）の項中「別表第三の七の五の項」を「別表第三の七の六の項」に改め、同表第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）の項中「別表第四の四の六の項」を「別表第四の四の八の項」に改め、同表第三十条の十五第二項第一号（別表第六の五の項に係る部分に限る。）の項中「別表第六の五の項」を「別表第六の六の項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「法第三十条の九」を「法第三十条の七第四項」に改め、「いう。）の」と」の下に「、「同項」とあるのは「法第三十条の十第一項」と」を加え、同条第三項中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「同条」を「同法第三十条の七第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。

（指定都市に対する情報通信技術利用法改正法附則第四条の規定の適用）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する情報通信技術利用法改正法附則第四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	市町村長	区長（総合区長を含む。以下この項及び第九項において同じ。）
	市町村（特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。）が備える	区長が作成した
第九項	市町村長	区長
	市町村が備える	区長が作成した
	都道府県知事	、当該区（総合区を含む。）の属する市の市長を経由して、都道府県知事

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
農林水産大臣　坂本　哲志

デジタル庁令

○デジタル庁令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項、第三条第三項第五号及び第四項、第四条第四項、第五条、第五条の二第一項、第二項及び第三項、第六条第三項並びに第七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に係る対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）第四条第一号若しくは第十六号又は第五条第一号若しくは第十六号に規定する事務に係るものに限る。） 一の二　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給（番号利用法情報提供省令第六条に規定する事務に係るものに限る。） 二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法情報提供省令第九条第一号、第十一号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。） 三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施（番号利用法情報提供省令第十条第一号から第五号まで若しくは第八号又は第十一条各号に規定する事務に係るものに限る。） 四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、特例障害児相談支援給付費又は高額障害児入所給付費の支給（番号利用法情報提供省令第十七条第一号、第三号若しくは第五号又は第二十条第二号に規定する事務に係るものに限る。） 五　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による給付の支給（番号利用法情報提供省令第二十九条各号、第三十条第一号若しくは第二号又は第三十一条各号に規定する事務に係るものに限る。） 六　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給（番号利用法情報提供省令第四十四条第一号から第三号まで又は第四十五条に規定する事務に係るものに限る。）	（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「番号利用法別表第二省令」という。）第二条第一号若しくは第十三号又は第三条第一号若しくは第十三号に規定する事務に係るものに限る。） ［新設］ 二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法別表第二省令第六条第一号、第十号又は第二十二号に規定する事務に係るものに限る。） 三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施（番号利用法別表第二省令第六条の二第一号から第五号まで若しくは第八号又は第六条の三各号に規定する事務に係るものに限る。） 四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、特例障害児相談支援給付費又は高額障害児入所給付費の支給（番号利用法別表第二省令第十条第一号、第三号若しくは第五号又は第十一条第二号に規定する事務に係るものに限る。） 五　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による給付の支給（番号利用法別表第二省令第十二条の三各号、第十三条第一号若しくは第二号又は第十三条の二各号に規定する事務に係るものに限る。） 六　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施（番号利用法別表第二省令第十九条第一号から第三号までに規定する事務に係るものに限る。）

七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第七号、第八号、第十号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号、第二十一号若しくは第二十四号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第六号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。）

八　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法情報提供省令第五十九条第一号、第二号、第六号、第八号、第十号、第十一号又は第十四号から第十六号までに規定する事務に係るものに限る。）

九　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付又は一時金の支給（番号利用法情報提供省令第六十条第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に規定する事務に係るものに限る。）

十　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（番号利用法情報提供省令第六十一条第一号に規定する事務に係るものに限る。）

十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十四号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。）

十二　国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給（番号利用法情報提供省令第六十八条に規定する事務に係るものに限る。）

十三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の還付（番号利用法情報提供省令第七十一条第八号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）

十四　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の還付（番号利用法情報提供省令第七十五条第二号又は第五号に規定する事務に係るものに限る。）

十五　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給（番号利用法情報提供省令第八十三条第一号、第二号の二又は第六号に規定する事務に係るものに限る。）

十六　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律による国税の還付（番号利用法情報提供省令第八十四条各号に規定する事務に係るものに限る。）

十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十五号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。）

十八　地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給（番号利用法情報提供省令第八十六条に規定する事務に係るものに限る。）

十九　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付け又は給付金の支給（番号利用法情報提供省令第九十条第一号、第三号若しくは第四号又は第九十二条第一号若しくは第二号に規定する事務に係るものに限る。）

七　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法別表第二省令第二十条第一号、第六号から第八号まで、第十号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号、第二十号若しくは第二十三号又は第二十一条第一号、第三号、第四号、第六号若しくは第七号に規定する事務に係るものに限る。）

八　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法別表第二省令第二十二条の三第一号、第二号、第六号、第八号、第十号、第十一号又は第十四号から第十六号までに規定する事務に係るものに限る。）

九　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付又は一時金の支給（番号利用法別表第二省令第二十二条の四第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に規定する事務に係るものに限る。）

十　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（番号利用法別表第二省令第二十三条第一号に規定する事務に係るものに限る。）

十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法別表第二省令第二十四条の二第一号、第二号、第十三号又は第二十二号に規定する事務に係るものに限る。）

十二　国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第二十四条の三に規定する事務に係るものに限る。）

十三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の還付（番号利用法別表第二省令第二十五条第八号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）

十四　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の還付（番号利用法別表第二省令第二十六条の三第二号又は第五号に規定する事務に係るものに限る。）

十五　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給（番号利用法別表第二省令第三十一条第一号、第二号の二又は第六号に規定する事務に係るものに限る。）

十六　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税に関する法律による国税の還付（番号利用法別表第二省令第三十一条の二各号に規定する事務に係るものに限る。）

十七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法別表第二省令第三十一条の二の二第一号、第二号、第十四号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。）

十八　地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第三十一条の三に規定する事務に係るものに限る。）

十九　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付け又は給付金の支給（番号利用法別表第二省令第三十四条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十六条第一号若しくは第二号に規定する事務に係るものに限る。）

二十　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第二十六号において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給（番号利用法情報提供省令第九十三条第一号、第二号、第五号若しくは第六号又は第九十四条第一号、第三号若しくは第四号に規定する事務に係るものに限る。）

二十一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給（番号利用法情報提供省令第百条に規定する事務に係るものに限る。）

二十二　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施（番号利用法情報提供省令第百一条第一号又は第百二条に規定する事務に係るものに限る。）

二十三　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給（番号利用法情報提供省令第百八条第一号から第五号までに規定する事務に係るものに限る。）

二十三の二　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け（番号利用法情報提供省令第百十条第一号から第三号までに規定する事務に係るものに限る。）

二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業給付の支給（番号利用法情報提供省令第百十一条第二号又は第百十四条第二号に規定する事務に係るものに限る。）

二十五　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の還付（番号利用法情報提供省令第百十八条第一号又は第百十九条に規定する事務に係るものに限る。）

二十六　昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給（番号利用法情報提供省令第百二十条に規定する事務に係るものに限る。）

二十七　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付の支給（番号利用法情報提供省令第百二十七条第一号から第三号までに規定する事務に係るものに限る。）

二十八　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、葬祭料又は介護手当の支給（番号利用法情報連携提供省令第百二十八条各号、第百二十九条各号又は第百三十条に規定する事務に係るものに限る。）

二十九　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次号において「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給（番号利用法情報提供省令第百三十一条に規定する事務に係るものに限る。）

三十　平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給（番号利用法情報提供省令第百三十二条に規定する事務に係るものに限る。）

二十　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第二十六号において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給（番号利用法別表第二省令第三十七条第一号、第二号、第五号若しくは第六号又は第三十八条第一号、第三号若しくは第四号に規定する事務に係るものに限る。）

二十一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給（番号利用法別表第二省令第三十九条の二に規定する事務に係るものに限る。）

二十二　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施（番号利用法別表第二省令第三十九条の三第一号又は第三十九条の四に規定する事務に係るものに限る。）

二十三　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十条第一号から第五号までに規定する事務に係るものに限る。）

［新設］

二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十条の三第二号又は第四十一条の三に規定する事務に係るものに限る。）

二十五　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の還付（番号利用法別表第二省令第四十三条の二第一号又は第四十三条の二の二に規定する事務に係るものに限る。）

二十六　昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給（番号利用法別表第二省令第十三条の三に規定する事務に係るものに限る。）

二十七　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十四条第一号から第三号までに規定する事務に係るものに限る。）

二十八　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、葬祭料又は介護手当の支給（番号利用法別表第二省令第四十四条の二各号、第四十四条の三各号又は第四十四条の四に規定する事務に係るものに限る。）

二十九　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次号において「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十四条の五に規定する事務に係るものに限る。）

三十　平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十五条に規定する事務に係るものに限る。）

三十一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付（番号利用法情報提供省令第百三十四条第二号から第十一号まで、第十四号から第二十五号まで、第二十七号から第三十号まで、第三十八号、第四十号、第四十二号、第四十三号又は第四十八号に規定する事務に係るものに限る。）

三十二　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給（番号利用法情報提供省令第百三十八条に規定する事務に係るものに限る。）

三十三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による療養費の支給（番号利用法情報提供省令第百三十九条第三号に規定する事務に係るものに限る。）

三十四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給（番号利用法情報提供省令第百四十条に規定する事務に係るものに限る。）

三十五　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料の還付又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給（番号利用法情報提供省令第百四十二条第二号から第七号まで、第十一号から第十五号まで又は第十七号に規定する事務に係るものに限る。）

三十六　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給（番号利用法情報提供省令第百四十三条第一号に規定する事務に係るものに限る。）

三十七　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給（番号利用法情報提供省令第百四十四条第一号、第二号又は第六号に規定する事務に係るものに限る。）

三十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給（番号利用法情報提供省令第百四十六条第一号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）

三十八の二　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給（番号利用法情報提供省令第百四十九条に規定する事務に係るものに限る。）

三十八の三　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族年金の支給（番号利用法情報提供省令第百五十条各号に規定する事務に係るものに限る。）

三十九　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付の支給（番号利用法情報提供省令第百五十一条に規定する事務に係るものに限る。）

四十　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給（番号利用法情報提供省令第百五十二条に規定する事務に係るものに限る。）

三十一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付（番号利用法別表第二省令第四十七条第一項第二号から第十一号まで、第十四号から第二十五号まで、第二十七号から第三十号まで、第三十八号、第四十号、第四十二号、第四十三号若しくは第四十八号又は同条第二項において読み替えて準用する同条第一項第十号、第十一号若しくは第十四号から第十七号までに規定する事務に係るものに限る。）

三十二　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給（番号利用法別表第二省令第四十八条に規定する事務に係るものに限る。）

三十三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による療養費の支給（番号利用法別表第二省令第四十九条第三号に規定する事務に係るものに限る。）

三十四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給（番号利用法別表第二省令第四十九条の二に規定する事務に係るものに限る。）

三十五　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料の還付又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十一条第二号から第七号まで、第十一号から第十五号まで又は第十七号に規定する事務に係るものに限る。）

三十六　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給（番号利用法別表第二省令第五十三条第一号に規定する事務に係るものに限る。）

三十七　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給（番号利用法別表第二省令第五十四条第一号、第二号又は第六号に規定する事務に係るものに限る。）

三十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十五条第一号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）

［新設］

三十九　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十六条に規定する事務に係るものに限る。）

四十　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給（番号利用法別表第二省令第五十七条に規定する事務に係るものに限る。）

四十一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給（番号利用法情報提供省令第百五十四条に規定する事務に係るものに限る。）

四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第六号、第十三号又は第十四号に規定する事務に係るものに限る。）

四十三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給（番号利用法情報提供省令第百五十八条に規定する事務に係るものに限る。）

四十四　法第十条の特定公的給付の支給（番号利用法情報提供省令第百六十二条に規定する事務に係るものに限る。）

四十四の二　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づき外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の実施の取扱に準じた保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の取扱に準じた就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給（番号利用法情報提供省令第百六十三条第一号から第三号まで又は第百六十四条に規定する事務に係るものに限る。）

四十四の三　「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施（番号利用法情報提供省令第百六十六条第二号又は第三号に規定するものに限る。）

四十四の四　「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施（番号利用法情報提供省令第百六十七条第三号に規定する事務に係るものに限る。）

四十四の五　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施（番号利用法情報提供省令第百六十八条第三号に規定する事務に係るものに限る。）

四十五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第九号に規定する同法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち番号利用法情報提供省令第二条の表の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に利用特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに係る公的給付の支給、加入者、事業主その他の国若しくは地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に関する事務に要する費用の全部を負担することとされている年金に係る給付の支給、資金の貸付け又は地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付（地方公共団体の長その他の執行機関が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようにする必要があるものに限る。）

四十一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給（番号利用法別表第二省令第五十九条に規定する事務に係るものに限る。）

四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法別表第二省令第五十九条の二の二第六号、第十三号又は第十四号に規定する事務に係るものに限る。）

四十三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給（番号利用法別表第二省令第五十九条の二の三に規定する事務に係るものに限る。）

四十四　法第十条の特定公的給付の支給（番号利用法別表第二省令第五十九条の四に規定する事務に係るものに限る。）

［新設］

［新設］

［新設］

四十五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第九号に規定する同法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち同法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに係る公的給付の支給、加入者、事業主その他の国若しくは地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に関する事務に要する費用の全部を負担することとされている年金に係る給付の支給、資金の貸付け又は地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付（地方公共団体の長その他の執行機関が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようにする必要があるものに限る。）

（登録の申請等）

第三条　［略］

２　前項の申請又は届出を行う者は、次に掲げる事項を申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請又は届出を行うものとする。

［一・二　略］

三　電話番号、電子メールアドレス、居所その他の連絡先に係る情報

（公的給付支給等口座登録簿の記録事項）

第五条　法第三条第三項第五号のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

二　申請若しくは届出をした年月日、法第五条第一項の同意を得た年月日又は法第五条の二第一項の同意（同項第二号の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。）を得た年月日

三　申請若しくは届出の受付をした者又は法第五条第一項若しくは第五条の二第一項の提供を行った行政機関の長等

［四　略］

（第三条に係る通知の方法）

第六条　法第三条第四項、第四条第四項、第五条第二項、第五条の二第三項、第六条第三項及び第七条第三項の規定による通知は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行うものとする。

第九条　削除

（法第五条第一項及び第五条の二第一項の規定による提供方法）

第十一条　法第五条第一項又は第五条の二第一項の規定による法第三条第三項各号に掲げる事項の内閣総理大臣への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　法第五条第一項又は第五条の二第一項に規定する者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に第五条第一号及び第二号に掲げる事項を送信する方法

二　法第五条第一項又は第五条の二第一項に規定する者から第五条第一号及び第二号に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を内閣総理大臣に提出する方法

（法第五条の二第一項の規定による同意に関する手続）

第十一条の二　法第五条の二第一項に規定する行政機関の長等は、同項の規定による同意に関する手続を円滑に行うために必要な範囲内において、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録されている預貯金者の個人番号その他の当該預貯金者を特定するに足りる事項の提供を求めることができる。

２　法第五条の二第一項第二号のデジタル庁令で定める期間は、四十五日とする。

３　法第五条の二第二項の同条第一項に規定する回答を行うために必要なものは葉書とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登録の申請等）

第三条　［同上］

２　前項の申請又は届出を行う者は、次に掲げる事項を申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請又は届出を行うものとする。

［一・二　同上］

三　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

（公的給付支給等口座登録簿の記録事項）

第五条　法第三条第三項第五号のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　同上］

二　申請若しくは届出をした年月日又は法第五条第一項の同意を得た年月日

三　申請若しくは届出の受付をした者又は法第五条第一項の提供を行った行政機関の長等

［四　同上］

（第三条に係る通知の方法）

第六条　法第三条第四項、第四条第四項、第五条第二項、第六条第三項及び第七条第三項の規定による通知は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行うものとする。

（法第五条第一項のデジタル庁令で定める者）

第九条　法第五条第一項の規定による提供方法）

（法第五条第一項のデジタル庁令で定める者は、国税庁長官とする。

第十一条　法第五条第一項の規定による法第三条第三項各号に掲げる事項の内閣総理大臣への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　第九条に規定する者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を送信する方法

二　第九条に規定する者から第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を内閣総理大臣に送付する方法

［新設］

附　則

この庁令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第一条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第一の一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　健康保険法第七十一条第一項の保険医若しくは保険薬剤師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	［新設］
六　健康保険法による保険医登録票又は保険薬剤師登録票に関する事務	［新設］
七　健康保険法第七十九条第二項の保険医若しくは保険薬剤師の登録の抹消の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務	［新設］
八　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第十五条第一項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の保険医若しくは保険薬剤師に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	
第二条　法別表二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第二条**　法別表第一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　健康保険法第百六十四条の被保険者若しくは任意継続被保険者（同法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。以下この号において同じ。）の保険料の納付又は同法第百六十五条の任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務	七　健康保険法第百六十四条の任意継続被保険者（同法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。以下この号において同じ。）の保険料の納付又は同法第百六十五条の任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務
第二条の二　法別表二の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
一　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付若しくは一時金に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務	［新設］
二　恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務	［新設］
第三条　法別表三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第三条**　法別表第一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］

第四条　法別表四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第五条　法別表五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

第五条の二　法別表五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十二条の二第三項の衛生管理者適任証書の交付に関する事務

二　船員法第八十二条の二第三項第二号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　船員法第百十八条第三項の救命艇手適任証書の交付に関する事務

四　船員法第百十八条第三項第二号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条第一項の衛生管理者適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条第一項の救命艇手適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六条　法別表六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第六条の二　法別表七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第七条　法別表八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十六　略］

十七　児童福祉法施行規則第七条の十第一項の指定医の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十八　児童福祉法施行規則第七条の十二の指定医の指定の更新に関する事務

十九　児童福祉法施行規則第七条の十四の指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

二十　児童福祉法施行規則第七条の十五の指定医の指定の辞退に関する事務

二十一　児童福祉法施行規則第七条の十六の指定医の指定の取消しに関する事務

第八条　法別表九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

第九条　法別表十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第九条の二　法別表十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第一項のあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゅう師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

第四条　法別表第一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第五条　法別表第一の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　同上］

［新設］

第六条　法別表第一の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第六条の二　法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第七条　法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十六　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第八条　法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　同上］

第九条　法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第九条の二　法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　同上］

［新設］

三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第九項（同法第三条の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三条の十第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゅう師国家試験の受験の停止又はそれらの試験の無効に関する事務

四　［略］

五　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第十八条（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第十九条第一項（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゅう師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の二の二　法別表十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条の理容師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　理容師法第三条第一項の理容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三　理容師法による理容師免許証又は理容師免許証明書に関する事務

四　理容師法第十条第一項から第三項までの理容師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第四項の再免許に関する事務

五　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第三条第一項の理容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　理容師法施行規則第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の理容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　理容師法施行規則第十六条（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師試験の合格証書の交付に関する事務

八　理容師法施行規則第十七条第一項（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の三　法別表十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第九条の四　法別表十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　栄養士法第五条の二の管理栄養士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　栄養士法第五条の四の管理栄養士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

［新設］

二　［同上］

三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

法別表第一の十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

六　［略］
七　［略］
八　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）第十九条の管理栄養士国家試験の合格証書の交付に関する事務
九　栄養士法施行規則第二十条第一項の管理栄養士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条　法別表十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

第十条の二　法別表十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　母体保護法による指定証又は標識に関する事務
三　母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第二条の被指定者（同令第一条第一項の被指定者をいう。）の名簿の作成に関する事務
四　母体保護法施行令第四条の住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査、その届出に対する応答又はその届出の通知に関する事務
五　母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）第十五条第一項の指定の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　母体保護法施行規則第十五条第二項の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十条の二の二　法別表十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　医師法第七条第一項の処分又は同条第二項の再免許に関する事務
四　医師法第九条の医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
五　医師法第十五条の医師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十七条の医師国家試験の合格証書の交付に関する事務
十　医師法施行規則第十八条第一項の医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答に関する事務

第十条の三　法別表十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　歯科医師法第七条第一項の処分又は同条第二項の再免許に関する事務
四　歯科医師法第九条の歯科医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
五　歯科医師法第十五条の歯科医師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務
六　［略］
七　［略］
八　［略］

四　［同上］
五　［同上］
［新設］

第十条　法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］
［一～七　同上］

第十条の二　法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］
三　医師法第七条第一項の処分に関する事務
［新設］
［新設］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
［新設］

第十条の三　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］
三　歯科医師法第七条第一項の処分に関する事務
［新設］
［新設］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］

九　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十七条の歯科医師国家試験の合格証書の交付に関する事務

十　歯科医師法施行規則第十八条第一項の歯科医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答に関する事務

第十条の四　法別表十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分又は同条第三項の再免許（保健師、助産師又は看護師に対する再免許に限る。）に関する事務

四　保健師助産師看護師法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　［略］

六　［略］

七　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十八条の二第一項の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験の停止又はそれらの試験の無効に関する事務

八　保健師助産師看護師法施行規則第二十九条の保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　保健師助産師看護師法施行規則第三十条第一項の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の五　法別表十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分又は同条第三項の再免許（准看護師に対する再免許に限る。）に関する事務

四　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答に関する事務

五　［略］

六　［略］

七　保健師助産師看護師法施行規則第二十八条の二第二項において読み替えて準用する同条第一項の准看護師試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

八　保健師助産師看護師法施行規則第二十九条の准看護師試験の合格証書の交付に関する事務

九　保健師助産師看護師法施行規則第三十条第一項の准看護師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の六　法別表十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四　歯科衛生士法第十条の歯科衛生士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

［新設］

第十条の四　法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分に関する事務

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第十条の五　法別表第一の十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分に関する事務

［新設］

［新設］

［新設］

第十条の六　法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

［新設］

五　歯科衛生士法第十二条の二第一項（同法第十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十二条の七第一項の歯科衛生士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　歯科衛生士法施行規則第十四条（同令第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　歯科衛生士法施行規則第十五条第一項（同令第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の七　法別表十九の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　医療法による認定証明書に関する事務

三　医療法第五条の二第三項の認定の取消しに関する事務

第十条の八　法別表十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　死体解剖保存法第三条の認定の取消しに関する事務

三　死体解剖保存法による認定証明書に関する事務

四　死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第五条第一項の住所の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十条の九　法別表十九の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の全国通訳案内士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　通訳案内士法による全国通訳案内士登録証に関する事務

三　通訳案内士法第二十三条第一項の全国通訳案内士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　通訳案内士法第二十五条の全国通訳案内士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

五　通訳案内士法第二十六条の全国通訳案内士の登録の消除に関する事務

六　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第二十一条の全国通訳案内士の業務の廃止等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十条の十　法別表十九の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第十八条の地域通訳案内士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　通訳案内士法による地域通訳案内士登録証に関する事務

三　通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第二十三条第一項の地域通訳案内士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

四　通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第二十五条の地域通訳案内士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
五　通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第二十六条の地域通訳案内士の登録の消除に関する事務
六　通訳案内士法施行規則第三十七条において読み替えて準用する同令第二十一条の地域通訳案内士の業務の廃止等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十一条　法別表二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十二条　法別表二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第十三条　法別表二十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の精神保健指定医の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の二の精神保健指定医の指定の取消し又は職務の停止に関する事務
四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神保健指定医証に関する事務
五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第四条の十二第二項の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十四条　法別表二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務

［二～八　略］

第十五条　法別表二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

第十五条の二　法別表二十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　建築基準法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　建築基準法第七十七条の五十八第一項の建築基準適合判定資格者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　建築基準法による建築基準適合判定資格者登録証に関する事務
五　建築基準法第七十七条の六十の建築基準適合判定資格者の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十一条　法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十二条　法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第十三条　削除

第十四条　法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十一条の費用の徴収に関する事務

［二～八　同上］

第十五条　法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

［新設］

六　建築基準法第七十七条の六十一の建築基準適合判定資格者の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

七　建築基準法第七十七条の六十二第一項又は第二項の建築基準適合判定資格者の登録の消除又は確認検査の業務の禁止に関する事務

八　建築基準法第七十七条の六十六第一項の構造計算適合判定資格者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九　建築基準法による構造計算適合判定資格者登録証に関する事務

十　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の構造計算適合判定資格者の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十一　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の構造計算適合判定資格者の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十二　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十二第一項又は第二項の構造計算適合判定資格者の登録の消除又は構造計算適合性判定の業務の禁止に関する事務

十三　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の二十第一項の特定建築物調査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十四　建築基準法施行規則第六条の二十三において読み替えて準用する同令第六条の二十第一項の建築設備検査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十五　建築基準法施行規則第六条の二十五において読み替えて準用する同令第六条の二十第一項の防火設備検査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十六　建築基準法施行規則第六条の二十七において読み替えて準用する同令第六条の二十第一項の昇降機等検査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十五条の三　法別表二十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第一項の一級建築士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　建築士法による一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書に関する事務

三　建築士法第五条の二第一項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の一級建築士の住所等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　建築士法第八条の二の一級建築士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　建築士法第九条第一項又は第二項の一級建築士の免許の取消しに関する事務

六　建築士法による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に関する事務

［新設］

七　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第四条第一項（同令第九条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の一級建築士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八　建築士法施行規則第六条第四項の一級建築士の失踪の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十五条の四　法別表二十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築士法第四条第三項の二級建築士若しくは木造建築士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　建築士法による二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書に関する事務

三　建築士法第五条の二第一項（同法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の二級建築士若しくは木造建築士の住所等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　建築士法第八条の二の二級建築士若しくは木造建築士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　建築士法第九条第一項又は第二項の二級建築士又は木造建築士の免許の取消しに関する事務

第十五条の五　法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第六条のクリーニング師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　クリーニング業法第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三　クリーニング業法によるクリーニング師免許証に関する事務

四　クリーニング業法第十二条のクリーニング師の免許の取消しに関する事務

五　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第十条のクリーニング師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十六条　法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条　法別表二十五の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条の二　法別表二十五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項の行政書士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　行政書士法による行政書士証票に関する事務

［新設］

［新設］

第十六条　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条　法別表第一の二十五の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

［新設］

三　行政書士法第六条の四の行政書士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　行政書士法第六条の五第一項の行政書士の登録の取消しに関する事務
五　行政書士法第七条第一項又は第二項の行政書士の登録の抹消に関する事務

第十七条の三　法別表二十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条第一項の海技士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第三項の履歴限定の変更若しくは解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三　船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第七項の船舶職員として乗り組む船舶の設備その他の事項についての限定の新たな付加、変更又は解除に関する事務
四　船舶職員及び小型船舶操縦者法による海技免状に関する事務
五　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十条第一項又は第二項の海技士の免許の取消し、業務の停止又は戒告に関する事務
六　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第一項の小型船舶操縦士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
七　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三第四項の履歴限定の変更若しくは解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
八　船舶職員及び小型船舶操縦者法による小型船舶操縦免許証に関する事務
九　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の七の小型船舶操縦士の免許の取消し、業務の停止又は戒告に関する事務
十　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一において読み替えて準用する同法第五条第七項の小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の設備その他の事項についての限定の新たな付加、変更又は解除に関する事務
十一　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第七条第一項の海技士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
十二　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十四条第一項の海技士免許原簿の登録の抹消に関する事務
十三　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第七十三条第一項の小型船舶操縦士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
十四　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第九十条第一項の小型船舶操縦士免許原簿の登録の抹消に関する事務

第十八条　法別表二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　略］

第十八条の二　法別表二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　診療放射線技師法第九条第一項の診療放射線技師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

［新設］

第十八条　法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　同上］

第十八条の二　法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］
三　診療放射線技師法第九条第一項の診療放射線技師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四　診療放射線技師法第十七条の診療放射線技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　診療放射線技師法第二十一条第二項の診療放射線技師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）第十三条の診療放射線技師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　診療放射線技師法施行規則第十四条第一項の診療放射線技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条の三　法別表二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五条第一項第五号若しくは第三項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　税理士法第六条の税理士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三　税理士法第七条第一項若しくは第八条第一項の試験科目の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　税理士法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料の納付に関する事務

五　税理士法第十条第一項の税理士試験の停止若しくは合格の決定の取消し又は同条第二項の認定若しくは免除の取消しに関する事務

六　税理士法第十一条第一項の合格証書の授与又は同条第二項の基準以上の成績を得た科目の通知に関する事務

第十八条の四　法別表三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　税理士法第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［二～六　略］

第十八条の五　法別表三十一の項の主務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項の税理士若しくは税理士法人又は同条第二項の税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務とする。

第十九条　法別表三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第十九条の二　法別表三十三の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条　法別表三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

［新設］

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

第十八条の三　法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［二～六　同上］

第十八条の四　法別表第一の三十一の項の主務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項の税理士若しくは税理士法人又は同条第二項の税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務とする。

第十九条　法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第十九条の二　法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条　法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第二十条の二　法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

八　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務

［九～十三　略］

第二十一条　法別表三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第二十一条の二　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　略］

2　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

3　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

4　法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　略］

第二十二条　法別表三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第二十二条の二　法別表三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　歯科技工士法第八条第一項の歯科技工士の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四　歯科技工士法第十一条の歯科技工士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　歯科技工士法第十五条第一項（同法第十五条の六第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条の六第一項の歯科技工士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

［六　略］

［七　略］

八　歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第九条（同令第十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　歯科技工士法施行規則第十条第一項（同令第十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十二条の三　法別表三十九の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第三条第一項の美容師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の掛金の前納に関する事務

［九～十三　同上］

第二十一条　法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第二十一条の二　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

［一～六　同上］

2　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　同上］

3　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　同上］

4　法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第二十二条　法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第二十二条の二　法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

三　歯科技工士法第八条第一項の歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二　美容師法第四条第一項の美容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
三　美容師法による美容師免許証又は美容師免許証明書に関する事務
四　美容師法第十条第一項から第三項までの美容師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第四項の再免許に関する事務
五　美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第三条第一項の美容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　美容師法施行規則第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の美容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
七　美容師法施行規則第十六条（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の美容師試験の合格証書の交付に関する事務
八　美容師法施行規則第十七条第一項（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の美容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十二条の四　法別表三十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の五第一項の給水装置工事主任技術者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
三　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第二十六条第一項の給水装置工事主任技術者免状の書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　水道法施行規則第二十七条第一項の給水装置工事主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　水道法施行規則第二十八条の給水装置工事主任技術者免状の返納に関する事務
六　水道法施行規則第三十三条の給水装置工事主任技術者試験の合格証書の交付に関する事務

第二十三条　法別表四十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第二十三条の二　法別表四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　臨床検査技師等に関する法律第八条第一項の臨床検査技師の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第三項の再免許に関する事務
四　臨床検査技師等に関する法律第十一条の臨床検査技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
五　臨床検査技師等に関する法律第十六条の臨床検査技師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務
六　［略］
七　［略］
八　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第八条の臨床検査技師国家試験の合格証書の交付に関する事務

［新設］

第二十三条　法別表第一の四十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第二十三条の二　法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］
三　臨床検査技師等に関する法律第八条第一項の臨床検査技師の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
［新設］

［新設］

四　［同上］
五　［同上］
［新設］

九　臨床検査技師等に関する法律施行規則第九条第一項の臨床検査技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十三条の二の二　法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

［九・十　略］

第二十三条の三　法別表四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第二十三条の四　法別表四十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の調理師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　調理師法による調理師免許証に関する事務

三　調理師法第六条の調理師の免許の取消しに関する事務

四　調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十一条第一項の調理師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　調理師法施行令第十二条の調理師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十四条　法別表四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第二十四条の二　法別表四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第二十四条の二の二　法別表四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三　法別表四十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第二十四条の四　法別表四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第二十四条の五　法別表五十の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。

第二十五条　法別表五十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第二十六条　法別表五十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

第二十七条　法別表五十三の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。

［新設］

第二十三条の二の二　法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

八　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務

［九・十　同上］

第二十三条の三　法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

［新設］

第二十四条　法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第二十四条の二　法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

第二十四条の二の二　法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三　法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第二十四条の四　法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第二十四条の五　法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。

第二十五条　法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第二十六条　法別表第一の五十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　同上］

第二十七条　法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。

第二十七条の二　法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録販売者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による登録販売者の登録証に関する事務

四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の六の登録販売者試験の合格の通知に関する事務

五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の九第一項の登録販売者の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十の登録販売者の登録の消除に関する事務

第二十七条の三　法別表五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　薬剤師法第八条第一項の処分又は同条第三項の再免許に関する事務

四　薬剤師法第十一条の薬剤師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　薬剤師法第十七条の薬剤師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十一条の薬剤師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　薬剤師法施行規則第十二条第一項の薬剤師国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十八条　法別表五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第二十九条　法別表五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第三十条　法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三十八　略］

第三十条の二　法別表五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

［十～十五　略］

［新設］

第二十七条の二　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　薬剤師法第八条第一項の処分に関する事務

［新設］

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第二十八条　法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第二十九条　法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第三十条　法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三十八　同上］

第三十条の二　法別表第一の五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第三十条の三　法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

九　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務

［十～十五　同上］

第三十一条　法別表六十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条　法別表六十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第三十三条　法別表六十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第三十四条　法別表六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第三十五条　法別表六十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第三十六条　法別表六十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第三十七条　法別表六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第三十八条　法別表六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第三十九条　法別表六十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十九条の二　法別表六十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　理学療法士及び作業療法士法第七条第一項の理学療法士若しくは作業療法士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四　理学療法士及び作業療法士法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　理学療法士及び作業療法士法第十三条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和四十年厚生省令第四十七号）第十一条の理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　理学療法士及び作業療法士法施行規則第十二条第一項の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十条　法別表七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

第四十一条　法別表七十一の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十一条　法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条　法別表第一の六十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第三十三条　法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第三十四条　法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第三十五条　法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第三十六条　法別表第一の六十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第三十七条　法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第三十八条　法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第三十九条　法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十九条の二　法別表第一の六十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　理学療法士及び作業療法士法第七条第一項の理学療法士若しくは作業療法士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第四十条　法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　同上］

第四十一条　法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十一条の二　法別表七十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第三条の製菓衛生師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　製菓衛生師法第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三　製菓衛生師法による製菓衛生師免許証に関する事務

四　製菓衛生師法第八条の製菓衛生師の免許の取消しに関する事務

五　製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第三条第一項の製菓衛生師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　製菓衛生師法施行令第四条の製菓衛生師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十一条の三　法別表七十二の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条　法別表七十四の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条　法別表七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第四十三条の二　法別表七十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第四十三条の二の二　法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　社会保険労務士法第十三条の五において準用する同法第十三条第一項の紛争解決手続代理業務試験の合格の決定の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務

三　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）第九条の七において準用する同令第八条の紛争解決手続代理業務試験に合格したことを証する書面の交付に関する事務

第四十三条の二の三　法別表七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会保険労務士法第十四条の二の社会保険労務士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［二～七　略］

第四十三条の二の四　法別表七十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　柔道整復師法第八条第一項の柔道整復師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四　柔道整復師法第十条の柔道整復師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

［新設］

第四十一条の二　法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条　法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条　法別表第一の七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第四十三条の二　法別表第一の七十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

［新設］

第四十三条の二の二　法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の二の社会保険労務士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［二～七　同上］

第四十三条の二の三　法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　柔道整復師法第八条第一項の柔道整復師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

［新設］

五　柔道整復師法第十三条第一項（同法第十三条の六第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十三条の六第一項の柔道整復師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　柔道整復師法施行規則第十三条（同令第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　柔道整復師法施行規則第十四条第一項（同令第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三条の二の五　法別表七十八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第三項の建築物環境衛生管理技術者免状の返納に関する事務

三　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第十一条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十二条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の返還に関する事務

第四十三条の二の六　法別表七十八の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　情報処理の促進に関する法律による情報処理安全確保支援士登録証に関する事務

三　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四　情報処理の促進に関する法律第十九条の情報処理安全確保支援士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

五　情報処理の促進に関する法律第二十条（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の消除に関する事務

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

六　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第十九条の二第一項（同令第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　情報処理の促進に関する法律施行規則第二十三条（同令第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四十三条の三　法別表七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十三条の四　法別表八十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　略

三　視能訓練士法第八条第一項の視能訓練士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四　視能訓練士法第十条の視能訓練士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　視能訓練士法第十五条の視能訓練士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　略

七　略

八　視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）第十二条の視能訓練士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　視能訓練士法施行規則第十三条第一項の視能訓練士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十四条　法別表八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～七　略

第四十四条の二　法別表八十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十二条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　労働安全衛生法による免許証に関する事務

三　労働安全衛生法第七十三条第二項の免許の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　労働安全衛生法第七十四条第一項若しくは第二項の免許の取消し若しくは効力の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

五　労働安全衛生法第七十五条第一項の免許試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六　労働安全衛生法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験若しくは同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　労働安全衛生法第八十四条第一項（同法第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三条の三　法別表第一の七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十三条の四　法別表第一の八十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　同上

三　視能訓練士法第八条第一項の視能訓練士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第四十四条　法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～七　同上

［新設］

八　労働安全衛生法による労働安全コンサルタント登録証又は労働衛生コンサルタント登録証に関する事務
九　労働安全衛生法第八十五条の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の取消しに関する事務
十　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第七十一条の二の免許試験の合格の通知に関する事務
十一　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第八条（同令第十五条において準用する場合を含む。）の労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の合格証の交付に関する事務
十二　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第九条（同令第十五条において準用する場合を含む。）の労働安全コンサルタント試験若しくは労働衛生コンサルタント試験の合格の決定の取消し又はそれらの試験を受けることの禁止に関する事務

第四十四条の三　法別表八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十四条の四　法別表八十二の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第三条第一項の災害弔慰金の支給に関する事務
二　災害弔慰金の支給等に関する法律第八条第一項の災害障害見舞金の支給に関する事務
三　災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十五条　法別表八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第四十五条の二　法別表八十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の作業環境測定士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　作業環境測定法による作業環境測定士登録証に関する事務
三　作業環境測定法第十二条の作業環境測定士の登録の取消し又は業務の停止若しくは名称の使用の停止に関する事務
四　作業環境測定法第十三条の作業環境測定士の登録の消除に関する事務
五　作業環境測定法第十四条第一項の作業環境測定士試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　作業環境測定法第十六条第一項の作業環境測定士試験の合格証の交付に関する事務
七　作業環境測定法第十七条の作業環境測定士試験の合格の決定の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務
八　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十一条第一項の作業環境測定士試験の合格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条　法別表八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第四十四条の二　法別表第一の八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

［新設］

第四十五条　法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

［新設］

第四十六条　法別表第一の八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第四十六条の二　法別表八十六の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

第四十六条の二の二　法別表八十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第五条の社会福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　社会福祉士及び介護福祉士法第八条第一項（同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

三　社会福祉士及び介護福祉士法第二十八条の社会福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四～八　［略］

九　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第一項の介護福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

十　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第三項において準用する同法第八条第一項（同法第四十一条第三項において準用する同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

十一～十六　［略］

十七　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第八条の社会福祉士試験の合格証書の交付に関する事務

十八　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十五条（同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十九　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則二十五条において読み替えて準用する同令第八条の介護福祉士試験の合格証書の交付に関する事務

二十　［略］

第四十六条の二の三　法別表八十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　臨床工学技士法第八条第一項の臨床工学技士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四　臨床工学技士法第十条の臨床工学技士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　臨床工学技士法第十五条第一項（同法第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第一項の臨床工学技士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　臨床工学技士法施行規則第十五条（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の臨床工学技士国家試験の合格証書の交付に関する事務

第四十六条の二　法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

第四十六条の二の二　法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条の社会福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

二～六　［同上］

［新設］

七～十二　［同上］

［新設］

十三　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第十五条（同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

［新設］

十四　［同上］

第四十六条の二の三　法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　臨床工学技士法第八条第一項の臨床工学技士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

九　臨床工学技士法施行規則第十六条第一項（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の臨床工学技士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の二の四　法別表八十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四　義肢装具士法第十条の義肢装具士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　義肢装具士法第十五条第一項（同法第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第一項の義肢装具士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　義肢装具士法施行規則第十五条（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の義肢装具士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　義肢装具士法施行規則第十六条第一項（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の義肢装具士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の二の五　法別表九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

五　救急救命士法第三十条の救急救命士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

六　救急救命士法第三十五条第一項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十条第一項の救急救命士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

七　［略］

八　救急救命士法施行規則第十七条（同令第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　救急救命士法施行規則第十八条第一項（同令第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の三　法別表九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第四十七条　法別表九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

［新設］

第四十六条の二の四　法別表第一の八十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第四十六条の二の五　法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

［新設］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第四十六条の三　法別表第一の九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第四十七条　法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条　法別表九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

第四十八条の二　法別表九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十八条の三　法別表九十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十九条　法別表九十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第五十条　法別表百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　略］

第五十条の二　法別表百一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　介護保険法第六十九条の二第一項、第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項本文若しくは同項ただし書若しくは介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第一項の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

三～八　［略］

九　介護保険法第六十九条の三十一第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の合格の決定の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務

第五十条の三　法別表百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第五条の精神保健福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二　精神保健福祉士法第八条第一項（同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

三　精神保健福祉士法第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四～八　［略］

九　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第九条の精神保健福祉士試験の合格証書の交付に関する事務

十　精神保健福祉士法施行規則第十六条（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四十八条　法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

第四十八条の二　法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十八条の三　法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十九条　法別表第一の九十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第五十条　法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　同上］

第五十条の二　法別表第一の百一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

一～六　［同上］

［新設］

第五十条の三　法別表第一の百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

一　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二～六　［同上］

［新設］

七　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十六条（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第五十条の四　法別表百三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　言語聴覚士法第九条第一項の言語聴覚士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

五　言語聴覚士法第二十九条の言語聴覚士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

六　言語聴覚士法第三十四条第一項（同法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三十九条第一項の言語聴覚士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

七　［略］

八　言語聴覚士法施行規則第十八条（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　言語聴覚士法施行規則第十九条第一項（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第五十一条　法別表百四の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五十二条　法別表百五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第五十二条の二　法別表百六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第五十二条の三　法別表百七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第五十二条の四　法別表百八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第五十二条の五　法別表百九の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第五十三条　法別表百十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第五十四条　法別表百十一の項の主務省令で定める事務は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務とする。

第五十五条　法別表百十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～九　略］

第五十六条　削除

第五十条の四　法別表第一の百三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　言語聴覚士法第九条第一項の言語聴覚士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

［新設］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第五十一条　法別表第一の百四の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五十二条　法別表第一の百五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第五十二条の二　法別表第一の百六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第五十二条の三　法別表第一の百七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第五十二条の四　法別表第一の百八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第五十二条の五　法別表第一の百九の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第五十三条　法別表第一の百十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第五十四条　法別表第一の百十一の項の主務省令で定める事務は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務とする。

第五十五条　法別表第一の百十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～九　同上］

第五十六条　法別表第一の百十三の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第五十七条　法別表百十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第五十九条　法別表百十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第五十九条の二　法別表百十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による衛生検査技師免許証に関する事務

二　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第五条第一項の衛生検査技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第六条の衛生検査技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六十条　法別表百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第六十条の二　法別表百十七の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）若しくは同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二　国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務

第六十条の三　法別表百十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第六十一条　法別表百十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第六十二条　法別表百二十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条　法別表百二十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第五十七条　法別表第一の百十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第五十九条　法別表第一の百十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

［新設］

第六十条　法別表第一の百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

［新設］

第六十条の二　法別表第一の百十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

第六十一条　法別表第一の百十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第六十二条　法別表第一の百二十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条　法別表第一の百二十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十五条　法別表百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条　法別表百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第六十七条　法別表百二十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第六十七条の二　法別表百二十六の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第六十八条　法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　略］

第六十八条の二　法別表百二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第六十九条　法別表百二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第七十条　法別表百三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

第七十条の二　法別表百三十の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士登録証に関する事務

三　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十九の国家戦略特別区域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四　内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第七十一条　法別表百三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項の指定医の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十七条第二項の指定医の指定の更新に関する事務

十一　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十九条の指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六十五条　法別表第一の百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条　法別表第一の百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第六十七条　法別表第一の百二十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第六十七条の二　法別表第一の百二十六の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第六十八条　法別表第一の百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　同上］

第六十八条の二　法別表第一の百二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第六十九条　法別表第一の百二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第七十条　法別表第一の百三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　同上］

［新設］

第七十一条　法別表第一の百三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

十二　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十条第一項の指定医の指定の辞退に関する事務
十三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十条第二項から第四項までの指定医の指定の取消し又は効力の停止に関する事務

第七十一条の二　法別表百三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第五条の公認心理師試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
二　公認心理師法第八条第一項（同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務
三　公認心理師法第二十八条の公認心理師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四～八　［略］
九　公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十一条第一項の公認心理師試験の合格証書の交付に関する事務
十　公認心理師法施行規則第十八条（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第七十二条　法別表百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十三条　法別表百三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］
三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第五条の行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録に関する事務
四　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第五条の二の行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例に関する事務
五　［略］
六　［略］

第七十四条　法別表百三十五の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

第七十五条　法別表百三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

［新設］

第七十一条の二　法別表第一の百三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

［新設］

一　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条の公認心理師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二～六　［同上］

［新設］

七　公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十八条（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第七十二条　法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第七十三条　法別表第一の百三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］
三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第五条の公的給付支給等口座登録簿の登録の特例等に関する事務

［新設］

四　［同上］
五　［同上］

第七十四条　法別表第一の百三十五の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

第七十五条　法別表第一の百三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

○デジタル庁総務省令第八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第一項の準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の準法定事務は、次の表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

一　都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって次に掲げるもの 一　生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護（以下この欄において「保護」という。）の実施に関する事務 二　生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三　生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 四　生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 五　生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務 六　生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 七　生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 八　生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 九　生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 十　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

二　地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）	地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって次に掲げるもの 一　地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 二　地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する入居の申込み 地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務	地域優良賃貸住宅制度要綱第七条に規定する入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
三　都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七号厚生労働省健康局長通知）の特定の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成二十六年三月三十一日付け健発〇三三一第一号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）の第一の三の（一）のウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に規定する初回精密検査費用若しくは定期検査費用の請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関するもの	
四　都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務 二　「肝炎治療特別促進事業の実施について」（平成二十一年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三　「肝炎治療特別促進事業の実施上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	
五　都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年七月十二日付け健発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に規定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務 二　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施上の取扱いについて」（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	

	三　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	
六　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	
七　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	
八　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する給付金の給付又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関するもの	
九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関するもの	
十　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの	
	一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの	
	二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務	
十一　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務	
十二　都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」（平成十三年三月二十九日付け健発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請（以下この欄において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関するもの	

附　則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○デジタル庁・総務省令第九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令

第一条　この命令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記

録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報		
一　厚生労働大臣	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に関する保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	法務大臣	市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。）に関する法律においてお基づく条例の規定により算定した税額の基礎となる事項に関する情報（以下この条において「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって次条で定めるもの	戸籍関係情報であって次条で定めるもの
		厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会をいう。この条において同じ。）	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）による年金である給付の支給に関する情報であって次条で定めるもの	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報（以下この条において「失業等給付関係情報」という。）であって次条で定めるもの
二　全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十三年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（平成十九年法律第百三号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。以下この条において同じ。）	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって第四条で定めるもの		

健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令によりこの条において行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令により行う給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第四条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の実施若しくは地域支援事業の実施に関し必要な情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成二十六年法律第百七十九号）による特別障害給付金の支給に関する情報（以下この条において「特別障害給付関係情報」という。）であって第四条で定めるもの		

			四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下この条において「年金生活者支援給付金関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第四条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項から第三号まで又は第四項に規定する事務（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの
		健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
		法務大臣	戸籍関係情報であって第五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金生活者支援給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第五条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第五条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第六条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第六条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第六条で定めるもの

			恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
		三　健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
			四　総務大臣又は都道府県知事
		五　厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
		六　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの
		七　全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び附則第三十九条において「平成十九年法律第三十号」という。）第九十九条の規定による改正前の船員保険法による保険給付であって第九条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第七条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第七条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第七条で定めるもの
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第八条で定めるもの
		船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第八条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第九条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九条で定めるもの

八	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付であって第十条で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金であって給付の支給を行うこととされている者
			国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第十条で定めるもの
			内閣総理大臣
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第十条で定めるもの
九	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって第十一条で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第十条で定めるもの
			内閣総理大臣
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第十一条で定めるもの
十	国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であって第十二条で定めるもの	戸籍関係情報であって第十二条で定めるもの
			法務大臣
			戸籍関係情報であって第十二条で定めるもの
十一	都道府県知事	児童福祉法（昭和二十四年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の認定又は里親の登録、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児入所給付費若しくは特定障害児通所給付費若しくは障害児通所給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって第十四条で定めるもの
			都道府県知事
			児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって第十四条で定めるもの
			市町村長
			児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報、介護保険関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって第十三条で定めるもの
十二	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
			医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの
			法務大臣
			戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの
十三	都道府県知事		児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
			医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
			児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十五条で定めるもの

十四	市町村長		
			児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十六条で定めるもの
		都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規定する福祉に関する事務所を管理する町村の長（以下「都道府県知事等」という。）	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護、中国残留邦人等及び永住帰国した中国残留邦人等に対する支援給付に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付又は特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成三十一年法律第七十一号）による特定配偶者自立支援金の支給に関する情報であって第十条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第十六条で定めるもの
		都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの
			児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十五条で定めるもの
		都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）その他の法令により給付の支給を行うこととされている者
		市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付であって第十五条で定めるもの
		都道府県知事等	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による障害児入所支援又は障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であって第十五条で定めるもの
		都道府県知事	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報、介護保険関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって第十三条で定めるもの
			児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十五条で定めるもの

十五	市町村長	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	内閣総理大臣	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報、介護保険関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第十七条で定めるもの
十六	市町村長	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの	内閣総理大臣	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第十八条で定めるもの
				都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの
十七	市町村長	都道府県知事等	児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下この条において「児童扶養手当関係情報」という。）であって第十九条で定めるもの	児童福祉法による児童及び妊産婦の福祉に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉に関する情報、身体障害者福祉法による障害者の更生援護の実施に関する情報、知的障害者福祉法による障害者の更生相談に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者の保健及び福祉に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスの提供に関する情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第二十条で定めるもの
十八	都道府県知事	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第二十条で定めるもの	都道府県知事等	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報、児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第二十条で定めるもの

十九	都道府県知事	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	都道府県知事等	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの	
					特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの	
二十	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	都道府県知事等	児童福祉法及びその家庭における調査及び判定、若しくは障害児入所支援に関する措置又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項第三号の措置をいう。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスの提供に関する措置、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置、知的障害者福祉法による更生援護の措置、身体障害者福祉法による更生援護の措置、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、児童福祉法による障害児入所支援、児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第二十条で定めるもの	
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの	都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第二十二条で定めるもの
						厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当関係情報（以下この条において「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの

二十一	厚生労働大臣	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて第二十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十三条で定めるもの
二十二	厚生労働大臣	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて第二十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十四条で定めるもの
二十三	都道府県知事	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許に関する事務であつて第二十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十五条で定めるもの
二十四	厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であつて第二十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十六条で定めるもの
二十五	市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施に関する事務であつて第二十七条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて第二十七条で定めるもの
			都道府県知事	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて第二十七条で定めるもの
			厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であつて第二十七条で定めるもの
二十六	都道府県知事	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて第二十八条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて第二十八条で定めるもの
			厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて第二十八条で定めるもの
二十七	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項のピ疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて第二十九条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて第二十九条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第二十九条で定めるもの

二十八	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて第三十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて第三十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第三十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第三十条で定めるもの
二十九	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項に規定するピの障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて第三十一条で定めるもの	内閣総理大臣	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者
			法務大臣	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であつて第三十一条で定めるもの
三十	厚生労働大臣	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であつて第三十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十二条で定めるもの
三十一	厚生労働大臣	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による歯科医師の免許に関する事務であつて第三十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十三条で定めるもの
三十二	厚生労働大臣	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であつて第三十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十四条で定めるもの
三十三	都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であつて第三十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十五条で定めるもの
三十四	厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であつて第三十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十六条で定めるもの

三十五事	都道府県知事	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であって第三十七条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十七条で定めるもの
三十六事	通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村（特別区を含む。）の長（第七十一条及び第百三十四条において同じ。）又は都道府県知事	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であって第三十八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第三十八条で定めるもの
三十七事	市町村長	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	都道府県知事	身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法による障害者の福祉に関する情報であって第三十九条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
三十八事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する情報であって第四十条で定めるもの
三十九事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十一条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
四十事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって第四十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第四十二条で定めるもの
四十一事	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって第四十三条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であって第四十三条で定めるもの
四十二事等	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
			都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る児童及びその家庭の状況に関する情報であって第四十五条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十六条で定めるもの
			市町村長	地方税法による個人の道府県民税の賦課に関する情報であって第四十六条で定めるもの

支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第四十四条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報であって第四十四条で定めるもの	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第四十四条で定めるもの	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下この条において「地方公務員災害補償関係情報」という。）であって第四十四条で定めるもの	地方公務員災害補償基金	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	失業等給付関係情報又は特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金関係情報（職業訓練受講給付金関係情報以外の情報であって第四十四条で定めるもの	厚生労働大臣

四十三　都道府県知事等	四十四　国土交通大臣	四十五　国土交通大臣	四十六　都道府県知事	四十七　都道府県知事	四十八　市町村長			
生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第四十五条で定めるもの	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）適合建築士又は構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であって第四十六条で定めるもの	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であって第四十七条で定めるもの	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であって第四十八条で定めるもの	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）による免許に関するクリーニング師の免許に関する事務であって第四十九条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境譲与税及び森林環境税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの			
内閣総理大臣	内閣総理大臣	法務大臣	法務大臣	法務大臣	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	都道府県知事	法務大臣	
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第四十四条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第四十五条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十六条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十七条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十八条で定めるもの	戸籍関係情報であって第四十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの	児童福祉法による児童及び家庭その他の調査、判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉法による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報（以下この条において「障害者関係情報」という。）であって第五十条で定めるもの	戸籍関係情報であって第五十条で定めるもの

四十九　都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	
五十　国税庁長官	地方税法による譲渡割の還付に関する事務であって第五十二条で定めるもの	
五十一　日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であって第五十三条で定めるもの	
五十二　国土交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による海技士の免許又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であって第五十四条で定めるもの	
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	

都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十条で定めるもの	生活保護法による保護の実施機関	生活保護法による保護の実施機関
市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第五十条で定めるもの	雇用保険法による失業等給付	雇用保険法による失業等給付
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十条で定めるもの	公的給付の支給等に関する事務であって第五十条で定めるもの	公的給付の支給等に関する事務であって第五十条で定めるもの
都道府県知事	障害者関係情報であって第五十一条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の給付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の給付
都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十一条で定めるもの	生活保護法による保護の実施機関	生活保護法による保護の実施機関
市町村長	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十一条で定めるもの	公的給付の支給等に関する事務であって第五十一条で定めるもの	公的給付の支給等に関する事務であって第五十一条で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十一条で定めるもの	生活保護法による保護の実施機関	生活保護法による保護の実施機関
法務大臣	戸籍関係情報であって第五十三条で定めるもの	戸籍法による届出又は申請	戸籍法による届出又は申請
内閣総理大臣	戸籍関係情報であって第五十二条で定めるもの	戸籍法による届出又は申請	戸籍法による届出又は申請
法務大臣	戸籍関係情報であって第五十四条で定めるもの	戸籍法による届出又は申請	戸籍法による届出又は申請
都道府県知事	障害者関係情報であって第五十五条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の給付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の給付
法務大臣	戸籍関係情報であって第五十五条で定めるもの	戸籍法による届出又は申請	戸籍法による届出又は申請
都道府県知事等	生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの	生活保護法による保護の実施機関	生活保護法による保護の実施機関

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第五十六条で定めるもの	戸籍法による届出又は申請	戸籍法による届出又は申請
法務大臣	戸籍関係情報であって第五十七条で定めるもの	戸籍法による届出又は申請	戸籍法による届出又は申請
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五十八条で定めるもの	医療保険各法による給付の支給	医療保険各法による給付の支給
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給	介護保険法による保険給付の支給
厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第五十八条で定めるもの	特別障害給付金の支給又は年金生活者支援給付金の支給	特別障害給付金の支給又は年金生活者支援給付金の支給
法務大臣	戸籍関係情報であって第五十九条で定めるもの	戸籍法による届出又は申請	戸籍法による届出又は申請
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十九条で定めるもの	年金給付の支給	年金給付の支給
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第五十九条で定めるもの	雇用保険法による失業等給付の支給	雇用保険法による失業等給付の支給
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十九条で定めるもの	公的給付の支給等に関する事務であって第五十九条で定めるもの	公的給付の支給等に関する事務であって第五十九条で定めるもの
厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下この条において「労働者災害補償関係情報」という。）又は雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給又は雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金の支給	労働者災害補償保険法による給付の支給又は雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金の支給

五十四　厚生労働大臣	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許に関する事務であって第五十六条で定めるもの	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許
五十五　日本税理士会連合会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録に関する事務であって第五十七条で定めるもの	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録
五十六　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	私立学校教職員共済法による短期給付の支給	私立学校教職員共済法による短期給付の支給
五十七　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給
五十八　厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による保険給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	厚生年金保険法による保険給付又は年金である給付の支給	厚生年金保険法による保険給付又は年金である給付の支給

六十四　厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であって第六十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十六条で定めるもの
六十三　都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって第六十五条で定めるもの
六十二　国土交通大臣又は環境大臣	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であって第六十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十四条で定めるもの
六十一　厚生労働大臣	美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であって第六十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条で定めるもの
六十　厚生労働大臣	歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）による歯科技工士の免許に関する事務であって第六十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十二条で定めるもの
五十九　文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十一条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって第六十一条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十条で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第六十条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第六十条で定めるもの

の	臨床検査技師の免許に関する事務であって第六十六条で定めるもの		
六十五　国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第六十七条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第六十七条で定めるもの
六十六　国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付のあって第六十八条で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十七条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第六十八条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十八条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第六十九条で定めるもの
六十七　国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付のあって第六十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第七十条で定めるもの
六十八　都道府県知事	調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）による調理師の免許に関する事務であって第七十条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの
六十九　市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第七十一条で定めるもの

七十　市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの		
七十一　市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって第七十三条で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	法務大臣
			市町村長
		国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの	内閣総理大臣
			都道府県知事等
			市町村長
			厚生労働大臣
七十二　厚生労働大臣	国民年金法による給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって第七十四条で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの	厚生労働大臣
		国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	法務大臣
			地方公務員災害補償基金
七十三　厚生労働大臣	国民年金法による給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの		厚生労働大臣
		国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	法務大臣
			市町村長
			内閣総理大臣
			都道府県知事等
			厚生労働大臣
七十四　厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって第七十六条で定めるもの		

生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第七十一条で定めるもの			
地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの			
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第七十一条で定めるもの			
国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの			
戸籍関係情報であって第七十三条で定めるもの			
母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって第七十三条で定めるもの			
失業等給付関係情報であって第七十三条で定めるもの			
労働者災害補償関係情報であって第七十四条で定めるもの			
地方公務員災害補償関係情報であって第七十四条で定めるもの			
戸籍関係情報であって第七十五条で定めるもの			
地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの			
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第七十五条で定めるもの			
地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの			
生活保護関係情報であって第七十六条で定めるもの			
失業等給付関係情報であって第七十六条で定めるもの			

七十五　市町村長	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所の措置又は費用の徴収等に関する事務であって第七十七条で定めるもの		
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは収入超過者に対する措置又は改良住宅の譲渡に関する事務であって同条で定めるもの		
七十七　厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金の支給に関する事務又は障害者の特例調整金若しくは特例報奨金等の支給に関する事務であって第七十九条で定めるもの		
七十八　都道府県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）による登録販売者の登録に関する事務であって第八十条で定めるもの		
七十九　厚生労働大臣	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）による薬剤師の免許に関する事務であって第八十一条で定めるもの		

都道府県知事	都道府県知事等	都道府県知事	法務大臣	都道府県知事等	市町村長	都道府県知事	法務大臣
障害者関係情報であって第七十七条で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの	障害者関係情報であって第七十八条で定めるもの	戸籍関係情報であって第七十八条で定めるもの	生活保護関係情報であって第七十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの	障害者関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第七十九条で定めるもの	戸籍関係情報であって第八十条で定めるもの
							戸籍関係情報であって第八十一条で定めるもの

八十　市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報又は児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病児童自立生活援助事業の実施、障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給若しくは指定難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給若しくは障害者総合支援法による自立支援給付若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報であって第八十二条で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険法による保険給付等に関する情報であって第八十二条で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第八十二条で定めるもの
		都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって第八十二条で定めるもの
		都道府県知事又は市町村長	障害者自立支援給付関係情報であって第八十二条で定めるもの
八十一　都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報又は児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二十八条第二項又は第二十七条第一項の措置をいう。）若しくは日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって第八十三条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第八十三条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの

		八十二　国税庁長官	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。）及び第八十四条以下において同じ。）に関する法律にて同じ。）に関する事務であって同条で定めるもの
		八十三　地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給であって第八十三条で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第八十三条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十三条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十四条で定めるもの
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第八十五条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第八十五条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第八十五条で定めるもの	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第八十五条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八十五条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十五条で定めるもの

八十四	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	法務大臣
			市町村長
			内閣総理大臣
			戸籍関係情報であって第八十六条で定めるもの
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第八十六条で定めるもの
八十五	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十七条で定めるもの	法務大臣
			地方公務員災害補償基金
			厚生労働大臣
			失業等給付関係情報であって第八十七条で定めるもの
			地方公務員災害補償関係情報であって第八十七条で定めるもの
八十六	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	都道府県知事等
			市町村長
			生活保護関係情報であって第八十八条で定めるもの
			地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって第八十八条で定めるもの
八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	都道府県知事等
			市町村長
			生活保護関係情報であって第八十九条で定めるもの
			地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
			医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
八十八	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			市町村長
			都道府県知事等
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			法務大臣
			市町村長
			内閣総理大臣
			年金給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
			失業等給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
			戸籍関係情報であって第九十条で定めるもの
			地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十条で定めるもの

八十九	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	法務大臣
			都道府県知事等
			市町村長
			戸籍関係情報であって第九十一条で定めるもの
			生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第九十一条で定めるもの
			地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
九十	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	法務大臣
			市町村長
			都道府県知事等
			戸籍関係情報であって第九十二条で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって第九十二条で定めるもの
			地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
			厚生労働大臣
			失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第九十二条で定めるもの
			内閣総理大臣
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十二条で定めるもの
九十一	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	厚生労働大臣
			都道府県知事等
			障害者関係情報であって第九十三条で定めるもの
			法務大臣
			戸籍関係情報であって第九十三条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
			市町村長
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
			地方公務員災害補償基金
			地方公務員災害補償関係情報であって第九十三条で定めるもの
			内閣総理大臣
			労働者災害補償関係情報であって第九十三条で定めるもの
			年金給付関係情報であって第九十三条で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十三条で定めるもの

九十二	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	都道府県知事 法務大臣 市町村長 内閣総理大臣
九十三	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 地方公務員災害補償基金
九十四	厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって第九十六条で定めるもの	法務大臣
九十五	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の家庭訪問指導又はこども家庭センターの実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの	市町村長
九十六	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	法務大臣 都道府県知事等 市町村長 法務大臣
九十七	都道府県知事	製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）による製菓衛生師の免許に関する事務であって第九十九条で定めるもの	法務大臣

九十八	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長 内閣総理大臣
九十九	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって第百一条で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第百一条で定めるもの 内閣総理大臣
百	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法による福祉事業の実施に関する事務であって第百二条で定めるもの	内閣総理大臣
百一	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士の登録に関する事務であって第百三条で定めるもの	法務大臣
百二	厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であって第百四条で定めるもの	法務大臣
百三	厚生労働大臣	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物飲料水等衛生管理技術者免状の交付に関する事務であって第百五条で定めるもの	法務大臣
百四	経済産業大臣	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による情報処理安全確保支援士の登録であって第百六条で定めるもの	法務大臣
百五	厚生労働大臣	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であって第百七条で定めるもの	法務大臣

障害者関係情報であって第九十四条で定めるもの	都道府県知事	
戸籍関係情報であって第九十四条で定めるもの	法務大臣	
地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの	市町村長	
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九十四条で定めるもの	内閣総理大臣	
労働者災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣	
年金給付関係情報であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	
地方公務員災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの	地方公務員災害補償基金	
戸籍関係情報であって第九十六条で定めるもの	法務大臣	
母子保健法による健康診査に関する情報であって第九十七条で定めるもの	市町村長	
戸籍関係情報であって第九十八条で定めるもの	法務大臣	
生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第九十八条で定めるもの	都道府県知事等	
地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの	市町村長	
戸籍関係情報であって第九十九条で定めるもの	法務大臣	

百六	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
百七	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの
百八	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
百九	厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であって第百十一条で定めるもの
百十	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの
百十一	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの
百十二	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの

法務大臣	戸籍関係情報であって第百八条で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの	
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百八条で定めるもの	
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百九条で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの
都道府県知事	障害者関係情報であって第百十条で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百十条で定めるもの	
都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百十条で定めるもの	
市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの	
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十条で定めるもの	
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百十一条で定めるもの	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であって第百十一条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十一条で定めるもの	
法務大臣	戸籍関係情報であって第百十二条で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの
市町村長	住民票関係情報であって第百十二条で定めるもの	
法務大臣	戸籍関係情報であって第百十四条で定めるもの	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの
市町村長	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	
法務大臣	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの

内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十四条で定めるもの	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって第百十五条で定めるもの
都道府県知事	障害者関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第百十五条で定めるもの	
百十三 厚生労働大臣		
法務大臣	戸籍関係情報であって第百十六条で定めるもの	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）による作業環境測定士の登録に関する事務であって第百十六条で定めるもの
百十四 厚生労働大臣		
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百十七条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの	
百十五 後期高齢者医療広域連合		
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百十八条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十八条で定めるもの	
百十六 後期高齢者医療広域連合		
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百十九条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるもの
百十七 市町村長		
法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十条で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者とされた政府が支給する年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの
市町村長	住民票関係情報であって第百二十条で定めるもの	
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十条で定めるもの	
百十八 厚生労働大臣		

百十九	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第百二十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十二条で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号に規定する障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	戸籍関係情報であって第百二十一条で定めるもの
百二十	厚生労働大臣	社会福祉法及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって第百二十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十三条で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号に規定する障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	戸籍関係情報であって第百二十二条で定めるもの
百二十一	厚生労働大臣	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であって第百二十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十四条で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号に規定する障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	戸籍関係情報であって第百二十三条で定めるもの
百二十二	厚生労働大臣	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であって第百二十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十五条で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号に規定する障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	戸籍関係情報であって第百二十四条で定めるもの
百二十三	厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であって第百二十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十六条で定めるもの	障害者関係情報であって第百二十六条で定めるもの	戸籍関係情報であって第百二十五条で定めるもの
百二十四	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第百二十六条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十六条で定めるもの		
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの		
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十条第一項に規定する支援給付であって第百二十七条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第百二十六条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、育成医療若しくは障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給若しくは母子及

	都道府県知事等	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働大臣又は都道府県知事
定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報、健康保険法による養育医療の給付若しくは費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険関係情報、障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第百二十七条で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学に必要な経費の支弁について第百二十七条で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第百二十七条で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって第百二十七条で定めるもの

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十七条で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第百二十七条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十七条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百二十九条で定めるもの	内閣総理大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十条で定めるもの	内閣総理大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって第百二十九条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十七条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十六条で定めるもの
市町村長	戸籍関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十五条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十四条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十三条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十二条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十一条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二十条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十九条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十七条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十六条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十五条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十四条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十三条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十二条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十一条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百十条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百九条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百七条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百六条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百五条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百四条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百三条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百二条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百一条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第百条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十九条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十八条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十七条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十六条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十五条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十四条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十三条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十二条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十一条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給であって第九十条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十二条で定めるもの	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって第百二十九条で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十二条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による葬祭料の支給に関する事務であって第百二十九条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による葬祭料の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十五条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十四条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十三条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十二条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十一条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十九条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十七条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十六条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十五条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十一条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百十条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百七条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百六条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百五条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百四条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百二条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百一条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十九条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十七条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十六条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十五条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十一条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第九十条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十九条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十八条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十七条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十四条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十二条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十一条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第八十条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十九条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十八条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十七条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十六条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十五条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十四条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十三条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十一条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第七十条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十九条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十六条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十五条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十四条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十三条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十二条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十一条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十七条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十六条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十五条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十四条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十三条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十二条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十一条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第五十条で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第四十九条で定めるもの
法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十一条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第四十八条で定めるもの
市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に

百三十七　都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百三十九条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの
		内閣総理大臣	感染症の予防及び感染症の患者に対する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による給付であって第百三十九条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十九条で定めるもの
百三十八　厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する法律（平成二十三年法律第百一号。以下「平成二十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十条で定めるもの
百三十九　市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって第百四十一条で定めるもの	市町村長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第百四十一条で定めるもの
百四十　独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の保険給付その他の支給若しくは同法附則第六条第一項第一号の規定による第三号被保険者としての被保険者期間に係る保険料その他徴収金の徴収又は第三十九条の規定による独立行政法人農業者年金基金が行う農業者年金事業の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十九号。以下「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金事業の保険給付その他の支給に関する事務であって第百四十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十二条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付の支給に関する情報であって第百四十二条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十二条で定めるもの

		百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第百四十八号。第二条において「平成二十年改正前農業者年金基金法」という。）第七十一条の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十号）による改正前の農業者年金基金法（以下「平成二十年改正前農業者年金基金法」という。）第百四十一条において準用する平成二十年改正前農業者年金基金法第百四十条の規定による給付であって第百四十二条で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）及び支援機構の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	都道府県知事	障害者福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報であって第百四十三条で定めるもの	
		法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十三条で定めるもの	
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの	
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの	
	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの	
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第百四十三条で定めるもの	
		厚生労働大臣又は日本年金機構	年金生活者支援給付金関係情報であって第百四十三条で定めるもの	
	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの			

	百四十二　厚生労働大臣							百四十三　厚生労働大臣		百四十四　都道府県知事又は市町村長				
	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの							臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第七条の規定による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であって第百四十五条で定めるもの		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十六条で定めるもの				
内閣総理大臣	厚生労働大臣	法務大臣	市町村長	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	法務大臣	都道府県知事	法務大臣	内閣総理大臣	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣総理大臣	
公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十三条で定めるもの	労働者災害補償関係情報であって第百四十四条で定めるもの	戸籍関係情報であって第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であって第百四十四条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十四条で定めるもの	戸籍関係情報であって第百四十五条で定めるもの	障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって第百四十六条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給であって第百四十七条で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第百四十六条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十六条で定めるもの

	百四十七　総務大臣							百四十八　厚生労働大臣					
	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金であって第百四十九条で定めるもの							石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族年金の支給に関する事務であって第百五十条で定めるもの					
法務大臣	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	内閣総理大臣	法務大臣	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	内閣総理大臣	内閣総理大臣					
戸籍関係情報であって第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの	年金給付関係情報であって第百四十九条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百四十九条で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第百四十八条で定めるもの				公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十条で定めるもの					

百四十九	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十一年法律第百七十三号）第十条の規定による保険給付又は給付に関する事務でであって第百五十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十一条で定めるもの
			市町村長	住民票関係情報であって第百五十一条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十一条で定めるもの
百五十	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第三条第一項の規定による保険給付遅延特別加算金又は保険給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十二条で定めるもの
			市町村長	住民票関係情報であって第百五十二条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十二条で定めるもの
百五十一	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百五十三条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
			文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に関する就学支援金の支給に関する情報であって第百五十三条で定めるもの
百五十二	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第百五十四条で定めるもの
			国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第百五十四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十四条で定めるもの

百五十三	都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって第百五十五条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの
			厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの
百五十四	厚生労働大臣	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって第百五十六条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって第百五十六条で定めるもの
百五十五	市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育若しくは子育ての給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報であって第百五十七条で定めるもの
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、国民年金関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第百五十七条で定めるもの
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第百五十七条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十七条で定めるもの
百五十六	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十八条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百五十八条で定めるもの

百五十七　都道府県知事又は特別区の区域を処理する指定都市の長	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の二第十項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験実施者	法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十九条で定めるもの						
				医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百六十条で定めるもの				
				都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百六十条で定めるもの				
				市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの				
					国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者			
						難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者		
				法務大臣	戸籍関係情報であって第百六十一条で定めるもの				
				市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの				
				内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十二条で定めるもの				

百五十八　都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関して第百六十条で定めるもの	百五十九　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であって第百六十一条で定めるもの	百六十　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のために預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人及び地方公共団体の長その他の執行機関をいう。）の確実な預貯金口座への登録を行うための基礎となる情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの						
				都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による児童扶養手当の支給に関する法律による児童扶養手当の支給に関する情報、特別障害者手当若しくは障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの					
				市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に関する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの					
				厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、障害給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第百六十三条で定めるもの					
				文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学に必要な経費の支弁に関する情報であって第百六十三条で定めるもの					
				都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第百六十三条で定めるもの					

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの					
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第百六十三条で定めるもの					
厚生労働大臣	失業等給付関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって第百六十三条で定めるもの					
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十三条で定めるもの					
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十四条で定めるもの	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づき生活に困窮する外国人であって生活保護法による保護に準ずる給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関して第百六十四条で定めるもの				
都道府県知事等			百六十二　地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住賃第二十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する地域優良賃貸住宅（公営型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長			
都道府県知事			地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの			百六十四　「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健
都道府県知事	障害者関係情報であって第百六十五条で定めるもの					
法務大臣	戸籍関係情報であって第百六十五条で定めるもの					
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの					
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給					

厚生労働大臣又は都道府県知事等	発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）等事業の特定感染症検査等事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施について（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）別紙「感染症対策特別促進事業について」の第二の一の（一）の２の（２）のア及び第三の一の（一）の２の（２）のア並びに「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成二十年六月〇六健発第〇六〇一〇号厚生労働省健康局長通知）別紙「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」の第二の２の（２）のアの規定に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十五条で定めるもの					
百六十五　都道府県知事						
百六十六　都道府県知事						
百六十七　文部科学大臣						
百六十八　都道府県知事又は都道府県教育委員会						

厚生労働大臣又は都道府県知事等	付あって第百六十六条で定めるもの					
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの					
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十六条で定めるもの					
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する情報であって第百六十七条で定					
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの					
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十七条で定めるもの					
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十七条で定めるもの					
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの					
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十八条で定めるもの					
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百六十八条で定めるもの					
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十九条で定めるもの					
都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十条で定めるもの					
都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百六十九条で定めるもの					
市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの					
市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの					

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

百六十九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等における奨学のための給付金事業に関するする給付の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十一条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
百七十　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科における奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十二条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
百七十一　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科における修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十三条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの
百七十二　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科における修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十四条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
百七十三　都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二四二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業の実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

第三条　前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

ハ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

二　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第十六条第二項の保険医又は保険薬剤師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法第五十二条又は第百二十二条の保険給付（同法第六十三条第一項に規定する療養の給付を除く。次号において同じ。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　健康保険法第五十二条又は第百二十七条の保険給付のうち未支給の保険給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の保険給付を受けるべき者に係る戸籍関係情報

三　健康保険法第五十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

四　健康保険法第五十五条第三項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

五　健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第九号及び第十号を除き、以下この条において同じ。）による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報

ロ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

ハ　年金給付関係情報

六　健康保険法第百条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第百三十六条第一項の日雇特例被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

七　健康保険法第百一条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百三十七条の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

八　健康保険法第百四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報

ロ　当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報

九　健康保険法第百五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第百三十六条第一項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第百十三条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第百四十三条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者及び死亡した当該被保険者であった者若しくは死亡した当該日雇特例被保険者であった者又は死亡した当該被保険者若しくは死亡した当該日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）の被扶養者に係る戸籍関係情報

十　健康保険法第百六条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第百三十七条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第百四十四条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ハ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十一　健康保険法第百八条（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者又は日雇特例被保険者に係る年金給付関係情報

十二　健康保険法第百十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の日雇特例被保険者による高額療養費の支給に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

十三　健康保険法第百十五条の二第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第百四十七条の二の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

十四　健康保険法第百二十八条第一項の日雇特例被保険者に係る療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給、同条第四項の日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料若しくは家族出産育児一時金の支給又は同条第五項の特別療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る日雇特例被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

十五　健康保険法第百六十四条第一項の任意継続被保険者の保険料の納付に関する事務　当該保険料の納付に係る任意継続被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

十六　健康保険法第百六十四条第一項の規定により任意継続被保険者が納付した保険料の還付又は同法第百六十五条第一項の規定により任意継続被保険者が前納した保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十七　健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）

ト　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二十五条第一項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）

チ　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十八　健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該確認に係る被扶養者及び当該者に係る健康保険法施行規則第三十八条の届出を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る健康保険法施行規則第三十八条の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

チ　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十九　健康保険法施行規則第五十六条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十　健康保険法施行規則第六十一条第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十一　健康保険法施行規則第六十二条の四第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十二　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十三　健康保険法施行規則第百五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は同令第百二十九条の三第一項の日雇特例被保険者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十四　健康保険法施行規則第百二十条の日雇特例被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

チ　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

二十五　健康保険法施行規則第百四十一条第一項の任意継続被保険者による前納した保険料の還付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者及び死亡した当該任意継続被保険者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法第五十二条又は第五十三条の保険給付（同法第六十三条第一項に規定する療養の給付を除く。次号において同じ。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　健康保険法第五十二条又は第五十三条の保険給付のうち未支給の保険給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の保険給付を受けるべき者に係る戸籍関係情報

三　健康保険法第五十四条の健康保険組合が管掌する保険（以下この条において「組合管掌健康保険」という。）の被保険者に係る家族療養費（同法第百十条第七項において準用する同法第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者の被扶養者に係る健康保険法による保険給付の支給に関する情報

四　健康保険法第五十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

五　健康保険法第五十五条第三項の組合管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

六　健康保険法第九十九条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報

ロ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

ハ　年金給付関係情報

七　健康保険法第百条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

八　健康保険法第百一条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

九　健康保険法第百四条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報

十　健康保険法第百五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第百十三条の組合管掌健康保険の被保険者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者及び死亡した当該被保険者であった者又は死亡した当該被扶養者に係る戸籍関係情報

十一　健康保険法第百六条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ハ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十二　健康保険法第百八条の組合管掌健康保険の被保険者に係る傷病手当金の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る年金給付関係情報

十三　健康保険法第百十五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
十四　健康保険法第百十五条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
十五　健康保険法第百六十四条第一項の被保険者又は任意継続被保険者の保険料の納付に関する事務　当該保険料の納付に係る被保険者又は任意継続被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
十六　健康保険法第百六十四条第一項の規定により任意継続被保険者が納付した保険料の還付又は同法第百六十五条第一項の規定により任意継続被保険者が前納した保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十七　健康保険法施行規則第二十四条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
十八　健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
ハ　当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
チ　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
十九　健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該確認に係る被扶養者及び当該者に係る健康保険法施行規則第三十八条の届出を行う者に係る戸籍関係情報
ハ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る健康保険法施行規則第三十八条の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該確認に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
チ　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
二十　健康保険法施行規則第五十六条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
二十一　健康保険法施行規則第六十一条第二項の組合管掌健康保険の被保険者による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
二十二　健康保険法施行規則第六十二条の四第二項の組合管掌健康保険の被保険者による生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
二十三　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
二十四　健康保険法施行規則第百五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
二十五　健康保険法施行規則第百四十一条第一項の任意継続被保険者（健康保険法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。）による前納した保険料の還付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び死亡した当該任意継続被保険者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請に係る者に係る住民票関係情報
二十六　健康保険法施行規則第百六十八条第一項の特例退職被保険者の資格取得の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者に係る年金給付関係情報

第六条　第二条の表四の項で定める事務は、恩給法による年金である給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報
三　当該申請等に係る者に係る年金給付関係情報
四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第七条　第二条の表五の項で定める事務は、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第二十六条の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第九号及び第九条第十二号に掲げる事務を除く。）とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
二　当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
三　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
五　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

第八条　第二条の表六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　船員保険法第三十三条第一項の療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給又は同条第六項の家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料若しくは家族出産育児一時金の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る健康保険法による保険給付の支給に関する情報
二　船員保険法第三十三条第四項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
三　船員保険法第六十九条第一項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報

四　船員保険法第六十九条第六項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報
五　船員保険法第七十二条第一項の葬祭料又は同法第八十条の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報
六　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報
七　船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（次号において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
八　船員保険法第八十四条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
九　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該届出に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
ハ　当該届出に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ニ　当該届出に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
十　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
ハ　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ニ　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
十一　船員保険法施行規則第六十四条第一項の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第九条　第二条の表七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　船員保険法第二十九条又は第三十条の保険給付（同法第五十三条第一項に規定する療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　船員保険法第三十八条の未支給の保険給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の保険給付を受けるべき者に係る戸籍関係情報
三　船員保険法第六十九条第一項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報
イ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
ロ　年金給付関係情報
四　船員保険法第七十条の傷病手当金の支給の調整に係る事務　当該調整に係る被保険者に係る年金給付関係情報
五　船員保険法第七十二条第一項の被保険者若しくは被保険者であった者の死亡に係る葬祭料又は同法第八十条の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者及び死亡した当該被保険者若しくは死亡した当該被保険者であった者又は死亡した当該被扶養者に係る戸籍関係情報
六　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報
七　船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報
八　船員保険法第八十四条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該申請を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
九　船員保険法第九十七条又は第九十九条第一項の遺族年金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報
十　船員保険法第百二十七条第一項の疾病任意継続被保険者の保険料の納付に関する事務　当該保険料の納付に係る疾病任意継続被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
十一　船員保険法第百二十七条第一項の規定により疾病任意継続被保険者が納付した保険料の還付又は同法第百二十八条第一項の規定により疾病任意継続被保険者が前納した保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十二　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
ロ　当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
十三　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る被扶養者及び当該者に係る船員保険法施行規則第二十六条第一項の届出を行う者に係る戸籍関係情報
ロ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る船員保険法施行規則第二十六条第一項の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該確認に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
十四　船員保険法施行規則第四十七条第一項の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

十五　船員保険法施行規則第五十条第二項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
十六　船員保険法施行規則第五十三条第二項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
十七　船員保険法施行規則第八十七条の特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
十八　船員保険法施行規則第九十五条の限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
十九　船員保険法施行規則第百十三条第一項の休業手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報
二十　船員保険法施行規則第百十五条第一項の障害年金又は障害手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報
二十一　船員保険法施行規則第百三十三条第一項の遺族年金の支給の停止又は同令第百三十四条第一項の遺族年金の支給の停止の解除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二十二　船員保険法施行規則第百六十八条第一項の疾病任意継続被保険者による前納した保険料の還付の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者及び死亡した当該疾病任意継続被保険者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二十三　平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第十条　第二条の表八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の四第二項の遺族年金又は同法第二十三条第一項の傷病年金の各支払期月（同法第九条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務　これらの給付の受給権者に係る次に掲げる情報
イ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ハ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ニ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ホ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヘ　公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　労働者災害補償保険法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金又は遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る前号に掲げる情報
三　労働者災害補償保険法第十五条第一項の障害補償一時金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害一時金又は同法第二十二条の三の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る第一号ヘに掲げる情報
四　労働者災害補償保険法第十五条第一項の障害補償一時金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害一時金又は同法第二十二条の三第二項の障害一時金の支給に関する事務　これらの給付の受給権者に係る第一号ヘに掲げる情報
五　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八条の二第二項の傷病補償年金の支給の決定に係る届書、同令第十八条の三の十五の複数事業労働者傷病年金の支給の決定に係る届書又は同令第十八条の十三第二項の傷病年金の支給の決定に係る届書に係る事実についての審査に関する事務　当該届書を提出する者に係る第一号に掲げる情報
六　労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の年金である保険給付の受給権者の定期報告に係る事実についての審査に関する事務　当該定期報告を行う者に係る第一号イからホまでに掲げる情報
七　労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の二の年金である保険給付の受給権者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る第一号イからホまでに掲げる情報
八　労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の三の年金である保険給付の受給権者の届書に係る事実についての審査に関する事務　当該届書を提出する者に係る第一号ヘに掲げる情報

第十一条　第二条の表九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給を受ける権利に係る届書に係る事実についての審査に関する事務　当該届書を提出する者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労災就学援護費又は同令第三十四条第一項の労災就労保育援護費の支給に関する事務　これらの支給金の受給権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第四条の障害特別支給金、同令第五条の遺族特別支給金、同令第五条の二の傷病特別支給金、同令第七条の障害特別年金、同令第八条の遺族特別年金又は同令第十一条の傷病特別年金の支給に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
五　労働者災害補償保険特別支給金支給規則第四条の障害特別支給金、同令第五条の遺族特別支給金、同令第五条の二の傷病特別支給金、同令第七条の障害特別年金、同令第八条の障害特別一時金、同令第九条の遺族特別年金又は同令第十一条の傷病特別年金の支給（障害特別年金、遺族特別年金又は傷病特別年金にあっては、各支払期月（同令第十三条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払）に関する事務　これらの支給金の受給権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第十二条　第二条の表十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　船員法第八十二条の二第三項第二号の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　船員法第百十八条第三項第二号の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条第一項の衛生管理者適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
四　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条第一項の救命艇手適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十三条　第二条の表十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録又は同条第三号の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

ハ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

三　児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

ホ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

四　児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

五　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十四条　第二条の表十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第十五条　第二条の表十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

ロ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

ハ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下このハ並びに第百二十七条第一号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下このハ及び第百二十七条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このハ及び第百二十七条において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。第百二十七条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

ニ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ホ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票関係情報

ヘ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者（児童福祉法第六条の二第二項第二号の成年患者をいう。以下この条において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ト　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
チ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は小児慢性特定疾病児童の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
ヲ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ワ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童の保護者に係る特別障害給付金関係情報
二　児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
ロ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報
ハ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ニ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
ホ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヘ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ト　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
チ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は小児慢性特定疾病児童の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
ヲ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ワ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者に係る特別障害給付金関係情報
二　児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務　当該調整に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十六条　第二条の表十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ハ　当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ホ　当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報
ヘ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ト　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
二　児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該変更に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ハ　当該変更に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　当該変更に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ホ　当該変更に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報
三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ロ　生活保護実施関係情報
ハ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ハ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ニ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ホ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ヘ　生活保護実施関係情報
ト　中国残留邦人等支援給付実施関係情報
五　児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第三号ロ及びハに掲げる情報

第十七条　第二条の表十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る障害児の保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
ロ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ホ　当該申請に係る障害児の保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
ロ　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
ロ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る

ハ　当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ホ　当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報
ヘ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ト　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
二　当該申請に係る障害児の保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　前号ロ及びハに掲げる情報
四　児童福祉法施行規則第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報
ロ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第二十一条　第二条の表十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第二十四条の二十の障害児入所医療費の支給に関する事務　当該支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報
イ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ハ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ニ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ホ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヘ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
ト　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
チ　特別障害給付金関係情報
二　児童福祉法第二十四条の二十二の障害児入所医療費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る障害児入所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

第二十二条　第二条の表二十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。）　次に掲げる情報
イ　当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ハ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号の措置に係る部分に限る。）
ニ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ホ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ヘ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ト　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
チ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
リ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヌ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ル　措置児童に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
ヲ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ワ　措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
カ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ヨ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
タ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
二　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）　次に掲げる情報
イ　当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ハ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号の措置に係る部分に限る。）
ニ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ホ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ヘ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ト　措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
チ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
リ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ヌ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ル　措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ヲ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ワ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
カ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
三　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）次に掲げる情報
イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童（以下この号において「療育給付児童」という。）又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
ロ　療育給付児童、当該療育給付児童の扶養義務者又は当該療育給付児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ハ　療育給付児童又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
ニ　療育給付児童又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
四　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。）次に掲げる情報
イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「保護児童」という。）又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ハ　保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号の措置に係る部分に限る。）
ニ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ホ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ヘ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ト　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
チ　当該徴収に係る児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
リ　助産妊産婦、当該助産妊産婦の扶養義務者若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童、当該保護児童の扶養義務者若しくは当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヌ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ル　助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
ヲ　保護児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ワ　助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
カ　保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
ヨ　保護児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
五　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）第一号に掲げる情報
六　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）次に掲げる情報
イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ハ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号の措置に係る部分に限る。）
ニ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ホ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ヘ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ト　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
チ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

リ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ヌ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ル　措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ヲ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ワ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
カ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
七　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号の三に係る部分に限る。）当該徴収に係る同法第三十三条の六の児童自立生活援助を受ける満二十歳未満義務教育終了児童等（同法第六条の三第一項第一号の満二十歳未満義務教育終了児童等をいう。以下この号において同じ。）又は当該満二十歳未満義務教育終了児童等の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
八　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）次に掲げる情報
イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十四条第五項又は第六項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）と同一の世帯に属する者に係る同法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ハ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報
ニ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ホ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ヘ　措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ト　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
チ　措置児童の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
リ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヌ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ル　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
ヲ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ワ　措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
カ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ヨ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
タ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第二十三条　第二条の表二十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第一条のあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）第三条第一項のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第四条第二項のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第二十四条　第二条の表二十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　理容師法第二条の理容師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第三条第一項の理容師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　理容師法施行規則第四条第二項の理容師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　理容師法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　理容師法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第二十五条　第二条の表二十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　栄養士法第二条第一項の栄養士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第三条第一項の栄養士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　栄養士法施行令第四条第三項の栄養士の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　栄養士法施行令第五条第一項の栄養士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　栄養士法施行令第六条第一項の栄養士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第二十六条　第二条の表二十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　栄養士法第二条第三項の管理栄養士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　栄養士法施行令第三条第三項の管理栄養士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　栄養士法施行令第四条第三項の管理栄養士の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　栄養士法施行令第五条第二項の管理栄養士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　栄養士法施行令第六条第二項の管理栄養士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第二十七条　第二条の表二十五の項で定める事務は、予防接種法第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種の実施に関する事務とし、同表二十五の項で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。
一　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報
二　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
三　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの規定により予防接種法第六条第三項の予防接種とみなして適用する新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の予防接種（以下「特定接種」という。）に関する記録（予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る。）に関する情報

第二十八条　第二条の表二十六の項で定める事務は、予防接種法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施に関する事務、同法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務及び同法第六条第四項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務とし、同表二十六の項で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。
一　予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報
二　特定接種に関する記録（予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る。）に関する情報

第二十九条　第二条の表二十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　予防接種法第十六条第一項第一号又は同条第二項第一号の医療費の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
ロ　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ハ　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
二　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　予防接種法第十六条第一項第一号又は同条第二項第一号の医療手当の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第三十条　第二条の表二十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　予防接種法第十六条第一項第四号又は同条第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ハ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　予防接種法第十六条第一項第五号又は同条第二項第五号の給付の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該決定に係る予防接種を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第三十一条　第二条の表二十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　予防接種法第十六条第一項第二号の給付の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該支給に係る障害児に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当又は同法第十七条の障害児福祉手当の支給に関する情報
ロ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　予防接種法第十六条第一項第三号の給付の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該支給を受ける者に係る国民年金法第三十条の四の障害基礎年金の支給に関する情報
ロ　当該支給を受ける者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報
ハ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　予防接種法第十六条第二項第三号の給付の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第三十二条　第二条の表三十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　医師法第二条の医師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　医師法第十六条の六第一項の臨床研修を修了した旨の医籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第五条第一項の医籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　医師法施行令第六条第二項の医籍の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
五　医師法施行令第八条第一項の医師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
六　医師法施行令第九条第一項の医師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

七　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第二十二条第一項の臨床研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八　医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十三条第一項の臨床研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十三条　第二条の表三十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　歯科医師法第二条の歯科医師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　歯科医師法第十六条の四第一項の臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第五条第一項の歯科医籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　歯科医師法施行令第六条第二項の歯科医籍の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

五　歯科医師法施行令第八条第一項の歯科医師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六　歯科医師法施行令第九条第一項の歯科医師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

七　歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第二十二条第一項の臨床研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八　歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十三条第一項の臨床研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十四条　第二条の表三十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　保健師助産師看護師法第七条の保健師、助産師又は看護師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第三条第一項の保健師籍若しくは看護師籍又は同条第二項の助産師籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　保健師助産師看護師法施行令第五条第一項の保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　保健師助産師看護師法施行令第六条第一項の保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　保健師助産師看護師法施行令第七条第一項の保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十五条　第二条の表三十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　保健師助産師看護師法第八条の准看護師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　保健師助産師看護師法施行令第三条第三項の准看護師籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　保健師助産師看護師法施行令第五条第一項の准看護師籍の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　保健師助産師看護師法施行令第六条第二項の准看護師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　保健師助産師看護師法施行令第七条第二項の准看護師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十六条　第二条の表三十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　歯科衛生士法第三条の歯科衛生士免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）第三条第一項の歯科衛生士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　歯科衛生士法施行規則第四条第二項の歯科衛生士の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　歯科衛生士法施行規則第五条第一項（同令第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　歯科衛生士法施行規則第六条第一項（同令第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十七条　第二条の表三十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　通訳案内士法第十八条の全国通訳案内士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第二十一条（第二号に限る。）の全国通訳案内士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第三十八条　第二条の表三十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第十八条の地域通訳案内士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　通訳案内士法第十七条において読み替えて準用する同令第二十一条（第二号に限る。）の地域通訳案内士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第三十九条　第二条の表三十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ　当該障害福祉サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

二　身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該措置に係る身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　当該措置に係る身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該措置に係る身体障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ニ　当該措置に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該措置に係る身体障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
三　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第四十条　第二条の表三十八の項で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の同法第三十条の規定による費用の負担の調整に関する事務とし、同項で定める情報は、当該調整に係る精神障害者に係る次に掲げる情報とする。
一　医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
二　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
三　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第四十一条　第二条の表三十九の項で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）又は当該措置入院者の扶養義務者に係る戸籍関係情報
二　措置入院者又は当該措置入院者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
三　措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第四十二条　第二条の表四十の項で定める事務は、前条に掲げる事務とし、同項で定める情報は、措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。
一　生活保護実施関係情報
二　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第四十三条　第二条の表四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報
イ　年金給付関係情報
ロ　特別障害給付金関係情報
二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る前号に掲げる情報
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第九条第一項の障害等級の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る第一号に掲げる情報

第四十四条　第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報
イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ハ　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
ニ　児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報
ホ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ヘ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ト　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
チ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
リ　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報
ヌ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ル　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
ヲ　生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）又は同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報（第百二十七条及び第百六十三条において「進学・就職準備給付金関係情報」という。）
ワ　児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
カ　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
ヨ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
タ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報
レ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ソ　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
ツ　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報
ネ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
ナ　年金給付関係情報
ラ　特別障害給付金関係情報
ム　年金生活者支援給付金関係情報
ウ　特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報
ヰ　学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

ノ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
オ　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
ク　地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ヤ　失業等給付関係情報
マ　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
ケ　公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　要保護者等に係る前号に掲げる情報
三　生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務　要保護者等に係る第一号に掲げる情報
四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報
五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報
六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第四十五条　第二条の表四十三の項で定める事務は、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金又は同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給に関する事務とし、同表四十三の項で定める情報は、当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十六条　第二条の表四十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　建築基準法第七十七条の五十八第一項の建築基準適合判定資格者の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　建築基準法第七十七条の六十の建築基準適合判定資格者の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　建築基準法第七十七条の六十一の建築基準適合判定資格者の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
四　建築基準法第七十七条の六十二第一項（第三号に限る。）の建築基準適合判定資格者の登録の消除に関する事務　当該消除に係る者に係る戸籍関係情報
五　建築基準法第七十七条の六十六第一項の構造計算適合判定資格者の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
六　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の構造計算適合判定資格者の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
七　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の構造計算適合判定資格者の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
八　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十二第一項（第三号に限る。）の構造計算適合判定資格者の登録の消除に関する事務　当該消除に係る者に係る戸籍関係情報
九　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の十一第一項の建築基準適合判定資格者登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
十　建築基準法施行規則第十条の十五の六において読み替えて準用する同令第十条の十一第一項の構造計算適合判定資格者登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十七条　第二条の表四十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　建築士法第四条第一項の一級建築士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　建築士法第五条の二第一項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の一級建築士の住所等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
三　建築士法第八条の二（第一号に限る。）の一級建築士の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
四　建築士法第九条第一項（第三号に限る。）の一級建築士の免許の取消しに関する事務　当該取消しに係る者に係る戸籍関係情報
五　建築士法第十条の三第一項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の構造設計一級建築士証又は同法第十条の三第二項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の設備設計一級建築士証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十八条　第二条の表四十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　建築士法第四条第三項の二級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　建築士法第五条の二第一項（同法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の二級建築士又は木造建築士の住所等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
三　建築士法第八条の二（第一号に限る。）の二級建築士又は木造建築士の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
四　建築士法第九条第一項（第三号に限る。）の二級建築士又は木造建築士の免許の取消しに関する事務　当該取消しに係る者に係る戸籍関係情報

第四十九条　第二条の表四十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　クリーニング業法第六条のクリーニング師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第六条第一項のクリーニング師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　クリーニング業法施行規則第八条のクリーニング師免許証の訂正の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　クリーニング業法施行規則第十条第二項のクリーニング師免許証の返納に関する事務　当該クリーニング師免許証の交付を受けた者に係る戸籍関係情報

第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方税法第十七条の過誤納金、同法第十七条の二の二の市町村徴収金関係過誤納金又は同法第十七条の四の還付加算金の還付に関する事務　納税者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　地方税法第二十四条第一項第二号に掲げる者に対する道府県民税又は同法第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務　納税義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報

イ　戸籍関係情報

ロ　道府県民税又は市町村民税に関する情報

四　地方税法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除又は租税特別措置法第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務　次に掲げる情報

イ　納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

五　地方税法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除又は同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

六　地方税法第三百十四条の九第二項（同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　地方税法第三百二十一条の七第二項の給与所得に係る特別徴収税額の還付に関する事務　納税者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

八　地方税法第三百二十一条の七の十第二項の年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付に関する事務　特別徴収対象年金所得者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

九　地方税法第三百二十三条の市町村民税の減免又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十一条第二号の森林環境税の免除に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十　地方税法第三百六十四条第六項の固定資産税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十一　地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十二　地方税法第四百五十八条第六項又は第四百五十九条第二項の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十三　地方税法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

十四　地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十五　地方税法第四百七十七条第二項の市町村たばこ税の還付に関する事務　申告納税者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十六　地方税法第六百一条第七項（同法第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百二十九条第八項、附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）又は附則第三十一条の三の四第八項の特別土地保有税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十七　地方税法第六百八十四条の市町村法定外普通税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十八　地方税法第七百三条の三第三項の宅地開発税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十九　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税の課税に関する事務　次に掲げる情報

イ　納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。）に係る雇用保険法第十三条第三項の特定理由離職者又は同法第二十三条第二項の特定受給資格者に関する情報

二十　地方税法第七百三条の五第三項の国民健康保険税（同法第七百三条の四第一項の国民健康保険税をいう。次号及び第二十二号において同じ。）の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該減額賦課に係る出産被保険者（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第四項第一号の出産被保険者をいう。以下この号において同じ。）及びその子に係る戸籍関係情報

ロ　当該減額賦課に係る出産被保険者に係る母子保険法第十五条の妊娠の届出に関する情報

二十一　地方税法第七百六条の二第二項又は第七百十八条の十第二項の国民健康保険税の還付に関する事務　納税義務者又は特別徴収対象被保険者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二十二　地方税法第七百十七条の水利地益税等の減免に関する事務　次に掲げる情報

イ　国民健康保険税の納税義務者に係る健康保険法第三条第七項の被扶養者の異動に関する情報

ロ　納税義務者に係る生活保護実施関係情報

二十三　地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
二十四　地方税法附則第二十九条の三（同法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。）又は第二十九条の五第十一項若しくは第十二項の固定資産税又は都市計画税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第五十一条　第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方税法第十七条の過誤納金又は同法第十七条の四の還付加算金の還付に関する事務　納税者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務　次に掲げる情報
イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
三　地方税法第七十三条の二第八項、第七十三条の二十七第一項（同法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項並びに附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の四第四項の不動産取得税の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四　地方税法第七十四条の十四第二項の道府県たばこ税の還付に関する事務　申告納税者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
五　地方税法第百四十四条の三十第一項又は第百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の軽油引取税の還付に関する事務　特別徴収義務者又は免税取扱特別徴収義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
六　地方税法第百六十四条第六項、第百六十五条第二項又は附則第二十九条の十三の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
七　地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務　次に掲げる情報
イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
八　地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　前号に掲げる情報
九　地方税法第二百七十四条の道府県法定外普通税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十　地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十一　地方税法第七百条の五十二第一項第二号又は第四号に掲げる者に対する狩猟税の課税に関する事務　納税義務者に係る道府県民税に関する情報
十二　地方税法第七百条の六十二の狩猟税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十三　地方税法第七百十七条の水利地益税等の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十四　地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十五　平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　第七号に掲げる情報

第五十二条　第二条の表五十の項で定める事務は、地方税法第七十二条の八十八第二項の譲渡割額及び同条第三項の譲渡割の中間納付額の還付に関する事務とし、同表五十の項で定める情報は、地方消費税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第五十三条　第二条の表五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　行政書士法第六条第一項の行政書士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　行政書士法第六条の四の行政書士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　行政書士法第七条第一項（第三号に限る。）の行政書士の登録の抹消に関する事務　当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報

第五十四条　第二条の表五十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　船舶職員及び小型船舶操縦者法二十三条の二第一項の小型船舶操縦士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第七条第一項の海技士免許原簿の登録事項及び海技免状の訂正の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第七十三条第一項の小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び小型船舶操縦免許証の訂正の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第五十五条　第二条の表五十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ニ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　戸籍関係情報
ヘ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ト　住民票に記載された住民票関係情報
二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

四　公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

六　公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

七　公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

九　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第五十六条　第二条の表五十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　診療放射線技師法第三条の診療放射線技師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　診療放射線技師法第八条第二項の診療放射線技師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第一条の四第一項の診療放射線技師籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　診療放射線技師法施行令第二条第二項の診療放射線技師籍の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

五　診療放射線技師法施行令第三条第一項の診療放射線技師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第五十七条　第二条の表五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　税理士法第十八条の税理士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　税理士法第二十条の税理士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　税理士法第二十五条第一項（第三号に限る。）の税理士の登録の取消しに関する事務　当該取消しに係る者に係る戸籍関係情報

四　税理士法第二十六条第一項（第二号に限る。）の税理士の登録の抹消に関する事務　当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報

五　税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十一条の二の指導又は助言に関する事務　当該指導又は助言に係る者に係る戸籍関係情報

第五十八条　第二条の表五十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る加入者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

二　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（次号において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該請求を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

四　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

五　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十三条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十四条の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

六　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十五条の私立学校教職員共済制度の加入者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料の支給の調整に関する事務　当該調整に係る加入者の被扶養者に係る健康保険法による保険給付の支給に関する情報

七　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号及び次条において同じ。）の任意継続掛金の払込み、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者の任意継続掛金の前納又は私立学校教職員共済法第二十七条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者に係る掛金の徴収に関する事務　当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続加入者又は当該掛金の徴収に係る加入者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

九　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該申請に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ハ　当該申請に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

十　私立学校教職員共済法施行規則第三十七条の二の私立学校教職員共済制度の加入者による後期高齢者医療制度の被保険者資格の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第五十九条　第二条の表五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項及び第七十九条の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

ホ　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第四十四条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る支払未済の給付の支給の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給の請求を行う者及び死亡した当該支給の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該支給の請求を行う者又は死亡した当該支給の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る市町村民税に関する情報

四　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

五　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

六　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求に係る事実についての審査又は出産費の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給の請求に係る子及び当該支給の請求を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十三条第一項及び第二項の私立学校教職員共済制度の加入者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十三条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る死亡者に係る戸籍関係情報

八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十四条の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査又は埋葬料の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給の請求に係る死亡者に係る戸籍関係情報

ロ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

九　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る年金給付関係情報

十　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第五項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査又は傷病手当金の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給の請求を行う者に係る年金給付関係情報

ロ　当該支給の請求を行う者に係る失業等給付関係情報

ハ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十一　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十七条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る出産手当金の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十二　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十八条の私立学校教職員共済制度の加入者による休業手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び当該請求の事由に係る者に係る戸籍関係情報

十三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十条の私立学校教職員共済制度の加入者の死亡に係る弔慰金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び死亡した当該加入者に係る戸籍関係情報

十四　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十一条の私立学校教職員共済制度の加入者に係る災害見舞金（私立学校教職員共済法第二十条第三項に規定する災害見舞金に準ずる短期給付を含む。）の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十五　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による後期高齢者医療制度の被保険者資格の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

十六　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の規定により私立学校教職員共済制度の任意継続加入者が払い込んだ任意継続掛金の還付又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の規定により私立学校教職員共済制度の任意継続加入者が前納した任意継続掛金の還付に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該還付を受ける者及び死亡した当該任意継続加入者に係る戸籍関係情報

ロ　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十七　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第五条の共済規程で定める短期給付のうち私立学校教職員共済制度の加入者に係る結婚を支給事由とするものの支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び当該者の配偶者に係る戸籍関係情報

十八　私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る被扶養者及び当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該申請に係る被扶養者又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申請に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ホ　当該申請に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十九　私立学校教職員共済法施行規則第四条の三第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十　私立学校教職員共済法施行規則第四条の五第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による食事療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十一　私立学校教職員共済法施行規則第四条の六において準用する同令第四条の五第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による生活療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十二　私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による特定疾病給付対象療養に係る日本私立学校振興・共済事業団の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十三　私立学校教職員共済法施行規則第四条の十三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

第六十条　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

ハ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ニ　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報

ト　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

チ　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該申請等に係る失業等給付関係情報

ニ　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報

ト　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

ハ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ニ　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報

ト　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

チ　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該申請等に係る失業等給付関係情報

ニ　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報

ト　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

チ　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報
ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報
ハ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ニ　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報
ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報
ト　当該申請等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報
ロ　当該申請等に係る失業等給付関係情報
ハ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ニ　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報
ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報
ト　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第六十一条　第二条の表五十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特別支援学校への就学奨励に関する法律第三条第二項の経費の支給に関する事務　特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者（次号において「保護者等」という。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　保護者等に係る市町村民税に関する情報
ハ　保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

第六十二条　第二条の表六十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　歯科技工士法第三条の歯科技工士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第三条第一項の歯科技工士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　歯科技工士法施行令第四条第二項の歯科技工士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　歯科技工士法施行令第五条第一項（同令第七条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　歯科技工士法施行令第六条第一項（同令第七条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第六十三条　第二条の表六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　美容師法第三条第一項の美容師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第三条第一項の美容師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　美容師法施行規則第四条第二項の美容師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　美容師法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の美容師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　美容師法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の美容師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第六十四条　第二条の表六十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第二十五条第一項の給水装置工事主任技術者免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第二十六条第一項の給水装置工事主任技術者免状の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　水道法施行規則第二十七条第一項の給水装置工事主任技術者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
四　水道法施行規則第二十八条の給水装置工事主任技術者免状の返納に関する事務　当該給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者に係る戸籍関係情報

第六十五条　第二条の表六十三の項で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一　生活保護実施関係情報
二　道府県民税又は市町村民税に関する情報
三　住民票に記載された住民票関係情報

第六十六条　第二条の表六十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　臨床検査技師等に関する法律第三条の臨床検査技師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第三条第一項の臨床検査技師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　臨床検査技師等に関する法律施行令第四条第二項の臨床検査技師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　臨床検査技師等に関する法律施行令第五条第一項の臨床検査技師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　臨床検査技師等に関する法律施行令第六条第一項の臨床検査技師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第六十七条　第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国家公務員共済組合法第四十四条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の支給の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給の請求を行う者及び死亡した当該支給の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該支給の請求を行う者又は死亡した当該支給の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付（同法第五十四条第一項に規定する療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　国家公務員共済組合法第六十条第三項の共済組合の組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

四　国家公務員共済組合法第六十条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

五　国家公務員共済組合法第六十条の三第一項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該請求を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

六　国家公務員共済組合法第六十一条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ハ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

七　国家公務員共済組合法第六十三条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求又は同法第六十四条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

ロ　当該請求に係る死亡者に係る戸籍関係情報

八　国家公務員共済組合法第六十五条の共済組合の組合員に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料の支給の調整に関する事務　当該調整に係る組合員の被扶養者に係る健康保険法による保険給付の支給に関する情報

九　国家公務員共済組合法第六十六条第一項の共済組合の組合員による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

イ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

ロ　年金給付関係情報

十　国家公務員共済組合法第六十六条第五項の共済組合の組合員であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る失業等給付関係情報

十一　国家公務員共済組合法第六十八条の共済組合の組合員による休業手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び当該請求の事由に係る者に係る戸籍関係情報

十二　国家公務員共済組合法第七十条の共済組合の組合員の死亡に係る弔慰金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び死亡した当該組合員に係る戸籍関係情報

十三　国家公務員共済組合法第百条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百二十六条の五第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務　当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

十四　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の規定により共済組合の任意継続組合員が払い込んだ任意継続掛金の還付又は同法第百二十六条の五第三項の規定により共済組合の任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該還付を受ける者及び死亡した当該任意継続組合員に係る戸籍関係情報

ロ　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十五　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申告に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該申告に係る被扶養者及び当該申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該申告に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該申告に係る被扶養者又は当該申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該申告に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該申告に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
チ　当該申告に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
十六　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該確認に係る被扶養者及び当該者に係る国家公務員共済組合法施行規則第八十八条の申告を行う者に係る戸籍関係情報
ハ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る国家公務員共済組合法施行規則第八十八条の申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該確認に係る被扶養者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報
チ　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報
十七　国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の二第二項の共済組合の組合員による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
十八　国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の三第二項の共済組合の組合員による食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
十九　国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の四第二項の共済組合の組合員による生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
二十　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報
二十一　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の九第一項の共済組合の組合員による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報
二十二　国家公務員共済組合法施行規則第百十三条の四の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
二十三　国家公務員共済組合法施行規則第百二十七条の五の共済組合の船員組合員に係る一部負担金等の返還に関する事務　当該返還の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第六十八条　第二条の表六十六の項で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請等（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表六十六の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報
三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第六十九条　第二条の表六十七の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表六十七の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

第七十条　第二条の表六十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　調理師法第三条の調理師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十一条第一項の調理師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　調理師法施行令第十二条第二項の調理師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　調理師法施行令第十三条第一項の調理師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　調理師法施行令第十四条第一項の調理師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第七十一条　第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　国民健康保険法第四十二条第一項の一部負担金の算定に関する事務　当該一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
二　国民健康保険法第五十七条の二第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
三　国民健康保険法第五十七条の三第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
四　国民健康保険法第五十八条第一項の出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る被保険者に係る健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報
五　国民健康保険法第五十八条第一項の葬祭費又は葬祭の給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る死亡した被保険者に係る健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料、葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報
六　国民健康保険法第七十三条第一項の国民健康保険組合（以下この条において「組合」という。）に対する補助の算定に関する事務　当該補助の算定に係る者に係る市町村民税に関する情報
七　国民健康保険法第七十六条の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険料を課せられる者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

八　国民健康保険法第七十六条の保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
九　国民健康保険法による保険給付（療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該届出を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報
ハ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ニ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ホ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十一　国民健康保険法施行規則第九条（同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の世帯変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十二　国民健康保険法施行規則第十条の二第一項の世帯主の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十三　国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る市町村若しくは組合の認定又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十四　国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る市町村若しくは組合の認定又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十五　国民健康保険法施行規則第二十七条の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十六　国民健康保険法施行規則第二十七条の十三第一項の特定疾病に係る市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十七　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の市町村又は組合の認定に関する事務　当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十八　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五の市町村又は組合の認定に関する事務　当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第七十二条　第二条の表七十の項で定める事務は、国民健康保険法第五十六条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表七十の項で定める情報は、当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
三　私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
四　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
六　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
七　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第七十三条　第二条の表七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第八号の保険料の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該減額賦課に係る出産被保険者及びその子に係る戸籍関係情報
ロ　当該減額賦課に係る出産被保険者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
二　国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項の特例対象被保険者等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る特例対象被保険者等に係る雇用保険法第十三条第三項の特定理由離職者又は同法第二十三条第二項の特定受給資格者に関する情報

第七十四条　第二条の表七十二の項で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
一　労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十条の四第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報
二　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

第七十五条　第二条の表七十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者及び当該届出に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該届出に係る者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該届出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請等に係る者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ハ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険料その他徴収金の納付義務者及び当該者の配偶者に係る戸籍関係情報
ロ　当該保険料その他徴収金の納付義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該保険料その他徴収金の納付義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
五　国民年金法による保険料その他徴収金の還付に関する事務　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第八十条第一項の請求者、同令第百三十五条第三項の請求者又は国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令（平成十一年厚生省令第五十四号）第一項の請求者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第七十六条　第二条の表七十四の項で定める事務は、国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
一　生活保護実施関係情報
二　失業等給付関係情報

第七十七条　第二条の表七十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該障害福祉サービスが提供される知的障害者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　当該障害福祉サービスが提供される知的障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該障害福祉サービスが提供される知的障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　当該障害福祉サービスが提供される知的障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　当該障害福祉サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヘ　当該障害福祉サービスが提供される知的障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
二　知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該措置に係る知的障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　当該措置に係る知的障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該措置に係る知的障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ニ　当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該措置に係る知的障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
三　知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第七十八条　第二条の表七十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ニ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　戸籍関係情報
ヘ　生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ト　道府県民税又は市町村民税に関する情報
チ　住民票に記載された住民票関係情報
二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報
三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号に掲げる情報
四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ及びチに掲げる情報
五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまで及びチに掲げる情報
六　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで、ト及びチに掲げる情報
七　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報
八　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務　当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報

九　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報

十　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ト及びチに掲げる情報

第七十九条　第二条の表七十七の項で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該求職者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

二　当該求職者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

三　当該求職者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

四　当該求職者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

五　当該求職者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

第八十条　第二条の表七十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録販売者の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の九第一項の登録販売者の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十第二項の登録販売者の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十一第一項の登録販売者の登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の十二第一項の登録販売者の登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第八十一条　第二条の表七十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　薬剤師法第二条の薬剤師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第五条第一項の薬剤師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　薬剤師法施行令第六条第二項の薬剤師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　薬剤師法施行令第八条第一項の薬剤師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　薬剤師法施行令第九条第一項の薬剤師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第八十二条　第二条の表八十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　災害対策基本法第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務　次に掲げる情報

イ　避難行動要支援者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　避難行動要支援者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　避難行動要支援者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　避難行動要支援者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ホ　避難行動要支援者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

ヘ　避難行動要支援者に係る児童福祉法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明に関する情報

ト　避難行動要支援者又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

チ　避難行動要支援者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）

リ　避難行動要支援者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

ヌ　避難行動要支援者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

ル　避難行動要支援者又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報

ヲ　避難行動要支援者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

ワ　避難行動要支援者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

カ　避難行動要支援者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ヨ　避難行動要支援者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

タ　避難行動要支援者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務　前号に掲げる情報

三　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務　次に掲げる情報（災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をいう。以下この号において同じ。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

イ　被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　被災者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　被災者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ　被災者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ホ　被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
ヘ　被災者に係る児童福祉法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明に関する情報
ト　被災者又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
チ　被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）
リ　被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
ヌ　被災者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報
ル　被災者又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報
ヲ　被災者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ワ　被災者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
カ　被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
ヨ　被災者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
タ　被災者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第八十三条　第二条の表八十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　手当支給児童又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ニ　手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）
ホ　手当支給児童又は当該手当支給児童の父若しくは母に係る戸籍関係情報
ヘ　当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。）、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ト　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
チ　手当支給児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
リ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父（当該手当支給児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。ヌから力までにおいて同じ。）若しくは母（当該手当支給児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヲ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ワ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
カ　当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
ヨ　当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
タ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　児童扶養手当法第八条第一項の児童扶養手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求に係る児童（以下この号において「手当改定児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　手当改定児童又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ニ　手当改定児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）
ホ　手当改定児童又は当該手当改定児童の父若しくは母に係る戸籍関係情報
ヘ　手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ト　手当改定児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
チ　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父（当該手当改定児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。リからワまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当改定児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

リ　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヲ　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ワ　当該請求を行う者又は手当改定児童若しくは当該手当改定児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
カ　当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
二の二　児童扶養手当法第十六条の未支払の児童扶養手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報
三の二　児童扶養手当法施行規則第三条の二第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
三の三　児童扶養手当法施行規則第三条の三の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。）に係る次に掲げる情報
イ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ハ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ニ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ホ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヘ　地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
四　児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ヘ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ト　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
チ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
五　児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出に係る児童（以下この号において「所得状況届出児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　所得状況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　所得状況届出児童又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ニ　所得状況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）
ホ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ヘ　当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ト　所得状況届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
チ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父（当該所得状況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。リからワまでにおいて同じ。）若しくは母（当該所得状況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヲ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ワ　当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該所得状況届出児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
カ　当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
六　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　現況届出児童又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ニ　現況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

ホ　現況届出児童又は当該現況届出児童の父若しくは母に係る戸籍関係情報

ヘ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

ト　当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

チ　現況届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

リ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父（当該現況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。ヌからカまでにおいて同じ。）若しくは母（当該現況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ヌ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ル　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヲ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ワ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

カ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

ヨ　当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

タ　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該届出に係る児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ハ　当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

八　児童扶養手当法施行規則第十二条の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る父、母又は養育者に係る戸籍関係情報

第八十四条　第二条の表八十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第二項及び第三項（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の災害被害者に対する源泉所得税及び復興特別所得税の還付、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第四項の被災酒類等に係る酒税等に相当する金額の還付又は同法第九条第一項の被災自動車に係る自動車重量税の還付に関する事務　災害被害者に対する源泉所得税及び復興特別所得税の還付申請書、被災酒類等に係る酒税等に相当する金額の還付申告書又は被災自動車に係る自動車重量税還付申請書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十三条の二第一項の相続税の還付に関する事務　相続税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条第四項及び第五項の酒税の還付又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第九項及び第十二項（これらの規定を同条第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の手持品課税等に係る酒税の還付に関する事務　酒税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　租税特別措置法第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項及び第九十条の六の三第一項の石油石炭税の還付又は同法第九十条の十五第一項及び第二項の自動車重量税の還付に関する事務　石油石炭税相当額還付申請書又は自動車重量税還付申請書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十七条第三項及び第四項の揮発油税（地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第九条第一項の規定により併せて還付する地方揮発油税を含む。）の還付に関する事務　揮発油税及び地方揮発油税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六　国税通則法第二十三条第四項の更正の請求、同法第二十四条及び第二十六条の更正並びに同法第二十五条の決定に係る国税の還付又は同法第五十六条第一項の国税の還付に関する事務　更正の請求書若しくは同項に規定する還付金等の還付請求書を提出した者又は更正若しくは決定をする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　所得税法第百三十八条第一項の所得税及び同法第百三十九条第一項の予納税額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十九条第五項の規定により併せて還付する復興特別所得税を含む。）の還付、所得税法第百四十二条第二項の所得税の還付又は同法第百九十一条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の過納額の還付に関する事務　所得税及び復興特別所得税の還付申告書、純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書又は源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

八　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第十五条第四項及び第五項の石油ガス税の還付に関する事務　石油ガス税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

九　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第三項の印紙税の還付に関する事務　印紙税の過誤納確認申請書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条第二項（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の所得税及び復興特別所得税の還付に関する事務　租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十一　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第十項及び第十三項（同条第二十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の手持品課税等に係る酒税の還付に関する事務　酒税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十二　航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十二条第二項の航空機燃料税の還付に関する事務　航空機燃料税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十三　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十二条第三項及び第四項の石油石炭税の還付に関する事務　石油石炭税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十四　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十六条第四項及び第五項のたばこ税（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第十一条第一項の規定により併せて還付するたばこ特別税を含む。）の還付に関する事務　たばこ税及びたばこ特別税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十五　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十二条第一項の消費税及び同法第五十三条第一項の中間納付額の還付に関する事務　消費税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第八十五条　第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方公務員等共済組合法第四十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の支給の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給の請求を行う者及び死亡した当該支給の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該支給の請求を行う者又は死亡した当該支給の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　地方公務員等共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付（同法第五十六条第一項に規定する療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　地方公務員等共済組合法第六十二条第二項の共済組合の組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る組合員に係る地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

四　地方公務員等共済組合法第六十二条第三項の共済組合の組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

五　地方公務員等共済組合法第六十二条の二第一項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

六　地方公務員等共済組合法第六十二条の三第一項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該請求を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

七　地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ハ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八　地方公務員等共済組合法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求又は同法第六十六条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

ロ　当該請求に係る死亡者に係る戸籍関係情報

九　地方公務員等共済組合法第六十七条の共済組合の組合員に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料の支給の調整に関する事務　当該調整に係る組合員の被扶養者に係る健康保険法による保険給付の支給に関する情報

十　地方公務員等共済組合法第六十八条第一項の共済組合の組合員による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

イ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

ロ　年金給付関係情報

十一　地方公務員等共済組合法第六十八条第五項の共済組合の組合員であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る失業等給付関係情報

十二　地方公務員等共済組合法第七十条の共済組合の組合員による休業手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び当該請求の事由に係る者に係る戸籍関係情報

十三　地方公務員等共済組合法第七十二条の共済組合の組合員の死亡に係る弔慰金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び死亡した当該組合員に係る戸籍関係情報

十四　地方公務員等共済組合法第百十四条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百四十四条の二第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務　当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

十五　地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の規定により共済組合の任意継続組合員が払い込んだ任意継続掛金の還付又は同法第百四十四条の二第三項の規定により共済組合の任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該還付を受ける者及び死亡した当該任意継続組合員に係る戸籍関係情報

ロ　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十六　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申告に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該申告に係る被扶養者及び当該申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該申告に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該申告に係る被扶養者又は当該申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該申告に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該申告に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

チ　当該申告に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十七　地方公務員等共済組合法施行規程第百条第三項において準用する同令第九十七条第一項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該確認に係る被扶養者及び当該者に係る地方公務員等共済組合法施行規程第九十四条の申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る地方公務員等共済組合法施行規程第九十四条の申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別障害給付金関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る年金生活者支援給付金関係情報

チ　当該確認に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十八　地方公務員等共済組合法施行規程第百四条の二第一項の共済組合の組合員による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

十九　地方公務員等共済組合法施行規程第百六条の五第二項の共済組合の組合員による食事療養標準負担額の減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十　地方公務員等共済組合法施行規程第百六条の五の三において準用する同令第百六条の五第二項の共済組合の組合員による生活療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十一　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の四の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十二　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の六第一項の共済組合の組合員による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十三　地方公務員等共済組合法施行規程第百十九条の二の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

二十四　地方公務員等共済組合法施行規程第百七十八条の共済組合の船員組合員に係る一部負担金等の返還に関する事務　当該返還の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第八十六条　第二条の表八十四の項で定める事務は、地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の給付並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表八十四の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第八十七条　第二条の表八十五の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表八十五の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二　失業等給付関係情報

第八十八条　第二条の表八十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　老人福祉法第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下この号及び第三号において「第一号被措置者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

ロ　第一号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

ハ　第一号被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　第一号被措置者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

二　老人福祉法第十一条の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者（以下この号及び次号において「第二号被措置者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

ロ　第二号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

ハ　第二号被措置者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　第二号被措置者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

三　老人福祉法第二十一条の費用の支弁に関する事務　第一号被措置者等又は第二号被措置者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

第八十九条　第二条の表八十七の項で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表八十七の項で定める情報は、同法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

一　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

二　生活保護実施関係情報

三　市町村民税に関する情報

四　住民票に記載された住民票関係情報

五　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
六　年金給付関係情報
七　失業等給付関係情報

第九十条　第二条の表八十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項若しくは第三十一条の六第一項又は附則第三条第一項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条（同法第三十一条の六第五項又は第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の貸付金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該貸付金の貸付けを受けた者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十一条の特例児童扶養資金若しくは母子臨時児童扶養等資金又は第三十一条の四の二の父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

三　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十二条第一項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦に限る。以下この号において同じ。）に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る道府県民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第六条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る道府県民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第九十一条　第二条の表八十九の項で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表八十九の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
三　当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
四　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第九十二条　第二条の表九十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者が扶養している児童又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ニ　当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報
ホ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者が扶養している児童又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ニ　当該申請を行う者に係る雇用保険法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に関する情報
ホ　当該申請を行う者に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務　当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第九十三条　第二条の表九十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求に係る児童（以下この条において「手当支給児童」という。）に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　手当支給児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ハ　手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　手当支給児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　手当支給児童又は当該手当支給児童の父若しくは母に係る戸籍関係情報
ヘ　当該請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ト　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
チ　手当支給児童に係る年金給付関係情報
リ　手当支給児童に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
ヌ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の特別児童扶養手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の特別児童扶養手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　手当支給児童に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　手当支給児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ハ　手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　手当支給児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　手当支給児童又は当該手当支給児童の父若しくは母に係る戸籍関係情報
ヘ　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ト　手当支給児童に係る年金給付関係情報
チ　手当支給児童に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条第二項の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給を受けていた者に係る戸籍関係情報
五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第四条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ロ　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
六　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第七条（同令第十二条の三において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第九十四条　第二条の表九十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該請求を行う者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ニ　当該請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ホ　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヘ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条第二項の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給を受けていた者に係る戸籍関係情報
三　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十三条及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ロ　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四　昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ロ　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第九十五条　第二条の表九十三の項で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　当該請求を行う者に係る年金給付関係情報
ハ　当該請求を行う者に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
二　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　当該届出を行う者に係る年金給付関係情報
ハ　当該届出を行う者に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

第九十六条　第二条の表九十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　理学療法士及び作業療法士法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第三条第一項の理学療法士又は作業療法士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　理学療法士及び作業療法士法施行令第四条第二項の理学療法士又は作業療法士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　理学療法士及び作業療法士法施行令第五条第一項の理学療法士免許証又は作業療法士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　理学療法士及び作業療法士法施行令第六条第一項の理学療法士免許証又は作業療法士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第九十七条　第二条の表九十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　母子保健法第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務　当該相談及び支援に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査等」という。）に関する情報
二　母子保健法第十条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務　当該保健指導の実施又は勧奨に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報
三　母子保健法第十一条の新生児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報
四　母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施に関する事務　当該健康診査の実施に係る幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

五　母子保健法第十三条第一項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務　当該健康診査の実施又は勧奨に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報
六　母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務　当該訪問指導又は勧奨に係る妊産婦に係る同法第十三条第一項の規定による妊産婦に対する健康診査に関する情報
七　母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報
八　母子保健法第二十二条第一項のこども家庭センターが行う同項第二号から第五号までに掲げる事業の実施に関する事務　当該事業の実施に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

第九十八条　第二条の表九十六の項で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表九十六の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該徴収に係る母子保健法第二十条の措置に係る未熟児（以下この条において「被措置未熟児」という。）又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る戸籍関係情報
二　被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
三　被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
四　被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
五　被措置未熟児、当該被措置未熟児の扶養義務者又は当該被措置未熟児と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第九十九条　第二条の表九十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　製菓衛生師法第三条の製菓衛生師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第三条第一項の製菓衛生師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　製菓衛生師法施行令第四条第二項の製菓衛生師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　製菓衛生師法施行令第五条第一項の製菓衛生師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　製菓衛生師法施行令第六条第一項の製菓衛生師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百条　第二条の表九十八の項で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該支給の申請を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報
二　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百一条　第二条の表九十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　地方公務員災害補償法第二十四条の補償の実施に関する事務　当該補償を受けるべき職員若しくはその遺族又は葬祭を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　地方公務員災害補償法附則第八条第一項の年金である補償の額の調整に関する事務　当該調整に係る者に係る厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
三　地方公務員災害補償法附則第八条第二項の休業補償の額の調整に関する事務　当該調整に係る者に係る厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

第百二条　第二条の表百の項で定める事務は、地方公務員災害補償法第四十七条第一項の福祉事業の実施に関する事務とし、同表百の項で定める情報は、当該福祉事業に係る被災職員又はその遺族に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第百三条　第二条の表百一の項で定める事務は、社会保険労務士法第十四条の十第一項（第二号に限る。）の社会保険労務士の登録の抹消に関する事務とし、同表百一の項で定める情報は、当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報とする。

第百四条　第二条の表百二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　柔道整復師法第三条の柔道整復師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）第三条第一項の柔道整復師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　柔道整復師法施行規則第四条第二項の柔道整復師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　柔道整復師法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　柔道整復師法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百五条　第二条の表百三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第十一条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十二条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の返還に関する事務　当該建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けた者に係る戸籍関係情報

第百六条　第二条の表百四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
三　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第二十一条第一項（同令第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
四　情報処理の促進に関する法律施行規則第二十三条（第一号に限る。）（同令第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百七条　第二条の表百五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　視能訓練士法第三条の視能訓練士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第三条第一項の視能訓練士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　視能訓練士法施行令第四条第二項の視能訓練士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　視能訓練士法施行令第五条第一項の視能訓練士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　視能訓練士法施行令第六条第一項の視能訓練士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百八条　第二条の表百六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求に係る支給要件児童（児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下この条において同じ。）又は一般受給資格者（同法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求に係る一般受給資格者又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該請求に係る支給要件児童又は一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該請求に係る一般受給資格者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る施設等受給資格者（同項の施設等受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいい、国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等（同号の障害児入所施設等をいう。）に入所している者に限る。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求に係る支給要件児童及び一般受給資格者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求に係る支給要件児童又は一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該請求に係る一般受給資格者、施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る中学校修了前の児童（同法第四条第一項第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　児童手当法第十二条第二項の未支払の児童手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る支給要件児童又は一般受給資格者に係る戸籍関係情報

ロ　当該届出に係る一般受給資格者又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該届出に係る支給要件児童又は一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百九条　第二条の表百七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

第百十条　第二条の表百八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　災害弔慰金の支給等に関する法律第三条第一項の災害弔慰金の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給に係る死亡者及びその遺族に係る戸籍関係情報

ロ　当該支給を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　災害弔慰金の支給等に関する法律第八条第一項の災害障害見舞金の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給を受ける者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該支給を受ける者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該支給を受ける者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

三　災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ホ　当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

ト　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る戸籍関係情報
ニ　当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

第百十一条　第二条の表百九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法第九条第一項の労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認に関する事務　当該確認に係る労働者に係る次に掲げる情報
イ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
ロ　厚生年金保険法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
ハ　国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
二　雇用保険法第十条の失業等給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　雇用保険法第十四条第二項第一号の基本手当の受給資格、同法第三十七条の三第二項の高年齢受給資格、同法第三十九条第二項の特例受給資格、同法第四十五条若しくは第五十四条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる資格又は同法附則第十一条の二第一項の規定により教育訓練支援給付金の支給を受けることができる資格の決定に関する事務　当該決定を受ける者に係る第一号に掲げる情報
四　雇用保険法第十五条、第三十七条の四第五項、第四十条第三項、第四十七条（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）又は附則第十一条の二第二項の失業の認定に関する事務　当該失業の認定を受ける者に係る第一号に掲げる情報
五　雇用保険法第三十一条第一項（同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第四十条第四項、第五十一条第三項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第十一条の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付を受けるべき者に係る第一号に掲げる情報

第百十二条　第二条の表百十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　雇用保険法第六十一条の四第一項の介護休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者の対象家族に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の対象家族に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百十三条　第二条の表百十一の項で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表百十一の項で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法第九十九条又は第百三十五条の傷病手当金の支給に関する情報
二　船員保険法第六十九条の傷病手当金又は同法第八十五条の休業手当金の支給に関する情報
三　国家公務員共済組合法第六十六条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の傷病手当金の支給に関する情報
四　国民健康保険法第五十八条第二項の傷病手当金の支給に関する情報
五　地方公務員等共済組合法第六十八条の傷病手当金の支給に関する情報
六　地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

第百十四条　第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
ハ　当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百十五条　第二条の表百十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
二　当該支給に係る労働者に係る雇用保険法施行規則第百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該支給に係る労働者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　当該支給に係る労働者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

第百十六条　第二条の表百十四の項で定める事務は、作業環境測定法第十三条の作業環境測定士の登録の消除に関する事務とし、同項で定める情報は、当該消除に係る者に係る戸籍関係情報とする。

第百十七条　第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の一部負担金の算定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該一部負担金の算定に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　市町村民税に関する情報

三　高齢者の医療の確保に関する法律第八十五条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　市町村民税に関する情報

ハ　介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

四　高齢者の医療の確保に関する法律第八十六条第一項の葬祭費又は葬祭の給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る死亡した被保険者に係る健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による埋葬料又は葬祭料の支給に関する情報

五　高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該保険料を課せられる者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第八条第一項の障害認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十七条第二項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第四十二条第二項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十一条の二第一項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第一項の限度額適用認定証の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務　当該検認又は更新に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十二　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十三　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務　当該検認又は更新に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第百十八条　第二条の表百十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付（同法第六十四条の療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報

イ　船員保険法第二十九条第一項の保険給付の支給に関する情報

ロ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

三　高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

四　高齢者の医療の確保に関する法律第八十五条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第八条第一項の障害認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十七条第二項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第四十二条第二項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十一条の二第一項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者に係る年金給付関係情報

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第一項の限度額適用認定証の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務　当該検認又は更新に係る被保険者に係る年金給付関係情報

十　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報

十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務　当該検認又は更新に係る被保険者に係る年金給付関係情報

第百十九条　第二条の表百十七の項で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第百四条の保険料の還付に関する事務とし、同項で定める情報は、当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第百二十条　第二条の表百十八の項で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表百十八の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十一条　第二条の表百十九の項で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表百十九の項で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

一　労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報

二　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

三　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

四　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

五　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

六　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

七　地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

八　特別障害給付金関係情報

第百二十二条　第二条の表百二十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第二十八条の社会福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　社会福祉士及び介護福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

三　社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第一項の介護福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四　社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第一項（同法第四十三条第三項において準用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

五　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第十三条第一項（同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十五条（第一号に限る。）（同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

七　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条において読み替えて準用する同令第十三条第一項（同令第二十六条において読み替えて準用する同令第十八条の規定により読み替える場合を含む。）の介護福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条において読み替えて準用する同令第十五条（第一号に限る。）（同令第二十六条において読み替えて準用する同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百二十三条　第二条の表百二十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　臨床工学技士法第三条の臨床工学技士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第三条第一項の臨床工学技士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　臨床工学技士法施行規則第四条第二項の臨床工学技士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　臨床工学技士法施行規則第六条第一項の臨床工学技士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　臨床工学技士法施行規則第七条第一項の臨床工学技士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百二十四条　第二条の表百二十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　義肢装具士法第三条の義肢装具士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第三条第一項の義肢装具士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　義肢装具士法施行規則第四条第二項の義肢装具士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　義肢装具士法施行規則第六条第一項の義肢装具士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　義肢装具士法施行規則第七条第一項の義肢装具士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百二十五条　第二条の表百二十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　救急救命士法第三条の救急救命士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　救急救命士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第四条第二項の救急救命士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　救急救命士法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　救急救命士法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百二十六条　第二条の表百二十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

イ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ニ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　戸籍関係情報
ヘ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ト　住民票に記載された住民票関係情報
二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

第百二十七条　第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報
イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ハ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ニ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ホ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ヘ　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
ト　児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報
チ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
リ　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報
ヌ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ル　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
ヲ　生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学・就職準備給付金関係情報
ワ　児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
カ　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
ヨ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
タ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報
レ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ソ　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
ツ　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報
ネ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
ナ　年金給付関係情報
ラ　特別障害給付金関係情報
ム　年金生活者支援給付金関係情報
ウ　特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報
ヰ　学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報
ノ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
オ　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
ク　地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ヤ　失業等給付関係情報
マ　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
ケ　公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる生活保護法第二十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る前号に掲げる情報
三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務　要支援者等に係る第一号に掲げる情報
四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務　要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報
五　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務　要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報
六　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第百二十八条　第二条の表百二十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項の医療特別手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第一項の特別手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第一項の健康管理手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十九条　第二条の表百二十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第一項の保健手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十二条の葬祭料の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十条　第二条の表百二十八の項で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十一条の介護手当の支給に関する事務とし、同項で定める情報は、当該支給の請求を行う者に係る次に掲げる情報とする。

一　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

二　公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十一条　第二条の表百二十九の項で定める事務は、平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表百二十九の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十二条　第二条の表百三十の項で定める事務は、平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表百三十の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四　当該申請等に係る者に係る年金給付関係情報

五　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十三条　第二条の表百三十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　介護保険法第十二条第三項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　（第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）　当該申請を行う者に係る医療保険加入者（同法第七条第八項の医療保険加入者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する情報

二　介護保険法第二十条の介護給付等の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る船員保険法第五十三条の規定による療養の給付（船員法による療養補償に相当するものに限る。）の支給に関する情報

三　介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

四　介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

五　介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

六　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）　当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

七　介護保険法施行規則第三十二条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）　当該届出を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

第百三十四条　第二条の表百三十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る他の市町村による要介護認定（同法第十九条第一項の要介護認定をいう。）又は要支援認定（同条第二項の要支援認定をいう。）に関する情報

二　介護保険法第四十一条第一項の居宅介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　介護保険法第四十二条第一項の特例居宅介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　介護保険法第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　介護保険法第四十二条の三第一項の特例地域密着型介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六　介護保険法第四十四条第一項の居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　介護保険法第四十五条第一項の居宅介護住宅改修費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

八　介護保険法第四十六条第一項の居宅介護サービス計画費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

九　介護保険法第四十七条第一項の特例居宅介護サービス計画費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十　介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十一　介護保険法第四十九条第一項の特例施設介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十二　介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該判定に係る第一号被保険者（介護保険法第九条第一号の第一号被保険者をいう。以下この号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該判定に係る第一号被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ　当該判定に係る第一号被保険者又は当該第一号被保険者と同一の世帯に属する第一号被保険者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該判定に係る第一号被保険者又は当該第一号被保険者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十三　介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十四　介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十五　介護保険法第五十一条の二第一項の高額医療合算介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十六　介護保険法第五十一条の三第一項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十七　介護保険法第五十一条の四第一項の特例特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十八　介護保険法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十九　介護保険法第五十四条第一項の特例介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十　介護保険法第五十四条の二第一項の地域密着型介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十一　介護保険法第五十四条の三第一項の特例地域密着型介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十二　介護保険法第五十六条第一項の介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十三　介護保険法第五十七条第一項の介護予防住宅改修費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十四　介護保険法第五十八条第一項の介護予防サービス計画費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十五　介護保険法第五十九条第一項の特例介護予防サービス計画費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十六　介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
二十七　介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十八　介護保険法第六十一条の二第一項の高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二十九　介護保険法第六十一条の三第一項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三十　介護保険法第六十一条の四第一項の特例特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三十一　介護保険法第六十六条第一項又は第二項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三十二　介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十三　介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十四　介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十五　介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十六　介護保険法第六十九条第一項の給付額減額等の記載を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十七　介護保険法第六十九条第二項の給付額減額等の記載の消除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十八　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る被保険者（介護保険法第九条に規定する被保険者をいう。以下この号及び第四十四号において同じ。）、要介護被保険者（同法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下この号において同じ。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
ホ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三十九　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四十　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
ヘ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ト　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四十一　介護保険法第百十五条の四十五第十項及び第百十五条の四十七第九項の利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報
イ　当該請求に係る利用者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該請求に係る利用者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該請求に係る利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該請求に係る利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
四十二　介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の第一号事業支給費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四十三　介護保険法第百二十九条の保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四十四　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険料を課せられる被保険者（以下この号において「賦課被保険者」という。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　賦課被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
四十五　介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四十六　介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
四十七　介護保険法施行規則第三十二条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
四十八　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十五条　第二条の表百三十三の項で定める事務は、介護保険法第六十九条の五（第一号に限る。）の介護支援専門員の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、当該届出に係る者に係る戸籍関係情報とする。

第百三十六条　第二条の表百三十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　精神保健福祉士法第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　精神保健福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
三　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十四条第一項（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
四　精神保健福祉士法施行規則第十六条（第一号に限る。）（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百三十七条　第二条の表百三十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　言語聴覚士法第三条の言語聴覚士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）第四条第二項の言語聴覚士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　言語聴覚士法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　言語聴覚士法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百三十八条　第二条の表百三十六の項で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表百三十六の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
二　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十九条　第二条の表百三十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第四十四条の三の二第一項又は第五十条の三第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る患者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項（同法第四十四条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定による費用の調整に関する事務　当該調整に係る感染症の患者（同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を除く。）に係る次に掲げる情報
イ　医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
ロ　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ハ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項又は第五十条の四第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る患者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百四十条　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百四十一条　第二条の表百三十八の項で定める事務は、平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表百三十八の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報
三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百四十一条　第二条の表百三十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　健康増進法第十七条第一項の健康増進事業の実施に関する事務　当該健康増進事業の実施に係る者に係る健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事業の実施に関する情報
二　健康増進法第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務　当該健康増進事業の実施に係る者に係る健康増進法施行規則第四条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事業の実施に関する情報

第百四十二条　第二条の表百四十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　独立行政法人農業者年金基金法第十一条の被保険者の資格の取得の申出に係る事実についての審査又は当該資格の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申出を行う者又は当該資格の確認に係る者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申出を行う者又は当該資格の確認に係る者に係る年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付（平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付を除く。第八号において同じ。）の支給に関する情報
二　独立行政法人農業者年金基金法第二十二条第一項の未支給の年金給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の年金給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　独立行政法人農業者年金基金法第二十八条の農業者老齢年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査又は当該農業者老齢年金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四　独立行政法人農業者年金基金法第二十八条の二の農業者老齢年金の支給に係る届出に係る事実についての審査又は当該農業者老齢年金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該支給を受ける者に係る戸籍関係情報
ロ　当該届出を行う者又は当該支給を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
五　独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項の特例付加年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査又は当該特例付加年金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
六　独立行政法人農業者年金基金法第三十五条の死亡一時金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る被保険者又は被保険者であった者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
七　独立行政法人農業者年金基金法第四十四条第一項の規定により納付された保険料の還付又は同法第四十七条第一項の規定により前納された保険料の還付に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該還付を受ける者及び死亡した当該還付に係る保険料を納付した者に係る戸籍関係情報
ロ　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
八　独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第一項又は第二項の保険料の額の特例に係る申出に係る事実についての審査又は当該特例の適用を受ける資格の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申出を行う者又は当該資格の確認に係る者及び当該者の配偶者又は直系尊属に係る戸籍関係情報
ロ　当該申出を行う者又は当該資格の確認に係る者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申出を行う者又は当該資格の確認に係る者に係る年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付の支給に関する情報
九　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）第二十七条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者及び当該者の配偶者、当該者の直系卑属又は当該者の直系卑属の配偶者に係る戸籍関係情報
十　独立行政法人農業者年金基金法施行規則第四十二条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る市町村民税に関する情報
十一　独立行政法人農業者年金基金法施行規則第四十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十二　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年改正前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項又は平成二年改正前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項の経営移譲年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査又は当該経営移譲年金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者及び当該者の配偶者、当該者の直系卑属の配偶者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十三　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年改正前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項又は平成二年改正前農業者年金基金法第四十一条第一項若しくは第二項の経営移譲年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査又は当該経営移譲年金の支給に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者及び当該者の配偶者、当該者の直系卑属又は当該者の直系卑属の配偶者に係る戸籍関係情報
ロ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十四　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年改正前農業者年金基金法第四十七条第一項又は平成二年改正前農業者年金基金法第四十七条第一項の農業者老齢年金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査又は当該農業者老齢年金の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は当該支給を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十五　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年改正前農業者年金基金法第五十四条の死亡一時金の支給を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る被保険者であった者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十六　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年農業者年金改正法附則第八条第一項、第二項若しくは第三項又は第十一条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ、又はなお従前の例によることとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省・農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省・農林省令第二号。次号において「旧農業者年金基金法施行規則」という。）第三十八条第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る市町村民税に関する情報

十七　旧農業者年金基金法施行規則第四十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該学資貸与金の貸与及び学資支給金の支給の申請を行う者（以下この号において「学資金申請者」という。）又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を同じくする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　学資金申請者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

ホ　学資金申請者に係る戸籍関係情報

ヘ　学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

ト　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

チ　学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

リ　学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヌ　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

ル　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヲ　学資金申請者の生計を維持する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ワ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る失業等給付関係情報

カ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る年金生活者支援給付金関係情報

ヨ　学資金申請者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者（以下この号において「猶予申請者」という。）、当該猶予申請者と住居及び生計を同じくする者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　猶予申請者又は当該猶予申請者と住居及び生計を同じくする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　猶予申請者又は当該猶予申請者と住居及び生計を同じくする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　猶予申請者及び当該猶予申請者の一親等以内の親族に係る戸籍関係情報

ホ　猶予申請者に係る生活保護実施関係情報

ヘ　猶予申請者、当該猶予申請者と住居及び生計を同じくする者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る市町村民税に係る情報

ト　猶予申請者、当該猶予申請者と住居及び生計を同じくする者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る住民票に記載された住民票関係情報

チ　猶予申請者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る失業等給付関係情報

三　独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第三項の学資貸与金の返還の免除又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務　学資貸与金の貸与を受けた者（次号及び第五号において「学資金被貸与者」という。）又は同法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者に係る戸籍関係情報

四　独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務　次に掲げる情報

イ　学資金被貸与者若しくは同法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者若しくは同法第十七条の四第一項の規定により学資支給金を納入すべき者（以下この号において「学資支給金返納者」という。）又は当該学資金被貸与者の保証人（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）第二十五条の保証人をいう。以下この号において同じ。）に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　学資金被貸与者若しくは学資支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　学資金被貸与者又は学資支給金返納者に係る戸籍関係情報

ニ　学資金被貸与者若しくは学資支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る生活保護実施関係情報

ホ　学資金被貸与者若しくは学資支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る市町村民税に係る情報

ヘ　学資金被貸与者若しくは学資支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る住民票に記載された住民票関係情報

五　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第三項の学資金被貸与者又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者（以下この号において「学資支給金返還者」という。）の割賦金の額及び返還の期限の決定に関する事務　次に掲げる情報

イ　学資金被貸与者若しくは学資支給金返還者又は当該学資金被貸与者若しくは当該学資支給金返還者を地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第九号に規定する扶養親族とする者に係る戸籍関係情報

ロ　学資金被貸与者若しくは学資支給金返還者又は当該学資金被貸与者若しくは当該学資支給金返還者を地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第九号に規定する扶養親族とする者に係る市町村民税に関する情報

六　独立行政法人日本学生支援機構法施行令第五条第四項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者、当該申請を行う者と住居及び生計を同じくする者又は当該申請を行う者の二親等以内の親族に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該申請を行う者の二親等以内の親族に係る市町村民税に係る情報

ハ　当該申請を行う者、当該申請を行う者と住居及び生計を同じくする者又は当該申請を行う者の二親等以内の親族に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申請を行う者又は当該申請を行う者の二親等以内の親族に係る失業等給付関係情報

第百四十四条　第二条の表百四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

ロ　当該請求を行う者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

ハ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

ニ　当該請求を行う者に係る特別障害給付金の支給に関する法律第十六条の二の未支払の特別障害給付金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支払の特別障害給付金の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支払の特別障害給付金の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

ロ　当該届出を行う者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

ハ　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第四条第一項の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十条の四第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

ロ　当該届出を行う者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

ハ　当該届出を行う者に係る道府県民税に関する情報

五　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第七条の四第一項の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る道府県民税に関する情報

六　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第十条の特別障害給付金払渡方法の変更の届出に関する事務　当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百四十五条　第二条の表百四十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下この条において「旧令」という。）第五条第一項の衛生検査技師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

二　旧令第六条第二項の衛生検査技師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　旧令第七条第一項の衛生検査技師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四　旧令第八条第一項の衛生検査技師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百四十六条　第二条の表百四十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる情報とする。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ホ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ヘ　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児若しくはその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ト　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

チ　当該申請に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

リ　当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）、当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）、当該障害者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ヌ　当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ル　当該申請を行う障害者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

ヲ　当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ワ　当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該変更に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　当該変更に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該変更に係る障害者又は障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ　当該変更に係る障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ホ　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ヘ　当該変更に係る障害者又は障害児若しくはその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ト　当該変更に係る障害者又は障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

チ　当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

リ　当該変更に係る障害者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十八条第二項の訓練等給付費の支給（就労継続支援Ｂ型に係るものに限る。）の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十四条第一項の特定障害者特別給付費又は同法第三十五条第一項の特例特定障害者特別給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報

イ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ハ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ホ　難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第一項の支給認定に関する情報

ニ　当該申請を行う障害者、当該申請に係る障害児若しくはその保護者又は当該申請に係る支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

ホ　当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は当該申請に係る支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は当該申請に係る支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

ト　当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は当該申請に係る支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該変更に係る障害者、障害児若しくはその保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

ニ　当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者と同一の世帯に属する者（当該申請に係る障害児を除く。）に係る次に掲げる情報

イ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ハ　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

ニ　介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ　当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

ホ　当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者に係る生活保護実施関係情報

ヘ　当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ト　当該申請を行う障害者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者、当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者、当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

ハ　当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ニ　当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ　当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ　当該届出を行う障害者、当該届出に係る障害児若しくはその保護者又は当該届出に係る支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は当該届出に係る支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は当該届出に係る支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

ヘ　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は当該届出に係る支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第百四十七条　第二条の表百四十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務　当該調整に係る者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

ロ　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ハ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は当該申請に係る支給認定基準世帯員に係る前号に掲げる情報

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る第一号に掲げる情報

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は当該届出に係る支給認定基準世帯員に係る第一号に掲げる情報

第百四十八条　第二条の表百四十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る次に掲げる情報

イ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ロ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ハ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ニ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ホ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヘ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

ト　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

チ　特別障害給付金関係情報

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る前号に掲げる情報

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条の療養介護医療費又は同法第七十一条の基準該当療養介護医療費の支給に関する事務　当該支給に係る障害者に係る第一号に掲げる情報

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る第一号に掲げる情報

第百四十九条　第二条の表百四十七の項で定める事務は、国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表百四十七の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

三　当該申請等に係る者に係る年金給付関係情報

四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百五十条　第二条の表百四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九条第二項の特別遺族年金の各支払期月（同法第六十四条第二項において準用する労働者災害補償保険法第九条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務　当該特別遺族年金の受給権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）第十六条の特別遺族年金の受給権者の届書に係る事実についての審査に関する事務　当該届書を提出する者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百五十一条　第二条の表百四十九の項で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項又は第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類に係る事実についての審査に関する事務とし、同表百四十九の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該書類を提出する者及び死亡した当該書類の提出に係る施行前裁定特例給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

二　当該書類を提出する者又は死亡した当該書類の提出に係る施行前裁定特例給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三　当該書類を提出する者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百五十二条　第二条の表百五十の項で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書又は附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表百五十の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

二　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百五十三条　第二条の表百五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。二及び次号ニにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

第百五十四条　第二条の表百五十二の項で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表百五十二の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（当該者の配偶者、子及び父母に限る。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

二　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

四　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

五　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

六　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

七　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

八　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別障害給付金関係情報
九　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金生活者支援給付金関係情報
十　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百五十五条　第二条の表百五十三の項で定める事務は、特定接種の実施に関する事務とし、同項で定める情報は、当該特定接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。

一　予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報
二　特定接種に関する記録（予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る。）に関する情報

第百五十六条　第二条の表百五十四の項で定める事務は、特定接種の実施に関する事務とし、同項で定める情報は、当該特定接種の対象者に係る予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種（特定接種を含む。）に関する記録に関する情報とする。

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第十九条各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号において「教育・保育給付認定子ども」という。）又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ロ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ハ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ニ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報
ホ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
ヘ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
ト　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
チ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
リ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども、当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報
ヌ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ル　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ヲ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ワ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
カ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
二　子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報
三　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第一号に掲げる情報
四　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第一号に掲げる情報
五　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第一号に掲げる情報
六　子ども・子育て支援法第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項の子どものための教育・保育給付の支給に関する事務　当該支給を受ける教育・保育給付認定保護者（同法第二十条第四項の教育・保育給付認定保護者をいう。第八号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
七　子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この号において「施設等利用給付認定子ども」という。）又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ロ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
ハ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ニ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報
ホ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
ヘ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
ト　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
チ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
リ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども、当該施設等利用給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報
ヌ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ル　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ヲ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

八　子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に関する事務　前号に掲げる情報
九　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第七号に掲げる情報
十　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号に掲げる情報
十一　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号に掲げる情報
十二　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第七号に掲げる情報
十三　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項の施設等利用給付認定保護者をいう。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十四　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第三号ロ及び第四号に掲げるものに限る。）　次に掲げる情報
イ　子ども・子育て支援法第五十九条第三号ロに掲げる事業の対象となる施設等利用給付認定保護者、当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
ロ　子ども・子育て支援法第五十九条第三号ロに掲げる事業の対象となる施設等利用給付認定保護者又は同条第四号に掲げる事業（小学校就学前子ども（同法第六条に規定する小学校就学前子どもをいう。以下この号において同じ。）を対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限る。）の対象となる小学校就学前子どもの保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百五十八条　第二条の表百五十六の項で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
二　当該申請等に係る者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
三　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百五十九条　第二条の表百五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百六十条　第二条の表百五十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の指定難病をいう。以下この条において同じ。）の患者、その保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
ロ　当該申請に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報
ハ　当該申請に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ニ　当該申請に係る指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
ホ　当該申請に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る住民票関係情報
ヘ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ト　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
チ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
ヲ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ワ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別障害給付金関係情報
二　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該変更の認定に係る指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
ロ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報
ハ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ニ　当該変更の認定に係る指定難病の患者、その保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
ホ　当該変更の認定に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定（難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第一項に規定する支給認定をいう。第四号において同じ。）を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヘ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ト　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
チ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
ヲ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ワ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別障害給付金関係情報
三　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る指定難病の患者又はその保護者に係る次に掲げる情報
イ　医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
ロ　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
ハ　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ニ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
四　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第百六十一条　第二条の表百五十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　公認心理師法第二十八条の公認心理師の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　公認心理師法第三十一条第一項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
三　公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十六条第一項（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
四　公認心理師法施行規則第十八条（第一号に限る。）（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百六十二条　第二条の表百六十の項で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとし、同項で定める情報は、次に掲げる情報のうち、当該特定公的給付の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る情報であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。
一　道府県民税又は市町村民税に関する情報
二　住民票に記載された住民票関係情報
三　公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百六十三条　第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務　生活に困窮する外国人であって同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報
イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ロ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ハ　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
ニ　児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報
ホ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ヘ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ト　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
チ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
リ　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報
ヌ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
ル　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
ヲ　生活保護実施関係情報、就労自立給付金関係情報又は進学・就職準備給付金関係情報
ワ　児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
カ　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
ヨ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
タ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報
レ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ソ　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
ツ　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報
ネ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
ナ　年金給付関係情報
ラ　特別障害給付金関係情報
ム　年金生活者支援給付金関係情報
ウ　特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報
ヰ　学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報
ノ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
オ　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
ク　地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

ヤ　失業等給付関係情報
マ　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
ケ　公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る前号に掲げる情報
三　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号に掲げる情報
四　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからマまでに掲げる情報
五　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからマまでに掲げる情報
六　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に準ずる者に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第百六十四条　第二条の表百六十二の項で定める事務は、昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給又は同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する事務とし、同表百六十二の項で定める情報は、当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第百六十五条　第二条の表百六十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　地域優良賃貸住宅制度要綱第七条に規定する入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ニ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　戸籍関係情報
ヘ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ト　住民票に記載された住民票関係情報
二　地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該賃貸借契約の解除に係る地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の入居者又はその同居者に係る前号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

第百六十六条　第二条の表百六十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成二十六年三月三十一日付け健肝発〇三三一第一号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）のウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領（以下この条において「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」という。）に規定する初回精密検査費用又は定期検査費用の算定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
二　ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に規定する初回精密検査費用の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に規定する定期検査費用の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する市町村民税に関する情報
ロ　当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する住民票関係情報
ハ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百六十七条　第二条の表百六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
二　「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」（平成二十年三月三十一日付け健疾発〇三三一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

第百六十八条　第二条の表百六十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に規定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）に規定する対象患者への助成額の算定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該算定に係る者に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
ロ　当該算定に係る者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

二　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する参加者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該交付申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該交付申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費又は助成額の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百六十九条　第二条の表百六十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十条　第二条の表百六十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる情報とする。
一　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
二　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十一条　第二条の表百六十九の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報
二　高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十二条　第二条の表百七十の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者（当該生計を維持している場合にあっては、当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒。次号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
二　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十三条　第二条の表百七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者の生計を維持する者（当該申請を行う者が主として自己の収入により生計を維持している場合にあっては、当該申請を行う者。以下この条及び次条において「生計維持者」という。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者の生計維持者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者の生計維持者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者の生計維持者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十四条　第二条の表百七十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者の生計維持者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者の生計維持者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
二　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者の生計維持者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者の生計維持者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第百七十五条　第二条の表の百七十三の項に規定する事務は、「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請又は医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該申請等を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
二　当該申請等を行う者に係る市町村民税に関する情報

第百七十六条　この命令に定めるもののほか、法第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度その他の法第十九条第八号の主務省令で定める事務及び情報の範囲に関し必要な事項は、内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の廃止）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この命令の施行の日から令和六年五月三十一日までの間における第五十条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「第四十一条の三の十一第一項」とあるのは「第四十一条の三の三第一項」とする。

○デジタル庁総務省令第十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類） **第一条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第一項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。 ［一　略］ 二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下同じ。）が適当と認めるもの （個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合の本人確認の措置） **第一条の二**　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の提供を行う者が国外転出者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）である者である場合には、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。 一　法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第一項第一号及び第九条第五項第一号において同じ。）に記録されている個人番号及び機構保存附票本人確認情報（法第十四条第二項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。	（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類） **第一条**　［同上］ ［一　同上］ 二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの ［新設］

二　都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び都道府県知事保存附票本人確認情報（同法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）に記録されている当該者の氏名及び出生の年月日を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報及び当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三　住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認情報に記録されている個人番号の提供を受けるとともに、同法第三十条の四十四の六第二項の規定により都道府県知事から当該者に係る都道府県知事保存附票本人確認情報の提供を受けること（当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

四　提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号及び都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号並びに氏名及び出生の年月日を確認すること。

五　官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号の提供を行う者の個人番号並びに氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）の提示を受けること。

2　個人番号利用事務等実施者は、個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合には、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、次に掲げるいずれかの書類（個人番号の提供を行う者の戸籍の附票に記載された氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

一　前条第一号に掲げるいずれかの書類

二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該氏名及び出生の年月日により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第二条　個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合（個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合を除く。）には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一　法第十四条第二項の規定により機構から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第二条　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

二　都道府県知事保存本人確認情報に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

［三～六　略］

2　税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十九条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置（国外転出者にあっては、前条第一項第一号に掲げる措置。第四項及び第六項において同じ。）をとることにより令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

［一・二　略］

3　個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号又は前条第二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項（国外転出者にあっては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。）の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

［一・二　略］

4　個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）（法令の規定により法別表二十四の項、二十五の項、三十六の項、五十七の項又は百三十三の項の下欄に掲げる事務（以下この項及び第九条第二項において「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この項及び第九条第二項において「財務大臣等」という。）は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類（当該提供を行う者が国外転出者である場合にあっては、住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し。第六項及び第九条第四項において同じ。）に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

［一～五　略］

5　個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合（国外転出者にあっては、提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号並びに都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合。第九条第三項及び第五項第五号において同じ。）であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

［6　略］

二　都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

［三～六　同上］

2　税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十九条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

［一・二　同上］

3　個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

［一・二　同上］

4　個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）（法令の規定により法別表第一の十六の項、十七の項、二十三の項、三十八の項又は九十九の項の下欄に掲げる事務（以下この項及び第九条第二項において「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この項及び第九条第二項において「財務大臣等」という。）は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

［一～五　同上］

5　個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

［6　同上］

（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第三条　個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

［一　略］

二　次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。

イ　前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあっては、第一条の二第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの措置

［ロ～ニ　略］

（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類）

第四条　令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（以下「交付市町村長等」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

［イ・ロ　略］

ハ　個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の交付市町村長等が適当と認める事項の申告を受けること。

二　前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち交付市町村長等が適当と認める二以上の書類

三　前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）の映像面であって、交付市町村長等が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の交付市町村長等が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示を受けた場合にあっては、イに掲げる書類）

イ　第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、交付市町村長等が適当と認めるもの（交付申請者に係る住民票（国外転出者にあっては、戸籍の附票）に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第三条　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　前条第一項第一号から第五号までに掲げるいずれかの措置

［ロ～ニ　同上］

（市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置）

第四条　［同上］

一　次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長（以下この条において単に「市町村長」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち市町村長が適当と認めるもの

［イ・ロ　同上］

ハ　個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

二　前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち市町村長が適当と認める二以上の書類

三　前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）の映像面であって、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示を受けた場合にあっては、イに掲げる書類）

イ　第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち市町村長が適当と認めるもの

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び前号ロに掲げる書類

［イ　略］

ロ　イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、交付市町村長等が適当と認める二以上の書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

五　前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号ロに掲げる書類（映像面の提示を受けた場合にあっては、回答書）

イ　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が法第十七条第一項第二号に掲げる措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

［(1)～(3)　略］

ロ　交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の交付市町村長等が適当と認める事項の申告を受けること。

第五条　削除

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第九条　［略］

［2～4　略］

5　個人番号利用事務等実施者は、本人が国外転出者である場合又は令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一　法第十四条第二項の規定により機構から本人に係る機構保存本人確認情報（国外転出者にあっては、本人に係る機構保存本人確認情報に記録されている個人番号及び機構保存附票本人確認情報）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び前号ロに掲げる書類

［イ　同上］

ロ　イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認める二以上の書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

五　［同上］

イ　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類の提示を受ける措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

［(1)～(3)　同上］

ロ　交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合の本人確認の措置）

第五条　令第十三条第二項の規定により交付申請者が当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長を経由して同条第一項に規定する交付申請書を提出した場合において、同条第四項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長は、交付申請者から前条各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同条各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を当該住所地市町村長以外の市町村長から受けるものとする。

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第九条　［同上］

［2～4　同上］

5　個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一　法第十四条第二項の規定により機構から本人に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

二　都道府県知事保存本人確認情報に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項（国外転出者にあっては、都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号及び都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該個人識別事項）を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報（国外転出者にあっては、当該都道府県知事保存本人確認情報及び当該都道府県知事保存附票本人確認情報）を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三　住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること（国外転出者にあっては、本人に係る都道府県知事保存本人確認情報に記録されている個人番号の提供を受けるとともに、同法第三十条の四十四の六第二項の規定により都道府県知事から当該者に係る都道府県知事保存附票本人確認情報の提供を受けること）（当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

［四～六　略］

［6　略］

（書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十一条　個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）若しくは第二項、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2　第一条の二第一項及び第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一条の二第二項、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条　令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第三項（第二号を除く。）、第三条（第二号ロを除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項によ

二　都道府県知事保存本人確認情報に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

三　住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること（当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

［四～六　同上］

［6　同上］

（書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十一条　個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2　第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条　令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第三項（第二号を除く。）、第三条（第二号ロを除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項によ

り識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあっては、第一条の二第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

［2～4　略］

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条　令第十三条第五項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、交付市町村長等が必要と認める場合に限るものとする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条　令第十三条第五項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

一　第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって交付市町村長等が適当と認めるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

2　交付市町村長等は、前項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。

［一　略］

二　第二条第三項第一号に掲げる書類その他の交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

3　交付市町村長等は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。

［一　略］

二　第二条第三項第一号に掲げる書類その他の交付市町村長等が適当と認める二以上の書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

（訳文の添付）

第十七条　［略］

2　前項の規定は、交付市町村長等が交付申請者から提示を受けることとされている書類について準用する。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一号	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付

り識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

［2～4　同上］

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条　令第十三条第五項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条　［同上］

一　第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち住所地市町村長が適当と認めるもの

二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって住所地市町村長が適当と認めるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

2　住所地市町村長は、前項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。

［一　同上］

二　第二条第三項第一号に掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

3　住所地市町村長は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。

［一　同上］

二　第二条第三項第一号に掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める二以上の書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

（訳文の添付）

第十七条　［同上］

2　前項の規定は、市町村長が交付申請者から提示を受けることとされている書類について準用する。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　［同上］

第四条第一号	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付

又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長	交付市町村長等	する市長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長
第四条第二号から第五号まで、第十三条及び第十六条第一項	交付市町村長等	交付市長等
［略］	［略］	［略］
第十六条第二項	交付市町村長等は	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（次項及び第十七条第二項において「住所地区長等」という。）は
交付市町村長等が	交付市長等が	交付市長等が
第十六条第三項	交付市町村長等は	住所地区長等は
交付市町村長等が	交付市長等が	交付市長等が
第十七条第二項	交付市町村長等	住所地区長等
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付

（以下この条において単に「市町村長」という。）	第四条第一号ハ、第二号、第三号イ及びロ、第四号並びに第五号ロ	第十三条並びに第十六条第一項第一号及び第二号	住所地市町村長
のうち市町村長	市町村長	［同上］	［同上］
する市長（以下この条において単に「市長」という。）	市長	［同上］	［同上］
のうち市長	市の市長（以下「住所地市長」という。）	第十六条第二項	住所地市町村長は
住所地市町村長	市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）	住所地市町村長が	住所地市町村長が
住所地市町村長	同条第四項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長	住所地市町村長は	交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下「住所地区長」という。）は
住所地市長	令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第四項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長	住所地市町村長が	住所地市長が
住所地区長	住所地市長が	第十六条第三項	住所地市町村長が
市町村長	住所地区長は	住所地市町村長が	住所地市長が
第十七条第二項	住所地区長	第十七条第二項	住所地区長
附則第二条第二項	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付	附則第二条第二項	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付
法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長		法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	

附　則 （住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置） **第二条**　［略］ ２　住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項第二号の措置をとるものとされた領事官若しくは市町村長についての第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条第一号中「第一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）、第一条」と、同条第二号及び第三号イ中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」と、第十五条中「第四条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第四条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。 ［３　略］	又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長	する市長及び同項の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長
附　則 （住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置） **第二条**　［同上］ ２　住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長についての第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条第一号中「第一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）、第一条」と、同条第二号及び第三号イ中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」と、第十五条中「第四条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第四条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。 ［３　同上］		する市長及び政令で定める措置をとるものとされた住所地区長

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　特定個人情報の提供 ［第一節　略］ 第二節　情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第四十一条―第五十二条） ［第五章・第六章　略］ 附則 （機構への個人番号とすべき番号の生成の求めの方法） **第四条**　令第五条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　特定個人情報の提供 ［第一節　同上］ 第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十一条―第五十二条） ［第五章・第六章　同上］ 附則 （機構への個人番号とすべき番号の生成の求めの方法） **第四条**　令第七条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（検査用数字を算出する算式）

第五条　令第六条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

［算式　略］

［算式の符号　略］

（市町村長への個人番号とすべき番号の通知の方法）

第六条　令第七条の規定による個人番号とすべき番号の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条　第八条の規定は、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第三項及び第六項において同じ。）が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条　法第十六条の二第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

［一～四　略］

五　交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（十八歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

［六　略］

（交付申請書の保存）

第二十三条　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法第十六条の二第一項の規定により作成した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二　法第十六条の二第六項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

（個人番号カードの作成）

第二十三条の三　機構は、令第十三条第一項又は第二項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めたときは、第三十四条に規定する個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを作成するものとする。

（個人番号カードの有効期間）

第二十六条　個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　個人番号カードの作成の日において十八歳以上の者　当該作成の日から当該作成の日後のその者の十回目の誕生日まで

二　個人番号カードの作成の日において十八歳未満の者　当該作成の日から当該作成の日後のその者の五回目の誕生日まで

［2　略］

（検査用数字を算出する算式）

第五条　令第八条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

［算式　同上］

［算式の符号　同上］

（市町村長への個人番号とすべき番号の通知の方法）

第六条　令第九条の規定による個人番号とすべき番号の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条　第八条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条　令第十三条第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

［一～四　同上］

五　交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（十八歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

［六　同上］

（交付申請書の保存）

第二十三条　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法第十六条の二第一項の規定により発行した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二　法第十六条の二第二項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

（個人番号カードの発行）

第二十三条の三　機構は、令第十三条第一項又は第二項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めたときは、第三十四条に規定する個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを発行するものとする。

（個人番号カードの有効期間）

第二十六条　［同上］

一　個人番号カードの発行の日において十八歳以上の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで

二　個人番号カードの発行の日において十八歳未満の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで

［2　同上］

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（高度専門職第二号及び永住者を除く。）	個人番号カードの作成の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあっては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日まで
住民基本台帳法第三十条の四十五の表に規定する一時庇護許可者又は仮滞在許可者	個人番号カードの作成の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで
住民基本台帳法第三十条の四十五の表に規定する出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	個人番号カードの作成の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで

2　個人番号カードの交付を受けた後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった外国人住民は、前項の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して、当該個人番号カードの有効期間について、当該各号に定める期間とすることを求めることができる。

一　入管法第二十条の規定による在留資格の変更、入管法第二十一条の規定による在留期間の更新又は入管法第二十二条の二の規定による在留資格の取得等により適法に本邦に在留できる期間が延長された場合　個人番号カードの作成の日から延長された適法に本邦に在留でき

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条　［同上］

［同上］	個人番号カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあっては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日まで
［同上］	個人番号カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで
［同上］	個人番号カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで

［2　同上］

一　入管法第二十条の規定による在留資格の変更、入管法第二十一条の規定による在留期間の更新又は入管法第二十二条の二の規定による在留資格の取得等により適法に本邦に在留できる期間が延長された場合　個人番号カードの発行の日から延長された適法に本邦に在留でき

る期間の満了の日（前条第一項の規定が当該個人番号カードに適用されていたと仮定した場合における当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで

二　入管法第二十条第六項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合　個人番号カードの作成の日から入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日（仮定有効期間満了日が、当該入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

［３・４　略］

（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条　［略］

［２～４　略］

５　個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）遅滞なく返納しなければならない。

６　再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの作成の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの作成の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

［７　略］

（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等）

第二十九条　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合、国外転出者向け個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月以上一年未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第二十四条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

［２・３　略］

（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第三十条　法第十七条第八項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）届け出なければならない。

（個人番号カードの失効）

第三十条の二　令第十四条第十号本文の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が前条に規定する届出と併せて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替

る期間の満了の日（前条第一項の規定が当該個人番号カードに適用されていたと仮定した場合における当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで

二　入管法第二十条第六項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合　個人番号カードの発行の日から入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日（仮定有効期間満了日が、当該入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

［３・４　同上］

（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条　［同上］

［２～４　同上］

５　個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

６　再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの発行の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

［７　同上］

（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等）

第二十九条　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第二十四条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

［２・３　同上］

（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第三十条　法第十七条第五項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

［新設］

えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第三条第七項又は同法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第二十二条第七項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録する個人番号カードを、領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合

二　個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が第三十三条第七項の規定により、当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合

2　令第十四条第十号ただし書の総務省令で定める期間は、九十日とする。

（返納命令を通知する方法）

第三十二条　令第十六条第二項の総務省令で定める方法は、電子メール（特定電子メールの適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）の送信による方法とする。

（個人番号カードの暗証番号）

第三十三条　令第十三条第四項本文、第五項又は第八項の規定により読み替えて準用する第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付又は引渡しを受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号（以下この条において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。

2　令第十三条第四項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長に（当該交付申請者が法第十六条の二第二項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合にあっては、当該市町村長を経由して住所地市町村長に）届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3　令第十三条第五項又は同条第八項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定により交付申請者の指定した者（当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。）が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

4　法第十六条の二第一項の規定により戸籍の附票に記録されている者が個人番号カードを申請するときは、その者は、第一項の規定にかかわらず、暗証番号を附票管理市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該交付申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められるときは、附票管理市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

5　［略］

6　個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規定する事務若しくはその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報又は附票本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

（国外転出者に対する個人番号カードの還付）

第三十二条　市町村長は、令第十五条第三項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合（令第十四条第一号に該当して個人番号カードの返納を受けた場合に限る。）においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

2　前項の規定により市町村長が個人番号カードを還付したときは、令第十七条の規定により当該個人番号カードを廃棄したものとみなす。

（個人番号カードの暗証番号）

第三十三条　令第十三条第四項本文又は第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号（以下この条において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。

2　令第十三条第四項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が同条第二項の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、住所地市町村長以外の市町村長を経由して住所地市町村長）に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3　令第十三条第五項の規定により交付申請者の指定した者（当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。）が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

［新設］

4　［同上］

5　個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規定する事務若しくはその処理する事務であって同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

7　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの暗証番号の変更を希望する場合には、当該個人番号カードを住所地市町村長に（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）提出することができる。この場合において、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長）は、当該個人番号カードの暗証番号を変更し、これを返還しなければならない。

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

［一　略］

二　個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民又は国外転出者（市町村長が備える戸籍の附票に記録されている者に限る。）からの問合せへの対応

［2　略］

（機構への通知）

第三十六条　［略］

2　市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

［一～四　略］

五　法第十六条の二第六項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

［六　略］

［3　略］

（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めの方法等）

第四十条　令第二十条第一項の規定による利用特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　略］

3　前二項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二節　情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

（利用特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置に係る通知の方法等）

第四十一条　令第二十六条第一項のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第八号の規定による提供の求めがあった利用特定個人情報を保有する情報提供者の名称

［二～五　略］

［新設］

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　［同上］

［一　同上］

二　個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

［2　同上］

（機構への通知）

第三十六条　［同上］

［2　同上］

［一～四　同上］

五　法第十六条の二第二項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

［六　同上］

［3　同上］

（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等）

第四十条　令第二十条第一項の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　同上］

3　前二項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置に係る通知の方法等）

第四十一条　［同上］

一　法第十九条第八号の規定による提供の求めがあった特定個人情報を保有する情報提供者の名称

［二～五　同上］

［２　略］

３　情報提供者が法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知を受けた場合において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報の提供が行われることなく当該期間を経過したときは、当該期間を経過した日に法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知は、その効力を失う。

（情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十八条の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

２　法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に対し、法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報の提供をするものとする。

［３　略］

（情報提供等の記録等）

第四十七条　法第二十三条第一項第四号のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

二　法第十九条第八号の規定による提供の求めが法第二十一条第二項に掲げる場合に該当する場合はその旨

［三　略］

［２・３　略］

（法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供）

第四十八条　第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
前条第一項第二号	第二十一条第二項	第二十六条において準用する法第二十一条第二項
［略］	［略］	［略］

（利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に

［２　同上］

３　情報提供者が法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知を受けた場合において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供が行われることなく当該期間を経過したときは、当該期間を経過した日に法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知は、その効力を失う。

（情報提供者による特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十八条の規定による特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

２　法第二十一条第二項の規定による提供の求めがあった旨の通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に対し、法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供をするものとする。

［３　同上］

（情報提供等の記録等）

第四十七条　［同上］

［一　同上］

二　法第十九条第八号の規定による提供の求めが法第二十一条第二項各号に掲げる場合に該当する場合はその旨

［三　同上］

［２・３　同上］

（法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供）

第四十八条　第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
前条第一項第二号	第二十一条第二項各号	第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号
［同上］	［同上］	［同上］

（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に

係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め

二　法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報の提供

2　委任都道府県知事等（前項の規定により機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。）は、利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

3　委任都道府県知事等は、第一項の規定により機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（交付金）

第五十条　委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［2　略］

（利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除）

第五十一条　委任都道府県知事等は、機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2　委任都道府県知事等は、機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

（委任都道府県知事等による利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等）

第五十二条　委任都道府県知事等は、機構が天災その他の事由により利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第四十九条第二項の規定にかかわらず、当該利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2　委任都道府県知事等は、前項の規定により利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により委任都道府県知事等が利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべき利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任都道府県知事等に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。

［三　略］

係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め

二　法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供

2　委任都道府県知事等（前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。）は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

3　委任都道府県知事等は、第一項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（交付金）

第五十条　委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［2　同上］

（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除）

第五十一条　委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2　委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

（委任都道府県知事等による特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等）

第五十二条　委任都道府県知事等は、機構が天災その他の事由により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第四十九条第二項の規定にかかわらず、当該特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2　委任都道府県知事等は、前項の規定により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により委任都道府県知事等が特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任都道府県知事等に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。

［三　同上］

第五十七条　［略］

２　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三条第二項	住所地市町村長に対し、	住所地市長に対し、住所地区長を経由して
第十八条	以下第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第三項及び第六項において同じ。	以下第三十三条第六項において同じ。
［略］	［略］	［略］
第二十三条の四第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十八条第一項	住所地市町村長	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長。次条及び第三十三条第三項において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、附票管理市長。次条及び第三十三条第三項において同じ。）
第二十八条第五項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
［略］	［略］	［略］
第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
［略］	［略］	［略］
第三十三条第二項	住所地市町村長に（	住所地区長を経由して住所地市長に（
	住所地市町村長に）	住所地市長に）
	住所地市町村長は	住所地区長は

第五十七条　［同上］

［2　同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第三条第二項	住所地市町村長に対し、	住所地市長に対し、住所地区長を経由して
第十八条、第二十二条第六号及び第三十三条第五項	住所地市町村長	住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］
第二十三条の四第二号及び第三号、第二十八条第五項並びに第三十条	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第二十八条第一項	住所地市町村長	住所地区長及び住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］
第三十二条第一項	市町村長	市長
	表示し、	表示し、住所地区長を経由して
第三十二条第二項、第三十二条の二並びに第四十九条第一項及び第二項	市町村長	市長
第三十三条第二項	住所地市町村長（	住所地区長を経由して住所地市長（
	住所地市町村長）	住所地市長）
	住所地市町村長は	住所地区長は

第三十三条第三項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に	
第三十三条第四項	附票管理市町村長に	附票管理区長を経由して附票管理市長に	
第三十三条第七項	附票管理市町村長は	附票管理区長は	
	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に	
	直接に	附票管理区長	
	附票管理市町村長	附票管理市長	
	住所地市町村長（	住所地市長（	
	これ	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長）を経由してこれ	
第三十五条第一項	市町村長は	市長は	
第三十五条第一項第一号	住所地市町村長	住所地市長	
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）	
第三十五条第二項	委任市町村長	委任市長	
	市町村長を	市長を	
第三十六条第二項及び第三項	市町村長	市長	
第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市（個人番号通知書に係る事務にあっては、当該市に属する区）	
	当該委任市町村長	当該委任市長	
［略］	［略］	［略］	

第三十三条第三項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に	
	住所地市町村長は	住所地区長は	
第三十五条第一項	市町村長は	市長は	
第三十五条第一項第一号	住所地市町村長	住所地市長	
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）	
第三十五条第二項	委任市町村長	委任市長	
	市町村長を	市長を	
第三十六条第一項及び第三十八条	委任市町村長	委任市長	
第三十六条第二項及び第三項	市町村長	市長	
第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市（個人番号通知書に係る事務にあっては、当該市に属する区）	
	当該委任市町村長	当該委任市長	
第五十条第一項	市町村	市	
［同上］	［同上］	［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　認証業務	第二章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　利用者証明認証業務	第二節　［同上］
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条―第六十四条の十二）	第四款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条―第六十四条の十一）
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
附則	附則
（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）	（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）
第三条　法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所地市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備（法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いて作成されることにより対応するものであることとする。	**第三条**　法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備（法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いて作成されることにより対応するものであることとする。
（署名利用者確認の際に提出する書類）	（署名利用者確認の際に提出する書類）
第五条　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。	**第五条**　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
2　住所地市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該署名利用者確認が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。	2　住所地市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該署名利用者確認が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出又は同法第二十三条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
3　前二項の規定は、法第三条第十項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所地市町村長」とあるのは、「住所地市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。	［新設］
［一・二　同上］	

4　第一項及び第二項の規定は、法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

5　第一項及び第二項の規定は、法第三条の二第四項において準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

6　第一項及び第二項の規定は、法第三条の二第六項において準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「領事官」と読み替えるものとする。

7　第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

8　第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

9　第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

10　第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

［新設］

［新設］

［新設］

3　前二項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

［新設］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

［新設］

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条　法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

２　申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。次項及び第十条において同じ。）が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

［３　略］

（機構への通知）

第八条　法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

２　前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

３　第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項（第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

４　第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

５　第一項の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等）

第九条　法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

２　法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の住所地市町村長又は附票管理市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続）

第十条　法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　略］

（申請書の内容等の通知の方法）

第十一条　法第三条第八項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

２　申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

［３　同上］

（機構への通知）

第八条　法第三条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等）

第九条　法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

２　法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続）

第十条　法第三条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　同上］

（申請書の内容等の通知の方法）

第十一条　法第三条第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

２　前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。［新設］

３　第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項（第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。［新設］

４　第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。［新設］

５　第一項の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。［新設］

（住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資する事情）

第十一条の二　法第三条第九項に規定する総務省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。［新設］

一　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号及び第四十七条の二第一項第一号において同じ。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の法第三条第九項に規定する同条第一項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）に係る同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請書を取りまとめることができること。

二　申請者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第四十七条の二第一項第二号において同じ。）の影響により当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下この条及び第四十七条の二第一項において「住所地市町村」という。）の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三　申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

四　申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

五　申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（十八歳に満たない者をいう。第四十七条の二第一項第五号において同じ。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

六　第二号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

２　前項の規定は、法第三条の二第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。この場合において、前項第一号中「第三条第九項」とあるのは「第三条の二第三項」と、「同条第十項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項」と、同項第二号中「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第三号から第五号までの規定中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第六号中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条第九項に規定する同条第一項」とあるのは「第九条第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第三条第十項」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条の二第三項に規定する同条第一項」とあるのは「第九条第一項」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定は、法第十条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条第九項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第三条第十項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

6　第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第十条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条の二第三項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法）

第十二条　法第四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条　法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第三条第一項及び法第三条の二第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二・三　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法）

第十二条　［同上］

一　法第三条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条　［同上］

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二・三　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第十六条　法第九条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知の方法）

第十六条の二　法第十条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第九項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の対応）

第三十九条　法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号が住所地市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［略］

2　住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

［一・二　略］

3　前二項の規定は、法第二十二条第十項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所地市町村長」とあるのは、「住所地市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

4　第一項及び第二項の規定は、法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

5　第一項及び第二項の規定は、法第二十二条の二第四項において準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第十六条　法第九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知の方法）

第十六条の二　法第十条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条　法第三条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の対応）

第三十九条　法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［同上］

2　住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は同法第二十三条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

6 第一項及び第二項の規定は、法第二十二条の二第六項において準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「領事官」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるものとする。

8 第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるものとする。

9 第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「届出者」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

10 第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

［新設］

3 前二項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるものとする。

［新設］

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

［新設］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条 法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条 法第二十二条第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

２　申請者は、法第二十二条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。次項及び第四十六条において同じ。）が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

［３　略］

（機構への通知）

第四十四条　法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

２　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

３　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項（第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

４　第一項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

５　第一項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

第四十五条　法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

２　法第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の住所地市町村長又は附票管理市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

第四十六条　法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　略］

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七条　法第二十二条第八項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

２　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

２　申請者は、法第二十二条第四項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

［３　同上］

（機構への通知）

第四十四条　法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

第四十五条　法第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

２　法第二十二条第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

第四十六条　法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　同上］

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七条　法第二十二条第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［新設］

3　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項（第二十二条の二条第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。　［新設］

4　第一項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。　［新設］

5　第一項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。　［新設］

（住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に資する事情）

第四十七条の二　法第二十二条第九項に規定する総務省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。　［新設］

一　法人が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の法第二十二条第九項に規定する同条第一項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）に係る同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請書を取りまとめることができること。

二　申請者が東日本大震災の影響により住所地市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三　申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

四　申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

五　申請者が児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

六　第二号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

2　前項の規定は、法第二十二条の二第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。この場合において、前項第一号中「第二十二条第九項」とあるのは「第二十二条の二第三項」と、「同条第十項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第二項」と、同項第二号中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第三号から第五号までの規定中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第六号中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第二十八条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二条第九項に規定する同条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第二十二条第十項」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第二十八条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二条の二第三項に規定する同条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第二十二条の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定は、法第二十九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二条第九項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第二十二条第十項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

6　第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第二十九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二条の二第三項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第二十二条の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の管理の方法）

第四十八条　法第二十三条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条　法第二十四条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第二十二条第一項及び法第二十二条の二第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二　略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第五十二条　法第二十八条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の管理の方法）

第四十八条　［同上］

一　法第二十二条第四項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条　［同上］

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第二十二条第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二　同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第五十二条　法第二十八条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知の方法）

第五十二条の二　法第二十九条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった場合の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第九項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置）

第六十四条の十二　法第三十八条の四第二項に規定する主務省令で定める措置は、利用者証明利用者からの利用者証明検証者に対する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知に用いられた個人番号カードに記録された個人番号カード真正証明検証符号（当該利用者証明利用者が当該個人番号カードが真正なものであることを証明するために用いる符号であって当該個人番号カードに記録されたもの（以下この項において「個人番号カード真正証明符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であって、当該個人番号カードが真正なものであることの証明が当該個人番号カード真正証明符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。）により個人番号カード真正証明符号を用いて当該個人番号カードが真正なものであることの証明が行われたことを確認することとする。

2　前項の確認は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一　利用者証明利用者が、利用者証明検証者の職員（当該利用者証明検証者が適当と認める者を含む。次号において同じ。）との対面により個人番号カード用利用者証明用電子証明書を通知する場合

二　利用者証明利用者が利用者証明検証者の管理する場所（これに準ずる場所として当該利用者証明検証者が適当と認める場所を含む。）において個人番号カード用利用者証明用電子証明書を通知する場合であって、当該利用者証明検証者の職員が当該通知が行われた際の当該場所の状況を確認できるとき。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者又は法第二十二条第二項（同条第四項及び第

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出の通知の方法）

第五十二条の二　法第二十九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった場合の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条　法第二十二条第四項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

［新設］

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　［同上］

一　法第三条第二項に規定する申請者又は法第二十二条第二項に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

［イ・ロ　略］

ハ　次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1)　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2)　法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3)　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4)　法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

ニ　個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するため、市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号において同じ。）及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

［二～四　略］

五　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び利用者証明利用者の確認

六　［略］

［2・3　略］

［イ・ロ　同上］

［ハ　同上］

(1)　法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2)　法第三条第七項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3)　法第二十二条第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4)　法第二十二条第七項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

ニ　個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号において同じ。）及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

［二～四　同上］

［新設］

五　［同上］

［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

省令

○総務省令第四十八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）及び住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（転入通知の方法） **第二条**　法第九条第三項（同条第一項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定による通知は、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 ［２　略］ （戸籍の附票記載事項通知の方法） **第五条の二**　法第十九条第四項（同条第一項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 ［２　略］ （都道府県知事への本人確認情報の通知の方法） **第十二条**　法第三十条の六第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。	（転入通知の方法） **第二条**　法第九条第三項の規定による通知は、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 ［２　同上］ （戸籍の附票の記載の修正のための通知の方法） **第五条の二**　法第十九条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 ［２　同上］ （都道府県知事への通知の方法） **第十二条**　法第三十条の六第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県における本人確認情報の記録及び保存の方法） **第十三条**　法第三十条の六第三項の規定による本人確認情報（同条第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （機構への本人確認情報の通知の方法） **第十四条**　法第三十条の七第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法） **第十八条**　法第三十条の十第二項の規定による機構保存本人確認情報（法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法） **第十九条**　令第三十条の十第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への本人確認情報の提供方法） **第二十条**　法第三十条の十一第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。	（都道府県における本人確認情報の記録及び保存の方法） **第十三条**　法第三十条の六第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （機構への通知の方法） **第十四条**　法第三十条の七第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法） **第十八条**　令第三十条の十第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法） **第十九条**　令第三十条の十一第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。 （通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法） **第二十条**　法第三十条の十第二項の規定による機構保存本人確認情報（法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第二十条の二　令第三十条の十一第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第二十一条　令第三十条の十二第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二十一条の二　法第三十条の十五第五項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

［一　略］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下「個人番号カード等省令」という。）第三十五条第一項第一号に規定する事務

（準法定事務処理者への本人確認情報の提供方法）

第二十一条の三　令第三十条の十二の二第二項第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への本人確認情報の提供方法）

第二十条の二　法第三十条の十一第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第二十一条　令第三十条の十二の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二十一条の二　法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

［一　同上］

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項第一号に規定する事務

［新設］

（都道府県準法定事務処理者への本人確認情報の提供方法）

第二十一条の四　令第三十条の十二の二第三項第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（本人確認情報管理規程の記載事項）

第二十三条　法第三十条の十七第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

［二～十　略］

［2・3　略］

（本人確認情報に関する帳簿の記載）

第二十四条　法第三十条の十八の総務省令で定める事項は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月日、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法とする。

［削る］

（都道府県知事への附票本人確認情報の通知の方法）

第二十五条　法第三十条の四十一第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県における附票本人確認情報の記録及び保存の方法）

第二十六条　法第三十条の四十一第三項の規定による附票本人確認情報（同条第一項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［新設］

（本人確認情報管理規程の記載事項）

第二十三条　法第三十条の十七第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

［二～十　同上］

［2・3　同上］

（帳簿の記載）

第二十四条　法第三十条の十八の総務省令で定める事項は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月日、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法とする。

［新設］

第二十五条から第四十一条まで　削除

［新設］

（機構への附票本人確認情報の通知の方法）

第二十七条　法第三十条の四十二第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（機構における附票本人確認情報の記録及び保存の方法）

［新設］

第二十八条　法第三十条の四十二第三項の規定による附票本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（国の機関等への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第二十九条　令第三十条の十二の六第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報（同条に規定する特定機構保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十条　令第三十条の十二の八第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十一条　法第三十条の四十四の三第二項の規定による機構保存附票本人確認情報（法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十二条　令第三十条の十二の九第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十三条　法第三十条の四十四の四第二項の規定による機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十四条　令第三十条の十二の十第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十五条　法第三十条の四十四の五第二項の規定による機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事保存附票本人確認情報の提供方法）

［新設］

第三十六条　令第三十条の十二の十一第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存附票本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県知事への附票本人確認情報の提供方法）

第三十七条　令第三十条の十二の十二第一号及び第二号の規定による機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（附票本人確認情報を利用することができる事務）

第三十八条　法第三十条の四十四の六第八項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一　番号利用法第十六条の二に規定する事務

二　個人番号カード等省令第三十五条第一項第一号に規定する事務

（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供方法）

第三十九条　令第三十条の十二の十三第一項第一号及び第二号の規定による特定機構保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（都道府県準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供方法）

第四十条　令第三十条の十二の十三第二項第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（機構における附票本人確認情報の提供状況についての報告書の作成及び公表）

第四十一条　法第三十条の四十四の八の規定による報告書の作成及び公表は、機構保存附票本人確認情報の提供を行った年月、提供した機構保存附票本人確認情報の件数及び機構保存附票本人確認情報の提供の方法につき報告書を作成し、官報に公告し、かつ、機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（附票本人確認情報管理規程の記載事項）

第四十一条の二　法第三十条の四十四の九において準用する法第三十条の十七第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二　法第三十条の四十四の九において準用する法第三十条の十七第一項に定める事務（以下「附票本人確認情報処理事務」という。）の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項

三　附票本人確認情報の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四　附票本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

五　附票本人確認情報処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項

六　附票本人確認情報処理事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七　附票本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

八　附票本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項

九　附票本人確認情報処理事務の実施に係る監査に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、附票本人確認情報の適切な管理を図るための必要な措置に関する事項

2　機構は、法第三十条の四十四の九において準用する法第三十条の十七第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に附票本人確認情報管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［新設］

3　機構は、法第三十条の四十四の九において準用する法第三十条の十七第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（附票本人確認情報に関する帳簿の記載）

第四十一条の三　法第三十条の四十四の九において準用する法第三十条の十八の総務省令で定める事項は、機構保存附票本人確認情報の提供先、機構保存附票本人確認情報の提供を行った年月日、提供した機構保存附票本人確認情報の件数及び機構保存附票本人確認情報の提供の方法とする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省令第四十九号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五の二の規定に基づき、住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令

第一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の十五の二第一項に規定する準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項に規定する準法定事務のうち総務省令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

一　都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の保護の決定及び実施、就労自立給付金（若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務であって次に掲げるもの 一　外国人であって生活に困窮する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）の規定に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって次に掲げるもの 一　地域優良賃貸住宅制度要綱第七条に規定する入居者の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 二　地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に当たり必要な入居者の生存の事実又は住所の変更の事実の確認
三　都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成二十六年三月三十一日付け健肝発〇三三一第一号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）のウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に規定する初回精密検査費用若しくは定期検査費用に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
四　都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一二第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答	
六　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
七　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
八　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
十　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
十一　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
十二　都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い（平成十三年三月二十九日付け健発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この欄において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答	

第二条　法第三十条の十五の二第二項に規定する準法定事務のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる事務とする。

一　「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務であって次に掲げるもの

イ　外国人であって生活に困窮する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

ロ　生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ハ　生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

ニ　生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ホ　生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ヘ　生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる外国人であって生活に困窮する者に関する情報の収集又は整理に関する事務

ト　生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる被保護者外国人であって生活に困窮する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

チ　生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　地域優良賃貸住宅制度要綱の規定に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって次に掲げるもの

イ　地域優良賃貸住宅制度要綱第七条に規定する入居者の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

ロ　地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に当たり必要な入居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」のウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に規定する初回精密検査費用若しくは定期検査費用に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

四　「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ　「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

五　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ　「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

六　高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八　高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

ロ　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十　「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に規定する医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

第三条　法第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

一　都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの イ　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ロ　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二　都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附　則

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省令第五十号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～25　略］ 26　法別表第一の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　年金である給付若しくは一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［27・28　略］ 29　法別表第一の十八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　行政書士証票の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三　行政書士法第六条の四の行政書士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四　行政書士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 30～40　［略］ 41　法別表第一の三十の項の総務省令で定める事務は、司法試験若しくは司法試験予備試験の受験願書の受理、受験願書に係る事実についての審査又は受験願書の提出に対する応答とする。 42～54　［略］ 55　法別表第一の四十の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 56　法別表第一の四十の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 57　法別表第一の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　旅券法第十六条若しくは第十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 58～65　［略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～25　同上］ 26　［同上］ 一　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三　給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［27・28　同上］ ［新設］ 29～39　［同上］ 40　法別表第一の三十の項の総務省令で定める事務は、司法試験の受験願書の受理、受験願書に係る事実についての審査又は受験願書の提出に対する応答とする。 41～53　［同上］ 54　法別表第一の四十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 55　法別表第一の四十の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 56　法別表第一の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　旅券法第十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 57～64　［同上］

66‖　法別表第一の四十四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五条第一項第五号若しくは第三項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　税理士法第六条の税理士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
三　税理士法第七条第一項若しくは第八条第一項の試験科目の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　税理士法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料の納付を行う者の氏名又は住所の変更の事実の確認
五　税理士法第十条第一項の税理士試験の停止若しくは合格の決定の取消し又は同条第二項の認定若しくは免除の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
六　税理士法第十一条第一項の合格証書の授与又は同条第二項の基準以上の成績を得た科目の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

67‖　法別表第一の四十四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　税理士法第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　税理士法第二十条の税理士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　税理士証票の交付若しくは再交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十三条第四項の税理士証票の交換又は同条第五項の税理士証票の差替えの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　税理士法第二十五条第一項の税理士の登録の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　税理士法第二十六条第一項の税理士の登録の抹消の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
七　税理士法施行規則第十一条の二の指導又は助言の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

68‖　法別表第一の四十四の六の項の総務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項又は第二項の報告の徴取又は質問若しくは検査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

69‖　法別表第一の四十四の七の項の総務省令で定める事務は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

70‖～86‖　［略］

87‖　法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　医療法第五条の二第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　医療法第五条の二第一項の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

［新設］

65‖　法別表第一の四十四の四の項の総務省令で定める事務は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

66‖～82‖　［同上］

［新設］

88‖ 法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 医師法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 医師法第九条の医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 医師法第十六条の六第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 医師法第十六条の六第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 医師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答

九 医師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

89‖ 法別表第一の五十七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 歯科医師法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 歯科医師法第九条の歯科医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四 歯科医師法第十六条の四第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 歯科医師法第十六条の四第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 歯科医師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七 歯科医師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 歯科医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答

九 歯科医師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

90‖ 法別表第一の五十七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 死体解剖保存法第四条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

91‖　法別表第一の五十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　保健師助産師看護師法第十二条第五項の交付（保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　保健師助産師看護師法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四　保健師、助産師若しくは看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　保健師、助産師若しくは看護師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　保健師、助産師若しくは看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

92‖　法別表第一の五十七の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　歯科衛生士法第六条第二項（同法第八条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　歯科衛生士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　歯科衛生士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　歯科衛生士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

93‖　法別表第一の五十七の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　歯科衛生士法第十条の歯科衛生士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二　歯科衛生士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

94‖　法別表第一の五十七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　診療放射線技師法第八条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　診療放射線技師法第十七条の診療放射線技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四　診療放射線技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　診療放射線技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　診療放射線技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　診療放射線技師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

95　法別表第一の五十七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］

一　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　歯科技工士法第六条第二項（同法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　歯科技工士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　歯科技工士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　歯科技工士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

96　法別表第一の五十七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］

一　歯科技工士法第十一条の歯科技工士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二　歯科技工士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

97　法別表第一の五十七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］

一　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　臨床検査技師等に関する法律第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　臨床検査技師等に関する法律第十一条の臨床検査技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

四　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　臨床検査技師若しくは衛生検査技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　臨床検査技師若しくは衛生検査技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　臨床検査技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八　臨床検査技師若しくは衛生検査技師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

98
法別表第一の五十七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　理学療法士及び作業療法士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　理学療法士及び作業療法士法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四　理学療法士若しくは作業療法士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　理学療法士若しくは作業療法士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　理学療法士若しくは作業療法士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

99
法別表第一の五十七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　視能訓練士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　視能訓練士法第十条の視能訓練士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四　視能訓練士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　視能訓練士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　視能訓練士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　視能訓練士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

100
法別表第一の五十七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　臨床工学技士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　臨床工学技士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　臨床工学技士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　臨床工学技士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

101
法別表第一の五十七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　臨床工学技士法第十条の臨床工学技士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　臨床工学技士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

102｜法別表第一の五十七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一｜義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二｜義肢装具士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三｜義肢装具士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四｜義肢装具士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五｜義肢装具士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［新設］

103｜法別表第一の五十七の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一｜義肢装具士法第十条の義肢装具士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二｜義肢装具士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［新設］

104｜法別表第一の五十七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一｜救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二｜救急救命士法第六条第二項（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三｜救急救命士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四｜救急救命士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五｜救急救命士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［新設］

105｜法別表第一の五十七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一｜救急救命士法第三十条の救急救命士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二｜救急救命士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［新設］

106｜法別表第一の五十七の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一｜言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二｜言語聴覚士法第六条第二項（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［新設］

三　言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　言語聴覚士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　言語聴覚士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

107　法別表第一の五十七の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］
一　言語聴覚士法第二十九条の言語聴覚士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　言語聴覚士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

108　法別表第一の五十七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］
一　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

109　法別表第一の五十七の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］
一　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第一条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の三第二項（同法第三条の二十四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

110　法別表第一の五十七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。［新設］
一　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　柔道整復師法第六条第二項（同法第八条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　柔道整復師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　柔道整復師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　柔道整復師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

111 法別表第一の五十七の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 柔道整復師法第十条の柔道整復師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二 柔道整復師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
112 法別表第一の五十七の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
113 法別表第一の五十七の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
114 法別表第一の五十七の三十の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
115 法別表第一の五十七の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二 栄養士法第四条第四項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三 栄養士法第五条の二の管理栄養士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四 管理栄養士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五 管理栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六 管理栄養士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七 管理栄養士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
116 法別表第一の五十七の三十五の項の総務省令で定める事務は、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。
［新設］
117 法別表第一の五十七の三十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二 建築物環境衛生管理技術者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
118 法別表第一の五十七の三十七の項の総務省令で定める事務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。
［新設］
119 法別表第一の五十七の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［新設］

83 法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
84 法別表第一の五十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
85 法別表第一の五十七の四の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
［新設］

二　理容師法第五条の二第二項（同法第五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　理容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　理容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　理容師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
120　法別表第一の五十七の三十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］
一　理容師法第三条第一項の理容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　理容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
121　法別表第一の五十七の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］
一　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第三条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　美容師法第五条の二第二項（同法第五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　美容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　美容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　美容師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
122　法別表第一の五十七の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］
一　美容師法第四条第一項の美容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　美容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
123　法別表第一の五十七の四十二の項の総務省令で定める事務は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。　［新設］
124・125　［略］　86・87　［同上］
126　法別表第一の五十九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］
一　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　薬剤師法第七条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　薬剤師法第十一条の薬剤師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四　薬剤師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　薬剤師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　薬剤師国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　薬剤師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

127　法別表第一の六十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十二条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　労働安全衛生法第七十二条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　労働安全衛生法第七十三条第二項の免許の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　労働安全衛生法第七十二条第一項の免許の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

128　法別表第一の六十一の項の総務省令で定める事務は、労働安全衛生法第七十五条第一項の免許試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

129　法別表第一の六十一の二の項の総務省令で定める事務は、労働安全衛生法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験若しくは同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

130　法別表第一の六十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　労働安全衛生法第八十四条第一項（同法第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

131　法別表第一の六十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　作業環境測定法第十条の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　作業環境測定士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

132　法別表第一の六十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　作業環境測定法第十四条第一項の作業環境測定士試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　作業環境測定士試験の合格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

88　［同上］
一　免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　免許証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　免許証の書替えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［新設］

89　法別表第一の六十一の項の総務省令で定める事務は、免許試験受験申請書の受理、免許試験受験申請書に係る事実についての審査又は免許試験受験申請書の提出に対する応答とする。
［新設］

90　法別表第一の六十二の項の総務省令で定める事務は、登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

133｜～144｜［略］

145｜法別表第一の七十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

146｜法別表第一の七十一の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

147｜法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

148｜法別表第一の七十一の八の項の総務省令で定める事務は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第五条の社会福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

149｜法別表第一の七十一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　社会福祉士及び介護福祉士法第三十条（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　社会福祉士及び介護福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　社会福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　社会福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

150｜法別表第一の七十一の十の項の総務省令で定める事務は、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第一項の介護福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

151｜法別表第一の七十一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十条（同法第四十三条第三項において準用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　社会福祉士及び介護福祉士法第四十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第一項（同法第四十三条第三項において準用する同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

91｜～102｜［同上］

103｜法別表第一の七十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

104｜法別表第一の七十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

105｜法別表第一の七十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

四　介護福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　介護福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

152　法別表第一の七十一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

153　法別表第一の七十一の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

154　法別表第一の七十一の十四の項の総務省令で定める事務は、精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第五条の精神保健福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

［新設］

155　法別表第一の七十一の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健福祉士法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　精神保健福祉士法第三十条（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　精神保健福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　精神保健福祉士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

156　法別表第一の七十一の十六の項の総務省令で定める事務は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第五条の公認心理師試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

［新設］

157　法別表第一の七十一の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公認心理師法第二十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　公認心理師法第三十条（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

106　法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

［新設］

三　公認心理師法第三十一条第一項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　公認心理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

158　法別表第一の七十一の十八の項の総務省令で定める事務は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

159　法別表第一の七十一の十九の項の総務省令で定める事務は、介護保険法第六十九条の二第一項若しくは第六十九条の八第二項の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

160・161　［略］

162　法別表第一の七十二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　健康保険法第七十一条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　健康保険法第七十九条第二項の登録の抹消に関する申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

三　保険医登録票若しくは保険薬剤師登録票の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する管轄地方厚生局長等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　保険医若しくは保険薬剤師の氏名の変更等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

六　保険医若しくは保険薬剤師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七　保険医若しくは保険薬剤師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

163　法別表第一の七十二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

164～185　［略］

186　法別表第一の七十七の十四の項の総務省令で定める事務は、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

187　法別表第一の七十七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会保険労務士法第十四条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　社会保険労務士法第十四条の四の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　社会保険労務士法第十四条の六第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

107・108　［同上］

［新設］

109　法別表第一の七十二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

110～131　［同上］

［新設］

四　社会保険労務士法第十四条の十第一項第一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　社会保険労務士法第十四条の十一の三第一項の付記の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　社会保険労務士法第十四条の十一の三第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

七　社会保険労務士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

188‖　法別表第一の七十七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

189‖～205‖　［略］

206‖　法別表第一の八十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　情報処理安全確保支援士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四　情報処理安全確保支援士の死亡等の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　情報安全確保支援士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

207‖～221‖　［略］

222‖　法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の五第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　給水装置工事主任技術者の生存の事実又は氏名の変更の事実の確認

223‖　法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

224‖～233‖　［略］

［削る］

234‖　法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築物調査員資格者証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　建築物調査員資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

132‖　法別表第一の七十七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

133‖～149‖　［同上］

［新設］

150‖～164‖　［同上］

［新設］

［新設］

165‖～174‖　［同上］

175‖　法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

［新設］

三　建築設備等検査員資格者証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　建築設備等検査員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　建築基準法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
八　建築基準適合判定資格者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　建築基準適合判定資格者登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十　建築基準適合判定資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十一　建築基準法第七十七条の六十六第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十二　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十三　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十四　構造計算適合判定資格者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十五　構造計算適合判定資格者登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十六　構造計算適合判定資格者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

235　法別表第一の百九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

236　法別表第一の百十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

237　法別表第一の百十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

238　法別表第一の百十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　建築士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

239～243　［略］

244　法別表第一の百十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十二条の二第三項第一号の衛生管理者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

176　［同上］

［一～七　同上］

八　建築士の生存の事実の確認

177　［同上］

［一～三　同上］

四　建築士の生存の事実の確認

178　［同上］

［一・二　同上］

三　建築士の生存の事実の確認

179　［同上］

［一・二　同上］

三　建築士の生存の事実の確認

180～184　［同上］

［新設］

二　船員法第八十二条の二第三項第二号の衛生管理者の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　衛生管理者適任証書の交付に関する申請の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　船員法第百十八条第三項第一号の救命艇手試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
五　船員法第百十八条第三項第二号の救命艇手の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　救命艇手適任証書の交付に関する申請の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

245　法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　海技士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　海技士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
三　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二第一項の小型船舶操縦士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　小型船舶操縦士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　小型船舶操縦者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

246～254　［略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～5　略］

6　法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

7　法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

8　法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

9　法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

10　法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

11～17　［略］

18　法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　水道法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　［略］

［新設］

185～193　［同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～5　同上］

［新設］

6　法別表第二の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　同上］

7　法別表第二の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

8　法別表第二の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

9　法別表第二の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

10～16　［同上］

17　法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　［同上］

法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費若しくは同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児若しくはその保護者又は同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に係る障害児若しくはその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～十　略］

法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十五　略］

法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

［新設］

法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費若しくは同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児若しくはその保護者又は同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に係る障害児若しくはその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～十　同上］

法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十五　同上］

法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に係る事実についての審査
七～十三　［略］

法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］

法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］

法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］

法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］

法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］

法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］

法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
［二～十三　略］

法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］

法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］

法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十一条の費用の徴収に係る事実についての審査
二～八　［同上］

法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］

法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］

法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］

法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］

法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］

法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］

法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］

法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
［二～十三　同上］

法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］

法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］

法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］

46　法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

47　法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

48　法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

49　法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50　法別表第二の五の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

51　法別表第二の五の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

52　法別表第二の五の三十六の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

53　法別表第二の五の三十七の項の総務省令で定める事務は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

54　法別表第二の五の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

55　法別表第二の五の三十九の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十二条の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

56　法別表第二の五の四十の項の総務省令で定める事務は、森林法第百九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

57　法別表第二の五の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

58～69　［略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～8　略］

9　法別表第三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　年金である給付若しくは一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

44　法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

45　法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

46　法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

47　法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48　法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49　法別表第二の五の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50　法別表第二の五の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

51　法別表第二の五の三十六の項の総務省令で定める事務は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

52　法別表第二の五の三十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

53　法別表第二の五の三十八の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十二条の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

54　法別表第二の五の三十九の項の総務省令で定める事務は、森林法第百九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

55　法別表第二の五の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

56～67　［同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～8　同上］

9　法別表第三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［10～14　略］

15　法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第八条の記入等に係る教育職員の免許状の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　教育職員免許法第十五条の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答

16　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］

17　法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の住所の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二　死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

18　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　保健師助産師看護師法第八条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　保健師助産師看護師法第十二条第五項の交付（准看護師免許証の交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号及び第五条第十六項第三号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答
四　准看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　准看護師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　准看護師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　准看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

19　法別表第三の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

20　法別表第三の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

21　法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
八　指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
三　給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［10～14　同上］
［新設］

15　法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［新設］

16　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］

17　法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］

18　法別表第三の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
［新設］
［新設］

十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答　［新設］

十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答　［新設］

十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認　［新設］

［略］　［同上］

法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］

一　栄養士法第二条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　栄養士法第四条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　栄養士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　栄養士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］

一　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　調理師法第五条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　調理師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　調理師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　調理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第三の六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］

一　製菓衛生師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　製菓衛生師法第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三　製菓衛生師法第七条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　製菓衛生師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　製菓衛生師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　製菓衛生師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第三の六の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。　［新設］

一　クリーニング業法第六条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　クリーニング業法第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三　クリーニング師免許証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　クリーニング師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　クリーニング師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
27　法別表第三の六の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
28　法別表第三の六の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　登録販売者の登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　登録販売者の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　登録販売者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　登録販売者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
29　法別表第三の六の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
30　［略］
31　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
八　児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十　保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十一　保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十二～二十二　［略］
二十三　指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二十四　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二十五　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
20　法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［新設］
21　法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
22　［同上］
23　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
［新設］
［新設］
［新設］
八～十八　［同上］
［新設］
［新設］
［新設］

二十六　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十七　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第三の七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第三の七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

法別表第三の七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

法別表第三の七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

法別表第三の七の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　母体保護法による指定証若しくは標識の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　被指定者（法第十五条第一項の規定により指定を受けた者をいう。以下同じ。）の住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　被指定者の指定の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　被指定者の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

六　被指定者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第三の七の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

法別表第三の七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

法別表第三の七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

法別表第三の七の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

法別表第三の七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

［新設］

法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

法別表第三の七の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

法別表第三の七の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

［新設］

四　精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六～十三　［略］

41　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

42　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～九　略］

43　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

44　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

二　介護保険法第六十九条の二第一項、第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項本文若しくは同項ただし書の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

三　介護保険法第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　介護保険法第六十九条の三の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　介護保険法第六十九条の四の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

六　介護保険法第六十九条の五の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

七　介護保険法第六十九条の六第一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八　介護保険法第六十九条の七第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　介護保険法第百十八条第三項第三号の事業の実施

十　介護支援専門員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

45　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

46　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

47　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

48　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする

49　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

［新設］

［新設］

一～八　［同上］

31　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

32　法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～九　同上］

33　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

34　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

35　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

36　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

37　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする

38　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

50　法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

51　法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

52　法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

53　法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

54～69　［略］

［削る］

70　法別表第三の二十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　通訳案内士法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　通訳案内士法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　通訳案内士法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　全国通訳案内士又は地域通訳案内士の生存の事実の確認

71～81　［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～5　略］

6　法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

39　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

40　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

41　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

42　法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

43～58　［同上］

59　法別表第三の二十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　地域通訳案内士の生存の事実の確認

［新設］

60～70　［同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～5　同上］

［新設］

6　法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　同上］

7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

［略］

法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十五　略］

法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

［同上］

［新設］

法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十五　同上］

法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

32 法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三 精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四 精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五 精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
六～十三 ［略］
33 法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七 略］
34 法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六 略］
35 法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三 略］
36 法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四 略］
37 法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七 略］
38 法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六 略］
39 法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六 略］
40 法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二 略］
41 法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三 略］
42 法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八 略］
43 法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八 略］
44 法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四 略］
45 法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

30 法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
一～八 ［同上］
31 法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七 同上］
32 法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六 同上］
33 法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三 同上］
34 法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四 同上］
35 法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七 同上］
36 法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六 同上］
37 法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六 同上］
38 法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二 同上］
39 法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三 同上］
40 法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八 同上］
41 法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八 同上］
42 法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四 同上］
43 法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十六の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十七の項の総務省令で定める事務は、農地法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第四の四の三十九の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二十二条の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第四の四の四十の項の総務省令で定める事務は、森林法第百九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第四の四の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
［略］
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］
［2～8　略］
9　法別表第五第四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　年金である給付若しくは一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　年金である給付若しくは一時金を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
三　年金である給付若しくは一時金を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［10～14　略］
法別表第五第六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の住所の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二　死体解剖保存法第二条第一項第一号の認定を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
法別表第四の四の三十六の項の総務省令で定める事務は、農地法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第四の四の三十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二十二条の二第二項の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第四の四の三十九の項の総務省令で定める事務は、森林法第百九十一条の四第一項の林地台帳に記載されると見込まれる者又は記載されている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
法別表第四の四の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
［同上］
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［同上］
［2～8　同上］
9　法別表第五第四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
三　給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［10～14　同上］
［新設］

16 法別表第五第六号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　保健師助産師看護師法第八条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　保健師助産師看護師法第十二条第五項の交付（准看護師免許証の交付に限る。）に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答
四　准看護師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　准看護師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　准看護師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　准看護師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

17 法別表第五第六号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

18 法別表第五第六号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］

19 法別表第五第六号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
八　指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

20 ［略］

21 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　栄養士法第二条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　栄養士法第四条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　栄養士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　栄養士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

15 法別表第五第六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］

16 法別表第五第六号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］

17 法別表第五第六号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
［新設］

［新設］

［新設］

18 ［新設］
［同上］

22‖　法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　調理師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　調理師法第五条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　調理師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　調理師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　調理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
23‖　法別表第五第七号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　製菓衛生師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　製菓衛生師法第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
三　製菓衛生師法第七条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　製菓衛生師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　製菓衛生師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　製菓衛生師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
24‖　法別表第五第七号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　クリーニング業法第六条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　クリーニング業法第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
三　クリーニング師免許証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　クリーニング師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　クリーニング師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
25‖　法別表第五第七号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
26‖　法別表第五第七号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

［新設］

19‖　法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

［新設］

三　登録販売者の登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　登録販売者の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　登録販売者の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　登録販売者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

27　法別表第五第七号の九の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

28　［略］

29　法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九　保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十　保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十一　保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十二～二十二　［略］

二十三　指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二十四　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二十五　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二十六　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二十七　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

30　法別表第五第八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

31　法別表第五第八号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

20　法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

21　［同上］

22　法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

八～十八　［同上］

［新設］

［新設］

23　法別表第五第八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

32～34　［略］

35　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母体保護法第十五条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　母体保護法による指定証若しくは標識の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　被指定者の住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　被指定者の指定の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　被指定者の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

六　被指定者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

36　法別表第五第九号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

37　法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

38　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　精神保健指定医証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　精神保健指定医の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　精神保健指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六～十三　［略］

39　法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

40・41　［略］

42　法別表第五第十号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

二　介護保険法第六十九条の二第一項、第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項本文若しくは同項ただし書の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

三　介護保険法第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　介護保険法第六十九条の三の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

24～26　［同上］

［新設］

27　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

28　法別表第五第九号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

29　法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

一～八　［同上］

30　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

31・32　［同上］

［新設］

五　介護保険法第六十九条の四の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
六　介護保険法第六十九条の五の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	
七　介護保険法第六十九条の六第一号の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
八　介護保険法第六十九条の七第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
九　介護保険法第百十八条第三項第三号の事業の実施	
十　介護支援専門員の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
43～80　［略］	33～70　［同上］
（法別表第六の総務省令で定める事務）	（法別表第六の総務省令で定める事務）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
4　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	［新設］
一　教育職員免許法第八条の記入等に係る教育職員の免許状の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
二　教育職員免許法第十五条の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答	
5　法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	4　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
6　法別表第六の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	5　法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］	［一～五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省令第五十一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日　　総務大臣　松本　剛明

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（生存の確認）	（生存の確認）
第十条の三　総務大臣は、規則第二十九条第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体情報システム機構から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。	**第十条の三**　総務大臣は、規則第二十九条第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体情報システム機構から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。
［２　略］	［２　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方税法施行規則の一部改正）

第二条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項） **第二条の三の六**　［略］ ［2～5　略］ 6　公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。 ［7～12　略］	（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項） **第二条の三の六**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。 ［7～12　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条　国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（生存の確認） **第六条の三**　裁定庁は、令第二十三条第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体情報システム機構から互助年金の受給者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。 ［2　略］	（生存の確認） **第六条の三**　裁定庁は、令第二十三条第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体情報システム機構から互助年金の受給者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。 ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第四条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免状の書換えの申請書の様式） **第五十二条**　［略］ ［2　略］ 3　前項の規定にかかわらず、令第三十三条第二号に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者は、都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請を行おうとする者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のものの提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請を行おうとする者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものを利用するときは、前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。	（免状の書換えの申請書の様式） **第五十二条**　［同上］ ［2　同上］ 3　前項の規定にかかわらず、令第三十三条第二号に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者は、都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請を行おうとする者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のものの提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請を行おうとする者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものを利用するときは、前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（消防法施行規則の一部改正）

第五条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免状の書換えの申請書の様式等） **第三十三条の六**　［略］ ［２・３　略］ ４　第二項の規定にかかわらず、令第三十六条の四第二号に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者は、都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該申請を行おうとする者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のものの提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請を行おうとする者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものを利用するときは、第二項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。	（免状の書換えの申請書の様式等） **第三十三条の六**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　第二項の規定にかかわらず、令第三十六条の四第二号に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者は、都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該申請を行おうとする者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）のうち同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のものの提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請を行おうとする者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）のうち個人番号以外のものを利用するときは、第二項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第六条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（添付書類の省略） **第四十三条の二**　第三十九条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十九条第一項第一号の書類の添付を要しない。 一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。 ［二～四　略］	（添付書類の省略） **第四十三条の二**　第三十九条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十九条第一項第一号の書類の添付を要しない。 一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者証の交付を受けようとする者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（工事担任者規則の一部改正）

第七条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（添付書類の省略） **第四十一条の二**　第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。 一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。 ［二～四　略］	（添付書類の省略） **第四十一条の二**　第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。 一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者証の交付を受けようとする者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線従事者規則の一部改正）

第八条　無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許の申請） **第四十六条**　［略］	（免許の申請） **第四十六条**　［同上］

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
2　免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。 一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から免許を受けようとする者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。 ［二～四　略］	2　免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。 一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から免許を受けようとする者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第九条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録に係る事業の承継の届出） **第七条**　［略］ ［2　略］ 3　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者（法人を除く。）が第一項の規定による届出をした場合において、総合通信局長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該届出をした者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）を利用することができないときは、当該届出をした者に対し、住民票の写しを提出させることができる。	（登録に係る事業の承継の届出） **第七条**　［同上］ ［2　同上］ 3　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者（法人を除く。）が第一項の規定による届出をした場合において、総合通信局長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該届出をした者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）を利用することができないときは、当該届出をした者に対し、住民票の写しを提出させることができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第十条　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　［略］ ［一～三十　略］ 三十一　住民基本台帳法第二十条の二の規定による通報を受けること。 三十二　住民基本台帳法第二十条の三の規定による通報を受けること。 三十三　住民基本台帳法第二十条の四第一項の規定による確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置又は同条第二項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査 三十四～四十九　［略］ 五十　住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定による通知 五十一～六十二　［略］ 六十三　住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項の規定による確認若しくは住民票の記載等、同条第二項の規定による住民票の記載等又は同条第四項の規定による通知 六十四～八十五　［略］ （法別表第十七号の総務省令で定める事務） **第十七条**　法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第三条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供	（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　［同上］ ［一～三十　同上］ ［新設］ ［新設］ 三十一～四十六　［同上］ ［新設］ 四十七～五十八　［同上］ 五十九　住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項の規定による確認若しくは記載等、同条第二項の規定による記載等又は同条第四項の規定による通知 六十～八十一　［同上］ （法別表第十七号の総務省令で定める事務） **第十七条**　［同上］ 一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

［二～五　略］

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第二十二条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

［七～十　略］

十一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十八条の四第一項の規定による通知の受理若しくは確認又は同条第二項の規定による措置を講じること。

十二～十八　［略］

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　番号利用法第十七条第五項の規定による提出を受けること又は同条第六項の規定による措置を講ずること若しくは返還

五　番号利用法第十七条第七項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第六項の規定による措置を講ずること若しくは返還

六　番号利用法第十七条第八項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七　番号利用法第十七条第十項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領又は番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄

［八～十四　略］

十五　個人番号カード等省令第三十三条第二項から第四項までに規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査、同条第二項から第四項までの規定による設定又は同条第七項の規定による提出を受けること、変更若しくは返還

［十六　略］

［二～五　同上］

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

［七～十　同上］

［新設］

十一～十七　［同上］

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条　［同上］

［一～三　同上］

四　番号利用法第十七条第二項の規定による提出を受けること又は同条第三項の規定による措置を講ずること若しくは返還

五　番号利用法第十七条第四項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第三項の規定による措置を講ずること若しくは返還

六　番号利用法第十七条第五項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七　番号利用法第十七条第七項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領、番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄又は個人番号カード等省令第三十二条第一項の規定による表示及び還付

［八～十四　同上］

十五　個人番号カード等省令第三十三条第二項若しくは第三項に規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査又は同条第二項若しくは第三項の規定による設定

［十六　同上］

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省令第五十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。 ［2・3　略］ 4　マイナンバー制度支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　地方公共団体の情報システムにおける番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に係るものに関すること。 ［5～7　略］	（デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官） **第二十二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一・二　同上］ 三　地方公共団体の情報システムにおける番号利用法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に係るものに関すること。 ［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

○総務省令第一号
法務省

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第三項及び第十九条第四項の規定に基づき、住民基本台帳法第九条第三項及び第十九条第四項の規定による戸籍に関する事項に係る通知の方法を定める命令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司

住民基本台帳法第九条第三項及び第十九条第四項の規定による戸籍に関する事項に係る通知の方法を定める命令

（住民票記載事項通知の方法）

第一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第九条第三項（同条第二項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定による通知の方法は、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定める。

2　法第九条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める場合は、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合とする。

附　則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省
外務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条の二第三項の規定に基づき、個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明
外務大臣　上川　陽子

個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十六条の二第三項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本台湾交流協会（昭和四十七年十二月八日に財団法人交流協会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）台北事務所長

二　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所長

附　則

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省
外務省令第二号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条の二第五項、第四十八条第一項及び第六十二条の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明
外務大臣　上川　陽子

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者）

第一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本台湾交流協会（昭和四十七年十二月八日に財団法人交流協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）台北事務所長

二　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所長

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者）

第二条　法第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所の職員又は職員であった者

二　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所の職員又は職員であった者

（戸籍照合通知及び本籍転属通知の方法）

第二条　法第十九条第四項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定による通知の方法は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定める。

2　法第十九条第四項に規定する総務省令・法務省令で定める場合は、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合とする。

附　則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省
外務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条の二第三項の規定に基づき、個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明
外務大臣　上川　陽子

個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十六条の二第三項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本台湾交流協会（昭和四十七年十二月八日に財団法人交流協会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）台北事務所長

二　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所長

附　則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○総務省
外務省令第二号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条の二第五項、第四十八条第一項及び第六十二条の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

総務大臣　松本　剛明
外務大臣　上川　陽子

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者）

第一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第五項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本台湾交流協会（昭和四十七年十二月八日に財団法人交流協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）台北事務所長

二　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所長

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者）

第二条　法第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所の職員又は職員であった者

二　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所の職員又は職員であった者

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者）

第三条　法第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所

二　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所

附　則

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

○財務省令第四十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三条第十七項、第三条の二の二第十一項、第二十五条の十の三第二項及び第二十六条の三十第十四項、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十七条第二項第一号並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の十八第十七項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで同日において有効なもの」に改める。

第三条の二十第二項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで同日において有効なもの」に改める。

第十八条の十二第三項第二号ロ中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」を「前号イに掲げる個人番号カード」に改める。

第十九条の十二第七項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで同日において有効なもの」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の六第一項第二号ロ中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項（国外転出者に対する個人番号カードの還付）に規定する還付された個人番号カード」を「前号イに掲げる個人番号カード」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」を「前号イに掲げる個人番号カード」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

（租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　還付された個人番号カード所持者（この省令の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第十号）第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定による個人番号カード（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の還付を受けている者をいい、この省令の施行の際現に同法第十七条第一項の規定による同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受けている者及びこの省令の施行の日以後に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定による同法第二条第七項に規定する個人番号カードの交付を受けた者を除く。以下同じ。）に係る第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第三条の十八第十七項（第一号に係る部分に限るものとし、租税特別措置法施行規則第三条の十九第十五項及び第十九条の七第十五項において準用する場合を含む。）、第三条の二十第二項（第一号に係る部分に限るものとし、租税特別措置法施行規則第三条の二十第二十一項（これらの規定を同条第二十四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十八条の十二第三項（第二号ロに係る部分に限るものとし、租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第二十項において準用する場合を含む。）及び第十九条の十二第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、新規則第三条の十八第十七項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで同日において有効なもの」とあるのは「還付された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第十号）第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カードをいう。以下同じ。）」と、新規則第三条の二十第二項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで同日において有効なもの」とあり、新規則第十八条の十二第三項第二号ロ中「前号イに掲げる個人番号カード」とあり、及び新規則第十九条の十二第七項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで同日において有効なもの」とあるのは「還付された個人番号カード」とする。

（所得税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　還付された個人番号カード所持者に係る第二条の規定による改正後の所得税法施行規則第八十一条の六第一項（第二号ロに係る部分に限るものとし、所得税法施行規則第八十一条の二十第一項、第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号ロ中「前号イに掲げる個人番号カード」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第十号）第二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正）の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項（国外転出者に対する個人番号カードの還付）に規定する還付された個人番号カード」とする。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　還付された個人番号カード所持者に係る第三条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「前号イに掲げる個人番号カード」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第十号）第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード」とする。

○文部科学省厚生労働省令第二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第七条第一号及び第二号、第二十七条、第二十八条、第三十八条において準用する第十七条及び第十九条、第三十九条並びに附則第二条第一項第三号及び第四号の規定に基づき、公認心理師法施行規則及び公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

公認心理師法施行規則及び公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令

（公認心理師法施行規則の一部改正）

第一条　公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条第一号及び第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者） **第四条**　法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略）	（法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者） **第四条**　法第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略）
二　学校教育法による専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が指定したものに限る。附則第八条第一項第二号を除き、以下同じ。）において第一条の二各号に掲げる科目を修めて同令第百五十五条第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了した者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　学校教育法による専修学校の専門課程において第一条の二各号に掲げる科目を修めて学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了した者 （文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） **第五条**　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。 一～十七　（略） 十八　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）に規定する国立児童自立支援施設 十九～二十六　（略） （登録事項） **第十二条**　法第二十八条の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）） 三　（略）	二　学校教育法による専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定したものに限る。附則第八条第一項第二号を除き、以下同じ。）において第一条の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者であって、同法による大学院において第二条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの 2　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　学校教育法による専修学校の専門課程において第一条の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者 （文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） **第五条**　法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。 一～十七　（略） 十八　子ども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）に規定する国立児童自立支援施設 十九～二十六　（略） （登録事項） **第十二条**　法第二十八条の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍） 三　（略）

（登録の申請）

第十三条　公認心理師の登録を受けようとする者は、様式第二による公認心理師登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）　住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

二　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者　旅券その他の身分を証する書類の写し

三　前二号に掲げる者以外の者　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）

（登録の申請）

第十三条　公認心理師の登録を受けようとする者は、様式第二による公認心理師登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第十五条において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（第十五条において「特別永住者」という。）について、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第十六条第一項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十六条第一項において同じ。）を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（登録事項の変更の届出）

第十五条　公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　中長期在留者及び特別永住者　住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類

二　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者　旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類

三　前二号に掲げる者以外の者　戸籍の謄本又は抄本

2　次条第一項の規定による公認心理師登録証書換交付の申請又は第十六条第一項の規定による公認心理師登録証再交付の申請は、前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて行うことができる。

（新設）

（公認心理師登録証書換交付の申請）

第十五条の二　公認心理師は、公認心理師登録証の記載事項に変更があったときは、公認心理師登録証の書換交付を申請することができる。

2　前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書（前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書。第十七条第一項において同じ。）に公認心理師登録証を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（登録事項の変更の届出）

第十五条　公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類とする。）を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（公認心理師登録証再交付の申請等）

第十六条　公認心理師は、公認心理師登録証を汚損し、又は失ったときは、公認心理師登録証の再交付を申請することができる。

2　前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書（第十五条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。）に第十三条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　公認心理師登録証を汚損した公認心理師が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十三条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該公認心理師登録証を添えなければならない。

4　公認心理師は、第一項の申請をした後、失った公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十七条　国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（公認心理師登録証再交付の申請等）

第十六条　公認心理師は、公認心理師登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損した場合にあっては、当該公認心理師登録証を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

2　公認心理師は、前項の申請をした後、失った公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十七条　国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（登録簿の登録の訂正等）

第二十条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条若しくは第十八条の届出があったとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、若しくは公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該心理師という文字の使用の停止をした旨を公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該心理師という文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第二十一条　法第三十六条第一項に規定する指定登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

附　則

（受験資格の特例）

第四条　法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　（略）

二　平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であって、当該専門課程において前条に定める科目を修めて学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了したもの

（登録簿の登録の訂正等）

第二十条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条若しくは第十八条の届出があったとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該心理師という文字の使用の停止をした旨を公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該心理師という文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第二十一条　法第三十六条第一項に規定する指定登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条（同条第二号に該当する場合を除く。）、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

附　則

（受験資格の特例）

第四条　法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　（略）

二　平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であって、当該専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者

様式第１から様式第三までを次のように改める。

様式第一（第９条関係）

（表面）

収入印紙（消印しないこと。）

公認心理師試験受験申込書

フリガナ											※整理番号		
氏名	（姓）				（名）								
生年月日		年		月		日					性別	□男 □女 ※任意選択	
郵便番号		－			本籍地（外国籍の場合はその国籍等）						都道府県		
フリガナ													
現住所	都道府県												
電話番号													
受験希望地	都道府県												

受験資格（裏面を参照のこと。）

資格該当項目（公認心理師法（以下「法」という。）第７条各号）

□ 第1号	大学等名		卒業年月		年		月	
	大学院名		修了年月（見込み）		年		月	
□ 第2号	大学等名		卒業年月		年		月	
	施設名（実務経験）		職種		（見込み）従業期間	年 月～ 年 月		
						年 月～ 年 月		
						年 月～ 年 月		
□ 第3号	文部科学大臣及び厚生労働大臣が法第７条第１号及び第２号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者（見込み）							

資格該当項目（法附則第２条第１項各号）

□ 第1号	大学院名		修了年月		年		月	
□ 第2号	大学院名		修了年月		年		月	
□ 第3号	大学等名		卒業年月		年		月	
	大学院名		修了年月（見込み）		年		月	
□ 第4号	大学等名		卒業年月		年		月	
	施設名（実務経験）		職種		（見込み）従業期間	年 月～ 年 月		
						年 月～ 年 月		
						年 月～ 年 月		

□ 受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出	提出する受験票の試験実施回	第　回	提出する受験票の受験番号
身体に障害のある者等の受験上の配慮の有無	□ 有　□ 無		

上記により、公認心理師試験を受験したいので申し込みます。

年　月　日

文部科学大臣

厚生労働大臣　殿

指定試験機関代表者

（裏面）

連絡先

勤務先（昼間等の連絡先）	名称		所属	
			電話番号	
その他（帰省先等の連絡先）	名称又は氏名		受験者との関係	
			電話番号	

受験資格及び添付書類一覧

区分		受験資格	添付書類
法第７条第１号	科目履修者	大学又は専修学校（大学等）の卒業者又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者で大学院を修了したもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・修了証明書又は修了見込証明書 ・科目履修証明書又は科目履修見込証明書
法第７条第２号		大学又は専修学校（大学等）の卒業者又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者で２年以上の実務経験を有するもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
法第７条第３号		文部科学大臣及び厚生労働大臣が法第７条第１号及び第２号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者	・法第７条第１号及び第２号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面又は有する見込みであることを証明する書面
法附則第２条第１項第１号		法施行日前に大学院を修了した者	・修了証明書 ・科目履修証明書
法附則第２条第１項第２号		法施行日前に大学院に入学し、法施行日以降に大学院を修了した者	・修了証明書 ・科目履修証明書
法附則第２条第１項第３号		法施行日前に大学若しくは専修学校（大学等）を卒業した者、法施行日前に大学等に入学し、法施行日以降に大学等を卒業した者又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者で、法施行日以降に大学院を修了したもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・修了証明書又は修了見込証明書 ・科目履修証明書又は科目履修見込証明書
法附則第２条第１項第４号		法施行日前に大学若しくは専修学校（大学等）を卒業した者、法施行日前に大学等に入学し、法施行日以降に大学等を卒業した者又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者で２年以上の実務経験を有するもの	・卒業証明書又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

備考　１　該当する□は、レと記入すること。

２　整理番号欄には、記入しないこと。

３　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

４　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ず鉛筆を使用すること。また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

５　学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学院への入学年月を記載すること。

６　過去の公認心理師試験の受験票の交付を受けた者（修了見込証明書、科目履修見込証明書、実務経験見込証明書、法第７条第１号及び第２号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有する見込みであることを証明する書面の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、修了証明書、科目履修証明書、実務経験証明書、法第７条第１号及び第２号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面を提出していないもの及び法附則第２条第２項（５年以上の実務経験者で、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの）の規定により受験票の交付を受けたものを除く。）については、当該受験票の提出をもって卒業証明書、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面、修了証明書、科目履修証明書、実務経験証明書及び法第７条第１号及び第２号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面の提出に代えることができること。

７　卒業証明書、修了証明書及び科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。

８　修了見込証明書及び科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、修了後、遅滞なく、修了証明書及び科目履修証明書を提出すること。

９　実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

10　法第７条第１号及び第２号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有する見込みであることを証明する書面の提出をもって申し込む者は、認定後、遅滞なく、法第７条第１号及び第２号の規定により受験資格があると認められた者と同等以上の知識及び技能を有することを証明する書面を提出すること。

11　用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二（第13条関係）

公認心理師登録申請書

（フリガナ） 氏名	（姓）	（名）		
	通称（姓）	通称（名）		
	（旧姓）	※公認心理師登録簿及び公認心理師登録証に旧姓・通称の併記を希望する方のみ記入してください。	性別	□男 □女 ※任意選択
生年月日（年齢）	年月日（　歳）	本籍地（都道府県名） ※外国の国籍の場合は、その国籍等		
郵便番号		電話番号		
（フリガナ） 現住所 ※現住所が国外の場合は国内書類送付先住所				
試験に合格した年月	年　月	試験合格証書番号		
その他	以下の項目に該当する場合には、該当する項目番号に○印をつけること。 １　精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 ３　公認心理師法の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるもの（公認心理師法施行令第１条）により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 ４　公認心理師法第32条第１項又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者			

私は、公認心理師の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、公認心理師法施行規則第13条の規定により申請します。

年　月　日

文部科学大臣
厚生労働大臣　殿
指定登録機関代表者

収入印紙 （消印しないこと。）	
又は領収証書を貼ること。	

備考１　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
２　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
３　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（公認心理師登録申請書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第三（第15条関係）

公認心理師登録事項変更届出書

収入印紙（消印しないこと。）

住所

登録年月日

登録番号

（フリガナ）
氏名

年　月　日生

公認心理師法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

※旧姓・通称は公認心理師登録簿及び公認心理師登録証（以下、「登録証」という。）へ併記を希望する方のみ記入してください

※変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入（希望しない場合は記入不要）
□　登録証書換交付を希望（登録証を所持している方）
→登録証を併せて提出すること
□　登録証再交付を希望（登録証を所持していない方）
→理由：□　紛失　□　その他（　　）

年　月　日

文部科学大臣
厚生労働大臣　殿
指定登録機関代表者

備考１　指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
２　該当する□は、☑と記入すること。
３　登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて送付すること。
４　登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。
５　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（公認心理師登録事項変更届出書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第三の次に次の一様式を加える。

様式第三の二（第15条の２関係）

公認心理師登録証書換交付申請書

収入印紙（消印しないこと。）

住　　所

登録年月日

登録番号

（フリガナ）
氏　　名

（旧　姓）

（通　称）

年　　月　　日生

公認心理師法施行規則第15条の２第１項の規定に基づき、書換交付を申請します。

年　　月　　日

文部科学大臣
厚生労働大臣　殿
指定登録機関代表者

備考１　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
２　旧姓及び通称については、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
３　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（公認心理師書換交付申請書）

氏　名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第四を次のように改める。

公認心理師登録証再交付申請書

収入印紙（消印しないこと。）

住　　所

登録年月日

登録番号

（フリガナ）
氏　　名

（旧　姓）

（通　称）

年　　月　　日生

公認心理師法施行規則第16条第１項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年　　月　　日

文部科学大臣
厚生労働大臣　殿
指定登録機関代表者

備考１　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
２　旧姓及び通称については、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
３　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（公認心理師登録証再交付申請書）

氏　名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

（公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二条　公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成二十八年文部科学省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録事務に関する帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 （登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	（登録事務に関する帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、法第三十条に規定する公認心理師登録証（次条において「登録証」という。）の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 （登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（登録事務に関する帳簿の作成及び保存に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（次項において「旧機関省令」という。）第十八条の規定に基づき作成した帳簿の保存については、なお従前の例による。

２　第二条の規定による改正後の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（以下「新機関省令」という。）第十八条の規定に基づき作成する帳簿であって、この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）の属する月に係るものについては、新機関省令第十八条に規定する登録証の書換交付の件数（次条において「登録証書換交付件数」という。）のほか、旧機関省令第十八条に規定する登録証の訂正の件数（次条において「登録証訂正件数」という。）を併せて記載して、作成及び保存をしなければならない。

（登録状況報告書に関する経過措置）

第四条　新機関省令第十九条に規定する登録状況報告書であって、施行日の属する四半期に係るものについては、施行日の属する月以後の月における登録証書換交付件数のほか、施行日の属する月以前の月における登録証訂正件数を併せて記載して、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

○厚生労働省令第八十五号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日　　厚生労働大臣　武見　敬三

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会福祉士の登録事項） **第九条**　法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）） 三　（略） （登録の申請） **第十条**　社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	（社会福祉士の登録事項） **第九条**　法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍） 三　（略） （登録の申請） **第十条**　社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）　住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

二　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者　旅券その他の身分を証する書類の写し

三　前二号に掲げる者以外の者　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）

（登録事項の変更の届出）

第十二条　社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　中長期在留者及び特別永住者　住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類

二　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者　旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類

三　前二号に掲げる者以外の者　戸籍の謄本又は抄本

2　次条第一項の規定による社会福祉士登録証書換交付の申請又は第十三条第一項の規定による社会福祉士登録証再交付の申請は、前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて行うことができる。

（社会福祉士登録証書換交付の申請）

第十二条の二　社会福祉士は、社会福祉士登録証の記載事項に変更があつたときは、社会福祉士登録証の書換交付を申請することができる。

2　前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書（前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。第十四条第一項において同じ。）に社会福祉士登録証を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（社会福祉士登録証再交付の申請等）

第十三条　社会福祉士は、社会福祉士登録証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損した場合にあつては、当該社会福祉士登録証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書（第十二条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。）に第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

３　社会福祉士登録証を汚損した社会福祉士が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該社会福祉士登録証を添えなければならない。

４　社会福祉士は、第一項の申請をした後、失つた社会福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十四条　国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十二条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

２　（略）

（登録簿の登録の訂正等）

第十七条　厚生労働大臣は、第十二条第一項若しくは第十五条の届出があつたとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により社会福祉士の登録を取り消し、若しくは社会福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、社会福祉士登録簿の当該社会福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該社会福祉士の名称の使用の停止をした旨を社会福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第十八条　法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が社会福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十条から第十三条まで、第十五条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十六条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

（新設）

２　社会福祉士は、前項の申請をした後、失つた社会福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十四条　国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十二条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

２　（略）

（登録簿の登録の訂正等）

第十七条　厚生労働大臣は、第十二条の届出があつたとき、第十五条の届出があつたとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により社会福祉士の登録を取り消し、若しくは社会福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、社会福祉士登録簿の当該社会福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該社会福祉士の名称の使用の停止をした旨を社会福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第十八条　法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が社会福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十条から第十三条まで、第十五条（同条第二号に該当する場合を除く。）、第十六条第二項及び前

規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

（介護福祉士の登録事項）

第二十四条の二　法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等）

三・四　（略）

第二十六条　第十条から第十八条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第六」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法第四十二条第二項」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法第四十三条第三項」と、「法第三十六条第二項」とあるのは「法第四十三条第三項において準用する法第三十四条」と、「法第三十七条」とあるのは「法第四十三条第三項」と、第十六条中「法第三十二条第一項又は第二項」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十二条第一項又は第二項」と、第十七条中「法第三十二条第一項若しくは第二項」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十二条第一項若しくは第二項」と、第十八条中「法第三十五条第一項」とあるのは「法第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

（介護福祉士の登録事項）

第二十四条の二　法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三・四　（略）

第二十六条　第十条から第十八条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第六」と、「第十三条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する第十三条第一項」と、第十一条第一項中「前条」とあるのは「第二十六条において準用する前条」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十四条」と、「第十二条」とあるのは「第二十六条において準用する第十二条」と、「前条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する前条第一項」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法第四十三条第三項」と、第十六条中「法第三十二条第一項又は第二項」とあるのは「法第四十二条第二項

附　則

（准介護福祉士の登録事項）

第三条の三　法附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等）

（準用）

第三条の四　第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「准介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第七」と、「を添えて」とあるのは「及び法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて」と、第十二条第一項中「様式第三」とあるのは「様式第八」と、第十二条の二第二項中「様式第三の二」とあるのは「様式第八の二」と、第十三条第二項中「様式第四」とあるのは「様式第九」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十四条」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「法第三十六条第二項」とあるのは「法附則第五条第三項において準用する法第三十六条第二項」と、「法第三十七条」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二条第一項又は第二項」と、第十七条中「第十五条」とあるのは「附則第三条の五」と、「法第三十二条第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二条第一項若しくは第二項」と、第十八条中「法第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第五条第一項若しくは第二項」と、「第十五条（同条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「附則第三条の五（同条第三号及び第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

附　則

（准介護福祉士の登録事項）

第三条の三　法附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

（準用）

第三条の四　第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「准介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第七」と、「第十三条第一項」とあるのは「附則第三条の四において準用する第十三条第一項」と、「を添えて」とあるのは「及び法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて」と、第十一条第一項中「前条」とあるのは「附則第三条の四において準用する前条」と、第十二条中「様式第三」とあるのは「様式第八」と、第十三条第一項中「様式第四」とあるのは「様式第九」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十四条」と、「第十二条第二項」とあるのは「附則第三条の四において準用する第十二条第二項」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「法第三十六条第二項」とあるのは「法附則第五条第三項において準用する法第三十六条第二項」と、「法第三十七条」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二条第一項又は第二項」と、第十七条中「第十五条」とあるのは「附則第三条の五」と、「法第三十二条第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二条第一項若しくは第二項」と、第十八条中「法第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第五条第一項若しくは第二項」と、「第十五条（同条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「附則第三条の五（同条第三号及び第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

様式第１から様式第三までを次のように改める。

様式第一（第6条関係）

（表面）

収入印紙（消印しないこと。）

社会福祉士試験受験申込書

フリガナ								※　整理番号			
氏　名	（姓）		（名）								
生年月日		年		月		日	性別（※任意選択）	□男　□女			
郵便番号		本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）		都道府県		本籍地コード					
フリガナ											
現住所	都道府県										
電話番号		受験希望地	都道府県								
勤務先（昼間等の連絡先）	名称			所属							
				電話番号							
受験資格（裏面を参照のこと。）	□　大学等名	大学等名		卒業年月（見込み）		年		月			
	□　短大等（3年制）＋実務経験（1年以上）	短大等名		卒業年月（見込み）		年		月			
		勤務先名（実務経験）		職種		従業期間	年　月～　年　月				
							年　月～　年　月				
							年　月～　年　月				
	□　短大等（2年制）＋実務経験（2年以上）	短大等名		卒業年月（見込み）		年		月			
		勤務先名（実務経験）		職種		従業期間	年　月～　年　月				
							年　月～　年　月				
							年　月～　年　月				
	□　養成施設	養成施設名		卒業年月（見込み）		年		月			
□　受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出		提出する受験票の試験実施回	第		回	提出する受験票の受験番号					
□　科目等履修（実習科目）		大学等名		履修年月（見込み）		年		月			
精神保健福祉士であって試験科目免除申請の有無		□　有　□　無		精神保健福祉士登録番号							
精神保健福祉士との同時受験の有無		□　有　□　無									
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望		□　有　□無									

上記により、社会福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年　月　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　殿

（裏面）

受験資格及び添付書類一覧

区　分	受験資格		添付書類
大学等	指定科目履修者	大学等の卒業者又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者（法第7条第1号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第2号）	・卒業（修了）証明書若しくは卒業（修了）見込証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等（3年制）＋実務経験（1年以上）		短期大学等（3年制）の卒業者で1年以上の実務経験を有するもの（法第7条第4号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第4号）	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等（2年制）＋実務経験（2年以上）		短期大学等（2年制）の卒業者で2年以上の実務経験を有するもの（法第7条第7号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第6号）	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
養成施設	養成施設（短期又は一般）の卒業者（法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号若しくは第12号又は平成19年改正法附則第3条第1号、第3号、第5号若しくは第7号）		・卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

備考　1　該当する□は、☑と記入すること。

2　整理番号欄には、記入しないこと。

3　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

4　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5　学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学院への入学年月を記載すること。

6　第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書の提出に代えることができる。

7　実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が発行したものであること。

8　実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

9　卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。

10　精神保健福祉士であって試験科目の免除を申請する者は、精神保健福祉士登録証の写しを提出すること。

11　用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二（第10条関係）

社会福祉士登録申請書

（フリガナ） 氏名	（姓） （旧姓） （通称）	（名）	性別　□男　□女 ※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、社会福祉士登録簿及び社会福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。
生年月日	年　月　日	本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）	都道府県　本籍地コード
郵便番号	電話番号		
フリガナ 現住所	都道府県		
試験に合格した年月	年　月	試験合格証書番号	
その他	□　精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 □　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 □　社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 □　法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者		

私は、社会福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第10条の規定により申請します。

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

収入印紙（消印しないこと。）

備考　1　該当する□は、レと記入すること

2　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼ること。

3　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。

4　この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5　用紙の大きさは、A4とすること。

（社会福祉士登録申請書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第三（第12条、第26条関係）

登録事項変更届出書

社会福祉士
介護福祉士

収入印紙（消印しないこと。）	資格 住所 登録年月日 登録番号 （フリガナ） 氏名

年　月　日生

社会福祉士及び介護福祉士法　第28条 第42条第1項　の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

1　氏名、本籍地、その他の事項（社会福祉士・介護福祉士共通）

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
本籍地の都道府県				
（フリガナ） 氏名				
（旧姓）				
（通称）				

※本籍地欄については、外国籍の場合はその国籍等をご記入ください。
※旧姓欄・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。

2　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの（介護福祉士のみ）

実地研修を修了した行為	変更前	変更後	備考
口腔内の喀痰吸引	□	□	
鼻腔内の喀痰吸引	□	□	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	□	□	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	□	□	
経鼻経管栄養	□	□	

3　変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入（※希望しない場合は記入不要）

□　登録証書換交付を希望（※登録証を所持している方）　→　登録証を併せて提出すること

□　登録証再交付を希望（※登録証を所持していない方）　→　理由：□紛失　□その他（　　）

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

備考1　指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2　該当する□は、レ と記入すること。

3　1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

4　3において、登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて提出すること。

5　3において、登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。

6　用紙の大きさは、A4とすること。

（登録事項変更届出書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第三の次に次の一様式を加える。

様式第三の二（第12条の2、第26条関係）

書換交付申請書

収入印紙 （消印しないこと。）	資格 住所 登録年月日 登録番号 （フリガナ） 氏名 （旧姓） （通称）

社会福祉士
介護福祉士

年　月　日生

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 第12条の2第1項
第26条において準用する第12条の2第1項 の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

備考1　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2　旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3　用紙の大きさは、A4とすること。

（書換交付申請書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第四から様式第八までを次のように改める。

様式第四（第13条、第26条関係）

登録証再交付申請書

収入印紙 （消印しないこと。）	資格 住所 登録年月日 登録番号 （フリガナ） 氏名 （旧姓） （通称）

社会福祉士
介護福祉士

年　月　日生

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 第13条第1項
第26条において準用する第13条第1項 の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

備考1　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2　旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3　用紙の大きさは、A4とすること。

（登録証再交付申請書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第五（第24条関係）

（表面）

収入印紙（消印しないこと。）

介護福祉士試験受験申込書

フリガナ 氏名	（姓）　（名）							※　整理番号		
生年月日		年		月		日	性別（※任意選択）	□男　□女		
郵便番号		本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）			都道府県		本籍地コード			
フリガナ 現住所	都道府県									
電話番号		受験希望地	都道府県							
勤務先（昼間等の連絡先）	名称				所属					
					電話番号					

受験資格								
□ 実務経験＋実務者研修	勤務先名		職種		期間	年　月 ～ 年　月		
	研修機関名					年　月 ～ 年　月		
□ EPA介護福祉士候補者＋実務経験	勤務先名		職種			年　月 ～ 年　月		
□ 実務経験＋介護職員基礎研修課程＋喀痰吸引等研修	勤務先名		職種			年　月 ～ 年　月		
	研修機関名				修了年月	年　月		
	研修機関名				修了年月（見込み）	年　月		
□ 高等学校等	学校名（及び専攻科）		卒業年月（見込み）		年		月	
□ 特例高等学校等＋実務経験（9月以上）	学校名（及び専攻科）		卒業年月		年		月	
	勤務先名（実務経験）		職種		期間	年　月～ 年　月		
□ 介護福祉士養成施設等	学校名		卒業年月（見込み）		年		月	

（受験資格は裏面を参照のこと。）

□ 受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出	提出する受験票の試験実施回	第		回	提出する受験票の受験番号	
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望	□ 有　□ 無					
「ふりがな付き問題用紙」の使用及び試験時間の延長の希望（※外国の国籍を有する方、日本に帰化された方）	□ 有　□ 無					
外国の国籍を有しており、在留資格が右記に該当する方	□特定技能１号　□技能実習					

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年　月　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　殿

（裏面）

受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
実務経験＋実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの（法第40条第2項第5号又は施行規則第21条第3号）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者＋実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者（施行規則第21条第2号）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験＋介護職員基礎研修課程＋喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（施行規則附則第1条の2）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等（専攻科含む）	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者（法第40条第2項第4号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条）	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書又は教科目（科目）及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等（専攻科含む）＋実務経験（9月以上）	法附則第2条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの（法附則第2条第1項各号）	・卒業証明書 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士養成施設等	・介護福祉士養成施設等（修業年限2年以上）を卒業した者 ・社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等（修業年限1年以上）を卒業した者 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等（修業年限1年以上）を卒業した者	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書又は教科目（科目）及び単位数の履修見込証明書

備考

1　該当する□は、レと記入すること。

2　整理番号欄には、記入しないこと。

3　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

4　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5　学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。

6　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。

7　実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあっては、学校等の長が発行したものであること。

8　実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

9　実務者研修の修了見込証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。

10　喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもって申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

11　卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。

12　用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六（第26条関係）

介　護　福　祉　士　登　録　申　請　書

（フリガナ） 氏　名	（姓）	（名）	性　別	□男　□女
	（旧姓）		※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、介護福祉士登録簿及び介護福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。	
	（通称）			
生年月日	年　月　日	本　籍　地 （外国籍の場合は、その国籍等）	都道府県	本籍地コード
郵便番号		電話番号		
フリガナ 現住所	都道府県			
試験に合格した年月	年　月	試　験　合　格　証　書　番　号		

・実地研修を修了した喀痰吸引等行為について

□　口腔内の喀痰吸引
□　鼻腔内の喀痰吸引
□　気管カニューレ内部の喀痰吸引
□　胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
□　経鼻経管栄養

・受験要件等について

□　実務経験＋実務者研修
□　高等学校等
□　特例高等学校等＋実務経験（9月以上）
□　介護福祉士養成施設等

・欠格事由について

□　精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
□　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
□　社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
□　法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

収入印紙（消印しないこと。）

備考　1　該当する□は、レと記入すること。

2　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼ること。

3　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。

4　この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5　用紙の大きさは、A4とすること。

（介護福祉士登録申請書）

氏　名	（姓）	（名）	個人番号	

記入年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第七（附則第３条の４関係）

准介護福祉士登録申請書

（フリガナ） 氏名	（姓）	（名）	性別	□男　□女
	（旧姓）		※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、准介護福祉士登録簿及び准介護福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。	
	（通称）			
生年月日	年　月　日	本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）	都道府県	本籍地コード
郵便番号		電話番号		
フリガナ				
現住所	都道府県			
卒業した学校名		卒業年月	年　月	
その他	□　精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 □　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 □　社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第２条の２に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 □　法第42条第２項において準用する法第32条第１項第２号又は第２項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者 □　法附則第４条第３項において準用する法第32条第１項第２号又は第２項の規定により准介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者 □　この申請の際現に介護福祉士である者			

私は、准介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第３条の４において準用する第10条の規定により申請します。

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

収入印紙（消印しないこと。）

備考　1　該当する□は、☑と記入すること

2　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼ること。

3　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。

4　この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5　用紙の大きさは、A4とすること。

様式第八（附則第３条の４関係）

登録事項変更届出書

准介護福祉士

収入印紙（消印しないこと。）

資格
住所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏名

年　月　日生

社会福祉士及び介護福祉士法附則第４条第１項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
本籍地の都道府県				
（フリガナ） 氏名				
（旧姓）				
（通称）				

※本籍地欄については、外国籍の場合はその国籍等をご記入ください。
※旧姓欄・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。

○　変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入（※希望しない場合は記入不要）

□　登録証書換交付を希望（※登録証を所持している方）　→　登録証を併せて提出すること

□　登録証再交付を希望（※登録証を所持していない方）　→　理由：□紛失　□その他（　　）

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

備考1　指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2　該当する□は、☑と記入すること。

3　1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

4　3において、登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて提出すること。

5　3において、登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。

6　用紙の大きさは、A4とすること。

様式第八の次に次の一様式を加える。

様式第八の二（附則第３条の４関係）

書換交付申請書

准介護福祉士

収入印紙（消印しないこと。）

資　　格
住　　所

登録年月日
登録番号

(フリガナ)
氏　　名
（旧姓）
（通称）

年　　月　　日生

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第３条の４において準用する第12条の２第１項の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。

年　　月　　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　　殿

備考1　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
2　旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
3　用紙の大きさは、A4とすること。

様式第九を次のように改める。

様式第九（附則第３条の４関係）

登録証再交付申請書

収入印紙（消印しないこと。）

准介護福祉士

資　　格
住　　所

登録年月日
登録番号

（フリガナ）
氏　　名
（旧姓）
（通称）

年　　月　　日生

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第３条の４において準用する第13条第１項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年　　月　　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　　殿

備考1　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
2　旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
3　用紙の大きさは、A4とすること。

（社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（昭和六十二年厚生省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 （登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 （登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第三条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条の厚生労働省令で定める者の範囲） **第一条の二**　（略） （登録事項） **第十条**　法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）） 三　（略）	（法第七条第一号の厚生労働省令で定める者の範囲） **第一条の二**　（略） （登録事項） **第十条**　法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍） 三　（略）

（登録の申請）

第十一条　精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）　住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

二　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者　旅券その他の身分を証する書類の写し

三　前二号に掲げる者以外の者　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）

（登録の申請）

第十一条　精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による精神保健福祉士登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第十四条第一項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十四条第一項において同じ。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（登録事項の変更の届出）

第十三条　精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　中長期在留者及び特別永住者　住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類

二　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者　旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類

三　前二号に掲げる者以外の者　戸籍の謄本又は抄本

2　次条第一項の規定による精神保健福祉士登録証書換交付の申請又は第十四条第一項の規定による精神保健福祉士登録証再交付の申請は、前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて行うことができる。

（精神保健福祉士登録証書換交付の申請）

第十三条の二　精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証の記載事項に変更があったときは、精神保健福祉士登録証の書換交付を申請することができる。

2　前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書（前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書。第十五条第一項において同じ。）に精神保健福祉士登録証を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（精神保健福祉士登録証再交付の申請等）

第十四条　精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、精神保健福祉士登録証の再交付を申請することができる。

2　前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書（第十三条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。）に第十一条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　精神保健福祉士登録証を汚損した精神保健福祉士が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十一条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該精神保健福祉士登録証を添えなければならない。

4　精神保健福祉士は、第一項の申請をした後、失った精神保健福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十五条　国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十三条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項

（登録事項の変更の届出）

第十三条　精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類とする。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（精神保健福祉士登録証再交付の申請等）

第十四条　精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損した場合にあっては、当該精神保健福祉士登録証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

2　精神保健福祉士は、前項の申請をした後、失った精神保健福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十五条　国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十三条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項に規定

に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（登録簿の登録の訂正等）

第十八条　厚生労働大臣は、第十三条第一項若しくは第十六条の届出があったとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第十九条　法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十一条から第十四条まで、第十六条（同条第一号に係る部分に限る。）、第十七条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（登録簿の登録の訂正等）

第十八条　厚生労働大臣は、第十三条の届出があったとき、第十六条の届出があったとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（規定の適用）

第十九条　法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十一条から第十四条まで、第十六条（同条第二号に該当する場合を除く。）、第十七条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

様式第一から様式第三までを次のように改める。

様式第一（第７条関係）（表面）

精神保健福祉士試験受験申込書

収入印紙（消印しないこと。）

※整理番号

フリガナ
氏名　（姓）　（名）
生年月日　年　月　日　性別（※任意選択）　□男　□女
郵便番号　―　本籍地（外国籍の場合はその国籍等）　都道府県　本籍地コード
フリガナ
現住所　都道府県
電話番号
受験希望地　都道府県

□大学等	大学等名		卒業年月（見込み）	年　月
短大等（３年制）＋実務経験（１年以上）	短大等名		卒業等年月	年　月
□実務経験（１年以上）	勤務先名（実務経験）	職種	従業期間	年　月～　年　月 年　月～　年　月 年　月～　年　月
短大等［指定科目］（２年制）＋実務経験（２年以上）	短大等名		卒業等年月	年　月
□	勤務先名（実務経験）	職種	従業期間	年　月～　年　月 年　月～　年　月 年　月～　年　月
□養成施設	養成施設名		卒業年月（見込み）	年　月

受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出　□提出する　受験票の受験番号　回　第　回　受験実施

社会福祉士であって試験科目免除申請の有無　□有□無　社会福祉士登録番号

社会福祉士との同時受験の有無　□有□無

身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望　□有　□無

上記により、精神保健福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年　月　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　殿

（裏面）

連絡先

勤務先（昼間等の連絡先）	名称		所属	
			電話番号	
その他（帰省先等の連絡先）	名称又は氏名		受験者との関係	
			電話番号	

受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格		提出書類
大学等	指定科目履修者	大学の卒業者又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者（精神保健福祉士法（以下「法」という。）第７条第１号）	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等（３年制）＋実務経験（１年以上）		短期大学等（３年制）の卒業者で１年以上の実務経験を有するもの（法第７条第４号）	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等（２年制）＋実務経験（２年以上）		短期大学等（２年制）の卒業者で２年以上の実務経験を有するもの（法第７条第７号）	・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
養成施設	養成施設（短期又は一般）の卒業者（法第７条第２号、第３号、第５号、第６号、第８号、第９号、第10号又は第11号）		・卒業証明書又は卒業見込証明書

備考　１　該当する□は、レと記入すること。
２　整理番号欄には、記入しないこと。
３　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
４　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずＨＢの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
５　学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、学校教育法第102条第２項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
６　過去の精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書を提出していないもの及び法附則第２条（５年以上の実務経験者で、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの）の規定により受験票の交付を受けたものを除く。）については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
７　実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。
８　実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
９　卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
10　社会福祉士であって試験科目の免除を申請する者は、社会福祉士登録証の写しを提出すること。
11　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

様式第二（第11条関係）

精神保健福祉士登録申請書

（フリガナ）氏名	（姓）	（名）	性別	□男　□女
	（旧姓）		※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、精神保健福祉士登録簿及び精神保健福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。	
	（通称）			
生年月日	年　月　日		本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）	都道府県　本籍地コード
郵便番号		電話番号		
フリガナ 現住所	都道府県			
試験に合格した年月	年　月		試験合格証書番号	
その他	□　精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 □　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 □　精神保健福祉士法（以下「法」という。）の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であって精神保健福祉士法施行令第１条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 □　法第32条第１項第２号又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者			

私は、精神保健福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、精神保健福祉士法施行規則第11条の規定により申請します。

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

収入印紙（消印しないこと。）

備考　１　該当する□は、レと記入すること。
２　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
３　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
４　この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずＨＢの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
５　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（精神保健福祉士登録申請書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

様式第三（第13条関係）

精神保健福祉士登録事項変更届出書

収入印紙（消印しないこと。）

住　　所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏　　名

年　　月　　日生

精神保健福祉士法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

1　氏名、本籍地、その他の事項

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
本籍地の都道府県				
（フリガナ） 氏名				
（旧姓）				
（通称）				
※旧姓欄・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。				

2　変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入（※希望しない場合は記入不要）

□　登録証書換交付を希望（※登録証を所持している方）　→　登録証を併せて提出すること

□　登録証再交付を希望（※登録証を所持していない方）　→　理由：□紛失　□その他（　　）

年　　月　　日
厚生労働大臣
殿
指定登録機関代表者

備考１　指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

２　該当する□は、レと記入すること。

３　１において、氏名、本籍地の都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

４　２において登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて送付すること。

５　２において登録証の再交付を希望する場合は、その理由を記載すること。

６　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（登録事項変更届出書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

様式第三の次に次の一様式を加える。

様式第三の二（第13条の２）

精神保健福祉士書換交付申請書

収入印紙（消印しないこと。）

住　　所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏　　名
（旧姓）
（通称）

年　　月　　日生

精神保健福祉士法施行規則第13条の２第１項の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。

年　　月　　日
厚生労働大臣
殿
指定登録機関代表者

備考１　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

２　旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

３　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（書換交付申請書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

様式第四を次のように改める。

様式第四（第14条関係）

精神保健福祉士登録証再交付申請書

収入印紙
（消印しないこと。）

住所
登録年月日
登録番号
（フリガナ）
氏名
（旧姓）
（通称）
年　月　日生

精神保健福祉士法施行規則第14条第１項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年　月　日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者　殿

備考１　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
２　旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
３　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（登録証再交付申請書）

氏名	（姓）	（名）	個人番号	

受付年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

（精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第四条　精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録事務に関する帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。	（登録事務に関する帳簿の備付け等） **第十八条**　指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。
（登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（登録状況の報告） **第十九条**　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第五条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格取得の届出等） **第二十三条**　市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至った者、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	（資格取得の届出等） **第二十三条**　市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至った者、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）

二・三　（略）

（登録の申請）

第百十三条の七　法第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

（介護支援専門員の登録の移転の申請）

第百十三条の十　法第六十九条の三の規定による登録の移転を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

一　氏名、生年月日、住所及び個人番号

二・三　（略）

（登録の変更の届出事項）

第百十三条の十二　法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所及び個人番号とする。

（介護支援専門員証の交付の申請）

第百十三条の二十　法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（介護支援専門員証の書換え交付）

第百十三条の二十三　（略）

（平成二十五年法律第二十七号。第二十七条、第百四十条の七十二の九及び別表第一において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）

二・三　（略）

（登録の申請）

第百十三条の七　法第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日及び住所その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

（介護支援専門員の登録の移転の申請）

第百十三条の十　法第六十九条の三の規定による登録の移転を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二・三　（略）

（登録の変更の届出事項）

第百十三条の十二　法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。

（介護支援専門員証の交付の申請）

第百十三条の二十　法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所

二・三　（略）

2・3　（略）

（介護支援専門員証の書換え交付）

第百十三条の二十三　（略）

2　前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書により行うものとする。

3　（略）

（介護支援専門員証の再交付等）

第百十三条の二十五　（略）

2　前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書を提出しなければならない。

3・4　（略）

2　前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付した申請書により行うものとする。

3　（略）

（介護支援専門員証の再交付等）

第百十三条の二十五　（略）

2　前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。

3・4　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、第五条の規定は、令和六年十二月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（登録事務に関する帳簿の作成及び保存に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（次項において「旧士士法機関省令」という。）第十八条及び第四条の規定による改正前の精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（次項において「旧精神保健福祉士法機関省令」という。）第十八条の規定に基づきそれぞれ作成した帳簿の保存については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（以下「新士士法機関省令」という。）第十八条及び第四条の規定による改正後の精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（以下「新精神保健福祉士法機関省令」という。）第十八条の規定に基づきそれぞれ作成する帳簿であって、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月に係るものについては、新士士法機関省令第十八条及び新精神保健福祉士法機関省令第十八条にそれぞれ規定する登録証の書換交付の件数（以下「登録証書換交付件数」という。）のほか、旧士士法機関省令第十八条及び旧精神保健福祉士法機関省令第十八条にそれぞれ規定する登録証の訂正の件数（以下「登録証訂正件数」という。）を併せて記載して、それぞれ作成及び保存をしなければならない。

3　新士士法機関省令第十八条及び新精神保健福祉士法機関省令第十八条の規定に基づきそれぞれ作成する帳簿であって、施行日の属する月の前月以前の月に係るものについては、登録証書換交付件数に代えて、登録証訂正件数を記載して、それぞれ作成及び保存をしなければならない。

（登録状況報告書に関する経過措置）

第四条　新士士法機関省令第十九条及び新精神保健福祉士法機関省令第十九条にそれぞれ規定する登録状況報告書であって、施行日の属する四半期に係るものについては、施行日の属する月以後の月における登録証書換交付件数のほか、施行日の属する月以前の月における登録証訂正件数を併せて記載して、それぞれ厚生労働大臣に提出しなければならない。

○厚生労働省令第八十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

厚生労働大臣　武見　敬三

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者の資格取得の届出） **第二十四条**　法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（第十一号において「保険者等」という。）（様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。 一～八　（略） 九　被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときを除く。） 十・十一　（略） ２～５　（略）	（被保険者の資格取得の届出） **第二十四条**　法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（第十一号において「保険者等」という。）（様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。 一～八　（略） 九　被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときを除く。） 十・十一　（略） ２～５　（略）
（被保険者の氏名変更の届出） **第十二条**　船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。 一～三　（略）	（被保険者の氏名変更の届出） **第十二条**　船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。 一～三　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者の氏名変更の届出） **第十二条**　船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。 一～三　（略）	（被保険者の氏名変更の届出） **第十二条**　船舶所有者は、第二十四条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。 一～三　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）	（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）
第五条の二　（略）	**第五条の二**　（略）
2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により申出者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）	一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により申出者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）
二～七　（略）	二～七　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

第四条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求）	（中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一　受給権者の住民票の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）	一　受給権者の住民票の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）
二～五　（略）	二～五　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第五条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格取得の届出）	（資格取得の届出）
第一条の四　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳	**第一条の四**　法第十二条第一項の規定による第一号被保険者（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長（特別区にあつては、区長とする。第二章第一節を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳

法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（国民年金基金規則の一部改正）

第六条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（年金の裁定の請求）	（年金の裁定の請求）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
２　前項の請求書には、次の各号（生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。	２　前項の請求書には、次の各号（生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
（生存に関する書類の提出）	（生存に関する書面の提出）
第十五条　年金の受給権者（年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者（法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。）を除く。）は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書類を基金に提出しなければならない。	**第十五条**　年金の受給権者（年金の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者（法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。）を除く。）は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。
（所在不明の届出等）	（所在不明の届出等）
第十九条の二　（略）	**第十九条の二**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書類を基金に提出しなければならない。	３　前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を基金に提出しなければならない。
（準用規定）	（準用規定）
第六十三条　次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。	**第六十三条**　次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

第四条の二	国民年金基金令（平成二年政令第三百四号。以下「令」という。）第八条
第五条（第四号を除く。）	国民年金基金令（平成二年政令第三百四号。以下「令」という。）第五十一条において準用する令第八条
（略）	（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二	連合会の公告	（新設）
第五条（第四号を除く。）	（略）	（新設）
（略）	（略）	（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）	（新設）	（新設）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条	第五条
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第八条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国民年金対象残留期間を有する者の申出）	（国民年金対象残留期間を有する者の申出）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）	三　生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）
四～六　（略）	四～六　（略）
3　（略）	3　（略）
（給付の裁定の請求）	（給付の裁定の請求）
第三十三条　法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類（生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあっては、第一号に掲げる書類を除く。）を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。	**第三十三条**　法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類（生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあっては、第一号に掲げる書類を除く。）を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出）	（脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出）
第八十九条の三　法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の事業主等に対し、当該申途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する申途脱退者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。	**第八十九条の三**　法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。）の事業主等に対し、当該申途脱退者（令第五十条の二第一項に規定する申途脱退者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）

（脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等）

第九十六条の三　法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

２　（残余財産の個人型年金への移換の申出等）

第九十六条の七　法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、国民年金基金連合会に対し、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

２　（脱退一時金相当額の連合会への移換の申出）

第百四条の十五　法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～四　（略）

（残余財産の移換の申出）

第百四条の十八　法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、連合会に対し、当該終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（準用規定）

第百四条の二十一　第十四条の二の規定は連合会の公告について、第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五

（脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等）

第九十六条の三　法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

２　（残余財産の個人型年金への移換の申出等）

第九十六条の七　法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、国民年金基金連合会に対し、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一・二　（略）

２　（脱退一時金相当額の連合会への移換の申出）

第百四条の十五　法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～四　（略）

（残余財産の移換の申出）

第百四条の十八　法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、連合会に対し、当該終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（準用規定）

第百四条の二十一　第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱い

条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条（第四号及び第五号に係る部分を除く。）及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条の二	令第十条本文	令第六十五条の十六において準用する令第十条本文
第十九条	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十三　法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、事業主等に対し、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一　（略）

二　積立金の額（第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出され、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法による提供を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）

三・四　（略）

2　（略）

（積立金の確定拠出年金への移換の申出等）

第百四条の二十四　法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求）	（認定の請求）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この条、第四条第二項第四号及び第八条第二項第二号において同じ。）の証明書又は	一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この条、第四条第二項第四号及び第八条第二項第二号において同じ。）の証明書又は

戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）

二～十　（略）

3・4　（略）

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第十条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料の納付の申出等） **第一条**　（略） 2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該申出者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。） 二・三　（略） 3　（略）	（保険料の納付の申出等） **第一条**　（略） 2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　生年月日を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該申出者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。） 二・三　（略） 3　（略）

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第十一条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） **第十七条**　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） **第十七条**　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十一条第二項各号列記以外の部分	（略）	次の各号（生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「改正前厚

生年金保険法」という。）第百三十条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）	（略）	（略）
	（略）	第四十九条の三
	（略）	（略）
生年金保険法」という。）第百三十条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）	（略）	（略）
	（略）	第四十九条の三
	（略）	（略）

		第四十九条の三　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を乙基金に提出することによつて行うものとする。 一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 二　甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日 三　平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
		第四十九条の三　法第百四十四条の三第二項の規定による老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転の申出は、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を乙基金に提出することによつて行うものとする。 一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 二　甲基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日 三　平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額 四　平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の

四　平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五　乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電

月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五　乙基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

第四十九条の六	
（略）	
企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げ	子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法 三　書面を交付する方法 3　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前二項の規定による提出を行うとともに、乙基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一　脱退一時金相当額 二　脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間

第四十九条の六	
（略）	
企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げ	二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法 三　書面を交付する方法 3　法第百四十四条の三第五項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、甲基金は、前二項の規定による提出を行うとともに、乙基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一　脱退一時金相当額 二　脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間

る事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する	（略）	（略）

２～５　（略）

（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）

第四十七条　存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構（以下「機構」という。）に対し、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～五　（略）

２～６　（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七十二条の四の三	第七十二条の四の三　法第百六十五条第二項の規定による老齢年金給付（法第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支給に関する権利義務の移転の申出は、中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる	第七十二条の四の三　平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第

る事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する	（略）	（略）

２～５　（略）

（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）

第四十七条　存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構（以下「機構」という。）に対し、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～五　（略）

２～６　（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七十二条の四の三第一項	法第百六十五条第二項	平成二十五年改正法附則第五十三条第二項
	法第百六十条の二第三項又は	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三　基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一　年金給付等積立金の額

二　法第百六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三　基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通

		第七十二条の四の三第二項
中途脱退者等（法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出	法第百六十五条第五項	年金給付等積立金
基金に対し、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項	年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金
前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出する	前項の規定による提出又は提供を行うとともに、基金に対し、記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する	平成二十五年改正法附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項
法第百六十条の二第二項	交付された	移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された
法第百六十一条第一項	平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項	

じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三　書面を交付する方法

3　平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出

		第七十二条の四の四第一項
	（略）	（略）
を行うとともに、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一　年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の額 二　平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	（略）	確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する

		第七十二条の四の四第一項
	（略）	（略）
を行うとともに、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一　年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の額 二　平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	（略）	確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する

第七十二条の四の四第二項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項各号列記以外の部分	（略）	次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等）

第五十五条　平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。）の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（解散に伴う事務の引継ぎ等）

第五十九条　存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

第七十二条の四の四第二項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項各号列記以外の部分	（略）	次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等）

第五十五条　平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。）の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一～三　（略）

2　（略）

（解散に伴う事務の引継ぎ等）

第五十九条　存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第二条**　法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一・二　（略） 二の二　請求者と同一の世帯に属する者（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるものを除く。）の氏名、生年月日及び個人番号 三・四　（略） 2～6　（略）	（認定の請求） **第二条**　法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一・二　（略） 二の二　請求者と同一の世帯に属する者（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるものを除く。）の氏名、生年月日及び個人番号 三・四　（略） 2～6　（略）

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、第六条中国民年金基金規則第十五条、第十九条の二第三項及び第六十三条の改正規定、第八条中確定給付企業年金法施行規則第八十九条の三、第九十六条の三第一項、第九十六条の七第一項、第百四条の十五、第百四条の十八第一項、第百四条の二十一、第百四条の二十三第一項及び第百四条の二十四第一項の改正規定並びに第十一条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項（同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第四十九条の三及び第四十九条の六の読替えに係る部分に限る。）、第四十七条第一項、第四十八条第一項（廃止前厚生年金基金規則第七十二条の四の三、第七十二条の四の四第一項及び第二項の読替えに係る部分に限る。）、第五十五条第一項及び第五十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

厚生労働大臣　武見　敬三

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額に関する特例） **第六十一条**　（略） 2　（略） 3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。	（食事療養標準負担額の減額に関する特例） **第六十一条**　（略） 2　（略） 3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（生活療養標準負担額の減額に関する特例）

第六十二条の四　（略）

2　（略）

3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（傷病手当金の支給の申請）

第八十四条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～三　（略）

6～8　（略）

（出産育児一時金の支給の申請）

第八十六条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　同一の出産について、法第百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）

第九十八条の二　（略）

2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3～7　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第百九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（生活療養標準負担額の減額に関する特例）

第六十二条の四　（略）

2　（略）

3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（傷病手当金の支給の申請）

第八十四条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～三　（略）

6～8　（略）

（出産育児一時金の支給の申請）

第八十六条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　同一の出産について、法第百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）

第九十八条の二　（略）

2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3～7　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第百九条　（略）

2　（略）

3　高額療養費の支給を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（年間の高額療養費の支給の申請等）

第百九条の二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

一・二　（略）

3　第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　（略）

4　（略）

5　前項の申請があった場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百九条の二の二　（略）

2～5　（略）

6　第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた保険者は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第百九条の十　（略）

2　前項の申請書には、令第四十三条の二第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号に掲げる額に関する証明書について、保険者が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

3　申請者が、令第四十三条の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4　第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一～三　（略）

5　（略）

（年間の高額療養費の支給の申請等）

第百九条の二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

一・二　（略）

3　第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　（略）

4　（略）

5　前項の申請があった場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百九条の二の二　（略）

2～5　（略）

6　第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた保険者は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報を提供しなければならない。

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第百九条の十　（略）

2　前項の申請書には、令第四十三条の二第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書（同項第三号に掲げる額に関する証明書について、保険者が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

3　申請者が、令第四十三条の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4　第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一～三　（略）

5　（略）

6　前項の申請があった場合においては、第四項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百九条の十一　（略）

2～4　（略）

5　第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた保険者は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（法第二百五条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第百五十九条の八　法第二百五条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一～三　（略）

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二条各号に掲げる事務

（法第二百五条の四第一項第三号の厚生労働省令で定める事務）

第百五十九条の九　法第二百五条の四第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～三　（略）

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第四条各号又は第五条各号に掲げる事務

（特例退職被保険者の資格取得の申出）

第百六十八条　（略）

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書その他年金受給権を有することを証する書類（以下「年金証書等」という。）の写し（特定健康保険組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書等と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三・四　（略）

3～5　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額に関する特例） **第五十条**　（略） 2　（略）	（食事療養標準負担額の減額に関する特例） **第五十条**　（略） 2　（略）

3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（生活療養標準負担額の減額に関する特例）

第五十三条　（略）

2　（略）

3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（船員法による療養補償との調整の申請）

第六十四条　（略）

2　前項の申請書には、同項第五号及び第六号に掲げる額に関する証拠書類（協会が番号利用法第二十二条の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びに療養補償証明書を添付しなければならない。

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～三　（略）

6～8　（略）

（出産育児一時金の支給の申請）

第七十三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　同一の出産について出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る認定）

第八十七条　（略）

3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（生活療養標準負担額の減額に関する特例）

第五十三条　（略）

2　（略）

3　前項の申請書には、同項第五号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（船員法による療養補償との調整の申請）

第六十四条　（略）

2　前項の申請書には、同項第五号及び第六号に掲げる額に関する証拠書類（協会が番号利用法第二十二条の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びに療養補償証明書を添付しなければならない。

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～三　（略）

6～8　（略）

（出産育児一時金の支給の申請）

第七十三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　同一の出産について出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る認定）

第八十七条　（略）

２　被保険者は、認定を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

３～７　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第九十九条　（略）

２　（略）

３　高額療養費の支給を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（年間の高額療養費の支給の申請等）

第九十九条の二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

一・二　（略）

３　第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　（略）

４　（略）

５　前項の申請があった場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第九十九条の三　（略）

２～５　（略）

６　第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた協会は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第五号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第百八条　（略）

２　前項の申請書には、令第十一条第一項第二号から第五号までに掲げる額に関する証明書（同項第二号に掲げる額に関する証明書について、協会が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

２　被保険者は、認定を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

３～７　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第九十九条　（略）

２　（略）

３　高額療養費の支給を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（年間の高額療養費の支給の申請等）

第九十九条の二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

一・二　（略）

３　第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　（略）

４　（略）

５　前項の申請があった場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第九十九条の三　（略）

２～５　（略）

６　第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた協会は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第五号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報を提供しなければならない。

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第百八条　（略）

２　前項の申請書には、令第十一条第一項第二号から第五号までに掲げる額に関する証明書（同項第二号に掲げる額に関する証明書について、協会が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であって前項の申請書にその旨を記載した場合、又は協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

３　申請者が、令第十二条第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

４　第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一～三　（略）

５　（略）

６　前項の申請があった場合においては、第四項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百九条　（略）

２～４　（略）

５　第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた協会は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第五号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（氏名変更の届出）

第百十九条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一・二　（略）

（死亡の届出）

第百二十三条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害年金の年金証書（障害年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　（略）

３　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第百二十四条　（略）

２　（略）

３　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

３　申請者が、令第十二条第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

４　第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一～三　（略）

５　（略）

６　前項の申請があった場合においては、第四項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百九条　（略）

２～４　（略）

５　第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた協会は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第五号までに掲げる事項に関する内容を含む特定個人情報を提供しなければならない。

（氏名変更の届出）

第百十九条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一・二　（略）

（死亡の届出）

第百二十三条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害年金の年金証書（障害年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　（略）

３　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第百二十四条　（略）

２　（略）

３　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三　（略）

4　（略）

（行方不明手当金の支給の申請）

第百二十六条　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号及び第四号に掲げる書類は最初に行方不明手当金の支給を受けようとする場合以外の場合においては、添付することを要しない。

一～三　（略）

四　申請者が第二十六条の届出を行っていない被扶養者であるときは、被保険者が行方不明となった当時その者と同一の世帯に属していたことを証する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（遺族年金の申請）

第百二十九条　（略）

2　（略）

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　（略）

三　国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を証明する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

五　申請者が被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたことを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

六～八　（略）

4・5　（略）

（胎児の出生による決定の申請の特例）

第百三十条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一　申請者及び前項第三号の遺族と死亡した被保険者又は被保険者であった者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三　（略）

4　（略）

（行方不明手当金の支給の申請）

第百二十六条　（略）

2　前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号及び第四号に掲げる書類は最初に行方不明手当金の支給を受けようとする場合以外の場合においては、添付することを要しない。

一～三　（略）

四　申請者が第二十六条の届出を行っていない被扶養者であるときは、被保険者が行方不明となった当時その者と同一の世帯に属していたことを証する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（遺族年金の申請）

第百二十九条　（略）

2　（略）

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　（略）

三　国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を証明する書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

五　申請者が被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたことを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

六～八　（略）

4・5　（略）

（胎児の出生による決定の申請の特例）

第百三十条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一　申請者及び前項第三号の遺族と死亡した被保険者又は被保険者であった者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　（略）

三　前項第三号の遺族については、その者が申請者と生計を同じくしていることを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

（後順位者の申請手続）

第百三十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申請者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他基礎年金番号を証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五　申請者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者の収入により生計を維持していたことを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

六　（略）

３～６　（略）

（支給停止の解除の申請）

第百三十四条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　遺族年金の年金証書（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三　協会が指定する者にあっては、その者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四・五　（略）

（失権の届出）

第百三十五条　（略）

２　前項の届書には、遺族年金の年金証書を添えなければならない（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）。ただし、年金証書を添えることができないときは、その事由書を添付しなければならない。

二　（略）

三　前項第三号の遺族については、その者が申請者と生計を同じくしていることを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

（後順位者の申請手続）

第百三十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　申請者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他基礎年金番号を証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五　申請者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者の収入により生計を維持していたことを証明することができる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

六　（略）

３～６　（略）

（支給停止の解除の申請）

第百三十四条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　遺族年金の年金証書（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三　協会が指定する者にあっては、その者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四・五　（略）

（失権の届出）

第百三十五条　（略）

２　前項の届書には、遺族年金の年金証書を添えなければならない（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）。ただし、年金証書を添えることができないときは、その事由書を添付しなければならない。

（死亡の届出）

第百三十六条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　遺族年金の年金証書（遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（胎児出生の届出）

第百三十七条　（略）

２　前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）及び遺族年金の年金証書（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

（遺族一時金の申請）

第百三十九条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　死亡した被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

３　（略）

（遺族年金差額一時金の申請）

第百四十条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法第三十六条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

３　（略）

（法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第二百二十三条　法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四条各号に掲げる事務

（死亡の届出）

第百三十六条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　遺族年金の年金証書（遺族年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）

（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（胎児出生の届出）

第百三十七条　（略）

２　前項の届書には前項第五号に掲げる子の戸籍の抄本（協会が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）及び遺族年金の年金証書（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）並びにその者が別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるときは、その障害に関する医師の診断書を添えなければならない。

（遺族一時金の申請）

第百三十九条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　死亡した被保険者又は被保険者であった者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　（略）

３　（略）

（遺族年金差額一時金の申請）

第百四十条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法第三十六条第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、その事実が認められる書類（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

３　（略）

（法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

第二百二十三条　法第百五十三条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四条各号に掲げる事務

（法第百五十三条の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務）

第二百二十四条　法第百五十三条の十第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～五　（略）

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第八条各号又は第九条各号に掲げる事務

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）
第四十四条の二の二　法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第四十四条の二の二**　法第百十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十四条各号に掲げる事務	六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十四条各号に掲げる事務
（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）
第四十四条の三　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第四十四条の三**　法第百十三条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第七十一条各号又は第七十三条に掲げる事務	六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第七十一条各号又は第七十三条に掲げる事務

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務）
第百二十条　法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第百二十条**　法第百六十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四十六条各号に掲げる事務	四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第四十六条各号に掲げる事務
（法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）	（法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）
第百二十一条　法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。	**第百二十一条**　法第百六十五条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一～三　（略）	一～三　（略）

改正後	改正前
四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百十七条各号に掲げる事務	四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第四十三条各号に掲げる事務

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十条及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第六十八条の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害補償給付の請求） **第十四条の二**　（略） ２・３　（略） ４　第一項第六号に規定する場合に該当するときは、同項の請求書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （遺族補償年金の請求） **第十五条の二**　（略） ２　（略） ３　第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～八　（略） （傷病補償年金の支給の決定等） **第十八条の二**　（略） ２・３　（略） ４　第二項第四号に規定する場合に該当するときは、同項の届書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （年金たる保険給付の受給権者の定期報告） **第二十一条**　年金たる保険給付の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日（次項において「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したとき又は厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該報告書と同一	（障害補償給付の請求） **第十四条の二**　（略） ２・３　（略） ４　第一項第六号に規定する場合に該当するときは、同項の請求書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （遺族補償年金の請求） **第十五条の二**　（略） ２　（略） ３　第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～八　（略） （傷病補償年金の支給の決定等） **第十八条の二**　（略） ２・３　（略） ４　第二項第四号に規定する場合に該当するときは、同項の届書には、前項の診断書その他の資料のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 （年金たる保険給付の受給権者の定期報告） **第二十一条**　年金たる保険給付の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日（次項において「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したとき又は厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該報告書と同一

の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき若しくは番号利用法第二十二条第一項の規定により当該報告書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～六　（略）

2　前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

一　障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害年金の受給権者にあつては、その住民票の写し又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該受給権者に係る利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二　（略）

3　第一項第三号に規定する場合に該当するときは、同項の報告書には、前項の書類のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（年金たる保険給付の受給権者の届出）

第二十一条の二　（略）

2・3　（略）

4　第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、第一項の届出について、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき又は第一項の届出（同項第一号に規定する受給権者の住所に変更があつた場合又は同項第六号に掲げる場合に限る。）若しくは前項の届出について、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

5　（略）

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別遺族年金の請求） **第六条**　特別遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一　（略）	（特別遺族年金の請求） **第六条**　特別遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一　（略）

二　請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡労働者等との関係及び第三条に規定する障害の状態の有無並びに当該請求人の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）

三～六　（略）

七　特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者　当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　請求人又は第一項第二号の遺族が死亡労働者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四　請求人及び第一項第二号の遺族（死亡労働者等の死亡の当時胎児であった子を除く。）が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五　（略）

六　第一項第二号の遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

第七条　法第六十一条第一項後段又は法第六十四条第二項の規定により準用する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第十六条の五第一項後段の規定により新たに特別遺族年金の受給権者となった者は、その先順位者が既に特別遺族年金の支給の決定を受けた後に特別遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一　（略）

二　請求人の氏名、生年月日、住所、個人番号及び死亡労働者等との関係

三　（略）

二　請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所、死亡労働者等との関係及び第三条に規定する障害の状態の有無

三～六　（略）

七　特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

（新設）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　請求人又は第一項第二号の遺族が死亡労働者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

四　請求人及び第一項第二号の遺族（死亡労働者等の死亡の当時胎児であった子を除く。）が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類

五　（略）

六　第一項第二号の遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類

第七条　法第六十一条第一項後段又は法第六十四条第二項の規定により準用する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第十六条の五第一項後段の規定により新たに特別遺族年金の受給権者となった者は、その先順位者が既に特別遺族年金の支給の決定を受けた後に特別遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一　（略）

二　請求人の氏名、生年月日、住所及び死亡労働者等との関係

三　（略）

四　特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者　当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

2　前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（特別遺族年金の受給権者の定期報告）

第十四条　特別遺族年金の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日（次項において「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したとき又は厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該報告書と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～三　（略）

2　前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項第二号の遺族については、その者が受給権者と生計を同じくしていることを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

（特別遺族年金の受給権者の届出）

第十五条　特別遺族年金の受給権者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

一　受給権者の氏名、住所若しくは個人番号に変更があった場合又は新たに個人番号の通知を受けた場合

二・三　（略）

2・3　（略）

4　第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類その他の資料と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

5　（略）

（特別遺族年金の払渡希望金融機関等の変更の届出）

第十六条　特別遺族年金の受給権者は、その払渡しを受ける金融機関又は郵便局を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、払渡しを受ける預貯金口座として公金受取口座を現に利用する者が、口座登録法第四条第一項又は第五条第二項の規定により当該公金受取口座を変更したときは、この限りでない。

一・二　（略）

四　特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称（新設）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類

（特別遺族年金の受給権者の定期報告）

第十四条　特別遺族年金の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日（次項において「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

一～三　（略）

2　前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項第二号の遺族については、その者が受給権者と生計を同じくしていることを証明することができる書類

（特別遺族年金の受給権者の届出）

第十五条　特別遺族年金の受給権者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

一　受給権者の氏名及び住所に変更があった場合

二・三　（略）

2・3　（略）

4　第一項又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。

5　（略）

（特別遺族年金の払渡希望金融機関等の変更の届出）

第十六条　特別遺族年金の受給権者は、その払渡しを受ける金融機関又は郵便局を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号（払渡しを受ける預金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座を利用しないことを希望する場合（口座登録法第七条第一項の規定により当該公金受取口座の登録を抹消した場合を含む。以下この号において同じ。）にあっては、その旨を含む。）、新たに特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称（払渡しを受ける貯金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける貯金口座として当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合にあっては、その旨の表示を含む。）又は新たに年金たる保険給付の払渡しを受けようとする預貯金口座として公金受取口座を利用することを希望する旨及び受給権者の個人番号

２　（略）

（未支給の特別遺族給付金）

第十九条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一　死亡した受給権者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二・三　（略）

３　（所在不明による支給停止の申請）

第二十一条　（略）

２　前項の申請書には、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、この省令による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第百十一条**　法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～十　（略） 十一　番号利用法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務	（法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第百十一条**　法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～十　（略） 十一　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第百十六条**　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～十四　（略） 十五　番号利用法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務	（法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第百十六条**　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～十四　（略） 十五　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第三十四条**　法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一～五　（略） 六　番号利用法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務	（法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第三十四条**　法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一～五　（略） 六　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（機構への事務の委託） **第五条**　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。 一　（略） 二　番号利用法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務	（機構への事務の委託） **第五条**　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。 一　（略） 二　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第九条**　法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一　（略）	（法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第九条**　法第十七条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一　（略）

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第八十三条**　法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～五　（略） 六　番号利用法第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務	（法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第八十三条**　法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一～五　（略） 六　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

○国土交通省令第六十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、公営住宅法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

公営住宅法施行規則の一部を改正する省令

公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収入申告の方法） **第七条**　（略） ２　入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令（以下「令」という。）第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。ただし、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類（前項の規定により提出する書面を除く。）と同一の内容を含む特定個人情報（同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）を利用することができるとき、又は同法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。 一・二　（略）	（収入申告の方法） **第七条**　（略） ２　入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令（以下「令」という。）第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。ただし、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類（前項の規定により提出する書面を除く。）と同一の内容を含む特定個人情報（同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下この項において同じ。）を利用することができるとき、又は同法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。 一・二　（略）

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。